

# 嵐山町議会令和元年第2回定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (6月10日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
散会の宣告	26

### 第 2 号 (6月11日)

議事日程	27
出席議員	28
欠席議員	28
本会議に出席した事務局職員	28
説明のための出席者	28
開議の宣告	31
諸般の報告	31
一般質問	31

1 番	吉 本 秀 二 議員	3 1
3 番	大 野 敏 行 議員	5 6
1 3 番	渋 谷 登美子 議員	7 2
5 番	青 柳 賢 治 議員	1 0 8
会議時間の延長		1 2 4
休会の議決		1 2 7
散会の宣告		1 2 7

### 第 3 号 (6月13日)

議事日程		1 2 9
出席議員		1 3 0
欠席議員		1 3 0
本会議に出席した事務局職員		1 3 0
説明のための出席者		1 3 0
開議の宣告		1 3 3
諸般の報告		1 3 3
一般質問		1 3 3
4 番	長 島 邦 夫 議員	1 3 3
6 番	畠 山 美 幸 議員	1 5 1
8 番	河 井 勝 久 議員	1 8 0
9 番	川 口 浩 史 議員	2 0 6
会議時間の延長		2 2 6
散会の宣告		2 3 5

### 第 4 号 (6月14日)

議事日程		2 3 7
出席議員		2 3 9
欠席議員		2 3 9
本会議に出席した事務局職員		2 3 9
説明のための出席者		2 3 9

開議の宣告	2 4 1
諸般の報告	2 4 1
報告第 1 号の上程、説明、質疑	2 4 2
報告第 2 号の上程、説明、質疑	2 4 3
報告第 3 号の上程、説明、質疑	2 4 5
報告第 4 号の上程、説明、質疑	2 4 7
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 9
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 0
承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 4
同意第 1 0 号の上程、説明、質疑、採決	2 5 7
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 8
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 2
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 9
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 6
議案第 3 3 号の修正案の提出	2 9 0
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 5
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 6
議員派遣の件について	3 0 3
閉会中の継続調査の申し出について	3 0 4
日程の追加	3 0 4
発議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 4
発議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 8
発議第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 0
発議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 1
発議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 3
発議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 7
発議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 0
町長挨拶	3 3 2
議長挨拶	3 3 3
閉会の宣告	3 3 4

署名議員..... 3 3 5

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第5号

令和元年第2回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月3日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 令和元年6月10日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 4 名 )

1 番	吉 本 秀 二	議 員	2 番	森 一 人	議 員
3 番	大 野 敏 行	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	青 柳 賢 治	議 員	6 番	畠 山 美 幸	議 員
7 番	吉 場 道 雄	議 員	8 番	河 井 勝 久	議 員
9 番	川 口 浩 史	議 員	1 0 番	清 水 正 之	議 員
1 1 番	松 本 美 子	議 員	1 2 番	安 藤 欣 男	議 員
1 3 番	洪 谷 登 美 子	議 員	1 4 番	佐 久 間 孝 光	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和元年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

6月10日(月) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(佐久間議長)
- 日程第 4 行政報告(挨拶並びに行政報告 岩澤町長)  
(行政報告 永島教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

○出席議員（13名）

2番 森 一人 議員	3番 大野 敏行 議員
4番 長島 邦夫 議員	5番 青柳 賢治 議員
6番 畠山 美幸 議員	7番 吉場 道雄 議員
8番 河井 勝久 議員	9番 川口 浩史 議員
10番 清水 正之 議員	11番 松本 美子 議員
12番 安藤 欣男 議員	13番 渋谷 登美子 議員
14番 佐久間 孝光 議員	

○欠席議員（1名）

1番 吉本 秀二 議員

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	菅 原 浩 行
書 記	新 井 浩 二

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
柳 下 和 之 技 監	
青 木 務 参事兼総務課長	
山 岸 堅 護 地域支援課長	
村 田 朗 税 務 課 長	
高 橋 喜代美 町 民 課 長	
前 田 宗 利 子 育 て 支 援 課 長	
近 藤 久 代 健康いきいき課長	
山 下 次 男 長 寿 生 き が い 課 長	
内 田 恒 雄 環 境 課 長	
杉 田 哲 男 農 政 課 長	
藤 永 政 昭 企 業 支 援 課 長	



伊	藤	恵	一	郎	まちづくり整備課長
山	下	隆	志		上下水道課長
金	井	敏	明		会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸		教 育 長
村	上	伸	二		教育委員会事務局長
杉	田	哲	男		農業委員会事務局長 農政課長兼務

---

◎開会の宣告

- 佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、令和元年第2回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時58分)

---

◎開議の宣告

- 佐久間孝光議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

- 佐久間孝光議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第5番 青柳賢治 議員

第6番 畠山美幸 議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

- 佐久間孝光議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

青柳議会運営委員長。

[青柳賢治議会運営委員長登壇]

- 青柳賢治議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして、6月4日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として佐久間議長に、出席要求に

基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、青木参事兼総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告3件、承認3件、人事1件、条例3件、予算2件、その他1件の13件というところでございます。このほか、議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日10日から6月14日までの5日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問におきましては受け付け順として、6月11日に1番の吉本秀二議員から4番の青柳賢治議員、6月13日に5番の長島邦夫議員から8番の川口浩史議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日6月10日から14日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの5日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告3件、承認3件、人事1件、条例3件、予算2件及びその他1件の計13件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配

付しておきましたので、ご了承願います。

次に、2月から5月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和元年5月28日、千代田区の東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長会主催の町村議長副議長研修会に本職と副議長が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第9号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出についての件につきましては、内閣総理大臣並びに関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛てに提出のありました陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、陳情第5号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情、陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長より諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○佐久間孝光議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げたいと思います。

さて、本日ここに令和元年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきま

して審議を賜りますこと、町政進展のためまことに感謝にたえないところでございます。

本議会に提案をいたします議案は、報告3件、承認3件、人事1件、条例3件、予算2件、その他1件の計13件であります。なお、報告議案の1件を追加を予定しております。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願いをする次第でございます。

次に、平成31年2月から平成31年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

さて、昨日上田埼玉県知事をはじめ、ご来賓の皆様をお迎えし、らんざんラベンダーまつりオープニング式典を成功裏に開催することができました。議員各位をはじめ、関係する皆様、議員の多く、大勢の職員にも尽力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

永島教育長。

〔永島宣幸教育長登壇〕

○永島宣幸教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会からお手元の地方自治法第122条による事務に関する説明書に沿って何点かご報告を申し上げます。

32ページをごらんください。1、庶務関係、(2)人事異動について、特に管理職についてでございますけれども、校長につきましては七郷小学校、中村校長、志賀小学校、平校長、玉ノ岡中学校、竹之下校長の定年退職に伴いまして、七郷小学校に川島西中学校から小野川校長、志賀小学校に吉見中学校から澤田校長、玉ノ岡中学校に熊谷奈良中学校から高田校長、そして菅谷小学校の池田校長の吉見東第二小学校への異動に伴いまして、菅谷小学校に再任用校長として玉ノ岡中学校から竹之下校長を迎えたところでございます。

教頭につきましては、菅谷中学校、岩品教頭の東松山東中学校への異動に伴いまし

て、川越霞ヶ関中学校から茂手木教頭を迎えました。

管理職を含めました各小中学校の人事異動者数につきましては、表のとおりでございます。

次に、2、学校教育関係、(1)卒業(園)式、入学(園)式についてでございますが、小学校の卒業生130人に対しまして、新入生105人で25人の減、中学校卒業生130人に対しまして、新入生126人で4人の減となっております。

卒業、卒園式、入学、入園式、また先日行われました中学校体育祭、小学校運動会に際しましては、議員の皆様にはご多用の中ご臨席をいただきまして、ありがとうございました。

次に、(3)委託関係についてでございます。来年度から全面実施となります新しい学習指導要領によりまして、小学校3、4年生に外国語活動、5、6年生に英語科が導入されます。このことに伴いまして、外国語指導講師業務委託費を増額していただきますとともに、できるだけ学期初めの早い時期から学校に配置できるよう、契約期間を3年間とさせていただきます。これによりまして、現在契約の関係で5月下旬となっております外国語指導講師の派遣が来年度は4月当初からできるようになりました。

以上、何点か説明をさせていただきました。そのほかの点につきましては、お手元の説明書をご高覧いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

---

◎常任委員会所管事務調査報告

○佐久間孝光議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

大野総務経済常任委員長。

[大野敏行総務経済常任委員長登壇]

○大野敏行総務経済常任委員長 議長のご指名をいただきましたので、総務経済常任委員会の報告をいたします。

令和元年6月10日

嵐山町議会議長 佐久間 孝 光 様

総務経済常任委員長 大野敏行

なお、文書を読み上げて報告にかえさせていただきたいと思います。

#### 所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告並びに最終報告します。

#### 記

#### 1 調査事項

「駅周辺10年計画について」、「若者会議について」及び「農業の活性化について」

#### 2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「駅周辺10年計画について」、「若者会議について」及び「農業の活性化について」を調査するため、3月30日、4月9日、4月18日及び5月23日に委員会を開会し、調査研究を行った。

##### (1) 若者会議について

本委員会では「若者会議について」4回にわたり中間報告してきた。町おこしディレクターの神岡氏とその友人の安藤氏、飯嶋氏の3名の方は、町内で活躍しているリーダー的な存在として、最初の意見交換から参加され、若者会議におけるコーディネーター的な役割に欠かせない存在となっております。

大妻嵐山高等学校生徒の皆さんと意見交換では、

○地元産の食べ物で、ラベンダーも含めた「紫色」を前面に押し出すのがよい。オオムラサキアイス、ラベンダーアイスまたはソフトクリームをつくってほしい。

○国蝶オオムラサキを利用した、インスタ映えスポットや蝶の羽を背負う場所の設定を千年の苑と連携して早期に実現してほしい。

○嵐山町のイベントに関するポスター等が他町村で見当たらない。嵐山町内でも、他町村の案内ポスター等を目にしない。もっと広域で協力し合うほうがよい。

など、若者の視点によるご意見をいただき、大人と視点の異なる高校生との継続的な意見交換の場を持つことの重要性を感じた。

寄居町での行政視察においては、

○メンバーは全員ボランティアであり、一般公募に加え、入庁1、2年目の若手職員も加わっており、この存在が重要である。

○会議の開催は、メンバーの参加しやすい曜日設定が大切である。

○若者が活動することにより、少しずつ町に変化を生み出している。ただし、設立当

初は外部の専門家による指導が不可欠である。リーダーを育て、最終的に自走する組織となるよう進めている。

など、若者会議の先進事例を確認することができた。

また、今回の本委員会における意見交換では、当初からの3名を含め、12名の若者にご参加いただき、まちづくりについて委員との活発な意見交換を重ねてきた。この方たちを対象に飯嶋氏のコーディネートによる嵐山町観光スポット・マーケティングツアーも開催した。このツアーの目的は、参加者同士の親睦を深めて、遠慮のない意見交換ができること、また自分たちの目で、これまで知らなかった嵐山町のよさ・悪さを知り合えることである。

ツアー参加者からは、

- ツアーを行う目的を明確にするとよい。
- イチゴ狩り・工場見学・地元工場売店と歴史を回るツアーにするとおもしろいと思う。
- お寺・神社などは暗く、もう少し明るい雰囲気になるとよい。
- どこに行くのも車でしか行けないので、気軽には行けない。
- 杉山城跡など、順路がわかる看板が欲しい。

などの意見が出され、

また、コーディネーター役の飯嶋氏が、

「全国区で評価されている場所はあるものの、神社・仏閣などは「どこの管轄」、「誰の担当」などと人任せにし、手入れのされていない現状を感じた」

などの考察を報告書にまとめ、参加者にフィードバックできた。

以上の各委員会活動として、若者は、自分で見聞きした事柄に大変率直な意見を出していると感じた。今回の意見交換への参加者に対し、今後、若者会議を立ち上げた際の参加の意向を尋ねたところ、参加者からは「行政等の先導が前提にあれば、続けてみたい」との回答を得ることができた。また、委員からは「地元の大妻嵐山高等学校と滑川総合高等学校の生徒の参加は重要」との意見が出された。

本委員会としては、嵐山町総合戦略の基本的方針に位置づけられた（3つの基本的方針）「①活力と生きがいを創出する、②子どもたちの未来を創出する、③住みよい豊かな環境を創出する」の実現に向け、「若者ならではの観点」を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、下記により若者会議の設置を提案する。



## 記

- 1、本委員会との意見交換に参加された方々を中心に、一般公募による参加者も含めたメンバー構成とする。
- 2、嵐山町の若手職員についてもメンバーに含める。
- 3、大妻嵐山高等学校や滑川総合高等学校の生徒等の参加を呼びかける。
- 4、若者会議の活動について、スムーズに行われるよう経費を予算化する。

以上、「若者会議について」最終報告といたします。

### (2) 農業の活性化について

4月18日午後1時30分より、埼玉中央農業協同組合の大澤常務理事、販売部生産販売課の梶野課長、営農部担い手サポートセンターの福田主任の3名にご参加をいただき、意見交換を行った。質問項目として、事前に2項目をお尋ねし、その内容に沿ってご回答いただき、意見交換を重ねた。

#### ①嵐山町の農業の活性化について、農協の取り組みや支援は

答 農産物直売所が中心で活性化を求める。米は全量を農協で買い取り、9カ所の直売所で販売する。イチゴなども全ての直売所で販売したいと考えている。

答 J Aグループさいたまによる県域応援メニューの助成事業で、担い手経営体の皆様を応援する。福田が嵐山・滑川・東松山地区の担当である。

問 新たな生産をどうするのか。指導体制は。生産力を上げるには。

答 農協のみでの指導体制では難しいことから、県東松山農林振興センターの協力をいただいている。

問 専業農家にとって、農産物直売所でのみの販売では生活が成り立たないと思うが。

答 県内のJ A農産物直売所へ流通経路があり、場合によっては出荷ができる。

#### ②嵐山町農業の6次産業化に必要な条件等と農協ができる支援について

答 農協独自で6次産業化の設備をつくる計画はない。個人で6次化製品をつくる場合の助成があるので、紹介することはできる。

問 6次産業化の問題点は何か。

答 消費期限、細菌の検査に係る費用、ラベル等の印刷に係る版代の負担、最小ロットが300キログラム程度必要であることなど。

問 タケノコを使った6次産業化を行う場合の課題は。

答 皮むき、ゆでるのに人手が必要。農協では難しい。

### ③その他の質疑について

問 花の栽培指導はどうしているのか。

答 農協では指導体制がなく、県職員にお願いをしている状況である。

問 全体を通して、一番の問題点は何か。

答 農業を継ぐ人がいない。外部からの人でも、若い農業担い手には指導協力する。

当日の意見交換では、先の明るい話を十分聞くことができなかった。農協に頼るのではなく、嵐山町独自での農業活性化を見出していく必要があると感じた。千年の苑ラベンダー園をはじめとする観光農業がその主体となると考える。北部地域の桑園跡地をブドウ畑とし、ワイン工場などをつくってみれば、人が呼べるのではないかと考える。

### (3) 駅周辺10年計画について

5月23日午前10時より、静岡県熱海市において、NPO法人atamista（アタミスタ）代表理事、株式会社machimori（マチモリ）代表取締役の市來広一郎氏より、「熱海のリノベーションまちづくり～民間主導による公民連携プロジェクト～」の研修を受けた。1時間は屋内講習、1時間は実際にまちを歩き、事例の説明を受けた。市來氏は、寄居町若者会議にも携わった実績がある。熱海市内には多数の商店街があるが、市來氏らの「熱海銀座商店街」を復興した活動は、マスコミ等でも紹介されている。

アタミスタの活動コンセプトは、「100年後も豊かな暮らしができるまちをつくる」こと、人材育成を通して経済、社会、自然、芸術、文化資本を再生し、持続可能な地域社会をつくることである。そのため、補助金に頼らない民間主導のまちづくりを行っている。「熱海のリノベーションまちづくり」の目的は、1、エリア価値の向上（不動産価格の向上）、2、雇用の増加と平均所得の向上（付加価値の高い産業を生み出す）、3、中心市街地人口の増加である。遊休化したストックを活用して、エリア内に新しい価値を見出し、エリアを再生する。今あるものを生かして、新しい使い方をし、まちを変えることを目指す。

熱海銀座商店街の復興には、そこで商売をしている老舗干物屋5代目の二見一輝瑠氏の働きが必要であった。2人が中心となり、空き店舗を改装し、一部をカフェとして開店、2カ月に1回マルシェを開催し、「人が集まること、人通りを多くすること」に取り組んだ。当初は、歩行者天国への不満、地元商店の仕事に邪魔になるといった

大きな反発があり、その都度謝罪していたが、マルシェを重ねるうちに、通りには5,000人もの人出が集まるようになり、ほかの店にも人が寄り出して反発はおさまった。また、10年間空き店舗だった、約100坪の元パチンコ店のリノベーションは、小スペースに区切り、安価に宿泊できるゲストハウスに変え、内部は宿泊・情報交換のスペースのみとし、食事等は近所のお店で食べていただく方式として商店街の活性化につなげた。

【委員からの意見・感想】

- ・見学したりリノベーション後の店舗は、3つの部分に分けて使われている。道路に面した部分は店舗、中央部は事務所やキッチン、奥の部分は靴を脱いでくつろげる場、ミーティングルームとなっていた。
- ・熱海銀座通りは再開発するより、その場を変えていく手法。空き店舗を安い価格で貸し借りすることで「家でもない、職場でもない、第3の居場所」づくりに取り組んでいる。
- ・熱海の商店街が活性化したのは、空き店舗の活用を現代的感覚から活用したのがうまくマッチしたからだと思う。「変化の端緒をつかむ」ことが大切であると言っていたが、そこが大事であると感じた。
- ・通りに3階建ての建物が多く、老舗の店舗がどう協力するかが活性化の鍵。ビル等のテナント化、小割入居ができることで人の集まる場となる。若者への魅力も加わった。
- ・地元出身の若者2人が会社を立ち上げ、熱海の強みとも言えるコンパクトな中心市街地を持った温泉地をベースに、狭いエリアから集中的に再生プロジェクトに取り組んでいる。カフェが地元民と外部の人々との交流の場となり、そこから熱海で起業する人を呼び込んでいる。粘り強く活動していることが成果につながっていると感じた。

以上、中間報告といたします。

○佐久間孝光議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 最終報告が若者会議についてはされているわけですが、これは全会一致の最終報告ということで考えてよろしいですか。

- 佐久間孝光議長 大野総務経済常任委員長。
- 大野敏行総務経済常任委員長 若者会議については審議を重ねてきまして、この6月議会にて最終報告とすることで全会一致となっております。
- 佐久間孝光議長 第10番、清水正之議員。
- 10番(清水正之議員) 私もこの間休んでいたもんで経過がよくわからないんですが、若者会議については議員提出議案で出されていた経過があると思うのですが、そうすると総務経済常任委員会としてはこの若者会議を設立していくという考えで全会一致を見たということによろしいのですか。
- 佐久間孝光議長 大野総務経済常任委員長。
- 大野敏行総務経済常任委員長 議員の中から若者会議のことについて設置したいという話は何回か出されておりました。それが採択に至らず、この総務経済常任委員会の中で若者会議について取り上げようと、取り上げてみようという話になりまして、総務経済常任委員会の中で全会一致でこのような話になりました。本日ここに最終報告をさせていただきながら、皆さんの協力、全議員の協力が得られるのであればそのようをお願いしたいなというふうにも思っております。

以上でございます。

- 佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

- 佐久間孝光議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

- 松本美子文教厚生常任委員長 それでは、議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会報告を朗読をもちまして報告をさせていただきます。

令和元年6月10日

嵐山町議会議長 佐久間 孝 光 様

文教厚生常任委員長 松 本 美 子

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

## 1 調査事項

「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」

## 2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」を調査するため、4月10日、4月26日及び5月14日に委員会を開会し、調査研究を行った。

### (1) 4月10日の委員会について

当日は、午前9時30分から吉田2区集会所において、めざせ100歳元気！元気！自主活動グループ・吉田2区「にこにこ会」の活動状況を視察した。

#### ○吉田2区「にこにこ会」について

嵐山町は、平成17年度から平成26年度まで、「めざせ100歳元気！元気！」事業を実施してきた。この事業は、継続的に生活習慣を改善し、生きがいを持って生活することにより、心身・生活機能低下を予防し、健康寿命を延ばすことを目的としたもので、3カ月間に12回の事業実施を行い、終了後、地域における自主活動としての移行を促してきた。その結果、参加した19カ所（23地区）中、9カ所でグループが立ち上がったが、現在は5カ所になっている。吉田2区「にこにこ会」は、平成18年4月より13年間にわたり自主活動グループとして活動を継続している。

### ①視察状況

#### ア 当日の活動について

当日は、午前9時30分から午前11時までの間において、歯科衛生士を講師に招き口腔講座が行われた。参加者は、男性8人、女性12人の計20人で、まず身体機能、運動機能の向上を目的とした、歌唱（「バラが咲いた」）手のひら運動と歌唱（「ああ人生に涙あり」）体操が行われた。

口腔講座は、「バランスのよい食事と歯の健康」、「8020運動の効果実績」、「よくかむことの8大効果」、「口腔ケアの実技」について指導がなされた。

#### イ 主催者説明

会員は、地域コミュニティ事業団体と兼ね、吉田2区全世帯が会員である。活動日は、月1回、原則第2水曜日で、8月はお盆、11月は敬老会で休会としている。活動内容は、町から講師を派遣していただき、体操、体力測定、口腔講座等を行っている。参加状況は、平均10人程度。健康講座だけではなかなか維持が難しいので、視察研修

も入れている。活性化していくにはリーダー的な人がほかの団体の活動に参加するなどして、新しい内容を入れていく必要がある。

## ②視察後の各委員の意見・感想

- 吉田2区における「めざせ100歳元気！元気！」自主活動グループ事業のように、地域コミュニティ事業に入っていけば活動費も補助され活性化する。モデル的な事例として参考になるのではないか。
- 健康増進に寄与したグループとして広報で取り上げることや表彰することもグループの活性化を図り、健康増進活動の振興を図る上で重要である。
- 口腔ケアの話は大変よかった。1回聞くだけで意識が相当違ってくと思う。これまでの口腔ケア教室は介護保険対象者に対して呼びかけていたと思うが、今回話を聞いてみて、高齢になってからのことではなく、もっと幅広くみんなで聞いていい話だと感じた。自主グループの代表者を集めてやってもいいし、広く町民を募って中央的な場所でやってもいい。町の健康増進につながっていくのではないか。
- 吉田2区における「めざせ100歳元気！元気！」自主活動グループのような活動を広めていくにはどうすればいいのかが課題だが、町として健康寿命を延ばそうという取り組みを行っているものであり、シルバー世代に対するケアとしての情報発信システムや予算措置も含めた検討が必要。

### (2) 4月26日の委員会について

当日は、教育長、教育委員会事務局長等に出席を求め、「嵐山町の教育環境の充実について」のテーマの説明を受けた。

#### ①教育長説明要旨

##### ア 教職員関係について

「一番重要な教育環境は教職員である」として、以下の説明があった。

#### ○4つの凡事徹底

「挨拶・整理整頓」、「報告・連絡・相談の徹底」、「仕事の見届け」、「職場の規律を守り、人間性を認める」当たり前のことだが徹底できていないので、校長・教頭に4つの凡事徹底を指示している。

#### ○目指す学校像「子ども主体の笑顔が輝く学校」

小中学校とも、このような学校にしていきたいと考えているのは、まず「子どもを主体にした学校」として、子どもが意欲を持って学習に取り組み、輝きを増す学校、

次に「よいことが安心してできる学校」として、子ども、保護者と教員が心のきずなを強く持ち、互いに高め合える学校、そして「心遣いが見える、開かれた学校」として、地域から子ども、教職員の動く姿が見える学校を目指している。

#### ○教員に望むこと

着任してきた教員に対し4点指示している。1つは「自分の仕事に精通し、自信を持つこと」、2つは「自分の相手を理解しようとする事」、相手とは、児童生徒、同僚職員、保護者、地域の皆さん。教育は、児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わる。3つは「常に自分自身を振り返ること」一般社会からかけ離れていないかどうか機会あるごとに自己点検し、児童生徒の一番身近なところにいる大人の代表としての自覚を持ち行動すること。4つは「事故防止に努めること」一人一人の児童生徒が大切であると同様に一人一人の教職員も町にとって大切な存在である。

#### ○「わかる授業」は、最大の生徒指導

特に重点にしているのは「本時のねらいは明確か」ということで、きょうは何をやるのか黒板に明示することと、「板書は、1時間の学習の筋道がわかる構成になっているか」ということで、途中から教室に入った人でも授業の内容がわかる板書を指示している。

#### ○教職員育成構想

「目指す児童生徒像は、自信を持って行動できる児童生徒」、「教育目標は、自信を持って行動できる児童生徒の育成」、「目指す教師像は、児童生徒の教育に自信の持てる教師」これを柱に、各小中学校の年間計画を作成させている。

#### ○教員研修等

教員に国の研修を受けさせる努力をしている。一昨年はつくば市での文部科学省の研修に2人、昨年はオリンピックセンターで文部科学省の研修に1人、本年もつくば市での文部科学省の研修に1人派遣を予定している。また、早稲田大学で1年間の長期研修に参加している教員や大学院就学休業制度により、2年間は東京家政大学で学んでいる教員もいる。研修等を受けた教員から他の教員の刺激になればよいと考えている。

#### イ 嵐山町立小中学校の適正規模・適正配置等検討委員会答申について

○嵐山町立小中学校の適正規模・適正配置等検討委員会から平成31年2月12日に答申をいただいた。今後は、教育委員会としての方針を8月くらいまでにまとめたいた

考えている。その後、総合教育会議等につけながら町としての方針、基本構想、基本計画を作成していく。その段階では、住民への説明や通学の手段、制服等を検討する各委員会も立ち上げていく必要がある。町民への周知は教育委員会の方針を出した段階でと考えている。

- 答申を受け、小中一貫校として、子どもたちだけを乗せるスクールバスではなく、駅を中心とした地域交通を取り込めば、学校で人が呼べるのではないかという思いがある。

#### ウ ICT教育について

- 普通教室のICT環境整備は、電子黒板があり、学びのスタイルにより1人1台の可動式PCがあり、無線LANがあるという国から示されたステップ3の環境を小学校も含めて整備しているところである。また、統合型校務支援システムは、新学習指導要領、通知表、出欠席、教職員の個人情報全てがまとまっているもので、来年度に向け、埼玉県の町村会でまとめて導入する動きがある。
- プログラミング教育の中心は、論理的な思考力を養うところにある。教員にとっても論理的思考力がなかなか難しいところがあり、県教委主催の研修に参加したりしている。今後どのように進められていくのか関心を持ち、おくれのないようにしていきたいと考えているが、展望的には若い先生はパソコン世代であり、工夫しながら楽しい授業が組めていけると考えており、暗い展望は持っていない。

#### エ 小中一貫教育について

- 小中一貫教育のメリットとしては、中学校の教員が小学校に行って教えることができるので、小中ギャップの緩和・解消につながる。また、小中一貫教育では継続的な生徒指導ができるので、小学校から中学校への情報連携はさらに進む。
- 小中一貫教育のデメリットとしては、小中ギャップの逆説的になるが、小学校と中学校の段差がなくなり過ぎると新鮮さがなくなり、学習意欲などを駆り立てることが難しくなる場合もある。また、単級で9年間は人間関係の固定化の面で厳しいものがあるが、複数学級あれば学級編成がえができるので、9年間の中でいろいろな子どもたちと交流ができると考えている。
- 嵐山町の中学校を卒業したら日常の英会話がわかるようになる。嵐山町の中学校まで卒業したらパソコンもある程度使いこなせるようになる。嵐山町に住んでいた子どもたちは嵐山町の文化財について説明できるようになる。ということを中心に



出して、一貫校をつくっていけば一番よいのかと思っている。情報化、国際化、伝統文化の3つが一番大切だと考えている。

## ②委員意見

○学校の統合ということは、今後大変なエネルギーを要する仕事になってくるが、スクールバスだけの機能ではなく、高校生も高齢者も利用できるような新たな地域交通を取り入れるということによって嵐山町に人を呼び込むという発想は支持できる。

○情報化、国際化、伝統文化をメインにした小中一貫校の話があったが、随所にそういったものを取り込んだ方向でリードしていくべきではないか。

○嵐山町の教育に嵐山町スタイルというのを何か1つ持ってほしい。ストロングポイントというか、学力にこだわらない人材育成であってもよいが、「嵐山町はこのような教育をしている」と言われるようなものがあればよいと思う。

### (3) 5月14日の委員会について

当日は、6月議会への中間報告及び以後の最終報告に向けた提言等の取りまとめ等について協議した。

以上をもちまして、中間報告とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴常任委員長。

〔長島邦夫広報広聴常任委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴常任委員長 議長より指名をされましたので、広報広聴の委員会報告を行います。

朗読をもって行いますので、よろしくお願いいたします。

令和元年6月10日

嵐山町議会議長 佐久間 孝 光 様

広報広聴常任委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告をいたします。

## 記

### 1 調査事項

「広報広聴について」

### 2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「広報広聴について」を調査するため、3月28日、4月5日、4月12日、5月13日、及び5月18日に委員会を開会し、調査研究を行った。

#### (1) 議会だより第174号の発行について

##### ①編集委員会及び入稿について（3月28日）

原稿締切日に提出された委員及び執筆担当者の原稿を事務局にて確認し、既に決定している編集担当委員に可能な限りの写真もあわせて配付。委員にて担当分の確認を終了後、1ページより全体的な校正、原稿確認、挿入写真、数字の確認等、全員で入稿準備を進める。及び、今回は用語説明も新たに加えることで決定した。業者入稿は各委員より順次進め、全ての原稿が入稿となりました。

##### ②初校について（4月5日）

全ページを2グループにて進めるが、挿入予定の未提出写真が多く、入稿日等を確認しながら読み合わせを終了。さらに、全員で全ページの修正箇所を確認、初校工程を終了。

##### ③再校について（4月12日）

初校で修正された箇所、新たに挿入された写真等を1ページより順次確認し、再々校、責任校了、校了と判断を下し、再々校については正副委員長に一任となる。

#### (2) 第15回議会報告会マニュアルについて

##### ①3月28日の委員会内容

マニュアル（案）に従い順次、確認を進める。意見交換会では各常任委員会の特定事件をテーマとし、司会者は常任委員長、副委員長を書記に決定する。及び、開催案内は従来の区長会、各町立小中学校・嵐山幼稚園PTA関係者、商工会、観光協会と民生委員の方々とする。

##### ②4月5日の委員会内容

報告会準備として、ポスターの確認、預かり保育について、区長会等へのポスター

掲示・チラシ配布依頼についての議論を進め、依頼開始日等、詳細を確認する。区長依頼は、区長会議において議長より依頼し、その後、各委員が区長宅へ訪問し、掲示物等をお渡しする。また、その他の施設、団体については、議長と委員長が訪問し依頼することと決定する。

### ③ 5月13日の委員会内容

議会報告会リハーサルを開催。委員、委員外議員及び議長の全員により、マニュアル及び報告会資料（パワーポイント）の内容を確認し、リハーサルを実施した。

### ④ 5月18日の委員会内容

第15回議会報告会・意見交換会を開催。午前の部は役場町民ホールにおいて、午後の部はふれあい交流センター会議室103号において報告会を開催。当日の参加者として50名のご参加をいただいた。意見交換会については2グループに分かれ、Aグループのテーマを「駅西周辺整備について」、Bグループのテーマを「少子化に伴う学校統廃合について」とし、Aグループのメンバーは総務経済常任委員会の委員、Bグループのメンバーは文教厚生常任委員会の委員とした。当日の内容については6月定例会閉会後の委員会で検討し、報告書としてまとめていく予定である。

## (3) ICT導入検討について

### ① 3月28日の委員会内容

さまざまな自治体の事例の視察・研究及びペーパーレス会議システム「サイドブックス」（東京インタープレイ株式会社）、「モアノート」（富士ソフト株式会社）の研修を行ってきたが、提言に関する委員会のまとめをどのようにするか議論となり、業者2社より提出された仕様の資料を4月12日の委員会にて検討することで同意される。

### ② 4月12日の委員会内容

◎総務課及び議会事務局より提出された紙使用量（ペーパーレス）の調査報告について

- ・削減効果として、議会事務局が年間で約20万円、総務課関連が年間で約30万円、合計で約50万円の結果となる。
- ・事務局より「印刷枚数については、傍聴者数等不確定の部分もあり、必要最低限の枚数である」と説明がありました。

◎ICT導入の業者資料内容、用語説明、事務局補足後の意見交換について

- ・紙資料がふえると、それに連動して人件費が上がる。このため、訂正等の資料が発

生した場合、紙使用量が大きく変動するため、データ操作等で書きかえできるペーパーレス会議システムのほうが非常にメリットが大きい。

- ・紙使用量はそう多くない結果であるが、国、県、自治体、教育指導現場はＩＣＴを率先的に取り入れている。議会としてもＩＣＴのメリットを生かし、時代に即した、限られた資源を考えるさまざまな取り組みが必要である。
- ・資源を大切にす紙削減につながるＩＣＴ導入は避けられない状況である。
- ・業者資料はクラウド仕様の内容で、執行側が使用する町サーバーとの接続はなく、セキュリティー上の問題は安全が確保されている。
- ・見積もり資料には、１人約１万円の使用方法に関する指導の料金がついている。その後は自分でなれるしかない。
- ・最低限、事務局からのメールに「イエス、ノー」の送信ができ、機器を操作してデータの内容を理解することができる必要があるが、導入に当たっては議会活動に最大限に利用する議員個人のスキルアップが必要である。
- ・「タブレットを常時携帯する負担もある」との意見もあったが、「紙の膨大な資料を携帯するのと同じことであり、持ち運びの負担は大きく軽減され、使いこなすことでＩＣＴの利便性ははかり知れない」との意見もあった。
- ・災害時における情報の発信及びさまざまな検索、議員活動に大きく効果がある。ＩＣＴ導入の効果ははかり知れない。
- ・管理は議員個人になり、自宅での使用も可となる。したがって、個人負担も必要である。また、機器操作の内容について、議会の関係に限る等の規制をかける必要性もある。視察をした自治体においても同様であった。

#### ◎その他の審議

- ・今後のＩＣＴ関係の審議は、６月定例会閉会後の委員会で最終報告を検討し、報告することで同意がされる。

以上で、中間報告といたします。

○佐久間孝光議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時59分)

## 令和元年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

6月11日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第1番議員 吉本 秀二 議員

第3番議員 大野 敏行 議員

第13番議員 渋谷 登美子 議員

第5番議員 青柳 賢治 議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	佐久間孝光	議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

---

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
柳下和之技監	
青木務	参事兼総務課長
山岸堅護	地域支援課長
村田朗	税務課長
高橋喜代美	町民課長
前田宗利	子育て支援課長
近藤久代	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
内田恒雄	環境課長
杉田哲男	農政課長
藤永政昭	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務



---

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第2回嵐山町議会定例会第2日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

---

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長提出議案が提出されましたので、報告いたします。

報告第4号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算報告について、以上の1件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、町長提出議案1件につきましては14日に審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎一般質問

○佐久間孝光議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

---

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○佐久間孝光議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号1番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項1の幼児教育・保育の無償化に伴う諸課題についてからです。

吉本秀二議員、どうぞ。

〔1番 吉本秀二議員一般質問席登壇〕

○1番（吉本秀二議員） おはようございます。1番議員、吉本秀二でございます。議長からご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、大項目の1点目、幼児教育・保育の無償化に伴う諸課題についてであります。

この5月10日、改正子ども・子育て支援法が参議院本会議で可決成立し、本年10月からは幼児教育、保育の無償化が実施されるようになるようです。この幼児教育、保育無償化につきましては、子育て世代にとって大きな支援になるものと思われませんが、一方で国会において問題点も指摘されているところでもあります。とりわけ嵐山町における懸念、諸課題と思われる次の点についてお聞きいたします。

（1）待機児童解消対策について。

（2）嵐山幼稚園の3年教育に対する町の考えについて。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 質問項目1、（1）につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町の待機児童数は平成30年4月1日において14人、平成31年4月1日において9人でした。平成27年3月に策定した嵐山町子ども・子育て支援事業計画においては、計画期間である平成31年度までの5年間では保育の必要量に対し、提供体制は整っていると見込んでおりましたが、実際には平成27年度以降待機児童が生じてしまっている状況でございます。

待機児童の解消には入所の受け皿の拡大が重要であります。嵐山町では平成27年4月に嵐山若草保育園の移転、増改築に伴い11人の定員増を図りました。さらに、平成28年1月から太陽インキ株式会社の事業所内保育施設にたいよう保育所を、地域型保育施設として5人の地域枠を確保し、平成29年4月には東昌第二保育園の移転、増改築に伴い11人の定員増を図りました。また、平成30年4月には小規模保育施設めぐみのその保育園の開設に伴い9人の定員増を図っております。このように現在までに36人の認可定員の増を図るほか、各保育施設には弾力運用により定員を超えて児童を受け入れていただいております。また、保護者の方の希望によりましては近隣市町村

の保育施設に受け入れをお願いしております。平成31年度は29人の児童が町外の施設を利用しております。

今年度は嵐山町子ども・子育て支援事業計画の最終年度であり、昨年度末には第二期嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定のため、ニーズ調査を行っております。現在集計中であり、今後はこの調査をもとに計画策定を進めていく計画でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（2）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、私のほうから質問項目1の小項目（2）につきましてお答えいたします。

嵐山幼稚園の3年教育、3歳児教育に対する町の考えにつきましては、これまでの一般質問での答弁と変わりなく、現状においては実施する方針はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） それでは、再質問をさせていただきます。

（1）、（2）は関連しますので、一括して質問をさせていただきます。再質問ですが、昨年12月の定例会で青柳議員から幼児教育、保育の無償化が嵐山町に与える影響につきまして一般質問をしていただきました。無償化の対象と内容という質問で、子育て支援課長と教育総務課長、当時の、お答えになった内容を私のほうで一般質問1の幼児教育・保育無償化の対象、補償額にまとめてみました。まだ文言だけで理解が難しいところもありまして、私も誤った理解をしていた部分もありまして、子育て支援課の修正もいただき作成したものでございます。しかしながら、細かいところは決まっておりますので、これで完璧ではなく、まだ足りないというのがいっぱいあるということをご承知でこれを見ていただきたいと思います。

簡単に説明しますと、要は保育の必要性の認定を受けた場合と、それと認定を受けなかった場合、この2つに分かれます。また、保育の必要性の認定を受けた場合でもゼロ歳から2歳と3歳から5歳、これが対象になるわけです。それで、ゼロ歳から2歳で非課税世帯対象につきましては、これは補償の対象になると。3歳から5歳、これも認められたものにつきましては、そこに記載してあるとおりの補償内容になっております。

保育の必要性の認定を受けない場合、さっきの以外の場合、この場合は幼稚園、認

定こども園のほうが無償の対象になるということになっております。それで、ちょっと網かけになっているのですけれども、保育の必要性の認定を受けた場合で、ゼロ歳から2歳、非課税以外の対象の世帯になりますけれども、この部分につきましては、現行どおりでよろしいのでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

ゼロ歳から1歳については、吉本議員さんのおっしゃるとおり、今回の対象にはございませんで、特段変更点はございません。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) わかりました。それで、これらの内容が嵐山町に与える影響について青柳議員から尋ねられまして、子育て支援課長は保育園は無償化による需要の増加が考えられる。その場合は、待機児童の増加及び保育人材の確保の必要性があると、このように答えられました。嵐山町の待機児童は平成29年が25人で、町村では松伏の16人とか、あるいは滑川の13人、伊奈町、川島町1人というような状況です。先ほど答弁もありましたとおり、30年度は嵐山町が14人、杉戸町が13人、滑川が10人、伊奈、三芳町、松伏が各1人で、他の市町村はゼロという状況でした。

こうした状況に加えて、さらに待機児童の増加が懸念されるというようなことであり、大変大きな問題だと私は思うわけであります。当然町として対策が必要なのではないか、対策があるのではないかと、このように思いまして質問をしたわけなのですが、先ほど答弁がありましたとおり、いろいろ対策をして保育園の収容定員もふやしてきたというようなご回答を得たわけなのですが、私はそういうことで今年度の嵐山町の未就学児の養育状況を実態を見たいと思ひまして、一般質問資料の2の、配付されている資料は裏面になりますけれども、嵐山町未就学児の養育状況ということでまとめてみました。この表を見ながら質問をしていきたいと思うのですが、この表で保育所の入所希望者ではなくて……待機児童です。待機児童について9人ということでお答えいただいたのですけれども、この待機児童の9人がゼロ歳児から年齢別に何人かお答えいただきたいのと、教育委員会のほうからは幼稚園で町内の幼稚園に行っている人数を年齢別にお答えいただきたいと思ひます。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

今年度の待機児童の確定数字につきましては、国のほうには報告をしてありますが、公表にはなっておりませんのでその点はちょっと留意していただきたいと思います。今町のほうで把握しています31年の4月1日の待機児童の年齢別の状況でございますが、ゼロ歳児が2人、1歳児が2人、2歳児が2人、3歳児が1人、4歳児が1人、5歳児が1人、以上の9名でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、私のほうから町外の幼稚園に通っているお子さんたちの数につきましてお答えさせていただきます。

3歳児が10名、4歳児が10名、5歳児が8名でございまして、3市町、5園に通われておられます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) これは非公開ということで、私も空欄にして表をつくったわけですけども、埼玉県の子育て対策課ですか、こちらのほうにも伺いましたら7月に国のほうに上げて国の許可を得て、許可というのですか、見てもらってゴーサインが出たら埼玉県のほうも公表するというので、7月に公表したいというような状況でした。各市町村においては、それぞれの市町村の責任で公表していただいて結構ですよと、もうさいたま市は公表しておりますというようなことでしたので、今質問して答えていただいたようなわけです。

それで、今年度の待機児童は9人ということで、各年齢別に答えていただきました。そこで、特に無償化の対象年齢である3歳児から5歳児の待機児童は3人なのです。これだけ見ると何とか頑張れば解消できるのではないかと、可能的な数字には見えるわけです。

そこで、その数字について少し確認をさせていただきたいと思うのですが、昨年の12月の青柳議員の質問で、子育て支援課長は31年度の新規申し込みは120件ほどありましたというふうに答弁されております。実際は119件ということなのですが、前年が82件なので37件増加しているわけです。大変な増加だと思います。これにつきましては、青柳議員からも大変な増加だなというような話ありましたけれど

も、この増加も制度の影響でかなり増加したのかなという気もしているのですけれども、そういうふうを考えますとこれは今年も相当数希望が出てくるのではないかとというような感じがしております。

そこで、この新規申し込み119件の年齢ごとの申し込み数と、新規申し込み、それと入所できた児童は何人なのか、これをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 31年度の先ほど吉本秀二議員さんがおっしゃいました新規申し込み119件の年齢別の内訳でございます。ゼロ歳児が24、1歳児が39、2歳児が24、3歳児が20、4歳児が10、5歳児が2の119件でございます。そのうち入所児童なのですけれども、新規の先ほどお話をさせてもらった待機児童にありますけれども、全園での入所児童になってしまうのですけれども、新規と継続も含めて……新規だけですか。ちょっと新規だけの数字が手元にないのですけれども、先ほどの待機児童の数字で差し引きをしていただくとわかるかなと思うのですが、ゼロ歳については先ほど待機児童が2ということでしたので、全体の申し込みといたしましては……2人待機児童がいますので、22が入所できているということでございます。1歳児につきましては、39新規申し込みが……トータルでは継続も含めて48ございましたので、新規は39でございますので、2名の待機がございますから37、2歳につきましても2名の待機児童がございますので22になります。3歳児につきましては1人の待機児童がございますので、新規申し込み20ですので19が入所になってございます。4歳児につきましては10名の申し込みがありまして、1名の待機児童がございますので、8名の入所になってございます。5歳児につきましては2名の申し込みがありまして、1名の待機児童ですので、1名が待機となっております。

この中で、すみません、私のほうの集計なのですけれども、待機児童の調査が国の調査と若干違うものがございますので、今待機児童になっている方の中でも、私的理由で待機になっている方がいますので、それを見ていくともうちょっと人数が、新規で申し込まれている方で待機になっている方がいらっしゃると思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) すみません。お手を煩わせまして。実はそこが言いたかったわけなのですけれども、平成29年3月に待機児童の定義が統一されました。そこで、

親が育児休業中で復職の意思がある場合は待機児童に入れていいよというようなことになりました。また、希望しても保育園の希望が合わない場合、また求職活動を休んだ場合は、それは待機児童に入れないでほしいというような統計になっていると思うのです。それで、先ほど待機児童ということで9人言っていただきましたけれども、実はそういう、ここの幼稚園に行きたいと、希望が通らないということについては面接をなささい、聞き取りをなささいということになっているのです。聞き取りをして、あなた、ではあっせんしてもそこだめだというのでは、それはちょっと待機にさせていただきたいと、これが私的待機児童だと思うのです。この方が何人いらっしゃるのか、それをお聞きすればすんなり答えていただけたかもしれないのですけれども、すみません、お答えいただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 すみません。私の答弁の仕方が悪かったようだけれども、実は吉本議員さんのおっしゃるとおり、国の待機児童調査についてはそういった私的な理由、私この園しか入りたくないの、入れない場合は待ちますよというのは待機児童にはカウントしないのです。そういった方たちが何人かいらっしゃいます。その数なのですけれども、15名把握をしています。年齢別にいきますと、ゼロ歳児はありませんでした。ゼロ人。1歳児が6人、2歳児が2人、3歳児が4人、4歳児が2人、5歳児が1人、以上の15人の方がそういった私的理由で希望の園のみ入所希望ということで、待機児童にはカウントされておりません。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。それで、子どもを保育園に入れて働きたい、またはいろんな理由があって保育園に入りたいと、そういうお母さん方いらっしゃるのですけれども、保育の必要性が認められていて特定の幼稚園を選べないことから断念せざるを得ないという方が15人いらっしゃるのです。特に保育の無料化の対象である3歳以上を見ますと、待機児童が3人に、私的理由で待機児童が7人いらっしゃるのです。そうしますと10人になるわけなのです。これ今までだったらこの仕組みで仕方ないかと、1年待つとかか、そういったのがあったかと思うのですけれども、これが無償化になった場合にそこら辺がちょっと問題があるのではないかなと、厳しいものがあるなど。入れない人は、無償化の対象になれないということなのです。

ですから、これはちょっと大きな問題が生じてくるのではないかなと私捉えているのですけれども、保育園に入れて働かなくては損だというようなお母さんも大勢出てくるのではないかなと思います。そういったことを考えると、その点について町のほうはどのように考えていらっしゃるのかなというように伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

この点につきましては、国の今回の3、4、5の幼児教育の無償化をするに当たって一番議論されたところなのです。要は100%待機がなければ何の問題もなく3、4、5歳の無償化で問題ないのですけれども、現在待機児童がいる市町村がありますので、そういった場合に待機児童、入りたくても入れない3、4、5歳の方をどうしていくかということが国でも議論されました。そこで、吉本議員さんがさっき調べになっておりましたけれども、認可外保育施設ですとか、そういったところに入っているお子さんについても、国の保育料の一定の基準で無償化の対象にしようという制度になったわけでございます。嵐山町でも認可外の保育施設、アサヒキッズ、何カ所かありますが、あとファミリーサポートセンターのファミサポですとか一時預かりですとか、そういったものを待機児童の方で使っているお子さんもいらっしゃいますので、そういった場合には国の制度の中でそういったところの無償化の対象になってくるということで考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） そういうことで、そういうところも対象になるよというようなことなのですけれども、実際に先ほどの私の資料の2枚目、裏側を見ていただきたいと思うのですけれども、この数字で入っている数字を、私もこの流れでちょっと見てみたのですが、例えば5歳児のところを見てみますと、5歳児は、これは1年たつと来年はみんな小学校に上がります。それで4歳児は5歳児、年長のほうにすんなり入っていった問題はないわけなのです。3歳児もやはり、この数字が右のほうに、4歳児のほうに移動していった、大体おさまってくる。それで、自宅養育児というのが、町外に出ている幼稚園の分を引いた、54から引いた分になると思うのですけれども、それは4歳児の幼稚園のほうに流れていくのではないかという想像はつくわけなのです。大体3歳児まですんなりいくなというふうに思っているのです。



それで、問題は2歳児なのです。2歳児が右側に、3歳児に移っていく。そうすると、しらこぼと保育園を見てもみますと7人いるわけです。7人が3歳児で持ち上がりますと、定員が10人ですから5名ばかり余裕がある。それから、若草保育園は15人そのままですから、定員も15だからそのまんま。それから、東昌保育園は7人ですから、定員が15ありますから、これも8人ばかりまだ入れるということになります。それから、東昌第二は13人ですから、2人ぐらいいれられるということで、これを足していきますと全部で15なのです。ただ、たいよう保育園とめぐみのその保育園の4人ずつ入っている8人はそのまま持ち上がりませんので、これはきつとどこかの保育園に行ってもらわなくてはならないということになってくると思うのです。そうしますと、現在自宅養育児の43人のところに8人を足して51人になる計算です。この中には、町外の幼稚園に行く方もいらっしゃるかもしれませんが、51人いるということです。それで、その51から先ほどの15人余裕あるよといったところの15を引くと36、36から町外に前年並みに行ったとして7人、そうすると29人ばかり、これがどこにも行けない人になる可能性が出てくるわけなのです。

そういうことで、その人たちがでは保育園に希望しようということで、多分新規申し込みで出てくると思うのです。そうすると、その方が待機児童になる可能性が非常に大きいなというふうに見ているのです。その辺について、数字的にはどういうふうに感じていらっしゃいますか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

保育園の定員なのですけれども、定員上決まった定員がございませぬけれども、先ほどちょっと答弁の中でお話ししましたが、弾力的な運用ということで定員2割増しまでには面積要件が満たして、保育士の数が満たしていれば受け入れられるということもございませぬので、その辺はゼロ歳、1歳が減ってきて、2歳、3歳がふえているという場合にはその辺の年齢別の人数のやり繰りで今までもやっているのですけれども、そういったことで定員だけではなくて、弾力的な運用で吸収をしているという部分がありますので、3歳児については、昨年もですけれども、新規申し込みが20名ということでありましたので、大体保育園の3歳児から申し込むという方はそれほど多くない。

今回の無償化になりましても、多分保育の必要性のあるお子さんが保育所に行きま

すので、一番懸念されるのが保育の無償化になるので仕事をして預けようかという新しいニーズが出てくるとどうかなというのは思いますけれども、今のところそれを含めて今度ニーズ調査をして、これから新しい5年間の事業計画をつくりますので、そういったニーズがどうなるかというのを含めて、今後検討しなければいけないとは思っていますが、吉本議員さんのおっしゃるように若干の新しいニーズを考慮しながら今後の対応は考えていきたいと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) そういう努力をしていただくわけなのですけれども、待機児童が出てきてしまったというような場合にはやはり手当てを何かしなくてはいけないと思うのですけれども、そういう考えはございませんか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 今お答えさせていただきましたけれども、支援事業計画が今年最後で終わることになっております。また新たに来年度から新しい計画に基づいて、保育の需要と供給のバランスを考えながらやっていくということでございます。平成27年につくりました1期目の計画の人口の推移、それはかなり低かったのです、人口推計が。中間見直しということで、29年度に中間見直しで若干変えさせていただきました、支援事業計画の中で。それに基づいて、また今回新たな5年間をつくりますので、その中でもう一度よく検討して対策については考えていきたいと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 5月18日の第15回議会報告会を行いました。ここで少子化に伴う学校の統合というようなタイトルで意見交換をしたわけなのですけれども、若いお母さんもたくさん来ていただきまして、そのお母さんから保育園に入れないので、幼稚園に回ってきたというお母さんもいらっしゃいました。また、保育園入れないので、よその町に預けて、よそのところで働いて、そのまま転居していかれた人もいるというような話も伺いました。教育の町であり、また若い人を町内に呼び込むというようなことでも対策も、考えもあるわけなのですけれども、そういう中でこういったところをしっかりと対策していかなければならないのではないかなと私は思うわけなの

です。

それで、待機児童が出た場合に何か対策がないかと私も考えたわけなのですが、条例でそういう待機児童が出た場合に町の支援を、どのくらいの支援になるかはわかりませんが、そういったものを条例で待機児童になった場合には補償しますよとか、あるいは希望が合わなくて行けないような場合もあるかと思うのですけれども、そういう場合にはその半額ぐらいの手当てをしていくとか、そういった条例を一つ裏づけというようなもので、支援していくという裏づけのようなものでつくっておけば、町もそういうことで支出するのはもったいないわけですから、何とか待機児童をつくらぬような方向で一生懸命、今までも一生懸命やっていたらっしゃるのですけれども、お母さん方に安心を、安心というか、そういう町が考えてくれているのだというようなものを条例で一つつくっておく必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

吉本議員さんのおっしゃるとおり、待機児童が出るということは非常に問題でございまして、町は今待機児童をなくすということで努力をしているわけでございます。定員もふやしてまいりましたし、今回無償化に伴いまして国のほうでも議論がありましたけれども、待機なさっている方のそういった補償をどうするかというところで、新たに待機児童の方にはそういった給付金ですか、それをしていこうということでございまして、今のところは町独自でそういったことを考えるということは検討はしてございませんが、これから5年間の計画をつくりますので、その中でそういった議論も出るかと思っておりますけれども、その中で施策としては検討していきたいと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 計画もつくられるということなので、そういったことも考慮しながら計画つくられるのでしょうかけれども、条例か何かでそういった待機児童が出た場合には月に2万なら2万とか、そういった補償をしていきますよとか、そういった条例をつくられると、大した、そんなに多いわけではないですので、そういう条例を一つつくっておくというのは非常に施策としてはいいのではないかなと私は思いま

す。これにつきましては、一番終わりのほうで町長のほうからも触れていただければ結構かと思うのですけれども、ここまでにしておきます。

それと、青柳議員の質問に教育総務課長はこのように答えていらっしゃるのです。保護者の金銭的な負担感がなくなることで、保育園や認定こども園の就園希望者が増加し、嵐山幼稚園への入園希望者が激減することも考えられると。一方で受け入れ側の許容量、保育園のキャパシティーの問題から、これまでの傾向と大きく変わることはないのではないかということも考えられる。実際に31年度の場合は42名だったと、実際は43名なのですけれども、42名であるとの答弁がありました。これは、保育園の受け入れ人数が限られているので、1年目で自宅で養育をして幼稚園に入園させるという状況は変わらないことも考えられますよという見方だったのかなというふうにも思うのですけれども、その意味でよろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

今吉本議員おっしゃられたとおり、あの時点で細かいことも決まっていないという点もありました。ただ、全体的なキャパシティーの問題もあるので、大きく変動することはないのではないかというふうにお答えさせていただきました。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） そこで、幼稚園の3年教育があれば、補助額の上限は決められてはいるのですけれども、保育無料化の恩恵が受けられるわけなのです。しかし、保育の必要性の認定が受けられない人とか、保育園に入れない、幼稚園は4歳児からということになりますと、1年間はやっぱり自宅で子どもを養育しなくてはならないということなのです。これは、町民の利益にかなわないわけなのです。合わない、不利益なことになるのです。3年保育やっているところと2年保育では、それだけの差が出てくるわけなのです。

そういうことで待機児童も見込まれる中で、今までも渋谷議員から3年保育はどうかのだということで、一般質問や意見書も出てきているわけなのです。私は3年保育で3歳児を幼稚園に受け入れてしまうと私立の保育園は40人なり50人どんと入ってきたら、それだけ保育園、今までふやしてきて、お願いしますよといって大変な努力をして、私立の保育園も努力してきてふやしてきているわけなのです。その中でどんと

幼稚園入ると圧迫というのですか、非常に申しわけないような状況にもなるかなというようなものもありましたので、私も反対してきました、3年保育というものを。しかし、これが無料化になった場合にはどうなのだろうということで、私の自分の議会だよりも無料化になった場合は検討したほうがいいなというように町民の方にもお知らせしているのですけれども、そういったことで、もう無料化になると幼稚園が安いからということで幼稚園に流れるというようなことも大きな流れはないと思うのです。そういうことで、今だったら3年、幼稚園にする、教育にするチャンスかなというように気がしているのです。

そういったことで、幼稚園の3年教育ということ、どういうふうにお考えになりますか。先ほどの答弁では、今までどおりということなのですから、お答えしていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

幼児教育無償化ということでございますが、町民の方々からすれば、無償化ということで恩恵を受けるということなのですが、公立の幼稚園の場合は費用負担は10分の10自治体で持つということでございます。私立の場合はそういった補助等がございますけれども、全国的に見ても公立の幼稚園は減少傾向にあります。昨年度だけでさいたま市唯一の公立の幼稚園が廃園、入間市も1園あった公立幼稚園が廃園という形で、やはりそういった面で自治体の持つ金銭的な財政負担がこの無償化によってふえるということで、そういった傾向にございます。

嵐山幼稚園の場合、現在年長、年中、2クラスずつで、それにあと遊戯室ということで、現在あいている教室はございません。3歳児を受け入れるとなると新たな施設を用意する必要がございますし、また職員についてもその分増加しなければいけないということで、さらに町の財政負担がふえるということになりますので、今の現状の段階では今すぐ3歳児教育を始めるという考えはございません。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) やり方もいろいろあるかと思うのですけれども、このままでいくと私は幼稚園がなくなるのではないかと考えているのです。2年保育のままやっていると、保育園のほうに流れていってだんだん減っていくと。減っていくと幼稚園

を運営していくのに費用対効果からもいって、これではだめなのではないかと、行く行くは廃園にしてしまおうというようなことになるのではないかと私は思っているのです。

それで、ここのところで3年保育にするか将来は廃園にするのだから、その辺のところのはっきりしたものを実は出していかなくてはならないと思っています。ここまで来るとなかなか答えにくい話になってくるので、町長にお話しさせていただきます。町長の青柳議員に対する答弁を聞いておりました。まとめてみますと、今回の改正法によってどういうところがどう落ち着くのかということがはっきりしていない。だから、嵐山だけでなくほかの大きな市でも大変苦慮している。それで、具体的に考えた場合に嵐山町でも新生児の誕生が80人から90人になっている。120人というところで始めていたのだけれども、嵐山町の新生児が80人台というふうな現実を勘案していくとどう知恵を絞っていったらいいのか考えどころであるというふうにお答えになりました。

また、幼児教育の無償化を町民、国民はどういうふうを受け止めるか、それによって仕事の関係で保育に流れ、幼稚園は行くのが少なくなるというものあるし、人口減少は進んで、120から100、2桁になってくるという現実の子どもの数というものが一つある。そして、今保育園、幼稚園のキャパシティがどれだけあるということがありますというふうに答弁されているのです。

それだけで、そのところを今年だけでなく、来年だけでなく、近未来はという中でどうやったらいいのかと、それには流れがどうなるのか、ある程度見ていかないと、何かをやってしまってそうでない状況になったときにはどうなるのかということになってしまうと。オリンピックとか景気の動向等もあるしというような答弁をされたのです。

それを聞いていまして、様子を見てからでは遅いな、3年教育にするのではもう来年やらないと次の年と言っているうちに、もう幼稚園に行く人口が減ってきますので、廃園に追い込まれるようなことになってしまうなと思うのです。その点の見解を町長はどのようにお考えになっていますか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

広範にというか、広い範囲でいろんな形でご腐心をいただいて、ご質問をいただい

ておりまして、本当にありがたく思っているところでございます。今質問の中にもありましたけれども、国策、国で子どもたちの教育、育てていくのを育てやすい状況にしていこうということで、国が大転換をしたわけです。お金がかかる分は国が持つよという、年齢が制限ありますけれども、そういうような方向をとった。そして、それに対応する地方自治体について保育園ではこうです、公立の幼稚園ではこうですというようなことになりました。

今課長のほうから話ありましたけれども、そういうような形で国が大きく変わったわけですから、地域もそれに呼応した形で変わらざるを得ない状況になってきていると思うのです。そういう中で、もう一つ嵐山町の場合には、大変質問いただいて苦労してしまっているところというのは、計画に沿った形の人口動態の中で、保育所の皆さんに本当にお骨折りをいただいて、人数をふやしていただいてまいりました。そして、ふやしてきたのだけれども、おっしゃるようにふえてしまっている、しかもその中に隠れ待機児童みたいなものも含まれてしまったりとか、いろんな状況がある。それをどうするということなのですけれども、それで3年保育ということですが、最終的に私が思うのは国でこういうふうに大きく変えてもとに戻すということはないわけです。

ですので、この制度というのは続いていくわけです。ですから、これに沿った形の、自治体もやらざるを得ない。それともう一つ、これも変わらないのが残念なのですが、人口減少は続いていく。そして、嵐山町でも人口はこここのところ下げ止まりになっているというのは社会増減であって、自然増では毎月大きく全体では変わってきている。そして、ゼロ歳児の誕生がおっしゃるような状況になってきております。そして課長も言う、これから今年度限りでまた新しい方向、政策をつくっていく、計画をつくっていく、それでアンケートをとっているというような話ですが、それでどうなるか、大きくはもう変わらないのかなというのです。ここで大きく国のほうで転換をしたわけですから、この方向が続いていくのであろうと。

ですから、そうは変わらないのではないかと思うのですけれども、今回の場合には大きく変わったわけです。幼児教育と、それをやるのを保育園にするか、幼稚園にするかという選択というのはこのところで大きく変わった。国の働き方改革もありますから、大きく変わって当然だと思うのですけれども、大きく変わったのをもろに影響を受けるのは町ですので、やっぱり国で大きく変わったものにしっかり早い段階で呼

応していかないと財政がもたないわけですので、あちこちのところで公立の幼稚園かという話が今ありましたけれども、そういう方向なのです。

ですから、国のほうで、県のほうで助成がもらえるものに移っていったということだと思いますが、そういう中であって、嵐山町の場合には計画をつくっていくということですので、逃げですけれども、ちょっとそのところを、これからの方向をしっかりとつかんで、それとこれを言ったら終わりだよといいますけれども、やっぱり持続可能性、民間経営の場合には赤字では続かないのです。公立だったらというのがありますけれども、民間では赤字で続けろというわけにいかないわけです。

そして、嵐山町のこの長い幼児教育の歴史の中で、今までずっと民間にお世話になってここまで来ているわけですので、やはりこれからの動向というのを無視して公立のほうで対応をとるとということもやりづらい状況があるわけです。そして、その公立の中でもこのところで職員をふやしたりなんかということはなかなかやりづらい状況はあるわけですので、現有戦力、町立幼稚園の、その中でどういう対応がとれるのか、そしてこれからどう動きがあるのかというような中で何かとれる策があればというようなことだとか、現有の中でやっぱり考えてできる策があればとっていく、とっていける。そうでないものに新たにというのはどうなのでしょう。これも議員の皆様のご指導をいただかなければいけないと思いますけれども、現有のことを大きく変えるというのはどうなのかということも私はちょっと不安なので、今まで答弁はこういう答弁をずっと続けさせていただいているわけですが、この現状といいますか、これからの方向というのも想定をしていた流れというのは変わってないわけですので、なかなか変えづらいというような状況でございます。

答弁になるかどうかわかりませんが、そういう基本的な考え方のもとに、現在の幼児教育の嵐山町の政策を続けさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 私もその辺のところは、大変なかなかはっきり言えないようなところがあって、町としても大変苦しいのだろうなと私も思うのです。質問している私も、本当に苦しいというか、でもひとつ私の案を聞いていただけますか。

幼稚園を3年教育にして……今年長さんは43人、2組いらっしゃいます。それで、年中さんが44人で2組になっているのです。3年保育にした場合には、25人の定員に



したって、定員をもう変えたほうが良いと思うのです。それで、25人で12人、13人の2クラスにする。それで、1年我慢すると年長さんが出ますから、年長さんが出ると2クラス減るのです。それで、年中さんが年長に上がって、年少が上がったときに1クラスにしてしまう、25人に。それを2年やると、年少は2クラスで12人、13人のクラス、あとは年中、年長は25人、25人のクラスになるのです。そうすると、現在の70人から80人の定員で推移してきているのですけれども、それだと75人で受け入れができるわけなのです。3年保育にしても75人でやっていける。

教室はどうするかというところもあるのでしょうけれども、1年、2年ですから一時的には小学校でもお借りする、あるいは前の幼稚園の跡地を、社協が入ったところですか、お借りするとか、何かそういうことで対策をしていって、幼稚園の総体的な人数を減らして3年に移行していくとスムーズに移っていくのではないかなと、このように私も考えたわけなのです。これなら、そんなに保育園の圧迫をしないで3年幼稚園になるのかなという、それでいろんな問題を出していただいて、どうも難しいということであればそれはそれで仕方ないと思うのですけれども、私も一議員としてこういうことを考えたわけなのですけれども。

それと、もう一つ、もし廃校にするような考えがあるのであれば、早目にやっぱりこういうこともあるというのを町民に示す必要もあると思うのです。町の行政の姿勢として。やっしまえば混乱も起きるかもしれませんが、学校の統合という問題があるわけなのです。その統合の問題の中に幼稚園が入っていけないのです。将来は嵐山小学校、中学校一緒にして、そこに市民も入れるようなコミュニティの場所にしていくという中に幼稚園が入ってきてないのです。ですから、本来であればそこに幼稚園が入ってきて、幼稚園ももんでもらわなくてはいけないですね、検討委員会で。それができていない。もしこれから先に教育委員会のほうでいろんな検討をされるのであれば、幼稚園をどうするのかということも検討に入れていただかなくてはならないと思っています。

そういうことで、その件について私の出した案とか、そういったもろもろのことで、町長の先ほどの条例の関係も含めまして、ご答弁いただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろご提言をいただいて、ありがたいわけでございます。最初の内部の定数を置いた中でどうできるかというのは、先ほど答弁させていただきました

ように、現状の中で今の窮状をどう解決できる策があるかというのはしっかり考える必要が今あると思うのです。当然そういうようなことも含めて考えていかなければいけないと思いますし、ご提言をありがたくお受けをしたいと思います。

それから、廃園の話ですけれども、今回は幼児教育の無償化、要するに育てやすい状況をつくるということで、父兄が負担をしていたものを国が持つよという大きな転換はそのところなのです。それで、幼児教育、そして幼児の保育については変わっていないわけですので、ここのところを嵐山町は幼児教育はやめますというようなことではなくて、今までと同じように粛々と、国の進める幼児教育は幼児教育、そして幼児の保育のほうは保育事業としてやっていく必要がある。これは国策ですので、嵐山町だけやめるとか始めるとかというようなことにはいかないと思いますが、そういうような形で幼児教育はしっかりやっていかなければいけないし、保育のほうも、ちょっと大変苦しいところがありますけれども、ご父兄の期待に応えられる保育事業が続けられればというふうに頑張っていきたいというふうに思っています。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) それでは、大項目の2のほうに移りたいと思います。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○1番(吉本秀二議員) 大項目の2は、障害児(者)等の生活サポート事業についてであります。障害児(者)等の生活サポート事業を行ってきた特定非営利活動法人生活サポートわかばが事業を撤退し、2カ月が経過しました。平成31年第1回定例会の一般質問で、私は町の対応についてお伺いし、また提出された請願も採択されております。そこで、この2カ月間の障害児(者)等の生活サポート利用状況についてお聞きします。

(1) 前年度の4、5月における生活サポートわかばとの利用状況対比について。  
ア、障害者手帳会員と介護認定会員別、イ、利用事業者別、タクシー等も含む利用状況、ウとして利用目的別、エとして付き添い支援状況、付添人の派遣所属がどこなのか。

(2) 嵐山町登録事業者と実稼働事業者について。

(3) 生活サポートわかば撤退後の生活サポート事業に関連する町に寄せられた要望、意見、苦情等の受理状況について。

(4) この間における障害児(者)等の生活サポート事業から見た課題及び今後の

対策等について。

以上です。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

ア、障害者手帳会員と介護認定会員別につきましては、障害者会員の利用は全事業所で平成30年４月、55人、平成31年４月、25人となっております。なお、令和元年５月分の利用につきましては各事業所からの実績報告はこれからとなっております。また、介護認定会員につきましては制度上、生活サポート事業ではなく、福祉有償運送の利用となるため、平成30年度末の登録者は６人と報告をいただいておりますが、事業所別等の利用状況は把握してございません。

イ、利用事業者別につきましては、平成30年４月の利用は生活サポートわかば52人、サポートなめがわ２人、サンメイト、ゼロ人、のぞみ１人であり、平成31年４月は、サポートなめがわ22人、サンメイト３人となっております。また、福祉タクシーの利用者数は把握しておりませんが、障害者会員で平成31年度分の福祉タクシー券を交付した方は６月現在28人でございます。

ウ、利用目的別の状況につきましては把握してございません。

エ、付き添い支援状況につきましては、平成30年４月の利用は生活サポートわかば52人、サポートなめがわ２人、サンメイト、ゼロ人、のぞみ１人であり、平成31年４月はサポートなめがわ５人、サンメイト３人となっております。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。嵐山町に登録のある事業者は４事業者であり、全ての事業者が稼働しております。

続きまして、質問項目２の（３）につきましてお答えいたします。今年４月以降、町に寄せられた生活サポート事業に関連する要望、意見、苦情等は事業所の情報提供依頼、事業所の増設希望、事業所の車両の増設希望、予約のとりづらさ、運転技術に関する内容のものがございました。

次に、質問項目２の（４）につきましてお答えいたします。利用者の目的地までの移動という点では、タクシーやバス等公共交通機関の利用により可能であるものの、乗降や目的地へ到着してからの介助が必要な方はタクシーやバスでは十分に対応ができません。利用者の状況に応じて対応が可能な生活サポート事業は、移動支援事業と

して利用者に寄り添った支援が可能であると考えております。町といたしましても、引き続き利用機会の拡大に取り組んでまいります。

また、近年の少子高齢化の進行等、社会構造の変化に伴い、町における交通支援事業の全体的な見直しが必要となってきました。今年度設置された地域公共交通プロジェクトチームにおいて、各課で実施している関連事業を見直し、包括的な公共交通施策の構築に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- 佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時59分

---

再 開 午前11時13分

- 佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本秀二議員の再質問からです。どうぞ。

- 1番（吉本秀二議員） それでは、（1）から（4）関連しておりますので、一括して再質問いたします。

先ほど答弁をいただきました。苦情、要望、意見、そここのところに事業所の情報提供依頼とか、事業所の増設希望とか、事業所の車両の増設希望とか、予約のとりづらさ、運転技術とかと、そういったのが並べられているのですけれども、これからただとさらっと終わってしまうのですけれども、この中身でこれはあれだなと重いものを感じるような、そういう状況はあるのでしょうか。ちょっとそういう苦情みたいなのは少し来るだけとか、あるいは切実な問題として届けられているのか、その辺の感触をちょっと課長のほうから教えていただけますでしょうか。

- 佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。  
○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

まず、それぞれの事業所によりまして、いろいろな送迎の方法であったりとか、介助の方法であったりとかというのが若干違うところがございまして、今までわかばさんを利用されていた方がほかの事業所に移ったときに、今までと違うという部分での苦情が入っております。そのあたりは、なかなか事業所さんのやり方がありますので、事業所さんにこうしてほしいというのは難しいところがあるのですけれども、例えば

予約がとりづらいというのが結構ございます。人数が少ない中でやっている中で大勢の方が利用されるようになってきて、その中でどうしても事業所さんのほうにもお話をお伺いしたところ、やはりほかのシフトとかがございますので、お断りしてしまうこともあるというお話をお聞きしております。そのあたりが今後ちょっと検討していかなければいけない課題かなと感じております。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 今利用状況を昨年の4月と今年に数字を出していただいたのですが、大変な激減をしているわけです、利用状況が。これは、民間企業であれば大変な問題です。これだけ使っていたのがこれだけに減ったということは。社長であれば、何をやっているのだということになると思うのですが、公的なところでやれることって限られてくるから仕方ないのだからいけばそれまでなのですが、こういう数字がえらく減ってきて障害者等が利用が悪くなってきて、利用の仕方が不便になってきているのです。その辺、課としてどういうふうにとめていらっしゃるでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

4月の利用状況は25人ということなのですが、各4事業所のほうに問い合わせまして、登録されている人数を確認しましたところ、合計で40の方がそれぞれの事業所に登録をいただいております。予約がとりづらい部分もあるかと思いますが、こちらを利用していただいているということと、それ以外にも福祉タクシー券のご利用であったりとか、これを機にご家族の送迎に切りかえたという方もいらっしゃいます。

また、障害者の介護給付の中でも通院介助とか乗降介助というものが入っております。また、介護保険の要介護のサービスの中にも入っておりますので、それらの事業をうまく利用されているのかなと考えますが、いろいろなサービスが複雑化しております中、やはりこれをもう少しルール化をして、利用ができない人が出てこないような形で整理をしていかなければいけないのかなということは考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 40の方が登録されているということなのですが、利用状況は、サポートなめがわさんとかサンメイトさん、限られてきているのですが、ここの数字がなめがわさんはわかばさんがいたころに比べるとふえているからまだあれなのなのですが、このほかにタクシーを使っている方がかなりいらっしゃるというわけなのなのですが、タクシーは出しているのはわかるけれども、使っている状況がまだわかってきていないという状況なのですが、この辺でタクシーは、数字的なものはわからないのですが、感触としてうまくタクシーを使ってもらえているような感触はありますでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

タクシーを利用している方からの声としましては、やはりタクシー券の使える枚数が限られているということと、あとはやはり距離によっては費用負担が大きくなるというようなお声は伺っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) タクシーの場合は、後からの畠山議員のほうからも質問があるかと思っておりますので、私のほうでは余り触れませんが、そういうことで使い勝手の悪いところとかいろいろ問題もあるわけなのです。ですから、障害者の方とか高齢者の方が使い勝手がいい、近くにあつて、わかばさんのようなものが町にできないものかというのが切実なる願いだと思っております。最終的にはそこのところに、求めるところはそこだと思っておりますけれども、そういう可能性とか、そういう方向で進めていくという、そういうものはあるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

先ほど、(4)の答弁にもございましたように、町全体的に交通支援事業を見直ししなければいけない時期に来ているということで、プロジェクトチームを立ち上げました。その中でそれぞれのサービスを整理して、障害者の方、高齢者の方が利用しやすいような包括的なシステムとして考えていきたいと考えております。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) そういったものは、いつごろまでに出てくるようなものでし

ようか。そういう考えはあるというのはあれなのですけれども、いつごろまでにはそういうものを構築したいとか、その間には何かほかの具体的な対策で対応していくとか、そういうことはないのですか。私いつも思うのですが、社会福祉協議会のそういったところでわかばさんのような事業を一時的にできないかというのが一番いい案ではないかと思っているのですけれども、その辺の可能性というのはどうなのですか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 吉本議員さんのおっしゃられたようなことも念頭に入れて、検討しているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) そういうことで、私のお願いしたような件も含めた検討も入っているということなので、これ以上どうだとか、そういうこともありませんので、ぜひ早い時期にそういった確かな方法を出していただきたいと、このように思います。前向きな答弁をいただきましたので、この質問につきましては以上としたいと思います。

それでは、3項目の公益通報のほうに移りたいと思います。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○1番(吉本秀二議員) 私は、平成27年の第4回定例会、私が議員になって初めての定例会だったのですけれども、そこで嵐山町に公益通報がないということで指摘させていただきまして、町のほうで28年の1月15日付で嵐山町職員等の公益通報の取扱いに関する規則を制定していただきました。

この制度に対する意義について、お伺いしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

平成18年4月に施行されました公益通報者保護法は、食品偽装やリコール隠し、改ざん等、消費者の安全、安心を損なう企業の不祥事が事業者内部からの通報により明らかになったという背景から、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産の保護に係る法令の遵守を図ることを目的として制定されました。また、国の行

政機関を対象に通報を適切に処理するための基本的事項として定められた指針が示され、同様に地方公共団体を対象に平成29年7月、消費者庁においてガイドラインが策定されたところでございます。

町においても職員等の公益通報の取り扱いに関する規則を施行し、運用しております。これらを適切に運用することは、内部監査機能の強化や組織の自浄作用の向上に寄与するなど、法令遵守の確保につながるものと考えられます。規則が施行された平成28年2月から現在まで通報はございませんが、内部職員からの通報窓口が設置されたことによりまして、職員が安心して通報できる環境が整備され、不正行為に対する抑止力として機能していると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 公益通報といいますと、今では大体大分かなり知られてきておりますけれども、いわゆる内部通報というような形のものだと思います。しかし、これは内部通報ではあるけれども、公益のために保護するものであるということでこの制度もあるわけなのです。一番大事なことは、こういう規則があるというだけではなくて、その規則がいかに職員が正しく理解して、よく周知されているかどうか。このところが一番大切になってくるわけなのです。その辺について、職員に対してどのように周知を図っているかといったところを教えてくださいたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁申し上げましたが、町で規則を施行したのが平成28年2月と。定かに、当時どのような職員に対して周知をしたかというのはちょっと覚えてはおらないところではございますが、こうした規則を制定しますと職員に対してはこのような制度をつくりましたと。今回の規則につきましては、窓口を総務課のほうに設置をしたという内容でございますので、当然職員に対してはこうした窓口を設置いたしました、もしこういったことに該当することがあれば、それは職員として通報をと、このような形で周知をしたものというふうに考えてございます。

ただ、その制定をした後、ここ数年このような形で窓口が設置をしてありますということを職員に対して改めてまた制定以降したことは恐らくないというふうに思いますので、今回ご質問いただいたこともございます。総務課といたしましては、改めて



これを機といたしまして、職員に対して周知をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 所定の書式とか、受付の窓口でというようなこともあるわけなのですが、きちんと形で出てくれば、はい、わかりましたということで受理はされるのですけれども、そういう様式にのっとったきちとしたものがないものもあろうかと思うのです。風評であったり、ちょっと耳に挟んだ程度のものはそういったものは流されていってしまうということになる心配があるわけなのです。

そういう場合には、やはりこれはしっかり対応すれば公益通報として出させて受理すべきではないかというような事案もあるかと思うのです。それを出てきてないから、公益通報はありませんでしたということだと、この制度の中身がしっかり伝わっていないというような感じもするものですから、そういうところを窓口はありますよというだけではなくて、何のためにあるのだ、何を守るのだ、どういう方法があるのだ、そういうものがどこかで聞けばこういうふうにして指示をしてやって、きちとした手続を踏ませるのだということ、しっかり職員が個々にそういうことをわかっていないと、あってないようなものになってしまうかと思うのです。

まさに、大きく構えて、物事を小さくおさめる。これは内部の、あるいは組織を守るということだけではないのです。組織を守るということは、これは町民の利益になることですから、そこのところがやっぱり大事なのであって、役場の組織を守るだけでやるのではなくて、役場の組織がしっかりするということは町民の利益になるわけですから、例えば今あるような状態がそれではいいのか悪いのかという、決していい状態ではないところもあるわけなのです。そういうものが発生しないようにきちんとして、大きく構えて、小さくおさめて正しい町政を、業務を行っていくということが私は非常に大事だと思うのです。そこのところに対してやっぱり町も考えていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

冒頭の議員さんの質問が、この制度に対する町がどう意義を考えるかというところだと思います。まさに今議員さんがおっしゃるとおりでございます、この法律自体

は公益通報者を守ると、こういったことを一つの第一義的な目的として制定がされたものというふうに理解をしておりますが、あくまでもこれを守るというのは一義的なものでございまして、この制度を適切に運用していくということが、例えば今議員さんがおっしゃった町民の町に対する信頼が得られるものだということにもつながりますし、行政としてもより適切な行政運営を図ることができると、組織のあり方を正していくと、こういったことにつながる制度だというふうに思っております。

先ほどご答弁申し上げましたが、全ての職員が本来のこの法の持つ意義、制度の持つ意義、こうしたものをやはり正しく理解していただく必要は当然であろうというふうに思います。機会を設けてこういった制度、意義、きちんと総務課としては職員に伝えていきたいと、理解をしてもらおうと、そういった取り組みをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 細かいことをいろいろしてもあれですので、今の課長の答弁で私は十分だと思います。私がこうやって一般質問をすることも職員の方もわかりますから、それも一つの意義があるかなと思って質問をしているわけですので、ぜひおっしゃったような答弁を徹底していただければありがたいなと思っております。

以上でもって私の質問を終わります。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

---

#### ◇ 大野敏行議員

○佐久間孝光議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号3番、大野敏行議員。

初めに、質問項目1の太陽光発電、協議を義務化へからです。どうぞ。

〔3番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○3番(大野敏行議員) 議長のご指名をいただきましたので、私の一般質問を行わせていただきます。

私の一般質問は、大項目として2項目でございます。まず初めに、太陽光発電、協議を義務化へということで、質問要旨について読み上げさせていただきます。

町内における一定規模以上の太陽光発電設備設置事業を対象に、新たな手続を定め

る条例化についてお伺いをいたします。

(1) 1,000平方メートル以上または50キロワット以上の太陽光発電設備の設置を対象に、事業者に対し事業の適法性を確認後、地元住民への周知、意見聴取、協議と町長との協議を義務化することが必要と思うが、そのお考えをお伺いします。

(2) につきまして、1,000キロワット以上の大規模太陽光発電（メガソーラー）に関しては、事前に地元自治会などとの協定書の締結をもって町長の同意を得ることを義務化することが必要と思うが、そのお考えをお伺いいたします。

(3) としまして、町長が同事業を抑制する区域を指定し、抑制区域ではこれまでより厳しい要件を設けることで、生活や自然環境との調和を維持することが必要と思うが、そのお考えをお伺いいたします。

以上です。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目1の（1）及び（2）、あわせてお答えをさせていただきます。

再生可能エネルギー電気の固定買い取り制度開始以来、特に太陽光発電施設の設置が著しく増加しています。この事業は、法に基づく国の認定が必要であり、事業を実施する際に他法令の違反が判明した場合は経済産業大臣による改善命令や認定取り消しが可能となっております。これにより、事業実施における関係法令遵守や一定の環境への配慮が担保される仕組みとなっております。

近年埼玉県内でも太陽光発電施設の設置が増加し、設置に当たり近隣とのトラブル事例が散見される状況にあります。嵐山町内においても施設の設置や相談が増加しており、設置に当たってのトラブルを未然に防ぐ必要があることから、平成29年12月に嵐山町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを定め、現在はこのガイドラインに基づき、事業者に対して適正な事業実施や周辺地域に対する配慮を求めているところでございます。

議員ご質問の事業者に対して各種手続を義務化することにつきましては、基本的にはガイドラインに基づき、適切に対応するよう求めている状況でございますが、法令に定められた手続でなければ事業者が適切に対応することは担保されておりません。このような状況から、他県においては条例化により一定の強制力を持ち、事業者の責

任ある事業実施を求めている自治体があらわれてきているようでございます。

本町におきましては、これまでの事例や相談等のある事業地の多くが行政界付近という状況にあります。また、近隣自治体も同様でございまして、条例化により各種手続を義務化する場合は隣接する自治体と歩調を合わせて、適正な事業実施を求めていくことが効果的ではないかと考えております。現在のところ、近隣自治体とこのような協議は行っておりませんが、今後研究してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目1の(3)についてお答えをさせていただきます。町長が同事業を抑制する区域を指定することにつきましては、太陽光発電設備を設置しようとする土地の所有者の中にはさまざまなお考えをお持ちの方がいらっしゃると思われま。基本的には土地の有効活用を図りたいという権利者の考えは尊重されるべきであると考えますが、周辺環境や防災などの面をはじめ、地域への影響に対する配慮について、事業者は関係者に対する説明等の責任も求められるものと考えております。

太陽光発電事業の実施区域を抑制することは、個人等の土地の利活用を抑制することにつながるものであり、町としても配慮する必要があると考えております。現在のところ、同事業を抑制する区域の指定については考えておりませんが、設置者に対しては、ガイドラインに基づく適切な対応を求め、近隣住民等の安全、安心を確保していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 再質問をさせていただきます。

まず、1番のこの質問の(1)、(2)、(3)と分かれて、細分化して質問をいたしました。これは今年の3月に愛知県の瀬戸市が条例化をした、その細分化された項目でございます。私が町に求めるのは条例化でございますので、このような細分化につきましては、条例化をする場合には町の考える細分化でもよろしいかなとも思ってございますので、(1)、(2)、(3)を含めた形での再質問とさせていただきたいというふうに思います。

昨年6月議会で、私はやはり志賀地域のある山林のことをテーマに持ち上げまして、同様の質問をいたしました。町からの答弁としましては、県の担当者指導のもと近隣の市町村でその研修を受けると、その研修は7月に行われるよというような答弁をいただいております。その研修を受けた後の町の方角はどのように変わってきたの

か、ガイドラインということで全然変わっていないのか、その点は先にお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

今現在基本的にはガイドラインを定めて、それに基づいた事業者へのさまざまな配慮等を求めているということをごさいます、その先については先ほど答弁させていただきましたが、条例化ということにつながるかと思いますが、それについてはまだ具体的な研究等を始めている状況ではございません。あくまでもガイドラインに沿った形での対応という状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 私たち志賀地区におきましては、この2年間、業者と20回以上にわたる話し合いをしてきて、協定書というのを結ぶところまで至りました。当初の段階では、業者と私たち地元、業者が町の担当課に行かれたり、寄居林業事務所へ行かれたりしておりました。その都度、業者というのは都合のいい話をするのです。私たちと話をするときには、町では了解もらいましたよと、寄居林業事務所からも了解もらいましたよと。町へ行ったときには、地元の人たちはこれでもうわかったということで、了解しましたよというようなことで、都合のいい情報をそれぞれ与えていくと、業者は。

そんなことは当初の段階でわかりましたので、実は私たちは町へお願いをいたしまして、当時環境農政課、この担当課の方には、私たちはその業者と打ち合わせるのが大体土曜、日曜の夕方6時、7時、場合によっては平日の夜7時からという形で打ち合わせをしてきたのですが、初めの段階から町に相談しまして、その都度参加していただいております、私たちのこの協議に。昨年の4月からは、環境課と農政課に分かれましたので、両方の担当の方が私たちが業者と話し合うたびごとに参加していただいております。そこに対しましては大変ありがたく、感謝を申し上げます。これは、町の指示だったのだと思うのですけれども、その辺のことについては職制の皆さんは全員知り得ていらっしゃるのでしょうか。まず、そこらのところをお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 情報といたしますか、事業者の考え方、それに対してきちんと対応していただくための地元との連携という意味でこれまでも、町も参加させていただいたということで、町の担当課の中では情報は共有されておりますし、それからいろいろな手続の中で、事前協議等の段階でもそういった情報については共有しながら対応しているというような形だったかと思えます。

以上です。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 町はいろんな仕事の関係で細分化はされておりますけれども、町は1つであるし、一体であるし、特に課長以上の職制になりますと全体のことをやっぱり見る目を持って行動していただけると。そんな形の中で嵐山町が推移してきたということであれば、これは全くすばらしいことであり、これからいろんな問題に対して、特にこういう問題に対しての条例化をつくっていくについても、真剣に取り上げてくれるものかなというふうには考えます。

私たちが取り組んできた、そして町の指導も受けて、協定書の内容まで至ったのは、今2つの業者、嵐山町の志賀においては2つの業者と協定書を結びました。1社につきましては、開発面積1.7ヘクタールでございます。パネル枚数が4,276枚、工事期間が6月の中旬から10月の中旬まで。もう1社が6.46ヘクタール、パネル9,760枚、工事期間が6月中旬から12月初旬まででございます。

なぜこのような形になったのか、これはもう数十年前に業者に開発と言われて、こちらの山林が虫食いのように買われてしまっているところであるということでございます。志賀地区にそういう場所が点在しているよと、志賀地区に限らず小川の下里地域にもまたがってそういうところが点在しているということは町の職員の方々のご存じでしょうか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 具体的にどこがどうというところまでの承知しているということはなかなかお話しできませんけれども、ある程度個人ではなく業者が所有しているような状況はいろんな機会に触れることがございました。その程度の認識でございますが、実際にそういったところが今後何かしら太陽光だけでなく、いろんなことが起こる可能性もあるかなという程度の認識で大変失礼ですけれども、所有者がさまざまであるというような認識は持っております。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 他町村のことで大変申し上げづらいのですが、他町村では不良債権となっている山林を競売に出したのです。競売に出しましたら、特に今蛍の里として蛍もかなり生息している場所も含めて、その地域が太陽光発電業者に買われてしまったのです。当町のことでないのです。ただ、当町と隣接しているので、そういったところが太陽光発電業者に買われてしまうと、その後は……それが谷津なのです。谷なのです。谷に太陽光発電をつけるとは誰も思わないです。太陽の明かりが余り入ってこないわけですから、入ってきたとしても日中のほんの数時間のところしか日が当たらないわけです。それが買われてしまっている。太陽光発電と産業廃棄物の不法投棄の処理が隣り合わせであるよということの認識は、町の皆さんはおありでしょうか。ちょっとその辺もお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃられたとおり、太陽光のパネルを設置する。パネルは南向きに20度から30度の角度で設置するというのが一般的な設置の仕方かと思います。そういう設置をしていくに当たりましては、土地の形状もそれに必要な形状ということになってきますと、谷になっているところについてはそれが可能な形状にしないてはならない。当然不可能であれば埋め立てなり、そういったことにつながってくるということになるかと思っています。そういったことの危険性、可能性という認識は持っておるということでございます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 滑川町を中心としまして、ため池農業を保存していこうという動きがありまして、嵐山町もその一員であります。ため池農業をしっかりと運営していくには、山に降った雨がその山にしみ込んで、しみ込んだ水がちょろちょろ、ちょろちょろ流れ出して、山の麓にある沼にそれが水が入って、ため込んで、ためた水を下流域の水田の水源としようということで、この地域はほとんどのところが沼を利用した水田をつくっているわけです。

前は埋立地や何かで太陽光発電をつけたりした。だから、海岸沿いのところが以前は大変太陽光発電が多かったのですが、そちらのところもどんどん設置するところがなくなってきて、今太陽光発電業者が狙っているのは山林です。山林を狙っています。

山林を狙う意味が実はあるのです。なぜ山林を狙う意味があるか、それは農業が日本の中でも自給率がもう40%をとっくに切って、30%近くくらいになってしまっていますかね。特に水田農業なんかを各家庭、家庭でそれを受け継いでいくよという人がいなくなってしまっておりますので、また親の代で亡くなったときに相続としては農業者しか相続、畑とか田んぼはできないものですから、兄弟が多かった場合には山林を外に出ているその引き継ぎ者に分け与えてあげるわけです。山林の持ち主は、今では大方の恐らく3割、4割の人は嵐山町内に住んでいない方が山林の持ち主であるかなというふうに思うわけです。それは、これからますます進んでいくのかなと。

ですから、今の時点ではまだまだこの地域の方々が6割、7割は地主でありますので、やはりしっかりと地元の方と話し合っ、町はどういう方向でこの地域を守っていくのだよということを出していかないと、ますます先に行けば行くほどとも条例化なんかはできない時代になってしまうのかなと。早急になってしまうのかなというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 今ガイドラインを中心に、事業者のほうにはいろんなことへの配慮、そういったものをお願いしているような状況でございます。その中でも隣接住民や地元に対しての周知を図るということもそうですけれども、協調を保つこと、これをやっぱり遵守事項としてうたっております。ここの点については、一番最初、入口の段階で相談に来た段階できちんとそれがまず事業として計画をしていく上では一番大切なのかな。

そのほかにも、進める上ではやはり安全対策であったり、さまざまございます。最終的に事業が終わって運用開始をしたときには維持管理、それからもっと先のお話をしてしまいますと、事業を終了した時点での後始末、そういった対応についてもそこまでも考えて、その入口としては周辺住民にまず理解をいただく、協調する姿勢を持っていただく、そういったことをこのガイドラインに規定されている遵守事項のといった形で守っていただくというような形で町としては進めるというような姿勢でいるところでございます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 志賀地区で今年の3月、志賀1区の総会で区民の決議をいたしました。決議の内容を少し読み上げさせていただきます。



「私たちの暮らす嵐山町志賀地区は、昔から志賀村と呼ばれてきました。この地域に根づいた先祖たちが四家、4つの家から始まり、村社会を築き生活したものと推察されます。四家、4つの家の名字が何であったのかは諸説あり、定かではありません。志賀村に暮らす人々の最大の仕事は農業でした。田畑を人力で耕し、米、麦と自給用の野菜をつくり、生計を立ててきました。水田の水は山林からの湧き水をため池に貯水し、必要時に話し合い、分け合って利用してきました。三十数年前、この地区に学園都市をつくるとの噂が流れ、業者による山買いが始まりました。バブル最盛期であり、高値にての買取価格が提示されたことによって、多くの地権者が山林を手放しましたが、学園都市構想はバブルの崩壊とともに消滅し、買収した業者も倒産し、地権者の名義変更された山林が残りました。その負の遺産である山林を再利用とする動きが始まり、1番目が産業廃棄物中間処理場の建設でした。当時所沢・三芳地区や秩父地区などでは、これ以上産業廃棄物処理場は受けられないとの市民運動が活発に起こり、業者はほかの受け入れ可能な地域を躍起になり探しておりましたので、当地区に白羽の矢を立て、開発を進めてまいりました。この動きに対し、当地区が産業廃棄物汚染に侵されることのないよう、また水源確保を求め、産業廃棄物業者対策委員会を立ち上げ、現在に至っております。この間、数度にわたり産業廃棄物の埋め立て、持ち込みの企画が起りましたが、対策委員会では内容を調査検討を重ね、自然を守り、行政の協力も得て対処し、行動してまいりました。最近メガソーラー（大規模太陽光発電）施設のための山林開発の動きが始まり、志賀地区の土地をまたもや業者が手に入れる行為が起こり、業者自前の用地にメガソーラーを設置するため、反対運動が難しい状況となっております。しかし、当地区においては、大切な水源となる山林をコンクリートがら等の産業廃棄物で埋め尽くしてしまう開発行為には断固反対いたします。先人たち、先祖や親が命がけで築き上げてきた豊かな自然と私たちの食の源である米づくりの水源確保を継続させるため、山林への産業廃棄物埋め立て持ち込みに反対する志賀地区の総意として、決意署名をいたします。1、私たちは志賀地区の山林に外部からの土を含む産業廃棄物等の持ち込みを一切同意いたしません。2、現況山林の開発、整地については協議を要します。2019年3月17日志賀1区総会」

この2のことが大変大事でございまして、現況山林の開発、整地については協議を要します。業者に対しては一切そういう持ち込みはさせないけれども、そこに住んでいる、そこに土地を持っている自分の子や孫、または外に出た兄弟がそこに住みたい

よと言った場合には、それは協議によって全て何でもかんでも反対ではないですよという、地権者の立場も考えてまでもこういう決議をしているわけなのですから、それは町でも同じことだと思うのです。地権者のことを思って、地権者に優しい行政であることは大事でありますけれども、この地域を水と緑のこの嵐山町をどうやって守っていくかということが町とここに暮らす私たち区民が一体となってやっていかなければいけないことでもありますので、ぜひ町はいろんな地域がありますから、その投げかけをしてもらいたいなというふうに思うのですけれども、その点に対してはいかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 正 午

---

再 開 午後 1時27分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁からです。どうぞ。

○内田恒雄環境課長 それでは、地域に対する投げかけのご質問をいただきました。お答えさせていただきたいと思います。

太陽光の事業者、町のほうに相談に来た際には、可能な限り計画していることを聴取いたしまして、必要な資料が整っている、その段階で庁舎内、役場の中で関係部署での協議をまず行うような形になるかと思えます。それで、情報共有を図ることがまず第1。

それから、あわせまして事業者に対しては、ガイドラインにも遵守すべき事項としてありますが、計画の段階において隣接住民に周知を図り、協調を保つとか、そういった規定もございます。情報提供の確認をとった上で地域の代表の方、それから地域の団体と関係するところには可能な限り情報提供を行いながら、町としては地域、それから関係するところと連携を図って対応していくというようなことで地域に投げかけるというような考えを持っております。よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) この太陽光発電の問題に関しましては、嵐山町1町だけがいかに頑張ったとしてもそれだけなのです。この答弁にもあるように、「条例化により

各種手続を義務化する場合は、隣接する自治体と歩調を合わせて適正な事業実施を求めていくことが効果的ではないかと考えております」という答弁がございます。この太陽光についても、産業廃棄物業者についても行政境を狙いますから、嵐山町においても志賀は小川との行政境、鎌形地区は鳩山との行政境、古里は熊谷市ですか、その行政境、吉田も滑川との行政境、そういったところを狙ってどんどん、どんどん侵食してきます。

ですから、県の指導もいろいろ仰いでいるわけですがけれども、やっぱり近隣の行政と、どこの行政の方々も悩んでいると思います、このことに関しては。俺たちだけではどうしようもねえよなと恐らく思っていると思うのです。ですから、やっぱり関連する近隣の行政の人たちとは常に情報交換をし合いながら、そして私は嵐山町がそのリーダーシップをとってもよろしいのかなと思います。私どもがそのリーダーシップをとるから、私どもの庁舎に来ていただいて、この条例化に対してみんなで考えていこうやと、この地域、比企の地域としてはこういう地域にしていこうやといった相談をぜひしてもらいたい。こういうことでこうですよと情報を流すだけではなくて、意見交換をしてもらいたいと思うのですけれども、その辺に対してはいかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

太陽光の事業に対する対応でございますけれども、先ほど議員さんのお話の中にもございましたとおり、条例化しているところが多く、特に最近では山林といいますか、山のほうにターゲットが移ってきているような、そういう状況です。関東を見ても、茨城県等条例が大変多く制定されるような状況があります。いわゆる平らなところが多いからということなのでしょうか。早くにそういった事業が進んだというようなことが考えられます。だんだん、だんだんこちらの丘陵地域に事業が移ってきて、埼玉県内ではガイドラインの策定というレベルですがけれども、まだ全部ではございませんけれども、1市13町1村ですか、がガイドラインを策定している状況でございます。

そういった中で、やはり比企地域は大体のところでガイドライン、それから開発指導要綱の見直し等を行って対応しているというような状況がございますので、この太陽光の関係についての意識というのは大分高い地域だということが考えられます。そういったことからしても、近隣の自治体と協議をしてよりよい対応ができる方向に進むということは、本当に取り組まなければならないことだというふうに考えておりま

す。リーダーシップという形でとれるかどうかということは、ちょっとなかなか、何とも私も力不足のところもございまして、ここではっきりと申し上げることができませんけれども、そういった考え方を近隣と相談するような形で投げかけていくことについてはやっていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番(大野敏行議員) 志賀太陽光発電の協定書、ここにございます。役場のほうにも1部提出してございます。少しその辺のところ、これ役場の指導をいただいてここまでの協定書ができ上がったわけです。

ちょっと読み上げさせてもらいます。私たち対策委員会が甲でございまして、業者が乙ですけれども、条件の中に、第1条、基本条件が7項目ございます。1項目めは、「乙は、本林地開発造成工事太陽光発電事業において産業廃棄物、残土等の搬入処理は一切行わない」。2つ目として「乙は、水田耕作に必要な水量の確保に協力する」。3つ目として「乙は、諏訪沼の維持管理のため、造成工事中、太陽光発電設置完成後及び太陽光発電稼働後においても甲の監査、入場を認める」。4つ目として、乙は、開発・造成に伴い流出する雨水の水質保全を行う」。5つ目としまして「乙は、林地開発造成、太陽光発電事業について水災害に対する安全確保を行う」。6つ目としまして「乙は、開発造成が起因する事故、問題が生じた場合、解決を図り、責任体制を確立し、補償する」。7つ目として「甲と乙とは、工事開始後に現場での月1度の定例会議を実施する。太陽光発電事業開始後に年1度の定期協議を実施する。必要に応じて嵐山町役場職員の参加を求めることができる」、これが基本条件第1条です。

第2条は、具体的条件です。1つ目として「乙は、本林地開発造成工事、太陽光発電事業において場外からの搬入等で産業廃棄物、残土等の処理は一切行わない」。これ、基本条件1の中にもうたわれています。2番目として「乙は、諏訪沼の堤の漏水改修を甲の要請に基づいて行う」。3つ目として「甲は、事業区域流域の隣接する土側溝、水路の構造物による整備を乙に依頼する。乙は、甲が実施する整備について、検討してできることは協力する」。いろいろ、まだこれは8項目まであります。

第3条として、預託金という項目があります。「乙は、金1,000万円を預託金として乙の口座に預ける」。甲の口座に預けますと、これは贈与になってしましまして、税法上いろいろ問題がありますので、自分の乙の業者の口座に預けるのですが、2番目

として「預け先は、埼玉中央農協菅谷支店とする」。3番目として「乙は、甲から依頼があった場合には口座残高報告を甲に行う」。4つ目として「預託金は、不測の事態発生時の緊急費用などに充当する」。5つ目として「乙は、預託金の使用に際しては甲と事前協議をし、合意を得てから行う」。

その他の第4条があります。第4条の中で大変重要なことがあります。「乙は、所有権、事業権の転売を極力行わない。万が一転売する際には、乙は甲に事前報告をした上で協議をし、転入先も含めた甲、乙、購入先の3者による協定の確認を行う。転売した際には、協定書（改訂版）、新たに結ぶ太陽光発電施設維持管理協定書は生き続ける」。

こんなことまで、しっかりとうたってあるわけです。それも私たち地元民だけでは、なかなかここまでのことはできませんでした。やっぱり知識にたけている町の協力があったればこそできました。ですから、こういう動きを町はしてくれているわけですから、全町にそれを広げていくことはそんなに難しいことではないかなという気がします。今申し上げたように、嵐山町だけではかなり難しい面もありますから、より近隣町村との細かな連絡をとり合って、ぜひ率先してこのことに対しては嵐山町が……地球温暖化防止条例も制定している町ですから、ぜひやっていただきたいというふうにも思いますし、緑と清流の町嵐山ですから、ぜひその辺のこともお願いしたいなということなのですが、この辺につきまして、町長のほうの見解もしございましたらご答弁願いたいなというふうに思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

地域を守っていくというのが、それだけもう大変な時代に入ってしまったなというような感じがするわけです。そして、全体的に、今お話をいただきましたように、嵐山町は自然を守り、環境を整え、緑と清流の町をつかっていくのだということで、町民一致をしてこの方向で進んでいるわけです。一致をしてなのです。ですから、今議員さんおっしゃったことも、地域が一致をしてという、地権者が今の話の中で一致をしていかないと弱くなるなという感じがするのです。そして、町がそれに応援をするといっても、やはり地域が一致をしてという一体感がしっかりないことには、町はどうこうするというのも大変弱くなってしまわないかなという感じがいたします。

そういう中で、いろんな情報ですとか、いろんな方策の情報が入るものについては、今言ったように情報を共有をしていけると思いますし、地域でいろんな動きというものも早く察知ができるでしょうし、お互いにそういうようなものを連携をしようということはおっしゃるとおりでございます。

それで、ほかのところとの連携とかというお話ですけれども、これもどこでも同じ苦勞はしているのだと思うのです。ですので、できないことはないというふうに思うのですが、思うのですがなのです。やはりこの私権が絡むわけです。ですので、このところが全く大変厄介なところであるわけです。逆に考えれば、向こうにとっても、進める側にとっても、反対するものがこちらにあるとすると、そのところがまた同じように私権ですので、こっちがどこまで向こうの進めるものに、邪魔と言うと適切でないかもしれないですが、そういうような形のものでどこまでできるか。向こうが何かをやるというのに、こっちとすると困るといようなことを逆にもまた考えていけるのかなと。それもやはり一致団結がないと、それらの行動というのは全て弱くなってしまふのかなという感じがするわけですので、やはり一にも二にも団結だと思ふのです。そういうものに対して、町はしっかり自然を守り、ですからそういう形で一緒に行動していく。

そして、今までも地域の賛成あるいは反対という一本のものがあって、町もそれに呼応していくということになってやってきておりますので、その点についてはみじんも変わっているとはございませんので、これからも一緒になって自然を守り、嵐山町をしっかり守っていく行動をとっていきたいというふうに思っています。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 業者が太陽光発電だけではなくて、こういう開発業者が欲しい判こというのがあるのです。それは、水利組合の判こなのです。水利組合の同意書が欲しいのです。

今嵐山町では、土地改良連絡協議会の中に入っていますから、全ての地域が、志賀も土地改良組合という名称にしております。土地改良組合の組合長が1人だけ、業者が寄ってたかってきて責めてくるのです。場合によっては、よろしくない人たちも組合長のところに来て、責めてくるというのが実情です。どこでもそうです。実情です。

志賀においては、水利組合長を1人にしないということが以前からありましたので、対策委員会が矢面に立つよとなったわけです。水利組合長と対策委員会と一体である

よと。だから、私たちの協定書の中には対策委員会の委員長、副委員長、連名で判こを押してあります。土地改良組合の組合長の判こもあります。業者のほうは1つですけれども。こっちは、3人が1つになって向こうと相対をしていくわけなのですけれども、そういうようなことができないとほかの地域においてもこれからどんどん、どんどん年代が変わって行って、若い人たちが本当にさっきも言ったように、余り地元に対して意識ないです。ここが変わって行ってしまうと、嵐山町であっても、俺は嵐山町の住人ではなくて、会社勤めしている、会社のあるところの人間なような感覚の人が多くなっているのです。

そうではないふうにしていくには、今町長言われましたけれども、地域が一体とならなければ、町としてもなかなかそれを指導していくというのは難しいよとおっしゃったのですけれども、やはり地域と町は一体ではなければいけないのです。それは、私たちがこの協定書を結んでみてつくづく感じたのは、条例化されてあれば結ぶのもうんと楽だったかなと実は感じているわけです。

皆さんに、きょう渡しました参考資料といいますが、一般質問の資料があります。これは、5大紙の一つであります毎日新聞に載っていた「太陽光発電 環境に優しい」というこのところなのですけれども、大事なのは一番下のクエスチョンに対するアンサーなのですけれども、ちょっとこれ読んでみます。「これからどうしていけばいいんだらう」、これがQですね。アンサー、「環境省は、原則として100ヘクタール以上に相当する出力4万キロワット以上のメガソーラーについて、来春から環境影響評価を義務づける準備を進めています。しかし、実際にはそれより小さい規模のメガソーラーが大半で、比較的小さな出力のものは自治体の条例などで対応する方針です」ということです。国がこらに対して条例化をしていこうとか、またそれを受けて県がやっついこうとか、国も県もそんな気持ちは一つもないです。やっぱり各自自治体がこれをしていかなければいけないという状況になっているわけです。

ですから、そこらのところも、これ5大紙の新聞に書かれていることですから、これは記者が考えていることだけではなくて、しっかりと裏をとった中で記事を書いていると思います。ですから、そこらも通じまして、ぜひ真剣に町としては条例化に向けて考えていただきたいということで、先ほど町長の答弁いただきました。今の状況はそうでしょうけれども、これから早急にこんなことも真剣に考えていただくということをお願い申し上げまして、この1番については終了させていただきます。

2番目に移らせていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○3番（大野敏行議員） 役場職員に外国人の採用を。今後当町においても外国人労働者の増加が見込まれる。中小企業で働く外国人が心置きなく安心して働き、嵐山町に大いに貢献していただくよう、頼りになる行政として、例えば東南アジア系の日本語、英語の堪能な人材をいち早く確保することが大切と思うが、その考えをお伺いいたします。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 質問項目2につきまして、お答えをいたします。

現在嵐山町では外国人、特に技能実習生として居住される方がアジア諸国を中心に増加しております。こうした皆様が安心して生活をし、また技能の習得に励んでいただくことは行政としても望ましいことと考えています。

町の職員採用に当たっては、公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画に携わるものについては日本の国籍を有しない者を任用することができないとの地方公務員法の見解により、外国籍の公務員の採用を制限しているのが現状であります。しかしながら、近年では職種を限定し、外国人を採用している自治体もふえつつあるようです。外国人に特化した窓口業務など、言葉の壁もあり、円滑なコミュニケーションを図ることが難しいケースも見受けられますので、外国人の採用を検討することも一つの方法ではあると考えられますが、近年の技術革新による自動翻訳機や翻訳アプリなど補完できるツールも開発されており、こうした機器等の活用も視野に入れつつ、外国人が住みやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 私のこの質問は、かなり先取りをした質問であるかなというふうには自負しております。行政として、なかなか潤沢なお金があるわけでもありません。ですから、今すぐにとという意味での質問ではないということだけは承知していただきたいというふうに思います。

私の身内にも香港人であったり、タイ人であったり、そういう方々がいらっしゃいます。私の関係する日本の男の人と結婚されて、日本に住んでいるのですが、そうい



う人たちはどういう職場で働いているかというと一般に言われる飲み屋さん、そういうところでしか働けません。なかなか相談できる相手もそんなにいないのです、この嵐山町には。お姉さんというのが池袋にいまして、相談するたびに池袋に行っているのです。

外国人、結構日本に入り込んできています。まだまだ嵐山町には、そんなに多くはないと思うのですが、嵐山町へ日本人の夫の妻として来て、でも立派な職場にいる旦那だったりすれば、そういう中でいろんな情報が得られたりするのでしょうか、そうでない人たちが結構いるのです。こういう人たちが相談できる相手というのは、なかなか日本人には相談できないのです。同胞、はらからの東南アジア系の相談相手がいると本当に心から安心して相談できると。そういう話は、その人たちからも聞いております。ぜひそういう人たちがいてくれるといいなと、これは要望ですけれども、ですからその辺のところは心情としてはお酌み取りはいただけるでしょうか。ちょっとそのところのご答弁をいただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 国策として外国人を国内に迎え入れて、この日本の国の経済運営をやっているという国の大きな動きがございます。また、外国人観光客が3,000万人を突破したなんていう、こういう威勢のいい話もありまして、これからは外国人を日本の活性化に役立てていくのだと、そんなこともございます。

まさに議員さんおっしゃられるように、外国に対するおもてなしの心、あるいは外国人で嵐山にお住まいの方に対する心のこもった相談相手、そういったことは大変重要なことであろうというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 今嵐山に住んでいる日本人の奥さんになった方で有能な方も結構いらっしゃるのです。その人が、では役場に来て働きたいと言うかどうかは別としまして、今地方公務員法というものがありますので、ここにうたわれているように日本国籍も有しない者をただ単にあなたは優秀だからということで見つけてきて、職員にできるわけではありません。それはそうだと思います。

ただ、嵐山町がこれから活性化していくために、嵐山町の中においては大変アジア系の人たちの頼りになる職員もいるのだよと。これはマスコミ取り上げます。嵐山町って優しい町なのだなと。要するに日本人に対してだけではなくて、グローバル化の

世の中で外国人に対しても優しい町なのだなど。優しい町だけではなくて、日本で働く人のために役立とうという気持ちがあるのだなどということです。ぜひその辺のところを頭の中、心の中にお酌み取りいただきまして、今すぐということではなくて私はいいと思います。でも、近い将来的にそんな形の町、そういう職員がいてもいいかなというような、そういうお気持ちが町長にあるのかないか、一言それだけ、町長のお気持ちをお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これからということで、お話をいただきました。外に出ると、東京もそうですけれども、観光地に行けば日本人より外国籍の方が多いというような状況になっているのが今の日本であるわけです。そして、嵐山町でも今何カ国の方が住んでいますかというふうに質問されて、答えるより大体多くなっているような地域が多くなっているわけです。そういうのが今の現状であります。そして、それはこれからどんどん進んでいくのであろうというふうに思うのです。そして、世界は小さくなって、言葉の壁も越えてしまって、いろんなツールを使って交際、交流ができるような状況になってくる。

ですから、議員おっしゃるように、これから先というのはちょっと想像がつかないような状況に必ずなるであろうというのは想像ができるわけですが、そういう時代がいつ、どうというのはちょっとはつきりしませんけれども、国のほうでもこれだけ外から入ってきて、観光客だけでなく次の一手というのも当然国策として考えていくでしょうから、それらを見ながら嵐山町でもおくれのないような対応をしっかりとれるように、職員とも研さんを積んでいきたいというふうに考えています。

○佐久間孝光議長 大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 以上で終わります。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

---

◇ 渋谷 登美子 議員

○佐久間孝光議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問項目1の不妊に関する問題についてからです。どうぞ。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13番（渋谷登美子議員） それでは、渋谷登美子ですけれども、1番の不妊に関する問題についてから質問いたします。

昨年度不妊治療への助成の利用が少なく、本年度嵐山町の一般会計で減額となりました。現状では、体外受精で生まれた子どもは24人に1人ということです。また、6カップルでなくて、すみません、これ3カップルに1カップルが不妊に悩んでいて、5カップルに1組が不妊治療をしているというふうな形になっています。不妊で悩んでいることは一般的な現象になっているのですけれども、人前でタブーになっている現実があります。

今回この一般質問するに当たっては、まずタブーを破っていくということで一般質問をしています。物理的な子育て支援のほか、生物学的な支援も必要になっています。

（1）以下の問題について、どのように取り組むか伺います。

ア、事業者の職場環境における協力体制への支援。

イ、町と医療機関との協力体制。

ウ、町と県との協力体制。

エ、家族の協力への支援。

（2）として、子育て支援センターは母子手帳からの支援が始まりますが、母子手帳以前のカップルに対しての支援をどのように構築していくかを伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目1、（1）のアからエにつきましてお答えいたします。

アの事業者の職場環境における協力体制への支援につきましてでございますが、仕事をしながら不妊治療をする難しさとして、頻繁かつ突然な休みが必要であり、あらかじめ通院スケジュールを立てることが難しいですとか、不妊治療に対する正しい理解や知識がないなどの理由が挙げられます。そのため、退職をする方も少なくありません。

町としては、企業が不妊治療と仕事の両立をサポートすることの重要性について、積極的に企業に周知していくこと、またそうした支援をする企業を町としても支援するなど、企業が制度を整えるための支援について協力、支援を推進してまいりたいと考えております。

イの町と医療機関との協力体制につきましては、現在不妊に悩む夫婦からの相談や不妊治療助成制度について、随時情報共有を図っていますが、今後も引き続き連携、協力し、対応していきたいと考えております。

ウの町と県との協力体制につきましては、保健所の窓口で町の助成制度について周知してもらっており、また不妊に関する研修への参加や情報共有を今後も図ってまいります。

エの家族の協力への支援につきましては、家族や親族から十分な支援を得られていない場合も多く、特に治療費用の援助や精神的な面についての協力が得られていないようです。今後は、不妊治療の当事者だけでなく、その家族に対しても不妊と不妊治療についての支援のあり方について啓発及び支援を推進してまいります。

続きまして、質問項目1、(2)につきましてお答えいたします。

母子手帳の交付以前の支援につきましては、現在不妊治療、検査費の助成、妊娠を希望する女性とその配偶者に対する風しん予防接種費用の助成を実施しています。そのほかには、婚姻届の際に県で作成したお祝いカード、ダイヤモンドカード（QRコードから埼玉県こうのとり大使のダイヤモンドユカイさんの動画メッセージが見られる）の配布や、成人式の配布資料の中に漫画形式の小冊子「願うときにこうのとりは来ますか？」を入れさせてもらっております。このような若い男女に対する妊娠適齢期や不妊に関する知識の啓発も重要な施策であることから、その支援について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 不妊について言えば、やはり1回の体外受精とか顕微鏡受精というのは30万から50万と、1回について70万ぐらいかかるという話なのです。これはすごい金額だなと思っていて、それを続けるかどうかという、まず女性も男性も仕事を継続していかないといけないという大前提がありますので、仕事を継続していくためにどういうふうな環境をつくるかということで、私もどうしたらいいのかなと思っていますのですけれども、保険対象にすると保険料が高くなり過ぎるだろうというふうにも思っていて、それででは助成金にするというふうな感じなのですけれども、保険対象にすると、これが当然不妊治療に関しての労働法などの体制ができてくるのですけれども、できるかなと思うのですけれども、今現在ガイドラインなので医療費に

かかってどのくらいの、実際にこのくらい費用がかかるということが、まず皆さん最初に怖がる段階なのかなと思うのですけれども、その点については嵐山町ではどのように皆さんにお知らせしているか、助成金を出す以上それなりのことをしていると思うのですけれども、それはどういうふうなお知らせをしているのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

検査はともかくとして不妊治療は先ほど渋谷議員さんがおっしゃったように非常に高額になる。ただ、不妊症というものが各その個人によって違う場合があります。検査をしていって、いろんな状況によって不妊の原因があることになりますので、その原因によって治療が決まってくると。

ですので、不妊治療を開始する場合にも治療費が人それぞれ違ってきますので、この額というのは、おおむねの額は出ますけれども、人それぞれ違ってきますので、それをどう説明するかというのは町としては難しいのかなと思っています。そこは、やっぱり医療機関でどういった治療があってこういう費用がかかりますというところを、それぞれの患者さんにお話をさせていただいて対応していくというのが、費用面ではご説明になるのかなと思っています。

本当にその会社、企業の中でどう対応していくか。先ほどもお話ありましたけれども、治療費用がすごくかかりますので、共働きで働いていて、奥さんと旦那さんで治療を始めた場合に期間もかかるし、お金もかかるので、途中で奥さんのほうが会社をやめなければいけない場合もある。ただ、そうしてしまうと今度不妊治療の費用が負担できない、そういう問題もある。それも承知していますので、そういった面では治療を始めるときに非常に費用面というのは細かく、お知らせしていくというのは必要だと思っています。それは町としてするのか、それとも医療機関と連携してやっていくかというのは、これからちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今現在治療費として助成があるのは、女性側の問題の不妊なのですけれども、男性側の不妊の問題というのは48%あるのだそうです、大体。そうすると、男性に対しての治療というのは、私はどういうふうな治療かちょっと調べ

ていないのですけれども、泌尿器科に大体行くということらしいのですけれども、嵐山町の助成費の中で男性不妊に関しての助成というのを入れていくと、それを広報にも出せるので、少し皆さんにオープンにすることができるかなと思うのですが、今現在の中で京都府なんかは男性不妊に関して幾らかの助成は出しているみたいなのです。そういうふうな形をしていかないと、カップルの中でもなかなかうまくいかないし、拡大家族というのですか、その拡大家族の中でも話ができていけないので、非常に女性がつらい思いをするというのが現実かなと思うのですけれども、今の嵐山町の助成の中でそういった男性不妊に関しての助成というのは考えられるでしょうか。伺います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えします。

渋谷議員さんおっしゃるとおり、不妊の原因というのは男性も女性も両方にあるのです。女性だけがあるという場合ではないので、そういった面で、今回助成制度が女性のほうの不妊治療ですと、卵子をとって、そこに体外受精をしてというような形で、女性のほうの治療のほうが結構かかるというのが今の現状ですけれども、男性のほうも検査をして、確かに男性のほうの原因があつて不妊がという場合には、30年度までは助成がなかったのですが、埼玉県でも31年から男性のほうの助成制度を始めるということで話は来ております。今年度なのです。令和1年ですから、今年度の助成の中で新たに変更として、多分今要綱を作成していると思うのですが、そういったことで始めるような流れにはなっております。なので、今後は男性も含めて、そういった不妊治療に対する助成は始まっていくと思っております。町のほうも、そういう対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私もちよつとよくわからないのですけれども、不妊にかかっている医療費というか、有給制度ですか、それは嵐山町の場合女性のみなのですか、男性のみなのですか、その辺のことがよくわからないのですが、これもやはり同じように男性も医療には時間をとられるので、そういったものはどのような対応になっているのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

町の職員ということでよろしいでしょうか。数年前に嵐山町が他の自治体に先駆けて不妊治療に関しての休暇制度、こういったものを設けたところでございます。こちらに関しては、男性職員、女性職員の差はなく、同じような形で規定をしているというところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 全体的に労働法制の中で、まず不妊に係る治療の休暇というのですか、それがなくて、それをどういうふうにしてつくっていくかなんていうのは、やはり労働組合側のほうがやっていくべきだと思うのですけれども、もちろん意見書とか今後考えていきますが、それについてどのような考え方がありますか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 不妊治療を始めた場合に、その会社、企業としての協力で休暇がどうということですが、まず不妊治療というのがどういうものがあって、どのくらい期間がかかってということが多分一般の皆さんにまだそこまで周知されてないのだと思うのです。

不妊治療の定義というのは、結婚をして2年間そういった行為をして子どもさんが生まれない場合に不妊症ではないかという話で検査が始まって、その検査の結果、基本検査として問題がなくて生まれないのか、それとも肉体的に障害があって生まれないのかというところでまた不妊治療が始まるのですけれども、不妊治療が本当に検査だけでも3カ月とか半年かかったり、治療になってしまいますともう1年、2年という長い期間になる。それも女性のほうの側でいくと不定期になりますので、そういった面で内容を周知して、これだけの期間かかって、これだけの負担があるのだから、ちゃんとしっかり社員として、その従業員に対して制度を確立するのではないかといいところは、それは町としても当然啓発をしたり、そういった制度を推進するような考え方を示していくのは、非常に必要だなと思ってはいます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと不妊のことに余り時間とってもあれなのですけれども、私が実は一番……3人目の子どもが、やっと30代に、32歳か、33歳になって、この問題があったので、いろんなお母さんたちに聞いてみたら、実は、えっ、そうな

の、そうなのというくらい、不妊治療でお子さんをつくっていらっしゃる方が多かったのですが、そのくらい一般的なのだけれども誰もしゃべれない、そういう状況が今あって、なかなか進まないのかなと思うのですけれども、別に自分の子どもを産むという形ではなくて、養子縁組をしたりして子どもを育てたい方はそういうふうな形でもいいのですけれども、今日本の全体としては婚外子はなかなか一般的に皆さん認められないという状況で、やっぱり結婚して子どもを産むということが一番子どもさんが育つ状況なので、それで何うのですけれども、まず第1子に不妊治療で生まれたお子さんは、第2子もそうしなくてはいけない場合のほうが多いらしいのですけれども、その第2子の段階でますます子どもさんを育ててはいけないからという形で、第1子の段階で諦めてしまって、第2子目にはもう続かないというのが、どうも聞いているとそういうふうな現状があるのです。

そのところで、不妊治療にかかるお金もそうですけれども、時間的なものとして、そういったところが、家庭の主婦の方だったりしたらそういったことにもファミリーサポートとかそういった形が使いやすいような形のアピールがまず最初に必要だと思うのですが、そういったことへのアピールというか、まず一番最初に広報でやっていくことが必要だと思うのですが、その点についてはどのように、しっかりした広報が必要だと思うのですけれども、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

まず最初に、渋谷議員さんがおっしゃるとおり、本当に不妊治療とか不妊症とか、そういったことに対していろんなタブーがあるというのが今の社会の中です。そういったところをもっとオープンにしていって、普通にちゃんと治療して話せる、どういう治療をしてこうなのだよというところがわかるような、そういった状況にしていかないと、ただ不妊治療と今言われているのが夫婦だけの問題で、夫婦の中だけで話し合っ解決して、誰にも話ができない、相談ができない。最終的に長い治療で精神的に参ってしまって、途中で諦めてしまっというものも多いという話がありますので、ここは不妊治療だったり不妊ということがもっと一般的に知れ渡って、ちゃんと正しい理解をしていただいて、周りが、家族もそうですけれども、企業も家族も全ての方たちが支援できるような体制にすることがまずは大事だと思っています。

そういった意味では、渋谷さんおっしゃったとおり、そういったサポートも必要な



のですけれども、まずそういったことを広く認識していただいて、それに対する、町としてもそういったサポートを広くしていくということも考えております。まずはその不妊治療を、今一番私が思っているのは家族だけで抱え込んでしまうと一番よくない。生まれればいいのですけれども、不妊治療を2年も3年もやって生まれなかった場合の負担はもっと大きいのです。だから、そういった方へのサポートもしなければいけないというのも思っていますし、そういう意味ではいろんな面で町としてはサポートしていく必要があるなと思っております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） なかなか行政の側で窓口で対応していくというのはとても難しいと思うのですけれども、インターネットではそういった、私が見たのはN P O F i n e というのですと勉強したり、いろいろなことを読んでみたのですけれども、そういったものもあるので、まず最初に不妊治療の助成金のことを広報して、そしてそういったホームページもありますよという形で、少しずつ広げていくということがとても大切だと思うのですが、取り組んでいただけますでしょうか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 嵐山町でも、ホームページ上で不妊のページはあるのです。また、その内容についてはもっと細かい内容を県のホームページでも公表していますので、いろんな制度とかも、そこもリンクも張ったりしております。広報紙でも、新しく制度が変わったときなどには広報しています。

ただ、町の広報だけではなくて、やはり企業とかの中でもいろんなそういったことを広報していただくようなことも必要だなというふうに思っていますので、年に何回かしか広報活動していませんので、その辺はもうちょっと、今度子育て世代包括支援センターができましたので、そこでもうちょっと手厚く、そういった面でも相談を受けられるようになればいいなというのは思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、次に行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） （2）なのですけれども、子育て支援センター以前では母子手帳を出すとか、それから結婚したときにそういった一つの冊子のようなもの

を出すということでしたけれども、子育て支援センター以前のものというのはやっぱりもうないわけですよ。それをどういうふうにしてつくっていくかということが一つの課題になってくると思うのですが、それはどうでしょうか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 渋谷議員さんのおっしゃるとおり、子育て支援課のほうでは妊娠してからの支援がメインですので、結婚して妊娠するまでの期間というのは何も今はないのです。なので、そういったところで今町民課のほうとも話をさせてもらって、婚姻届は来ますので今婚姻届、昨年度44件ぐらいですかね。その中で20代の婚姻者が17名くらいで、30代が10何人。30代の方も結構いらっしゃるのです。なので、婚姻届をもらう際にそういったところでケアをして、ピックアップをして、そこにアプローチしていくというのにも必要なかなとは今思っておりますので、これは子育て支援課だけではなくて、町民課と連携しながらそういった妊娠前のカップルに対するアプローチというのは必要になってくるかと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、次に行きます。

幼保無償化の対応についてです。幼保無償化が本年10月より実施になります。幼保無償化の準備の進捗を伺います。（1）です。

そして、（2）ですけれども、嵐山町の民間保育園での保育士の確保についてはどうなっているのか伺いたいと思います。

で、先ほど吉本議員が話された答弁を聞くと、なかなかこれは難しいかなと思いはがらなのですけれども、町立幼稚園は3年保育が実施されていないが、今後について伺う。先ほどのご答弁でわかったのですけれども、すみません、1つ、教育委員会事務局ですか、お話ししておきますけれども、あそこには施設がありますよね。施設がないというご答弁はおかしい。そして、私は町立幼稚園3年保育の決議をするに当たっては、施設はどうするかということを考えてやっていて、今の遊戯室というのはしっかりあるということ、それをないというふうに言われるのは、施設対象を新たに作りなくちゃいけないというふうに言われるのはまずいかなと思っております。今現在必要なのは、幼稚園の先生の確保が一番大切なのだろうなと思っていて、それ以外のことは問題はないと考えているのですが、そのところをちょっと最初にお尋

ねします。

○佐久間孝光議長 まず、小項目の回答からよろしいですか。

○13番（渋谷登美子議員） 3のことね。これ続きでやってしまったので。では、後にしましょうか。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目2、（1）につきましてお答えいたします。

無償化に関する法案が5月10日に成立し、公布されました。5月30日には、国から県への説明会がそれぞれの県で行われているということです。それを受けまして、きのう、6月10日に埼玉県のほうで県から市町村への説明会がございました。具体的な事務は、これからその説明を受けて始めるわけですが、内容といたしましてはシステムの改修等事務ですとか利用者への広報、施設事業者への説明、条例及び様式等の改正などの事務を順次進めていく予定でございます。10月に始まりますのでそれに向けて、国のほうでもそのスケジュール的なものが出されておりますので、それに基づいて進めさせていただきたいと思っております。

次に、（2）につきましてお答えいたします。町では、保育士の人材確保のため、昨年度から保育士宿舍借り上げ補助事業を実施し、人材確保に努めてまいりましたが、採用に至ることはできませんでした。引き続き、保育士の確保について各保育所と連携し、対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（3）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目2の（3）についてお答えいたします。

嵐山幼稚園の3年保育、3歳児教育に対する町の考えにつきましては、これまでの一般質問での答弁と変わりなく、現状においては実施する方針はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 準備の進捗についてはわかったのですが、保育士の確保ですが、今現在東昌保育園の一時保育、それは待機児童の人というのです

か、そういう人たちがかなり使っていて、ほとんど緊急で保育が必要な方に関しては用をなしていませんよね。それについてちょっと伺いたいのですけれども、これはますますそうなっていくのかなと思うのですけれども、一時保育に関しては無償化の対象にならないですよね。そうすると、今待機児童は一時保育のところでは何とかやっていて、例えば週3日で働いていればとりあえずいいからという形の方がそういった形に使っていらっしゃる。幼稚園なんかでも、幼稚園に行きながら下のお子さんはそういうふうな形で使ってらっしゃる方もいらっしゃると思うのです。それについての把握はどうかさっているか伺いたと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

今一時保育の定員が12名だったのですかね、なのですけれども、待機児童がごぞいますので、待機になっている方でそうやって週3回とか短時間で預ける方もいらっしゃいます。もしくは、リフレッシュのために預けるというような方もいらっしゃいます。これは、東昌保育園さんに毎月月初めに予約をいただいておりますという、年齢によっても預けられる人数は違いますから、定員は12と決まっていますが、年齢によってもっと少なくなる場合もありますので、そういった面で月の初めに予約をいただいで、その1カ月の申し込みを受けて預かるというような制度で行っております。

今回の無償化の対象になるかということですが、一時預かりですと待機児童になっていて保育園に入っていない場合には認可外保育施設ですとかファミサポですとか一時預かり事業は、上限がありますけれども、3、4、5歳の場合には対象になりますので。ただ、1カ月の利用料が、1万1,000何がしと思いましたが、そういった面で待機児童になっている場合には無償化の給付金が対象になるということでございますので、それも含めて、実際今一時預かり事業がいっぱいですから、もしそういったところでそういう待機児童の方がお使いになるという場合には、これから計画をつくりましても、そういった面では一時預かりの仕組みもどうかというのは検討していく必要性はあると思っています。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私、一時預かりの場所というのを保育室で見せていただいたのですが、決していい環境ではないなというふうなものがありまして、このところで恒常的に一時預かりを使っているのは、余りよくないなというの

は一つあります。

それで、その一時預かりという形ではない形でもっと広げていかざるを得ないかなと思うのですけれども、その点についてはどのような考え方を持っていられるのか伺います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えします。

本来の一時預かり事業というのは、先ほども話しましたが、保育が必要か必要ではないかではなくて、育児に疲れた場合、リフレッシュのために預けたり、突発的に何か用事があってお子さんを預けるといときに預かるというのが本来の一時預かり事業の趣旨なのです。ただ、これだけ嵐山町でも待機児童は多いですから、そういった面では一時預かり事業を恒常的に使えるという方もふえているというのは承知をしています。なので、当然民間の保育園さんでお願いしていますので、場所的にも人員的にもいろいろお話をさせてもらいながら今も進めているところでございますが、内容的にはまずは待機児童を減らしていくということも含めて、一時預かりが、今後も待機児童減らないとなりますと今のような預け方が続いてしまいますので、そういった施設的な面とか保育士の確保についても連携をしながら進めていかなければいけないなどは考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次へ行きます。

基本的に町長や、それからほか他の議員さんとちょっと違うのは、違うといいますが、保育所と幼稚園の違いというのをはっきり認識していて、今の現状の中で、保育園に入園できる方は保育に欠ける方ですから、基本的にはお父さんとお母さんの両方が働いている方、それから病気である方、それからどちらかが障害を持っていらっしゃる方、あるいはお子さんが障害を持っていらっしゃる方が保育園に入ります。幼稚園に入る方というのは、そういう方ではないです。働く意思があるかどうかにかかわらず、働いていない人です。その働いていない人は、今の現状ではどんなに状況を整えたとしても保育園に入ることはできません。ですから、幼稚園のかわりを保育園に持っていくということは、現状のシステムではできないことになっています。

そのところをはっきり町長も、それからほかの方も認識しておいていただいて、町立幼稚園の3年保育についてお話するのですけれども、先ほどのことですが、私は

町立幼稚園にはスペースがあるということをよく知っています。なぜああいうふうなおかしな答弁をするのだらうと思うのですけれども、まずその点について伺います。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えいたします。

施設台帳上、あそこは遊戯室となっているので、教室としては使っていない場所ではございますけれども、台帳上は遊戯室となっております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 遊戯室はさくら教室が使っておりますよね、月に2回。それは、遊戯室ではなくてさくら教室ではないのですか。その点を伺います。

そして、遊戯室にかわるものというのは、またあそこに日赤社屋の中にありますよね。日赤社屋の講堂の中で、雨が降ったらそこをぐるっと回って行けば何とかなるような状況になっています。その把握が全くなされていないというか、今までの3年保育を実施しないという延長の中で答弁がされているものですから、そのところの頭の展開がされていないのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

施設上は、先ほど言いましたように、台帳上は遊戯室となっているということで、もし3年保育なりクラス数の関係で変わってくるようであれば、それはまた、もし実施するというのを考えるのであれば、施設の利用の目的を変えるということで、现阶段では施設台帳上は遊戯室となっていると。また、日赤社屋の講堂のほう、確かに使っております。ただ、日赤社屋のほうは空調施設がないので、その辺が若干問題があるかなというのは現実にはあります。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、3年保育にしても日赤社屋のほうにエアコンをある程度つけていくという形で解決できるような、非常に安い金額ですよ。私は、最初にプレハブを建てなくてはいけないうかなというふうな感じで見えていたのですけれども、そういったことは考えられなくてもいいということと、それから吉本議員がとてもよい資料をつくってくださったのでわかったのですけれども、80名のうち

多分3年保育を受けられる方という、計算してみても全員入れたとして30人から35人ぐらいになっていくのかな、大体のお母さんたちが働いていて、そういうふうな状況になっていくのかなというふうに計算しました。

そうすると今現在でも、あの1クラス、さくら保育になっている遊戯場というのはとても広いですね。かつての鎌形小学校というのは、6クラスあったわけですね。2クラス、2クラス、2クラスで、今教室がつくられているのですかね。それで、あそこが遊戯場になっているという形につくられていますので、決して施設としては…20年前後のことを考えますと、30年というふうになるとあの施設がどこまで使えるかということは問題あります。でも10から20年というふうな形で見ると、今クラスをふやすことはそれだけで十分可能ですよね。

そこのところを私も計算して、町立保育園3年保育の決議というのをやっている中で、そこのところは実際のところでのどのように……今これからやっていくとして、全く考えていないので、そういうふうなことも考えていないということなのか、どうなのですか。私は、十分やっていけるなというふうに思っているのですけれども。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

まず、その前に日赤社屋の関係なのですが、あそこに空調をつけるということになりますと、あの建物自体が埼玉県指定の文化財ですので、その辺がちょっと問題が出てくるかなと。現状変更の許可が県のほうからおりるかどうかというのは、一つ課題になるかと思われま。遊戯室を教室として使うというのは、当然仕様を変えれば変えることはできるかと考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時34分

---

再 開 午後 2時45分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。渋谷議員に申し上げますけれども、一問一答でありますので、よろしく願いいたします。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 町立幼稚園のことは一問一答でやっている最中だから、これでいいのですよね。

幼児教育の重要性というのは、もともと国も非常に重要視していました。方向転換をしたということではなく、幼児教育というのは経済効果がとても大きいのです。後に税金をたくさん払ってくれるという幼児教育の効果というのはあるのです。それは実証されています。

それで、幼児教育がとても必要なのですが、嵐山町の場合、町立幼稚園をなくしていった場合には、全て民間の保育園に幼児教育を委ねることになるのです。障害者の保育とか、発達支援で子どもの関係での支援というのですか、そういった問題は民間の保育園でももちろんやっていると思うのですけれども、発達障害、ごめんなさい、発達障害のお子さんたちなんかはやっぱり公立の幼稚園のほうがやりやすいのかなと思うのです。

そうすると、先ほどの吉本さんの廃園するか、3年保育にするか、その一気の家庭に判断のところにあるということなのですが、これは今判断できないとなると皆さんの就園の……今度の子育て支援計画の中でそれをやっていくとなると、ちょっといろいろな問題、いろいろな今後の予算の中で難しいような状況があるかなと思うのですけれども、その点について町長はどのように判断されるのか。私は、やっぱり民間の保育園だけに嵐山町の幼児教育をお任せするのは、全て私学に小学校教育をお願いするのと同じようなくらい問題があるかなと思うのですが、その点についてどのようにお考えなのですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 民、公、これで片方にこれをやる、こっちだけこうするというふうになったらどうするという質問ですよ。そういう質問ですけれども、意味はないなと思うのです、それは。両方がしっかりした資格をもらって、国の中でやっていいですよと言われているものなので、公も私もないのです。そういう施設として認められているわけですから、どちらにどうしようと、こうしようと、そのところは堂々とやっていいですよということになっているわけですから、そのところをお願いをするというのは、全くおかしいことではないというふうに考えています。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。



○13番（渋谷登美子議員） 今現在先ほどもお話ししましたけれども、幼稚園というのは保育に欠けないお子さんがいるところです。保育園は、保育に欠けるお子さんが行くところです。幼稚園に行っている嵐山町のお子さんを全て保育に欠けるお子さんにするというのはなかなか難しい状況があって、どんなことがあっても保育に欠けないお子さんというのは残っていくと思うのです。そうですね。保育に欠けないお子さんというのは、例えば下に赤ちゃんができてしまったからとか、それから介護をするけれども、ちょっとしか時間を使わないとか、ご自分の勉強をしたいとか、そういうふうな形で1週間に2、3日ぐらいは2、3時間勉強に行きたいとかいう方は、保育に欠けるお子さんにならないのです。

嵐山町の場合は、保育に欠けないお子さんというのはやっぱり絶対に残っていくので、そうするとそこのところで3年保育という部分がどうしても必要になってくるのですが、そこについては私は廃止するかどうするかということではなく、そのところはこの半年間以上かけてつくっていかなくてはいけないと思うのですが、その点について町長はどういうふうに思われるのですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどからお答えをしておりますけれども、幼稚園をどうするとか、保育園をなくすとか続けるとか、そういう問題ではないわけです。嵐山町においては、今までやってきたとおりのことを続けていく、そういうことでございまして、先ほど来答弁をしているとおりでございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは吉本議員の話もそうですが、私も前から言っていますように、町立幼稚園が2年保育でいて、あと1年間の間全く子どもたちがその3年保育の部分がない場合は、どうしたって町外の幼稚園に行くようになりますので、そうすると1年後、2年後、3年後には今いるお子さんたちが卒園する段階になってきたら、そうすると町立幼稚園は自動的に廃園という形になっていくのかなというふうに思うのですが、廃園ではなくても5人、10人ぐらいになったときには、それは難しい状況になってきます。

そのことも踏まえて、町立幼稚園の3年保育の問題というのを考えていかなくてはいけない時期に来ていると思うのですが、それもまだ決断をすることはなさらないということですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答弁してきたとおりでございまして、2年保育もしっかり続いてきているわけですし、1年保育で前やっていたのです。それを2年保育になり、2年保育でもここまで続いてきている。そういう状況でございまして、3年保育をやる希望の人というのは、自分のうちの玄関の前まで私立幼稚園が迎えに来てくれる状況になっているわけですので、3年保育が困る、できないという状況は嵐山町の中にはないわけですし、嵐山町のいろんな今までの状況を踏まえた中でどこのところがいいのか、どういう形にこれからやったらいいのか、全体的な方向については来年度方向をアンケートとっているということでございますので、子どもの動向、あるいは国の動向、いろんな状況を勘案をして決めていくということでございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、今の段階で町立幼稚園の3年保育はしないということではなく、全体の中で動向を見ながら考えていくということではよろしいのですか。それは、とても今までとは違う前向きな答弁なのですが。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3年保育とかということではなくて、幼児教育については今までと同じように国が続けていくわけですから、それに沿っていく。そして、嵐山町の中には今幼稚園があるわけですから、そして一番問題にしているというのは、町立ですから幼稚園はいいですけども、保育所の場合には私立なのです。ですので、持続可能性というのはしっかり確保できないことには、町立というのはそれを侵すような形というのはとりづらいではないかと思うのです。というのは、そういう形に変えていく場合には議会の議員の皆様にもいろいろお知恵をおかりをしたいと言っているわけです。ですから、現状においてはそういう答弁のとおりでございまして。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ちょっと時間がないので、もったいないのですけれども、なかなかご理解が進まないというか、むしろ理解したくないと、幼稚園のお母さんたちの状況とか、そういうふうなものを理解しないで、ご自分の主張だけをやりたいという感じでしか私には聞こえないのです。

それで、今の状況で30年後には子どもの数が600人ですか、小中学生が600人になるから、幼稚園の子どもというのは、600人だから、未就学の各1年というのは50人か

ら60人になります。必然的にそれは子どもたちの民間の保育園なり、そういうふうなものは今の状況では淘汰されていかななくてはいけない。だけれども、公立の幼稚園というのは、そういったものはないと困ると思うのです。その公立の幼稚園を廃止していくか、していかないかというのは、この3年保育をどういうふうに考えていくか、皆さんの父母の希望というものも考えながらやっていかないと持続可能な町にはなりません。

持続可能な町にするためには、少なくとも今の段階で町立幼稚園の3年保育というのを考えなくてはいけない時期に来ていると思うのですが、そのところを、いつもいつも民間が先ですよ。民間が先ではない。子どもが先です。子どもを育てることが先なのです。民間が持続するなら、子どもがいて初めて持続するのです。そのところが間違っています。ですから、私は今の答弁は前向きな答弁だと思っていて、そしてそれについてはしっかりお母さんなりなんなりと話し合っていくという姿勢が必要だと思うのですが、その点について伺います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 同じことを答弁するようになりますけれども、3年保育はやれないのではないのです。嵐山町はいつでもやれている。玄関の前まで3年保育をやりたいという人迎えに来て、今現実やっているではないですか。公立でやらなければいけないということに決まりはないのです。私立の3年保育で、しっかり3年保育をやっている人たちもいっぱいいるわけですから。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今のお話ですと、嵐山町の町立幼稚園はなくなっていく、そして町外の私立の3年保育のお母さんに皆さんを任せるというふうな形の答弁に聞こえてくるのですけれども、それだと嵐山町は持続可能性のなくなる町になってきますから。

次に行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 交通まちづくりの視点と通学通園及び歩行者の安全についてですけれども、現在高齢者、障害のある人、妊産婦に対してのタクシー券補助はありますが、具体的に地域交通計画はありません。先ほど出てきたようなお話がありましたけれども、ですけれども、また大型バス乗り入れを始めた駅西整備計画はあるわ

けです。

(1)として、交通まちづくりの視点を持った嵐山町の総合振興計画の見直しが必要ですが、考え方を伺います。

(2)として、学校統合の諮問での答申では菅谷小中の敷地とすること、そしてスクールバス、一般バスの活用とあります。現状においてもスクールバスは必要な子どももいます。どのように対応するか、学校区で遠距離を一人で登下校せざるを得ない子どもに対して越境措置は必要ですが、考え方を伺います。

3として、嵐山町の移送サービス業者の撤退により、障害のある人、高齢者の移動にかかわる事業は緊急的な対応が行われました。今後についての考え方を伺います。

次に、4番目、地域公共交通会議を嵐山町及び周辺自治体と組んで実施すべきだと思いますが、考え方を伺います。

5番目として、歩道への自動車の乗り上げによる死傷事故が起きています。危険な交差点のガードレール設置の考え方を伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに小項目(1)、(4)について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えを申し上げます。

町では、平成23年度を初年度とした第5次嵐山町総合振興計画に基づき、各施策を実施しております。現在第6次嵐山町総合振興計画の策定に向け、アンケート調査の準備を進めているところでございます。次期総合振興計画の策定に当たりましては、毎年度実施しております検証結果を踏まえ検討してまいります。そこでは、公共交通の観点からも検討してまいります。

続きまして、(4)につきましてお答えを申し上げます。町では、移動手段の確保につきましてさまざまな施策を実施しておりますが、全ての方が満足できるというものにはなっておりません。その原因としましては、少子高齢化、地域力の低下、財政上の問題などが考えられます。

現在町では、地域公共交通会議を設置することは予定しておりませんが、6月より、この6月になります、各課職員で構成する地域公共交通を考えるプロジェクトチームを設置いたしました。まずは、このプロジェクトチームにより地域の公共交通の将来について調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（２）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目３の（２）についてお答えいたします。

適正規模等検討委員会からの答申におきましては、施設一体型の小中一貫校を新設することで遠距離通学となる場合にはスクールバス等の活用についても述べられておりますが、学校統合前の現段階におきましては、教育委員会としましては単独ではスクールバス等の導入は考えておりません。今後学校適正規模等に関しての基本方針、基本計画を策定していく中で、児童生徒の安心、安全な登下校の手段について検討していきたいと考えております。

また、越境措置につきましては現在におきましても区域外就学制度があり、教育的配慮を要する等の理由により、受け入れ側の市町村教育委員会の承諾が得られた際には、市町村の区域を越えて就学することが可能となっております。嵐山町におきましても、過去には滑川町の一部地域の児童生徒を菅谷小学校、菅谷中学校に受け入れていたこともございますが、現在は地域全体を他市町村へという就学の形は少なくなっているように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（３）について、近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 質問項目３の（３）につきましてお答えいたします。

町内の生活サポート事業者の撤退に係る緊急的な対応として、高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業につきましては、今年度より対象者年齢を75歳以上から65歳以上に引き下げ、利用者の拡大を図りました。また、障害者のタクシー事業につきましては、現行の重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業のほかに、軽度の障害を持つ方、難病患者の方等を対象としたタクシー利用料金助成事業を新規事業として8月より実施すべく準備を進めているところでございます。

町ではさまざまな交通支援事業を実施しておりますが、さまざまな課題があり、また近年の少子高齢化の進行等、社会構造の変化に伴い、事業の全体的な見直しが必要となってきております。今後各課で実施している関連事業を見直し、包括的な公共交通施策の構築に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（５）について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目の３の（５）につきましてお答えさせていただきます。

先月、滋賀県大津市の県道の交差点で大変痛ましい事故が起きてしまいました。ご遺族の方々には改めてお悔み申し上げます。

交通事故は交差点において多く発生していると言われており、道路設計においてはその都度警察協議等を行っているところでございます。町道の道路整備につきましては、あくまでも道路構造令に基づいた整備を行っているところでございます。今後も国、県等の動向を注視し、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 何かどういうふうにして質問したらいいか難しいなと思っているのですが、私はこれを質問するに当たりまして、全国移動サービスネットワーク事務局の方、事務局長から実は講演というか勉強会をしまして、そこに10人ほど集まりまして、どういうふうな形にしていけばいいだろうかということをお話し合いました。今介護保険が、高齢者の方が非常に多くなっていて、それで移動ができないということで認知症が始まるということがとても大きな課題になっていまして、さまざまな形で地域公共交通のあり方を考えるというふうな形で、今までと移動体系が国土交通省も変えてきているというか、かなり変更してきています。

一番難しい、利用できるかなと思うのは自家用有償旅客運送というのができるということで、それが一番私はやりやすいかなと思っているのですが、そこも含めて、そして今日本ではなかなかウーバーというシステムができてないのですが、京都の京丹后市丹後町ですか、ウーバーを取り入れて、ウーバーというのはアプリで何か言うと、そうするとそこにウーバーに登録している通りがかりの車がそこに乗せてくれてそこまで連れて行ってくれるというシステムが日本でも局所的にあるのです。そういった形があるということをお考えますと、第5次総合振興計画の中でそういったことがまず勉強されていかなければいけないと思うのですが、この事務局長に聞きますともういろんなところに呼ばれて、今の移送システムの講座をしているということで、まず最初にその見直しをする6月から行うプロジェクトに、プロジェクトか何かわからないのですが、関しては移送サービス事務局長に全体の中でどのよ

うなことが行われているかという勉強をしていくことが最初だと思うのですが、それについてはどのようにお考えなのでしょうか。まず、1点。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今渋谷議員から自家用有償旅客運送のことでご提案といえますか、お話をいただきました。私もこのご質問をいただいたときに、私も4月からこの担当となりましたので、改めて地域公共交通というのはどうなっているのだということで調べてみたわけです。そうしますと、トヨタ・モビリティ基金というところがありまして、ここで今渋谷議員がおっしゃったみんなで作る地域に合った移動の仕組みということで、インターネットから冊子が閲覧できるようになっておりまして、その中に自家用有償運送がありました。

私も渋谷議員が今おっしゃったように、これはどうなのだろうと、一番現実性があるのではないかなというふうには感じました。ただ、中身がどうなっていくかというのはまだこれから本当に検討しなければいけないところですので、今ご紹介いただいた全国移動ネットワークサービスの事務局長さんのお話とか、もしお聞きできる機会があれば、そういうこともやっていかなければいけないのかなというふうには思いました。

プロジェクトチームを設置した一つの目的というのが、やはり職員がそのことを勉強して、知識を得た上でないと進められないということがありますので、まずはそれを第一に考えてまいりたいと思います。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、まず最初の段階で早いうちに、全国移動サービスネットワーク事務局というのはときがわ町の人がやっていますので、割と話が進むのかなと思うので、いろんなところで呼ばれているみたいですから、その方は国土交通省の審議会委員とか、そういうこともなさっていますので、最初の段階でそれを一応知識を得て、それから嵐山町でどういうふうなものが進められるかということを考えていただければと思います。

次に行きます。2番目、学校統合の形でスクールバスって統合になってからではないと難しいということでしたけれども、先ほどの話では市町村間のことに関しては越境ですか、それはできるということですが、嵐山町では一応学校区という非常に厳しいものがありますよね。そのことについては後で質問もあると思うのですが、

それはどういうふうにしていくかということがあって、私も実は自分の体験でいくとそういうふうな経験をしておりますので、学校区というのを越えて、もうある程度やっていかななくてはいけないと思うのですが、その厳しさを外していくという考え方あるのかどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

平成9年の1月27日に、当時の文部省ですけれども、文部省の初等中等教育局長から通学区域制度の弾力的運用についてという通知が出ています。この通知の中は、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。さらには地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合のほか、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申し立てによりこれを認めることができる。これは、規制緩和の一環としてこういう通知が出ていますので、かつてほど厳しいものではなくなっているという状況があります。

渋谷議員さんおっしゃられた中で、学校には区域外就学と指定校変更という2つのものがあります。区域外就学といいますのは、市町村を超えて別の学校に行くことを区域外就学と申します。指定校変更といいますのは、同一市町村に2校以上の学校があった場合にはどこに行くかというのを指定する制度でございまして、これが指定校になりまして、その変更が指定校変更になります。本町の場合は中学校2校がありますので、そのどちらか、小学校3校ありますので、そのどちらかという指定をさせていただいていますけれども、現状でも平成30年、平成31年、令和2年、来年に向けてですけれども、いろいろな事情から指定校を変更している子どもたちも出ている状況でございまして。

以上でございまして。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、そのような形でお願いしたいと思います。

3番目ですけれども、今のお話を聞きますといろいろあるのですけれども、私もちょっと調べてみたら、嵐山の場合は社会福祉協議会がそういったことに対応していないのですが、吉見町がやっぱりそういうふうな形でやっていますよね。吉見町の社協での運行というのがあると思うのですけれども、社会福祉協議会と嵐山町の協定みたいなものがあつたらそういったものはできるのかなというふうに思っているのですけ



れども、そこについては社会福祉協議会との協議の中でこのものができるのかどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 その件につきましては、今後社会福祉協議会も含めてほかの事業者も含めた中で協議をしていきたいと考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、吉見町の場合は地域の支え合いによる支え合いサービス事業という形になりますけれども、嵐山町でもそういった形でやっているとすると、ヘルパーさんも入ってきたりして、車椅子の方なんかも多少は利用できるような形になるというふうに、話し合い次第ではなるという形でよろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 移動に当たりまして、やはりタクシー等を利用できない方が利用できるようなサービスをと考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次行きます。ありがとうございます。

地域公共交通会議については現在設置していないということなのですが、自家用有償旅客運送をやるに当たっては地域公共交通会議が設置されていないとなかなか難しく、それで自家用有償旅客運送をやるのにも時間的には2年ぐらいかかるような感じなのです。そうすると、嵐山町でもやっぱり事業者さんと、それからこの近辺ですとどういうふうになるのかな、小川町とか病院関係にいらっしゃる方が多いと思うので、そういったところと、市町村と一緒に地域公共交通会議を立ち上げることができるのか。また、嵐山町だけの地域公共交通会議になるのかわからないのですが、これは設置するという方向でこのプロジェクトチームの中でやっていただくとありがたいのですが、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 プロジェクトチームにつきましては、設置はしたところなのですが、まだ会議を開いておりませんで、今月中には開きたいというふうには思っております。

プロジェクトチームの方向性とする、誰もが住み続けたいまちづくりを推進

するために、交通システムを創出すべくプロジェクトチームを設置するというを目的としております。その内容を企画、調査、研究するというございますので、自家用有償旅客運送はその中の一つの方法、選択肢だということで研究してみたいと思いますし、地域公共交通会議の設置についてはどうかということは、自家用有償旅客運送の選択肢がその一つにあるけれども、これをどうしていくかということ調査研究するわけですから、こういう選択肢を選択した場合は当然地域公共交通会議が必要になりますけれども、まだその方向性は会議開いておりませんし、調査研究がまだ始まっておりませんので、その中でいろいろな選択肢を調査研究していきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） わかりました。では、そうすると最低でもいろんなことが、移送サービスの形が実現されるのは、3年後というふうに見ていいということですね。伺います。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 実現されるのは3年後かというご質問をいただいたのですが、現実的に動いている制度もあるわけです。例えば高齢者外出支援事業、高齢者運転免許証自主返納支援事業、福祉タクシー利用料助成事業、生活サポート事業等々、こういった事業もあるわけです。

こういった事業は現在も動いておりますし、本来地域公共交通というのは、渋谷議員もご案内のとおり、不特定多数の多くの方が利用するというのが地域公共交通だと思っておりますので、それとは別にこういった福祉的な事業も行っているという中で、その中でまずはそれぞれの課がこの事業について、当然プロジェクトチームでも検討しますけれども、実際に事業を実施するのはその担当課であり、町ですので、一方ではそういう実際の事業をやっていきますし、一方ではプロジェクトチームを立ち上げて将来に向けて検討していくということで対応をさせていただければというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今町でやっている事業もあるのですけれども、それって高齢者の人がこれからもっとうんとふえて75歳からなってくるときにわっとなってくるわけですが、多分今の状況でそんなのんびり、のんびりやっていたら間に合わ

ないです。間に合わないのでいろんな市町村でこの自家用有償運送法の勉強会をやっているわけで、私も地域でモデルケースをつくっていかなくては無理だなというふうに思っていますので、これはそんなのんびりしないほうがいいと思いますけれども、次に行きます。ごめんなさい。余計なことを言いました。

歩道への交差点のことなのですが、これは県と国の指導に従ってということなのですが、実は交通事故というのは自動車関係の自動車同士の事故で死亡者というのは減っているのですけれども、日本では歩行者の交通事故というのは減ってなくて、なぜかというところヨーロッパでは馬車がもともと走っていたので、それ対応の歩行者のシステムというのできているのですけれども、日本にはそういったものがないということで、これは国と県にお願いしないとそういったこのところが危ないよというふうなところにガードレールをつくるとかいうのは、嵐山町独自でここにガードレールが欲しいのですけれどもというふうな形のことではできないのかどうか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

原則的に、私も交差点を見てまいりました。県道を含めて23カ所の区間を見てまいりまして、交通量の多いところはほぼ県道かなというふうに思います。町のところとしては3カ所ぐらいなので、現状見てもそれほどかなというふうに考えております。

交差点につきましては、ガードレール設置というのは現在ではできることはできませんけれども、危険な交差点というのはどこまでどういうものなのかというのを定義というか、形がないと、なかなか基本的に車が走っていると全て危険というふうにも考えられませんが、それをどういうふうに考えるのか、国、県等の動向を注視しながら、こういうものについてはつけたほうがいいよ等の指導があった場合はそれから考えるという考えだと思っています。また、県道については、県の交差点については県の施行となりますので、それにつきましては県のほうでも考えているかなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） あれはどこでしたっけ。保育園の子どもさんの事故があったところは、非常に全く安全なところだったのです。それでも入ってきてしまったと

いう形で、あんな悲惨な事故になったわけですが、そういったことをやっぱり歩行者の安全を守るという立場も必要なので、国と県の指導でなくて、ここのところはかなり難しいかなというのがあると思うのです。見ていると同じところではかなり事故が起きているということもありますよね、国道のあたりは。特にそういったところに関してはやはりガードレールをつけるべきなのか、それからもうちょっと視野を広げるような形にするのか、いろいろな対策があると思うのですが、少し検討していつて町でできるところをやっていかないと、歩行者の安全というのは単純に車の人に交通安全の日みたいなことでやっていても意味がない、それも意味があるかもしれないのですけれども、そういった部分はあるかと思うのですけれども、その点についてやはりちょっと難しいのでしょうか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、危険な交差点というのは私が見たところの感じでは交通量の多い国道、県道が多いのかなと感じているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、国道、県道につきましては国、県の管轄でございまして、県も事故を受けて対応を検討中ということでございますので、町としてどうのこうのではなくて、それを注視していくかなというふうに思っております。

また、大津市の事故におきましても、やはり渋滞等が多くて、あれもだろろう運転の関係で曲がってしまったというのはあると思います。スピードを出して、確かに見通しがいいというのがありますけれども、渋滞も多く発生しているところで、それで急に曲がることが多い交差点であったというふうに、新聞報道でされておりますので、そういう交差点を見ながら今後国、県等が方針を出していくかなと思います。

ちなみに、町の交差点においてそのような交差点はないかなと思いますので、国、県等の動向を注視していくということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。

4番になるのです。埼玉中部資源循環組合についてです。（1）として、進捗を伺います。

（2）として、事業者選定会議が開催されましたが、傍聴はできない状況であった

ということです。事業者選定委員の人選をまず伺います。

3番目ですけれども、会議非公開であっても会議録は公開が通常ですけれども、公開、非公開について全部公開されることを前提に公開していただきたいのですが、それを伺います。

4番目です。焼却ごみは各市町村、小川地区衛生組合で内容が異なっていますが、統一されたかどうか伺います。

5番目です。大型廃プラスチックは焼却予定ですが、ダイオキシンだけではなく、微細な環境ホルモンによる汚染もあります。因果関係の実証が難しいために廃プラスチックも燃されていますが、それについて地元への影響と責任を伺います。

6番目です。中国のプラスチック輸入禁止措置を受け、中国、マレーシア、それからタイですか、輸入禁止措置を受けて環境省は緊急避難的に産廃プラスチックの、緊急避難かどうかわからないのですけれども、産廃プラスチックの自治体での焼却炉での焼却を求めています、中部資源循環組合ではどういうふうな方向になっていくのか伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（1）から（6）の答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目4の（1）につきましてお答えをいたします。

（仮称）埼玉中部資源循環センター整備・運営事業者選定委員会につきましては、平成31年4月12日に第1回会議が開催され、5月24日の第2回会議まで開催されております。

次に、附帯施設につきましては、副市町村長会議において検討を続けております。

続いて、用地の取得費でございます。こちらにつきましては、平成31年度予算に計上されておりますが、現在のところ用地交渉には入っておりません。

続きまして、（2）についてお答えをさせていただきます。事業者選定委員の人選につきましては、（仮称）埼玉中部資源循環センター整備・運営事業者選定委員会条例第3条の規定に基づき、学識経験者等の委員5名が選出されております。

質問項目4の（3）につきまして、お答えをさせていただきます。組合事務局に確認したところ、（仮称）埼玉中部資源循環センター整備・運営事業者選定委員会の審議事項は民間事業者の事業提案等の非常に専門的で慎重な内容であり、公平、公正な入札を行うため、条例の規定に基づき会議は非公開としたとのことでございます。ま

た、会議録の公開、非公開につきましては事業者の選定に支障を及ぼすおそれ、並びに公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものなどについて、一部を非公開とする対応となることとでございます。なお、議事要旨及び会議資料は逐次ホームページで公開していくこととでございます。

続いて、(4)につきましてお答えをさせていただきます。(仮称)埼玉中部資源循環センターでの焼却ごみの内容については、構成市町村が住民に説明する上で統一したほうがよいという意見がございました。その上で、ごみを広域処理するに当たり、分別区分や搬入ごみの内容を統一することは望ましいことではあるものの、構成市町村によってごみに係る環境政策やこれまでの取り組みの経緯が異なるため、現段階で統一することは困難との結論に至っております。今後将来的に構成市町村の環境政策上の方向性を加味し、統一化することを含めた検討が必要となると考えております。

続いて、(5)につきましてお答えをさせていただきます。組合事務局に確認したところ、この施設の処理対象ごみは家庭、事業所から排出される可燃ごみ及び粗大ごみ、そして資源ごみの可燃性選別残渣となっており、廃プラスチックは処理対象となっておりません。また、この施設が環境に及ぼす影響に対しましては、事業の各段階に応じて環境影響評価の手続を適切に行い、事業者としての責任を果たしていきたいということとございました。

続いて、(6)につきましてお答えをいたします。産業廃棄物に該当する廃プラスチック類につきましては、(仮称)埼玉中部資源循環センターの処理対象ごみとしてはしておりません。また、廃プラスチック類等の受け入れ等に関する国からの通知が発出されておりますが、今後の取り扱いについては未定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 事業者選定委員の人選を何うということ、学識経験者ということはわかっているわけであって、どなたが、どういう立場の方が入っているか、市町村から2名出ていると思うのですが、全部学識経験者ではなかったと思うのですが、その名前を伺いたいのでここにわざわざ出しているわけで、それをまず伺います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

組合事務局のほうに確認をさせていただきましたところ、現時点では非公表ということでございます。事業者の選定等を公正かつ適切に実施されるために設置された委員会ということでございまして、組合のほうでは現時点では非公開という判断ということでございました。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、会議録もほとんど非公開という形になってきますよね、今の状況の中で。そうすると、人選も非公開、そして内容も非公開、事業者の内容も非公開、全て終わった段階で公開するという形になってくると、何にもわからないで全て事務局お任せですか。市町村長は正副管理者会議があるからそのところでわかるのでしょうかけれども、そこのところは正副管理者会議が全部黒にしますよね、情報公開で。住民には全くわからない状況で、埼玉中部資源循環組合の457億円のお金が全部使われていくという形になっていくのですけれども、それってよろしいことなのでしょうか。町長、伺います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 組合事務局の情報公開条例並びにその基準に基づいて、方針を決定しているということでございます。

よろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、次行きます。これは、訴訟の対象になると思ってください。

焼却ごみでは全く各市町村統一されていないわけなのですけれども、東松山市は少なくともプラスチックで容器包装リサイクル法で持って行って、それで余りに使えないものはみんな焼却ごみになっているのです。廃プラスチックどころではなくて、一般プラスチックも20%ぐらいまじっているのです。吉見町は、しっかり選別しています。そういった状況がある中で、これを統一しないでやっていくということの問題点はどこに関しても、幹事会でも、副市町村長会議でも、正副管理者会議でもそのことについては話し合われていないのですか。伺います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 先ほどご答弁させていただきました。やはり統一することは望ましいということは協議された上で、各自治体ごみの減量化にそれぞれ取り組んでいる中で今の段階では統一が難しいということで、将来的には統一していくというような方向で進めていくというようなことでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、多分そのままていこうなというのは、現段階で各市町村で分別がしっかりできていないと、そのところで集めるというのは非常に難しい状況ですから、このままいくという形になりますよね。だって、容器包装リサイクル法で戻ってきたものを燃すというのが当たり前になっている市町村と、全くきれいに分別している市町村とがあれなので、これについては一般質問で、少なくとも幹事会と市町村長会議があるかと思うのですけれども、それについてはどうするのかという一般質問があったということだけは伝えておいてください。

次行きます。大型廃プラスチックは焼却予定であるがということで、焼却予定ではないということでしたが、粗大ごみで大型廃プラスチックは壊すことになっていますよね。その対象になっていて、それを一緒に燃すことになっているのです。それが全く環境課さん理解されていないようで、多分私の言っていることは正しいと思うのです。どうですか。伺います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 大型廃プラスチックという言葉があったのですが、資源ごみの選別残渣、これのことでしょうか。要は粗大ごみでいうと可燃性の粗大ごみ、それを可燃性の破碎設備で破碎して焼却する。それから、不燃性の粗大ごみについては破碎選別設備を通して可燃性の破碎残渣として焼却すると、そういうことになっていますので、廃プラスチックを焼却するということにはなっていないということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、それがいつ決まったのかわからないのですが、ごみ処理基本計画とか、そういったものがありますよね。その中で読んでいて、大型の廃プラスチックという、例えば椅子なんかあります。プラスチックでできた椅子、それからプラスチックでできた引き出し、そういったものがいっぱいありま



すよね。それを大型廃プラスチックというのです。その大型廃プラスチックは破砕機で壊します。破砕機で壊したものは燃すということになっているのです。そここのところを事務局はどういうふうにおっしゃったかは知らないですけども、現在のごみ処理基本計画ですか、それにはそういうふうに書いてあります。そうではないというふうなことがどこで決まったのか伺いたいと思うのです。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 今公表しておりますさまざまなものがござりますが、例えば施設の基本設計案ですとか、そういった中で対象ごみということで示している。その説明を先ほどさせていただきました。ですから、こちらについてはこれとおりで、事務局からの説明のとおりでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 破砕機があって大型のものというのは、椅子は小型にならないのですよね、少なくとも。それから引き出しなんかもよくいっぱい売っていますよね。ああいうものは大型になるのです。そうすると、それは破砕機で壊すという形になっていて、そここのところは破砕機で壊した後はどこに持っていくのかという話がなくて、全て燃す形になっているはずなのですが、そここのところはずっと昔の、ずっと昔というか、協議会の議事録なんか見ているとそういうふうになっていて、最終的には全部廃プラスチックとか、いわゆるプラスチックも燃したいというふうな形で、植木さんが環境課長か何かのときに話し合いの中でそうになっているのですけれども、そういうふうな処理基本計画になっているのですが、そうではないという形のことは、私は今まで把握してなかったもので、本当にそれでいいのですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 今お話しさせていただいている内容は粗大ごみでございます。粗大ごみについては、可燃性の粗大ごみは可燃性破砕設備を通して焼却処理、不燃性粗大ごみは破砕選別設備を通して可燃性破砕残渣を焼却処理ということでございます。いわゆる可燃性のものは、焼却処理という形になります。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 廃プラスチックの大型のものというのは、どこかに持っていくということなのですか。私は、ずっと大型の廃プラスチックはなぜかここでは燃

すのだなということが問題になっていたのですが、そうではないということですか。そこのところを、今回ではなくてもいいですけども、はっきりさせてほしいのですけれども。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 あくまでも処理対象ごみとして公表されているもので説明をさせていただきます。粗大ごみのうち、可燃性粗大ごみ、それから不燃性粗大ごみと、この2つに分けられております。可燃性粗大ごみについては、破碎設備を通して最後に焼却、それから不燃性粗大ごみについては、破碎選別設備を通してそのうちの可燃性残渣については焼却というような形のフローで示されております。その説明をさせていただいているということでございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次行かなくてはいけないので。そうしますと、廃プラスチックも当然壊すわけなのですけれども、その行き場はまだ決まっていないということですね。それで、そこのところは燃さないということだけは徹底しているということですか。そこを伺います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 廃プラスチックという言い方になるとまたそれは違うのではないかと。選別設備を通していきますので、その辺が燃やせる可燃性の選別残渣を燃やすという意味でございますので、廃プラスチックとはイコールではないというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 燃やさないごみはどこに持っていくのですか。

○佐久間孝光議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時40分

---

再 開 午後 3時50分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お時間をいただきまして、大変ありがとうございました。改めて答弁をさせていただきます。

粗大ごみにつきましては、先ほど申しましたとおり、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみ。可燃性粗大ごみにつきましては、可燃性破碎設備を通して焼却、不燃性粗大ごみ、例えば椅子など、こういったものにつきましては破碎選別設備を通して破碎して、リサイクルが可能な金属であるとかプラスチックについてはリサイクル、残りの可燃性の残渣につきましては焼却というような処理を行うということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次行きます。

財政の見通しについてです。町長の施政方針及び広域組合などによる支出予定額を私はすごく大きいなと思っているのですが、ソフト面での必要な事業は一方財政が厳しいという積明で実施しない方向が続いております。広域組合、駅西計画、特別会計、学校統合、県企業局の工業団地造成、川島地区への工業団地造成、観光事業、水道事業等も含め、今後5年間の財政計画を伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目5につきましてお答えをさせていただきます。

健全かつ持続可能性の高い財政運営を図る観点から、今後5年間の財政見通しにつきまして、総合振興計画の施策の体系により財政計画を作成しております。本計画は、広域組合への負担金、駅西整備、特別会計の繰り出し、川島地区への工業団地造成、観光事業など、今後想定している事業を含めた上での計画となっております。

歳入のうち町税に関しましては、少子高齢、人口減少の進行による減収が見込まれる一方、高齢社会の進展に伴う扶助費の増嵩をはじめ、普通建設事業等により厳しい財政運営を余儀なくされることが見込まれます。しかしながら、今まさに取り組んでいる地方創生事業や花見台拡張の効果等も先々見込まれるとともに、特定財源である国、県補助金や充当率が高く交付税措置のある地方債を有効に活用して、厳しい中でも財政の持続可能性を高め、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 申しわけない。具体的な政策とそれにかかわる予算措置、

そしてそれにかかわる交付税措置というのがあります。それと、公債費の返金がありますよね。そういったものを含めた財政計画について伺っているのです、そういうふうな何か通り一遍のことではないのだけれども、お願いいたします。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 答えをさせていただきます。

ただいまご答弁を申し上げましたが、基本的なことをご答弁申し上げたところでございます。個々の事業、こういったものも盛り込んでございます。ただ、その実施の内容であるとか、事業費の総額であるとか、実施の年度であるとか、そういったものは当然変わっていくものだというふうに思っております。また、経常的な経費等々も各課からの見込み、こういったものをもとに集計をしておるというような内容でございまして、個々の事業について、例えばこの事業は幾ら、こうこうということで、ご答弁についてはしてはならないところでございます。

また、歳入につきましても、これは町税等々も見込んでおるところでございしますが、大きく変わってくると。というのは、例えば経済変動がどうであるだとか、景気の動向がどうであるとか、あるいは税法上の改正があったりだとか、不確定要素が多分にあるかというふうに思っております。あくまでも5年間の計画ということをつくってはございますが、一つの仕様としてこういったものを活用しておるのが現状でございまして、具体的には単年度、単年度で事業のほうを精査をして予算を組んでみると、そういったものが現状でございまして。

ただ、渋谷議員の冒頭のご質問の中にもありました。なかなかやろうと思っていることができない。こんなこともご質問の中にもありました。当然厳しいのは大変厳しいと、財政を預かる身としては本当に厳しいのだと、こういったことは常々職員に対しては申し上げているところでございます。

そういったことを鑑みれば、切り詰めるところは切り詰めていくと。ただ将来を見据えた形で投資をすべきところについては適切に投資をしていくと、こういったことを基本的な原則として財政運営を行っている、ご質問の答弁とちょっと違うかもしれませんが、そういうふうにはやっております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷議員に申し上げます。一般質問の残り時間約3分となりました。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、少なくとも今わかっている段階で駅西計画が14億円ですよね。学校統合についてどのくらいかかるか、いつやるのかわからないからあれですけども、10年ぐらい前はしっかり財政計画というのを出してきていたんですけども、歳入に関してわからない、歳出に関してわからないということでは、財政が見通しが全然できないので、これは町政できないということですよ。5年間の財政の見通しも、支出の見通しもできない。町政運営できないということを経務課長さんみずからお話したということでもよろしいのでしょうか。しっかり財政計画何と何。水道工事をやるなら下水道はどのくらいかかる、そういったもののある程度の把握はあると思うのですが、それが出せない現状ということで、今現在もう嵐山町は破綻状況にあるというふうに考えてよろしいのですか。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんがおっしゃるようなことではございませんで、あくまでも私が申し上げたのは、5年間の見通しはそれはもう当然立ててございます。ただ、その中で必要なことは行っていくと、不足する財源についてもしっかり手当てをしていくと、その手当てをしていく部分に関しては、国や県の補助金であったり、起債であったり、そういったものを手当てをしていくと。

今の嵐山町のその財政の状況、例えば自主財源どのくらいあるか、こういったことを県内の町村の、他町村のを見てもみますと上から数えたほうが早いというのが嵐山の現状です。嵐山より自主財源が少ない団体というのはたくさんあります。地方税の占める割合、これ今42%です。これも類似団体、恐らくたしか27くらいだと思いますけれども、そういった類似団体と比べれば、かなり嵐山町の地方税の歳入全体に占める割合というのは高いのが現状でございます。今議員さんがおっしゃるような破綻状態にある、そんなことはないというふうには思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 破綻状態でないのならば、しっかりした数字を出してくださいよ。これ何。破綻状態ではありません、でも厳しい財政ですって当り前ではないですか、見たってわかるではないですか。そういったことの数字が出てこないと無理なのです。私たちは具体的な数字がないと、何も議員としてのチェック機能が働かな

い。議会の議員としての活動をやめてくださいと言っているような答弁です。どうなのですか。それってまずいのではないですか。10年前には少なくとも財政計画というものは出されてきた。もう一回出してください。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員に申し上げます。一般質問の持ち時間を過ぎましたので、これにて打ち切りたいと思います。ご苦労さまでした。

---

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号5番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の嵐山の神社、城などを対象にしたゲームについてからです。どうぞ。

〔5番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○5番(青柳賢治議員) 5番議員、青柳賢治でございます。議長のご指名をいただきましたので、1点目から質問させていただきます。

嵐山の神社、城などを対象にしましたゲームについてということでございますけれども、これは5月の25日なのですけれども、多数の人が嵐山を訪れました。そして、一定の場所をスマホを片手に行き交う光景というものが見られました。そして、そのゲームの通り道となった民家、私の近所のそばだったのですけれども、何事が起きたのかねえというような感じで話をしてくれていた方もいらっしゃいました。そんなことで、このイベントには町がどのようなかわりを持たれていらっしゃるのでしょうか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、質問項目1につきましてお答えをさせていただきます。

5月25日に開催されたイベントは、スマートフォンのGPS機能を使い、自身の位置情報をゲームアプリに反映させることで楽しむ、一種のスタンプラリーのようなものであり、町内に設定された歴史的スポットや観光地を歩いて訪れてもらい、スマー

トフォンアプリ内においてメダルを獲得していくというものでございます。今回町は、観光文化振興を図る目的で開催されるイベントという趣旨に賛同し、その開催を援助するため、文化事業の後援をさせていただきました。具体的な取り組みといたしましては、参加者に配布するための嵐丸グッズや観光パンフレットの提供、嵐丸着ぐるみの貸与、デジタルサイネージや町広報紙での広報を行うなどの支援を行いました。

今回のイベントに参加されたのは全国各地はもとより、海外からも30人ほど、総勢約1,200人ほどでありましたが、初めて嵐山町を訪れた方がほとんどであったと思います。参加者が実際に町内を歩き、町の自然と歴史を肌で感じていただいたことは大変意義深いことであり、町の魅力を広く知らしめることができたものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 今の答弁をお聞きして、デジタルサイネージ、さらには町の広報紙で広報を行ったというふうな答弁をいただきました。それで、具体的に広報というのは、どのような内容をやりますよというふうな形の、実際に実施されたものなのでしょうか。この辺を確認させてください。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

町の広報でございますが、本年の5月1日号、こちらにご案内を掲載させていただきました。内容といたしましては、ゲームの簡単な内容、こうしたゲームですと、いついつ開催がされますと、場所はメイン会場はこうですと、そのようなことを掲載し、町民の皆様にご案内をさせていただいたということでございます。駅に設置がされておりますデジタルサイネージにも同様な形でさせていただいたというところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 私も次の日が美化デーでしたので、美化デーに来た人たちが、いや、鬼鎮神社あたりにもかなりの人が来てましたよという話で、それを快く嵐山町に来てくれるということを歓迎してくれるような人ばかりならばなおさらいいことなのですけども、何があったんかねという話で、早朝から駆けたり、時間が不規則な

ものだから、それこそ京都ナンバーの車が駆けつけたりとか、いろいろあったと聞くのです。今の課長で説明してくれた周知の仕方が、ある程度このくらいのことは予想できていたのかどうかを含めて、非常に嵐山のことを知ってもらうためのGPSの機能を使った文化ゲームだということなので、結構なことだと私思いますけれども、その辺がある程度予定というか、町民の、住んでいる皆さんにはどのような反応があるかなということはある程度予測はされていたのか、それとも、いや、反響がすごかったねというような感じになっているのか、その辺はどうですか。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、今回のこのイベントでございますが、あくまでも町が主催をした事業ではございません。民間の会社が作成をしたゲーム。これを町民の方、町外の方が構成をした実行委員会組織、ここが主催をしたというものでございます。町はあくまでも、その事業に対して後援をする、支援をする、ある部分の、こういったスタンスでございました。この事業が行われるということに関しては、この実行委員会が主体となってお知らせをしたと。主には参加を募る、こういったお知らせだったというふうには伺ってございます。対町民に対してどうだったかということに関しては、実行委員会組織ということもございますので、確かに今から考えてみれば若干足らなかった部分はあったのかなというふうには思います。

ただ、実行委員会としては、参加者に対しては当然マナーを守ることは当たり前です。そういったことに関して注意喚起はしていただいたということは伺っております。また、先ほど答弁の中で約1,200名の方が参加をいただいたということでございます。日本全国、北は北海道から南は九州、沖縄まで。海外もアジア圏、あとはアメリカ、そういったところからも参加をいただいたと。初めて来る方が、一応コースもたしか3通りぐらいコースを設定して、それもみんなスマホを片手に歩いていました。見ながら歩くのです。ただ、確かに初めて来たところで、辻があって、例えば私道があってそういったところに誤って入ってしまった、こういったお話も伺ってございました。そういった点に関しては、実行委員会の中心的なメンバーとお話をさせていただいたところ、それは反省点ですと、こういったこともお話をしていたと、こういったことが現状でございます。

以上です。



○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 課長の答弁で、大体よく理解できました。中にはこういう機会を使って、では鬼鎮神社の前でも何か鬼鎮神社のグッズでも何でもやったらいいのではないかというような話もしてくれた方もいたものだから、やはりこういうチャンスをもまして多方面から嵐山を訪れるなんて恐らくこのゲームが初めてだったと思いますので、何かこの次の質問にもつながっていくのですけれども、もう少し、実行委員会形式のような形であったとしても、ホームページを使ったりなんかしてももう少し周知をする必要があれば、これが来ているのだよというようなことで我々もわかったのですけれども、確かに実際、片手をしてこのコースからこっちに曲がってくるような人たちがかなり相当な人数通るわけです。これは見ていると、やっぱりわかっていれば、そういう人たちが来ているのだよと、ゲーム探してみたいな形でコインを取得するのだというような形でわかればいいのだけれども、それは実行委員会形式という形の中で、町が文化後援をしたのだよということですから理解しますけれども、今後あるためにはそれをさらに町民にも幅広く知らせて、それをやっぱり少しチャンスにしていくというような感じ、生かしていくという、せっかくそれだけの嵐山そのものがわからない人が、ポケモン何とかという形のものに来るわけですから、それは何かもう少し町としてもそういう事業を上手に町民に生かしていけるような方向を今後は考えていっていただけたらなと思いますが、課長、答弁どうでしょう。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

まさに結果を鑑みて振り返ってみますと、本当に観光、文化の振興ということに関しては、大きな効果を得られたのではないかというふうに思います。参加者が参加した後いろいろなツイッターに投稿しておるのです。それを拝見をさせていただくと、例えばラベンダーのところのコースだったのです。ぜひ満開のときにもう一度来てみたいよと、そんなお話をいただいたり、嵐山の自然の豊かさ、こういったものに感銘を受けたと、ああ、こういった地があったのか、同じ埼玉県民であっても初めて来たよと、こんな声をたくさんいただいているようでございます。本当に感想としては好意的な感想ばかりだと、こういったことも主催者からはお話は何っております。

今回町はこの事業を後援という形でさせていただきましたが、こういった民で行ういろんなイベント、今ふえつつあろうかというふうに思っています。例えばもう何回

でしょう、3回、4回と行っているハロウィンパーティーであったりとか、又エックを会場に行われるイベントであったりだとか、そういった今嵐山町の民間の力というものが徐々についてきているのだなというふう実感しておるところでございます。町としては、やっぱり行政で行うべきこと、それ以外に民間の力、こういったものもかりていく、あるいは後押しをしていく、そういった力を伸ばしていく、そんな取り組みを行っていく必要があるかというふうに思います。民と官が力を合わせて嵐山町の活性化を図っていく、大変重要なことだというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) きょうの答弁よく聞きましたので、私も町民の方で何人かこういうふうにご声かけていただいた方いましたので、よく話をさせてもらって、こういうことだったというような報告をさせていただきたいと思っています。

次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○5番(青柳賢治議員) 2番目ですけれども、ICTを積極的に活用した知名度向上についてということでございます。これにつきましては嵐山町の総合戦略、さらには総合振興計画などの検証結果にも載っているところではございますけれども、その中で推移というようなもの、それからどうなっているのかなという形でお聞きをしたいと思います。

(1)でございますけれども、嵐山町の公式ホームページのヒット数の変化と課題となっている町職員のCMSに必要な知識と技術の普及の状況、SNSの活用の進捗についてお聞きをいたします。

(2)といたしましては、今後5G戦略室のような専門な部署も必置なのではないかというような考えも持ちます。この件につきましての町の見解をお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えを申し上げます。

嵐山町公式ホームページのヒット数につきましては、平成28年度は11万9,106件、

平成29年度は14万1,380件、平成30年度は16万3,104件と推移しております。ホームページは、平成26年度よりコンテンツ管理システム、CMSにより運用しております。各職員にCMSの使用に必要な知識と技術を身につけ、積極的な情報発信を行うため、昨年6月に操作研修会を実施いたしました。今年度も7月に操作研修会を実施する予定でございます。SNSの活用につきましては、ツイッターに加え、昨年度よりYouTubeの運用を開始いたしました。ホームページやSNSを活用し、各課とともに積極的に情報発信をすることで嵐山町の知名度向上に努めてまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えを申し上げます。第5世代移動通信システム、いわゆる5Gにつきましては通信大手各社が2020年の実用開始に向けて取り組んでいるところでございます。5G通信の主な特徴としましては、高速大容量、低遅延、多接続、低コスト、省電力が挙げられ、より多くの情報をリアルタイムで受け取ることができるようになります。新たなコンテンツやこれまで以上に物と物とがつながることにより、私たちの生活を大きく変える可能性を持っております。現在一般事務の職員が情報システムを担当しており、各種研修等に参加しておりますが、十分に専門的な技術の習得までには至っていないのが現状です。進歩し続ける情報技術に対応し、積極的な情報の発信を行うためには、戦略室のような専門的部署の設置が望ましいと思われませんが、そのための専属の専門的な人員を確保することは困難な状況でございます。今後は、自治体においても専門的な技術を持つ人員を配置するとともに、他の職員への技術的な指導を行うなど、技術の向上を目指すことが望ましいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） （1）から確認をさせてもらいたいと思います。

今公式ホームページ、私もほとんど埼玉県のやつ、今回質問させてもらうので市町村のを大体見ました。嵐山町のホームページ、確かに26年からシステムが導入されていて、ラベンダーのことを含めて非常に見やすく、よその地域に負けないホームページになっているなというふうに思ったのが実感です。それで、私このホームページのここを挙げてきたのは、やはり先ほどにもあった1点目の質問にも関連するのだけれども、そういった情報、例えばこういうことが行われるというようなことをホームページに随時情報発信していく、載せていくというようなことの捉え方からなのです。

が、ここについてもホームページの運用管理規程のようなものはいかがだったのですか。あるのですか、なかったのですか。その辺ちょっと確認させてください。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 嵐山町のホームページの運用管理規程については現在ございます。取扱要綱という形でございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) それで、それぞれの総合戦略の検証の中に載っていたコンテンツの管理システムということが出ていました。それで、今実際に運用していく中でホームページをつくり上げるというか、つくる担当者としては専属の人が1人それに担当しているのかどうか、その辺はいかがなのでしょう。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 特にホームページの更新をすることについては、内容の更新というのは各課で今できるような形になっておりますので、それを課長が内容を確認して承認するというような形になっております。そのほかの基本的なホームページについてどうしていくかということで、行う職員については専属的な職員ということではございません。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) そうすると、一般事務を行う職員の方が何人かで運用、管理しているというような形で捉えておいて、それでよろしいのでしょうか。そうすると、今実際に携わっている職員のメンバーというか、人数というのは把握できますか。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 各課の情報の個々の更新以外の部分で携わっているのは、地域支援課の担当で2名がその情報の関係について担当していただいております。ただ、情報専門ではなくてほかの業務も兼務というか、ほかの業務も担当した上でそれを行っているということでございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) わかりました。このCMSの知識と技術についても操作研修会を実施しているということですので、非常に嵐山の職員の皆さんのスキルが上がっているのだなというふうに私感じております。それで、ここでやっぱり、今2人の方がホームページをある程度責任を持ちながら進めているということなのですが、そこ

で私が1つ話ししておきたいのは、先ほどのような、例えばポケモン何々といったようなもの、ああいったものがあるときにその情報を持っていないとその人できないわけなのです。だから、私はやっぱりホームページを管理する人というのは、情報を発信する源みたいなもの、今の(2)に移る前の戦略の部屋みたいなものなのだと私は思うのです。そこのやり方とかによっては、いろんなインターネットのホームページが出ていまして、かなりそれによって定住が進んだとかいう話も出ていました。そういったようなところの充実度というか、それがやはり求められるのではないかなというふうに私感じたので、このところを上げさせてもらったのですが、担当課の課長、まだ新しいけれども、どうですか。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今青柳議員がおっしゃったとおりでして、本当に今後ICT、あるいはICTの中のSNSとかという形になるのでしょうかけれども、5Gになったときに、また情報量が多く通信できるとかということで、どんどん革新されていくというような形になります。職員としては、そういうものに変化についていかなければいけないわけですし、ついていくためには相当のスキルを持っていないと、それはついていけないということになると思います。そういった意味でも、ご提言いただいた戦略室のような専属的な、専門的な技術を持った方がいらっしゃるといのは、今後町の情報発信ということを見ると非常に重要なことになるというように考えております。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 実際にこのヒット数が予定とされる20万ヒットまでまだ距離はありますけれども、果たしてこれが地方自治体の中で適正なのか、多いのか、少ないのか、これは私も調べたけれどもわかりません。ですけれども、のぞいてみたときにまたもう一回見てみたいというのが、嵐山独自の例えばラベンダーがきれいに凝っていて、入っていくと本当に剪定の仕方まで勉強させられるぐらいに出てきます。今のインターネットなんかで。やっぱりそんなふうな嵐山でなくてはできないというようなもの、嵐山の特色というものが大切なのではないかなと。だから、ある程度そういったようなことも深く理解をした上で、そしてやっぱり、今あったような小さな情報でもいいけれども、あっ、ちょっとこんなことが反響大きそうだというようなものややっぱり、そういう段階がある程度いい情報を早目に出していく。悪

い情報もちろんそうですけれども、というような対応が必要だと思います。そのためには今言った、課長がここで答えてくれたように、いわゆる操作研修会、こういったようなものがかかり今後とも予算等も含めたりしながら、時間も必要だと思いますけれども、やっぱり充実させていかななくてはならないのではないかというふうに私は考えるところがございますけれども、町長はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

まさにおっしゃるとおりだと思うのです。それで、課長のほうから答弁ありましたけれども、専門部署がまず人で現状では大変厳しい状況だという答弁がありました。そういう状況で現在いるわけです。というのは、ラベンダーもそうですけれども、そのほかにもいろいろ仕事を抱えて、財政難の話もありましたけれども、いろんな形で仕事に取りかかっておりまして、大変厳しい状況にあります。

しかし、今お褒めいただきましたように、ホームページがいいのができているよというような話もございました。これも現在の職員の皆さんの中でしっかり対応する職員がやっていただいたわけで、こういうふうになっているわけですが、これから研修というのはまさに必要だと思うのです。それで研修は必要ですし、専門部署もこれからつくっていかねばいけないと思いますけれども、現状ではそういうような状況であるわけで、今その実際のネットワークというのを埼玉の町村会でやっているわけですが、そこのところでもちょっとトラブってしまったといったときに、県の町村会の中で専門的にそういう専門職を抱えるというのは大変町村の中では厳しい状況でなかなかいないのです。

それで、人事のほうもこの人を動かしてしまうと困ってしまうのだよみたいな感じがあって、なかなかうまくいかないというような状況がある中で、県では、今年からなのですけれども、デスクネットといって県の中で町村会の中に専門職を置きまして、嵐山ちょっとトラブったというとすぐずっ飛んできて直してもらって、どこでなっただっていうとそこへ行く、そういうのをみんなで持っていこうということが始まりました。それと、町村会の中ではあちこちのところでパソコンの器具も取りかえなければいけない、それ何十台にもなるわけで、全体でまとめて何百台にしてコストダウンを図っていこうというようなこととか、町村会でできることを始めているわけですが、そこでも専門のデスクネットというのを置いてということなのです。

それで、ここのところ始めるのも川口市で専門の人が何十人かいるらしいのです。20、30人くらい、30何人なのでしょうかね。その中でこのデスクネットというのを、きょう保育園に行く、幼稚園に行く、公民館に行くみたいな感じで、こういうふうに川口市の中でこうやっている。それがそうではないととても川口市の中でも専門職のこのところに、こっちにも、あっちにもというような状況はできないということでやっていると。これを見習って、ではうちのほうもということで町村会も始まったわけですが、こういう状況下ですので、なかなか専門的な者をここのところに置いてというのが難しい状況ですので、こういうところから専門官を呼んで、それで講習会を頻繁にやってスキルアップを図っていくというようなことが当面はできるのかなというような感じがするのです。そこのところに部署をつくるとか、専門官を置くとかということは、なかなかすぐすぐというわけにはいかないかもしれませんが、そういう人たちを呼んで勉強会を開く、その勉強会をちょこちょこやるというようなことというのはこれから必要になってくるし、さらにそういうものが行政のレベルを上げる一番のもとになるのかなというような感じもしておりますので、参考にさせていただきたいというように思います。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 確かに今後は、小学校においてもプログラム教育とか行われていきます。実際に、ちょっと話が外れて恐縮ですが、今後それが行われるには、ある教える人が1人いても、それをカバーする何人かがいないと進んでいかないのではないかと、こういうふうな専門家の方は私に言っていただいた方がいます。そういったことも含めると、非常にこの小さな町ではあるけれども、さっき言ったポケモンや云々を含めていろんな可能性を秘めているということなのです、このICTの環境の世界というのは。そうすると、そういったものを町が主導する、民が主導する、いろんな今の専門官の話もありました。やっぱりそういったことに、常に言っているようにアンテナを高くしておっしゃっているけれども、しっかりとそこのところを嵐山町の知名度を上げていくということ。この知名度を何で上げるのかということなのだ。やっぱり知名度を上げることによって嵐山町に来てもらったり、そしてラベンダーに来てもらったり、そういうところにつなげていくことだと私は思うのです。

だから、この総合計画の中では知名度を上げるということに、ヒット数だとかSNSのコンテンツのいわゆる指導者をつくっていくとかとあるのだけれども、知名度を

上げていくということをやっぴり役場の職員も一つの進む方向性として、しっかり持ってしてもらわなくてはならない。我々議員もそうなのだけれども、今広報広聴でICTの勉強をしています。ですけれども、これがある程度進んでいる町のホームページとかを見ると、やっぱりSNSの発信なんかが違うわけです。私もそっち得意ではないものだから、余りこれ以上のことは言えないのだけれども。

そんな中で知名度を上げるという中で、きょうの新聞だったのですけれども、ある新聞に5万株のラベンダー園というのが載っていたのです。ここで、嵐山町に来月7日までだと、そして東武東上線から3キロほどのところにあると。9日に開いた式典に出席した埼玉県の上田清司知事は、人口減少の中でも地域を訪れる観光客など、これを関係人口と申します、これをふやす方法はあるということで期待をしているというお言葉をいただいたわけです。この文章がこの記事に載っているのです、新聞の記事に。こういうありがたい記事が嵐山町のラベンダー園について載っているということです。これは新聞報道ですけれども。

そういったようなものをやっぴりこんなこと言ってくれている人がいる、マイナスの情報もあります。ですけれども、いいものを取り上げてみんなで発信し合っているというようなところにやはり町は活気がついたり、元気が出たり、みんなを励ましたりしていくというふうに私は感じております。そういう中でこの戦略室、提案させてもらいましたけれども、こういった部分がやはりある程度のまちよりもなかなか人材が集まらないという中でも、いろんな厚遇をするとか、いろんな給与体系を考えると、やはりそういった人たちに来てもらうような底辺の部分をつくっておかないと、なかなかこれからは、町長が年頭で5Gの話をされていました。すごいスピードで進んできて、どんなことが行われるかということ、例えば私がここになくてしゃべっているようなことができてしまう、よそにいても。そんなものが2020年ですから、もう間もなく来てしまうわけです。そんな文化が我々の目の前に来ているので、これどうなることかとは思いますが、非常に期待もできると思います。

ですから、そういった分野もある程度やはり強い人、検証していく人、それからお互いにスキルを高め合っていくというようなこと、そういうところを一つ知名度を上げるということがどういうふうにつながっていくのだというようなことをもう一度総合計画の戦略なんかも含めて確認をしていただけたらなと思いますけれども、その点、課長、どうだろう。



○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 青柳議員ご指摘のとおりでございまして、あと現状を申し上げますと、担当している職員が2名いるというお答えをいたしましたけれども、この2人の職員がどういったことに一番時間をとられるのかなというところで聞いたところ、各課でパソコンのふぐあいが起きるのです。システム等にふぐあいが起きた場合は、通常業者さんのほうからSEに来ていただいて、それで直していただいたりとかというのをするわけですが、それでは間に合わないわけです。なので、担当している職員が行っていろいろ何かあったときに、私も税務課にいたときにパソコンがおかしくなったよということですぐに見に来てくれるわけですが、今そういったことに時間がかかってしまうということがあるのです。

私が役場に入ったところから考えると驚く話なのですけれども、税務課にいたときはパソコンが机に2台あるのです、基幹系と情報系ということで。これは、もう切り分けしないと情報漏えいの関係でだめだということで、役場へ入ったころではもう考えられないようなことが今起きています。役場入って30何年になりますけれども、私自身もそういうのについていくのがようやっとですし、それだけの台数が役場の中にあるわけですから、本当に担当する職員はそういうのまで管理していくということなので、そういったことに時間とかがとられてしまって、青柳議員がおっしゃるような本来の知名度を上げるとか、情報発信していくとか、そういったところになかなか手が行かないというのは現状としてあります。

ただ、それがいいということではなくて、やはり何かいろんなことを工夫しながら知名度アップあるいは情報発信、常々町長からも情報発信力が足りない指摘をいただいておりますので、そういったことに努めていきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○3番(大野敏行議員) 新しいこととなると、なかなかつらいところもあります。でも、やっぱりそれを1つずつ乗り越えていって初めて今のいろんな出てくるハイビジョンの時代も越えていけるわけですし、私たちも後押ししながら、そういう時間が少なく済んでスムーズに流れるように我々も応援していきたいというふうに思いますので、頑張ってください。

次へ移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 3点目になりますけれども、空き家が増加しまして、その続けている現状、これについてでございます。空き家条例の制定、さらには措置法の施行後も空き家の増加が止まらないようでございます。現状の課題解決に向けた町の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 質問項目3につきまして、お答えをさせていただきます。

町内の空き家につきましては、平成24年と平成28年に空き家等の調査による実態把握を行った結果、291件と454件という状況でございました。この間の4年間で163件増加しているという状況でございまして、その後も増加傾向は続いていると考えられます。また、各実態調査の後、空き家の所有者に対して空き家活用の意向等を把握する目的でアンケート調査を実施しております。このアンケートで、空き家バンクへの登録希望があった物件については現地調査等の確認を実施し、登録可能な物件は空き家バンクへ登録し、活用促進を図っております。空き家に関する課題でございますが、今後ふえ続けることが予想される空き家をいかに活用していくかということが課題にあります。また、そのほか、管理不全の空き家による住環境の悪化を防ぐため、このような空き家を適正管理につなげることが大きな課題となっております。

町としましては、引き続き空き家バンクをはじめとする空き家の利活用を進めるとともに、管理不全の空き家につきましては適正に管理されるよう所有者や管理者に意向確認しながら取り組んでいきたいと考えております。また、空き家の増加抑制の取り組みについても現在検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） これについては、過去においても総務経済でも研究させてもらうことがありました。空き家対策の推進に関する条例、これもできたりしまして、ある程度落ちついているのかなというふうに思ったりもしましたけれども、私聞くとところによりますと相談窓口といいますか、役場の環境課のほうへある地域から代表者なり来たりして相談もしているというように聞いています。それで、空き家対策会議が開かれたような形跡はありませんので、特定空き家に当たるようなものはないのだ

ろうというふうに理解していますけれども、そうはいつでも棧がぶらぶらしていたりだとか、そういう状況のところもあるらしいと。そういったことに対して、町はどのような指導をしたり、今答弁いただいていますけれども、具体的にはそういった話し合いの中で対応させていただいているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

まず、危険性のあるような緊急対応が必要な空き家につきましては庁内に対策の会議、そういったものがございます。それを開いて、対応を協議して早急な対応を図っていくというような形になろうかと思えます。また、特定空き家に該当しそうなもの、そういった心配ですとかいろんな地域での苦情、そういったものが実際のところございまして、それに対しましてはこれまで所有者に対して通知等を行ったり、直接接触するなど、そういった対応を行ってきたところですが、それでもやはり解決には至っていないというのが現状でございます。その理由の一つとしては、例えば相続が発生して、それが年数がたって相続人が複数になっていると、その相続人同士も面識がなかったりとかいうことで、実際のその空き家等の取り扱いを決めかねているとか、その辺がはっきりしない。そういった状況が一番の対策が進まない要因と考えられます。

現在そういったところに対して、なかなか具体的なアプローチができていなかったのが現状でございます。今年度そういった話、私はこの4月に課長になりまして、実際そういった地域からお話いただいている、その前も聞いていた部分はありましたが、直接伺うような話になって、考え方も伝えさせていただいたところなのですが、やはりその権利のある方、そういった方たちがその物件を今後どうしていくかということをはっきりと確認した上で、その意向に沿った形で何ができるか、その辺をきちんと整理していかなければ解決には至らないのかなということがございます。そういったことで、少なくとも全関係者に接触していくような形がまず第一歩なのかなということで、管理不全の空き家についてはそういう取り組みを進めていきたいということを考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 担当課としてもできる限りの努力をされているのだと私も思います。ただ、そういったものがある地域の方からするとなかなか役場は動いてくれ

ないではないかとか遅いのではないかと、これは前もそんな話をしたことがありましたけれども、そういうような案件というか、物件というか、空き家というのは、困っているというようなもの、今どのくらい把握されているのですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 程度の違いは大分ございます。そういった中で一般的な、年間を通して地元の方、近所の方から苦情なり対応を求められている物件はおおむね30件弱ぐらい、そのうち本当にどうしても何とかしてほしいという強い要望を受けているものについては10件に満たないぐらいですが、結局それが一番の問題になっているところで、対応がなかなかできないというような物件でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 確かにそういうふうなものがふえていくことによって地価はなかなか上がらない、環境がやっぱりそういう状況であれば人がなかなか来ないということにもつながっていきますよね。ですから、やはり空き家対策をつくったときにもまず予防が第一だと、これに力を入れていくという、町も対策計画つくっているわけです。私もまさにそのとおりでと思うのです。

ただ、今のような状況の数が、私これ29年ぐらいだったかな、植木課長のころに一回聞いているのですけれども、10件に満たないという答弁をいただいているのです。それが今30件ぐらいになっているということになると、非常にこれから町も負担をしなくてはならない状況も考えられるということです。例えば最近の新聞ですと、毛呂山町で空き家に向けていわゆる解体することに対しての補助金を出すというような、この間出ていました、条例化したと。それで、これもなるべく町に金がかからないようになるために早目に手を打つというような対策なのです。そうすると、今言った状況がふえていっているという状況がある程度把握できるわけだから、このふえている30件ぐらいの状況のものというのは余り好ましくありませんよね。そういう中で、何とか相手が応じてくれて対応してくれるというものがほぼ全物件であるとか、それともいやという感じなのか、どうですか、課長。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

30件弱と申し上げた物件の状況でございますが、全てが物すごい状況ということで

はなく、庭木が伸びているとか、そういう軽微なものも含めての30件程度ということ  
でございまして、先ほど申しあげました10件未満というところ、そこが非常に地域の  
生活環境に対して問題が出ているところかなというような状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） なかなか、空き家がふえていく中で、自治体も負担がふえる  
ような状況にもなってきているということでしたよね、新聞なんかの報道によると。  
それで、そういった状況が生まれてくるという根本を考えていくと、確かにそこにも  
う誰も住まなくなるとか、おじいちゃん、おばあちゃんのうちだったからもう誰も  
いないとか、それはもうなかなかしようがないことなのだけれども、空き家のいわゆる  
特徴と解説、発生予防というようなものを呼びかけるというようなことは、町とし  
てもパンフレットをつくったりしているようなところも見受けられますけれども、そ  
の辺のところの努力については町はどのように捉えていますか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

発生予防という点についてでございますけれども、議員さんが今おっしゃられたよ  
うに、パンフレットをお送りして、適正な管理というのはもう空き家になっているも  
のに対してでございます。発生予防の取り組みにつきましては、最初の答弁でもお話  
しさせていただいたのですが、具体的に申し上げますと検討というよりは今年度埼玉  
県の空き家予防支援事業というものの中で相続おしかけ講座というようなものを実施  
する予定でございまして、嵐山町も手を挙げておりまして、実施していくような方向  
で今、調整というほどまだ入っていませんけれども、実施していく予定であります。

これは、要は今現在空き家でなくても、高齢の世帯の方とか空き家になる可能性が  
あるかもしれません。相続でトラブルなり、きちんと相続されなかったり、そういっ  
たことで空き家になって、非常に難しい状況になるものがありますので、そういった  
ことにならないように、今住んでいる方が事前にそういった対策を考えていただく、  
そういうきっかけとなるような講座、それを開催して、そういう意識を持っていただ  
くことで予防につなげていくというようなことをしたいというふうに考えておりまし  
て、これが今年やってみて効果があればもっと広げていければなというふうに考えて  
おりますが、実際昨年埼玉県のほうで試験的に何件かこれをやった状況を伺ったとこ

ろによりますと物すごく反響があって、その先まで少し違う講座をやってくれとか、そういう地域も多かったように伺っております。

ですから、非常に興味を持たれる方、やっぱり自分自身の問題としてきちんと、内容もそういう内容なのですけれども、考えていただける方が多いのかなと。そういうふうを考えていただければ、予防に本当につながっていく一つの対策なのかなというふうに考えています。ぜひ今年実施していきたいと考えております。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 前向きな答弁で、千葉市あたりではかなりの成果を上げたということも私聞きました。ですから、1万8,000人の町だといえども、やっぱりそういったところがふえるのではなくて、事前に予防できていくという、これがやっぱり肝心なところなので、それが一番町の仕組みというか、まちづくりにも貢献していくのではないかと思います。

それで、あともう一点だけ確認しておきたいのだけれども、空き家バンクの運営というかその状況、インターネットを見れば載っていましたが、余りこのところ活用というか、状況は止まっているような状況になっているのかどうか、その辺ちょっと確認させてください。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

空き家バンクを立ち上げて、実際のところ35件ほどの登録希望がある中で、登録が実際22件だったということでございます。その中で、登録しなかった方については、しなかったというよりも登録したのですけれども、価格面であるとか、いろんな修繕が必要だとか、そういったものはつきりせずに実際にそのバンクに載つけて希望者を募るところまで持っていけなかったような状況がございます。その後の希望者の把握をできていない部分がございますので、そういったこともやっていかなくてはいけないというふうに考えておまして、それによって少しでも空き家となっているものが流通なり活用されていくような形で持っていければなというふうに考えております。

以上です。

---

◎会議時間の延長

○佐久間孝光議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

---

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) それで、これは副町長のほうにでも答弁いただければと思うのですが、空き家バンクなんかには自治会の中で登録を呼びかけたことによって補助金を出すような仕組みもどこかではあるらしいと私聞いたのです。それで、そういったような、例えば登録を呼びかけて、私も川島で実際2件そんなにあかないうちに、1カ月もあかないうちに人が入ったり、売却されたりと、中古だったのですけれども、そんなにないのだろうなという思いがあったのですけれども、今お聞きするとふえているという事実があるわけです。

そういう中で、地域の地区なら地区でもそういった登録する人を紹介と言ってはおかしいのですけれども、紹介して、成約できた場合には何らかのものをあれる。そんなことも空き家バンクがこれからもう少し動いていくのかなんていうふうにかえたりするのですけれども、課長でもいいし、副町長でも、どうだろう。空き家バンクの運営自体は、登録する人と売却されればそのままのだけれども、それを登録したらどうだろうというような、そういう仕掛けと言ってはおかしいけれども、これを地域でやってもらうわけだね、私の今言っているのは。そういったことを登録して、仲介という形になるけれども、してくれた人には何らかの、成約した場合にはどうのこうのという形のものというのは、これは今の運営上なかなか難しいものなのかどうか。その点をちょっと。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

現在は宅地建物取引業協会、こちらと協力して空き家バンクの運営を行っているというような形になりますが、議員さんが今おっしゃられたような仕組み、これは他地域で多分先進事例があるのでしょうか。少し研究をさせていただいて、今の仕組みと併用ができるものなのか、実際それができるかどうか、その辺はちょっと研究をさせていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) とにかくそういった景観を含めて、そういうところがふえて

いくということは嵐山町の地価はなかなか上がらないと。要するにそういう環境の場所はなるべく事前に予防していくということを、町民の一人一人が住んでいてやっぱり思っていくということなのです。近所隣こうなっているけれども、どうだろうなと知って、たまに来たときにもしあったら貸したらどうだいとかとすることだってできるわけです。そういうようなことも有効活用になっていたりするわけだから、そういったような町の捉え方というのは、私は空き家を一つでも減らしたり、ふやさない、予防していくということ、これ以上はないわけであって、あとみんな私権があるわけですから、そのままにしておきたいという希望も結構あったりして、なかなかそこまでたどり着かないということも結構書いてありました。ですけども、それは自分で建てた自由でもあるのだけれども、やはり後々近所に迷惑かけるようであっては果たしてどうなのかなというふうに考えます。そんな中で、状況の改善が見られないという状況はなるべく少なくしてもらって、相談者もいるでしょう、真摯な対応をお願いしたいというふうに思います。副町長、そうですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 この空き家の問題は、本当に大きな社会問題だというふうに思います。さらに高齢化が進めば、この空き家はさらに増加をするというふうに言われておりまして、町もただ手をこまねているわけではなくて、毎年度空き家の利活用の補助金をいただいて取り組んでいるのですけれども、途中まで行くのですけれども、なかなか成果に結びつかないと。特に要望のある区長さんのところにも課長と一緒に私も伺いまして、とくと相談をさせていただいて取り組めるかなというところまでいったのですけれども、そこから先にまた進まなかったと。

それから、もう一点、嵐山町の事情として、例えば農村地帯の空き家を使ってレストランをやりたい、あるいは宿泊施設をやりたい、そういう希望のある方があったのです。でも、これが都市計画上の規制がありましてなかなか前に進まない。しからば、もとを、県の規制を緩和をしてもらおうということで、これはまた町村会にお願いをいたしまして、町村会から埼玉県のほうに働きかけていただいて、そういったこともできるように一歩ずつなってきたのですけれども、なかなか具体的な空き家の利活用は、いろんなアイデアはあるのですけれども、進んでいないというふうな現状でございます。

ありがたいご質問をいただきました。町もこれまで以上にこの空き家の利活用、そ



れから空き家バンクの登録、真剣に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きご指導のほうをよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 町も県のそのことをやってもらえれば、相当またいい効果が出てくるのではないかと思います。期待しておりますので。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○佐久間孝光議長 どうもご苦労さまでした。

---

#### ◎休会の議決

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月12日は休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。よって、6月12日は休会とすることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○佐久間孝光議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時59分)

## 令和元年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

6月13日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第4番議員 長 島 邦 夫 議員

第6番議員 畠 山 美 幸 議員

第8番議員 河 井 勝 久 議員

第9番議員 川 口 浩 史 議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	佐久間孝光	議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

---

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
柳下和之技監	
青木務	参事兼総務課長
山岸堅護	地域支援課長
村田朗	税務課長
高橋喜代美	町民課長
前田宗利	子育て支援課長
近藤久代	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
内田恒雄	環境課長
杉田哲男	農政課長
藤永政昭	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第2回嵐山町議会定例会第4日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時57分)

---

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

---

◎一般質問

○佐久間孝光議長 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○佐久間孝光議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の駅西活性化についてからです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番(長島邦夫議員) おはようございます。ただいま議長から指名をいただきました長島邦夫です。一般質問させていただきます。

今回の一般質問は、大項目で2問でございます。順次質問しますので、ご答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。それでは、早速質問に入らせていただきます。

大項目の1番、駅西の活性化について伺います。嵐なびは、観光客、住民、駅利用者の利便性、商業者の活性化を目指し、見方にもよるが、紆余曲折の中、完成、運用をされている。今後は、長年の懸案であるロータリーの拡張改修、停車場線の改良、周辺整備に進み、駅西の活性化につながると考えるが、住民がどのように望んでいる

か、費用対効果を決しておろそかにしてはならないというふうに考えます。今後の進め方について、以下の質問にてお伺いをいたします。

(1)、ロータリーを拡大させ、車両の安全運行、歩行者の利便性につなげたいとのことであるが、進捗がどのようになっているか、まずお伺いします。

2番目としまして、県道停車場線は歩道も狭く、安心安全な歩行は難しい状況であり、車両の運行も同様と考えます。以前も周辺住民の理解、最大限の効果を視野に、一方通行などについて一般質問させていただきましたが、沿線活性化もあわせてお伺いをいたします。

3番目としまして、いかに駅前に人を導くかは大変難しい課題であります。民間資金を導入した開発は理想ではありますが、民間は自己利益が予想されなければ、手をつけることはないことをごさいます。順当な考え方としては今ある民間機関の存続はもちろんのこと、新たな官民共同の事業、公共施設の導入も視野に入れた開発も必要というふうに思いますが、考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

以上、駅前の活性化について質問といたします。よろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅西口の駅前広場整備につきましては、平成30年1月、都市再生整備計画を策定し、国補助金を活用しつつ、平成30年度より事業を実施しておるところでございます。平成30年度事業におきましては、用地測量、用地取得、駅前広場の詳細設計を行うこととなっておりますが、用地交渉が難航しており、用地測量を除き、今年度に繰り越しを行っているところでございます。現在、関係者の方にご協力いただけるよう、引き続き交渉を行っているところでございます。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えさせていただきます。長島議員ご指摘のとおり、さまざまなアンケートをとるごとに駅前の活性化について厳しいご意見をいただいております。町では、武蔵嵐山駅周辺活性化として、嵐丸ひろば整備、東西連絡通路の改修、嵐なび整備などの事業を行ってまいりました。現在は、駅前広場の整備を行っているところです。武蔵嵐山停車場線の現況は、車道が約2.8メートル、歩道が約1.0メートルと、現在の普通車両の通行においては狭いと感じる方

が多いと考えられます。また、歩道を歩かれている方からも、狭いところのご意見が寄せられたところがございます。県道の一方通行を含めた沿線活性化とのご意見ですが、これまでの本地域の経緯を考えますと、なかなかすぐには難しいと考えているところがございます。今後は地域の意見を聞きながら、関係機関とも相談しつつ、嵐山町にふさわしい活性化について取り組んでまいりたいと考えているところがございます。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えさせていただきます。駅前土地利用につきましては、都市計画マスタープランにおいても玄関口にふさわしい環境整備、景観拠点の形成、中心商業地の再生と位置づけております。駅前の活性化の手法はさまざまあると考えられます。現在、町では駅前広場の整備を行っております。駅前の活性化は重要施策として取り組んでいるところでありますが、ご存じのとおり町も財政的に大変厳しい状況が続いております。町が主体的にすべきこと、民間が主体的にすべきことをある程度分けて考えていく必要があるものと考えているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、再質問させていただきます。

1番、2番は関連があるので一括して再質問していきたいというふうに思いますが。まず私、議員になった当時からこの駅前の活性化というのは取り上げていろいろ質問してまいりました。そういう経緯から何でもまたこの時点でそれを取り上げて質問するかということになると、自分の今まで歩んできたところをちょっと申し上げて、それから質問をさせていただきたいというふうに思うのですが、中心市街地の活性化というのは、やはりそこに人が来ていただかないと物も売れないし、何かを見て代金を置いていただくということもできません。そういう一環から嵐山さくらまつり、15年ほどたちますか、いつも話すことでございますけれども、駅におりる方にぜひ桜の並木のほうに来ていただきたい。その道中にいろいろ散策をしながらお買い物もしていただいて、町にお金を落としていただきたい。そういうことが始まりでございました。

今では、花火のほうに移行し、夜ではございますが、それほどあふれるほどの人が来て、大きなお金は落としているのかなというふうに思います。それが実際、住民の方の営業している方に落とされているかどうかというのは、ちょっと一概には言えないところがあるかとは思いますが、とにかく人が来るということは、いろいろなとこ

ろの糧になるわけでございます。

そして、また今回は千年の苑ラベンダー園がオープンをして、ほぼ6日目ですか、きょうで。全国放送で先ほどNHKで放送され、嵐山町というところが、今までも知っている方は多くいらっしゃるかとは思いますが、全国的に知れ渡ったと。多分今夜あたりになったら、「嵐山が出たよ」なんていうふうに、電話なり、またはSNSで伝わってくるのではないかなというふうに思います。そういうところにおいて、ラベンダーというのは本当に成功していきたいなというふうに自分でも思っておりますし、なるべく協力はしていきたいというふうに思っています。

そういうほかに自分の活動としては、人を呼ぶのであれば、何としまして、東上線の運行率、そのようなものがよくならなければだめだと。若いときから、仲間と東上線に特急列車を走らせよう、そんなばかげたことを思いながら活動した結果が、やはりTJライナーというものに結びついています。最初はそんなに大したことはないなというふうに思ったのですが、利用する人が多いのでしょう、随分増便をされているようでございます。この間、私乗ろうかと思ったら乗れなかった状況がございます。そのように、やはり東上線、非常に力を入れて、運賃を稼ぐということは、そこで稼いでいただければ、当然この地区にもそのお金が落ちてくるということでございまして、非常に理想的な方向に進んでるなとうれしく思っているところでございます。

ですけれども、今度は駅におりた方を、いかにこの町に効果を上げるかというのは、なかなかこれは至難の問題でございまして、嵐なびができ、観光の方については非常にいいところできたなと思っております。ですけれども、そこのところに、ロータリーを拡大をして利便性を増していくと。当然どこの町を見ても、駅の周辺の整備ということになれば、ロータリーを拡大して当然やってくるかなというふうに思うのですけれども、今ここに書かれているとおり、やっぱり住んでいる方がいらっしゃるわけです。その方のことも当然理解をしていただいた上で町が活性していかなければ、余り批判的なことが出ると、逆にお金はつぎ込んだけれども、それで利用者もふえたけれども、嵐山のイメージは下がってしまったと、そのようなことでも非常にうまくないかなと自分は考えます。

そういう面から、丁寧に丁寧にご理解をいただくように進めているのではないかなというふうに思うのですけれども、また駅前広場というのは非常に大きなお金が使われます。そういう点から、自分ではいわゆる今までの資料をいただいた中でございま



すけれども、基幹事業として駅前広場のところで、約80%ぐらいのお金が使われるということでございますけれども、私わからないところが、全体的なその事業にそれだけ使われるというのはわかるのですけれども、ただその移転の費用ですか、補償の費用ですか、またロータリーの事業に入るところ、そこら辺のところの費用の割合が全然わからないのです。それでは、自分の頭の中にそのくらいの補償料ではとてもではないけれども、立ち退きなんかできないのではないというふうな考えも持てる、そのもとのあれがないものですから、今回、立派な事業でぜひ成功させたいと思いますけれども、そこら辺のところをちょっと詳しくお聞きをしたいなと思って、このあれを取り上げました。ぜひ再質問しますので、そこら辺をまずお聞かせいただきたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきたいと思います。

今現在ホームページでも駅西の整備につきましては公表させていただいております、全体で13億9,000何がしというのが出ているところでございます。内容につきましては、議員さんご指摘のとおり、基幹事業は駅前広場は幾ら幾らというふうになっておるところでございまして、それ全体の総額でございまして、内容については、契約上で総額で出ておりますので、内部はこれが幾ら、これが幾らというのを公表しておりませんので、全体的な金額でご了承いただきたいと思っております。

また、補償費につきましては町で決まったというか、国が定めておる基準がもうございまして、それを県もそれに伴って基準を定めております。それに基づいてやっておりますので、補償費が幾らというのもありますけれども、適正にやっていただいて、それが多或少ないというのは適正な補償費を出しておりますので、ないなというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それだと全然わからないのですけれども、やっぱり補償というか、そこに住んでいる方に移動していただいて、町の今後のためにぜひお願いをしたいというふうなことをお願いしているのだと思います。長年そこに住んでいれば、そうそう左から右に、はい、わかりましたというわけには多分いかないと思います。ですから、何年もかかっている、これは当然のことかなというふうに思いますけれど

も、町としては、このくらいの線であれば妥当な線ということでお話ししているのだと。その詳しい金額まで聞くつもりはございませんけれども、やっぱり全体の総額が出ていますから、補償のところにとどのくらい使われるのかなと、そんな疑問を持ったわけでございます。再度質問しますけれども、いかがでしょうか。話せないのであれば、もうお話しできないということだからそれで結構ですけれども、幾らかでも何か予想的なものが立てられるようなことをちょっとお聞きできればというふうに思うのですが、どうでしょうか。逆にロータリーの整備のほうにはどのくらいかかると、そういうふうにおっしゃっていただいてもそれは構いませんが。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

用地費につきましては、個別個別にその当該年度におきまして予算計上させておりますので、ちょっと今年度の資料につきましては手元にはないのですけれども、予算書の提出した金額について土地購入費物件補償費と出ておりますので、その金額の総計ということで考えていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) しつこいですけれども、ロータリーの部分だけでも、あそここのところだけでどのくらいかかるものなのか、概算で結構ですからもちろん、教えていただけないでしょうか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

あくまでも概算ではございますけれども、今現在の計上におきましては約9,000万程度というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) そうなると移転の補償だとか、そちらのほうに多くのお金が必要とされているということで理解をいたしました。それは私がどうこう言うあれではないのですけれども、そこのところの整備の一環の中にちょっと違う方面からなのですから、地域生活基盤施設用地ということも載っておりますが、青写真の中で四角に囲まれたところですからけれども、そこの目的というのは、町で考えている構想という

ものはどんなものなのでしょうか、教えていただけますか。

- 佐久間孝光議長 まず最初に、伊藤まちづくり整備課長のほうから訂正を申し出ておられますので、まず訂正をしていただいてから再度その質問に答えさせていただきたいと思います。

伊藤まちづくり整備課長。

- 伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほどの9,000万程度というのは、ちょっと間違った数字でございましたので、また改めて数字のほうをお答えさせていただきたいと思いますので、数字につきましては訂正させていただきたいと思います。

駅前広場につきましては、駅前ロータリーのところと、また駅前広場の先ほど言いました地域生活基盤広場につきましては、ロータリーの外側というか、滞留するというか、そういうところがございますので、本当に車が走るロータリーのところと、それを含めた歩道というか滞留する施設ということで、駅前広場というところで地域生活基盤整備というものの内容を位置づけておるところでございます。

以上でございます。

- 佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

- 4番(長島邦夫議員) 駅前広場、この説明書を見たら(道路)と書かれています、それはロータリーの部分だというふうに思うのです。その後ろ側に地域生活基盤施設と書かれている部分があるのですけれども、ここはどういうことを考えていらっしゃるのですかというふうなことをお聞きしているのですが。

- 佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

- 伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

さっき議員さんご指摘のとおり、道路の駅前広場はあくまでも車が通る駅前広場のことを考えておりまして、その他の地域生活基盤の駅前広場というのは、外側にスペースを設けさせていただこうと思っています。これにつきましては、さまざまな今後イベントを行ったり、駅に来た方が座ったりするベンチを整えたり、そういう施設として考えているところでございます。

以上でございます。

- 佐久間孝光議長 長嶋邦夫議員。

- 4番(長島邦夫議員) 今ここに店舗を構えている方が当然移動するということにな

ると、「いや、よそへ私行きますからいいですよ」というふうな方はいいかなと思うのですけれども、「また、ここへ戻ってきたい、そういう用地は確保できないんですか」とか、そういうところのものなのかなと思ったのですけれども、そうではないのですか。まず、そこから聞きます。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

移転した方が戻ってくるという場所ではなくて、町が管理する駅を使って、ロータリーの周りで歩行者等の方がいろいろなイベントをやったり、そこで滞留するというか、いる施設、それにはベンチ等を設置しようと考えているところでございますけれども、今後詳細設計におきまして、改めて皆様に案を詰めさせていただこうと思えますけれども、基本的には駅前のロータリーの外側の滞留するというか、スペースというふうを考えているところでございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） そうすると、そういう施設、それはわかりました。

ですけれども、その立ち退かれる方が「私もここへもとに戻ってきて、また商売みたいなものをやりたいんだ」というふうなことをおっしゃった場合には、場所がないと、なかなか難しいかなというふうに思うのですけれども、そういうことは何かお考えですか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

あくまでも、こちらの契約は駅前広場の整備ということでございまして、また移転した方から戻ってきたいというところは、ほかの代替地というか、それ以外の土地についてご案内すると、そういう形になるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） わかりました。

（2）番のほうの1、2をまとめて質問しているのですが、停車場線のことは、開発については全然構想というか、考えは持っているということでしょうけれども、具体的なものはまだ何も出てないということではよろしいのでしょうか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

停車場線につきましては、2018年6月に策定しました駅前広場整備計画におきましても道路が狭いという意見もいただいています。これは菅谷地区にアンケートをとったのですけれども、いただいております。それは長年の町の課題でございますので、これを受けて今後検討していくということになっているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 駅前のロータリーが解決しないと、そちらのほうにもお金もかかることですし、なかなかいかないのではないかなというふうには当然考えるわけですが、やはり実情として狭いというか、車道も狭いし歩道も狭いし、その後の後ろの方にどうこうというふうなことになるとう非常に難しいなど。そうすると、私質問したのがもう議員になりたてのところですから、もう12年ぐらい前です。そのころでもそういうことはあったわけです。ですけれども、こんな簡単にいくというふうには思っておりませんので、仕方ないことかなというふうには思うのですけれども、でも、そろそろ全体的なロータリーのほうを心がけていくと、構想的なものを示して住民の方にご理解をいただくというふうなものは必要かなというふうには思うのですけれども、課長さんの答弁がなかなか難しいことであれば、副町長でも町長でも少しお答えをいただければというふうには思うのですが。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅広整備計画におきましても理想とする道路の幅員とかというのは示させていただきました。車道3メートル、歩道については2メートル、4メートルがいいのではないかと意見をを受けて、広域整備計画の報告書として提出されております。これについて、ホームページ等で公表させていただいておりますので、これが一つの嵐山町の案なのかなというふうには考えております。

ただ、こちらはアンケートを受けて、ただ報告書として示させたものがございまして、関係機関等の相談等もまだ行っておりませんし、あくまでもこのアンケートを受けて、皆様地域の、菅谷地区のアンケートを受けて概算、あと交通量を見てこれぐらいかなというのを決めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 非常に交渉を持って住民の方がいらっしゃるわけですから、そうそうそれが実現できるかどうかというのは非常に難しいことですし、うかつにそんなことを言えるわけもございませんし、まず住民の方に話すのが第一ではないかなというふうに言われてしまうと思います。ですけれども、ある程度今みたいに交渉は持っているということだと。そういうことであれば、少しずつでも前にそういうものを出していかないと、ロータリーが終わりました、すぐ今度は停車場線にかかりますといったら、住民の方もびっくりするかなというふうに思うのです。それにはもう今の駅のロータリーにけるお金でも、もう10億以上のお金ですから、全体の総予算が60億ぐらいなのですから、そうそうできるわけはございません。ましてや県道の整備ですから、県のご理解がなければできないことでございますけれども、町の構想、住民の思いを少しずつでも前に出していくということのあれがないと、一旦構想的なものではできたのですといっても、その後それがある程度、徐々にでも進んでいかないと難しいかなというふうに思うのですけれども、課長さん、お答えいただけますか、大丈夫ですか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それではお答えさせていただきます。

駅前ロータリーの整備につきましては、2度につきまして地元の説明会を行っているところでございます。平成30年5月の祭日に行いまして、その後交渉事業に進んでいるところでございます。

また、ロータリーの説明会におきましてもロータリー等ができれば、早目に案を示していただきたいというご意見もいただきました。今現在、設計を行っているところでございまして、案ができましたら早いうちに皆さんの意見をいただきたいと思っております。そこに合わせて、今後進めていく道路につきましてもある程度のお話ができるか、またこういう考えを持っていますよ、絵としては別ですけれども、どういう考えを、意見を聞いたり、町としても今後整備をしていく方向ですという話をさせていただきたいと思っております。また、現に説明会におきましては、口頭ではございますけれども、駅西についても駅前道路についても考えてございますよという話はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ご苦勞があるかなというふうには思います。ですけれども、駅ロータリーができた暁には当然そういうふうになっていくのでしょから、ある程度のもを示して行って、今存命の方がご理解いただいても、次の代の方にはまたご理解いただけるかどうかというのはなかなか難しいことなので、継続的にというのは長く時間をかけて基礎を固めていくということが重要だというふうに思いますので、ぜひ私ももう何年も前から、議員になりたてのとき、そのときにもうこの質問をさせていただいて、「一方通行がいいんじゃないですか。そうそうお金もかけられないでしょう」と、借財も町はたくさんあるわけですから。そういうことを考えると、そういう気持ちをそのときにお話ししたわけでございます。

そのときに町長のご答弁いただいたのがここにあるのですけれども、町長いわく、「今後道路整備においては、高齢化社会の中、福祉の核と捉え、優しいまちづくりの基本となるよう進めていきたい」というふうなご答弁をそのときいただきました。もう12年も昔の話ですから、大分薄れてしまったかなというふうに思うのですけれども、今のお考えをちょっとお聞きできればと思いますが。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今回の事業についても今お話しのように10年計画ということでスタートいたしました。ですから、10年で仕上げたいわけですが、どのような形に進みますか、状況によっては厳しい状況が続いていくわけですが、いずれにしても嵐山町の町民の皆様、アンケートをとるたびにあそこのところをどうかしてくださいと、駅前を開発、整備というのですか、きれいにしてください。嵐山町の玄関口なんだからというのが昔からのアンケートの内容でございました。そして、整備計画、町の計画をつくったり、いろんなアンケートをまた改めてとったり、駅近辺の活性化のアンケートをとったり、そうするたびにあそこの駅前をどうかということでもずっとこう来ているわけです。そういう中で今回スタートしたわけですが、このスタートというのも駅の上の道路といいますか、通路といいますか、あそこのところをきれいに、駅から出たらちょっと環境が違うなというような形をつくろうということで、駅ナカ、駅の上を整備を進め、そして階段ができ、そしてそれらを受け入れるところの窓口、発信場所をつくっていかうということで一步一步、本当に一步一步なのですけれども、

そういう形で整備を進めてきているのが現状であるわけです。

そして、東武さんの協力がいただけて、嵐なび、発信基地もできているわけですが、なかなかその発信基地のところも駅の活性化ということでやっているわけですが、あれだけつくっても周りのところが同じような形で活性化が進んでいないわけですので、思いどおりの形のあそこのところのにぎわいづくりといえますか、発信基地がにぎわいがなかなかできていかないという、もどかしさというのがあるわけですが、そういうことがある一面、そして周りのところの駅前広場を整備をしていこうということで、地権者の皆様方にご協力をいただいているわけですが、議員さんおっしゃるようにそこで生活を長くしてきているわけですから、そういった周りの環境に協力をする気持ちはあっても、やはり自分の生活というのはありますから、なかなかご理解がいただけるところまでいかない部分もあるわけですが、もう本当に一步一步ですが、10年計画ということでスタートしておりますので、町の考え方、そして町民の皆様のご意向をいただいた計画に沿った形の実施ができるように、それには県、国にできるだけそういう形が実現できるような形のアプローチをしっかりと進めながら、これからもいきたいと思っておりますけれども、本当に一步一步になってしまいますので、なかなかこのところはこうなります、そしてこのところの予算は今度こうなりましたから、この予算でこのところがこうなると言いたいところですが、なかなかこのところまで相手があるわけですし、またなかなか予算のほうもどこのところまでどうというのがありますので、ぴしっとしたお答えができないところを本当に申しわけなく思っておりますが、答える課長のほうももどかしさというのはあると思いますけれども、議員さんのほうはさらにもどかしい部分があるかと思うのですが、ぜひご理解をいただいて、誠心誠意進めさせていただいているということでお許しをいただきたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 非常に時間がかかることですし、住んでいる住民の方の全体的ことを考えてやっていくわけですから、一部の方の声だけというわけにはいかないわけですから、時間がかかるのは当然かなというふうに思います。でも、今一步一步というふうなお話をいただきましたが、一步一步でも前に進んでいって、いい結果が出るようにぜひご努力いただきたいというふうに思います。

それで、ちょっとずれるのですが、駅の東側の駐輪場が廃止になってから、



一時期西側のところに随分乱立を、自転車がエレベーターの前あたり、いわゆる点字のところに自転車を置いていく人たちもいましたが、ついこの間見ましたらすっかりきれいになっていて、この人たちの自転車は今度はどこへ行ったのだろうかというふうにちょっと思ったのですが、町はそこら辺の調査は何かなさっていますか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 調査というのはしていませんけれども、駅前のことにつきましては、撤去のいろいろ通告をしたりして置いていただかないような方策をとっております。どちらに行ったかというのはそこまで調査しておりませんが、ここは止めてはいけませんよというのを毎日のように言って注意喚起をしているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 駅西に自転車で来る人は、やはり駅西のどこかに止めておるのだなというふうに思うのです。だから、民間のところに止めていただいて迷惑になっていなければいいですけども、逆にほかのところに迷惑しているのではないかと、相当な台数でしたから、そこら辺は調査なさっているのかなと思って今お聞きしたわけですけども、調べていないということでございますけれども、やはりまたもとへ戻ってくる可能性もありますので、ちょっと調査なさったほうがいいかなというふうに思いますので、ご提言申し上げます。

それでは、3番に移らせていただきますが。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 3番も関連しているようなことでございますけれども、町にはたくさんの公共施設があるわけでございますけれども、その公共施設、町内の中に点在しているわけです。それで、駅のところには駅ナカというところですけども、嵐なびがあったり、そしてまた子どもの嵐丸ひろばができたりしているわけです。そして、駅の開発、駅のロータリーができ、そこら辺の余裕地が多少なりとも出てくると、やはり民間の方が何かを建ててくれて、そこに人が呼べるようなものができれば理想なのですが、嵐山の現状から考えれば、なかなか大きな投資をしてそこに出してくれる方というのは少ないかなというふうに思うのですけれども、そういう面からして、もしロータリーができ上がったら、町は少しあそこにこのようなものもした

いなというような構想でもあったら、町長、お聞きをできればというふうに、なければ、今のところないです。結構なのですけれども、ありましたらお聞きしたいなと思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 駅西地区がいろんな形で活性化対策を講じていて、しかも民間の力をという議員さんのお考えでございますけれども、まさにそのとおりでございます。町が果たせる役割というのは限られておりまして、いかにその環境整備を行った後、民間の方に力を加えていただくか、そういうことが大事だというふうに思います。

1つは、今度病院の跡地が寄宿舎に改修が進んでおりまして、今言われているのは食料品を買えるところがないのだと、そういうことを言われております。それから、菅谷の丘の上の商店が空洞化をして生活用品の買い物さえ不便を来しているのだと、そういうお住まいの方からの声をお聞きしております。どう民間の力を誘導していくかなのですけれども、駅通りに大きくあいているスペースがございます。そこにある方からのご紹介をいただきながら、コンビニの誘致についても探ったことがございました。これも土地の所有者のご意向がございまして、今なかなかうまく進んでいないわけですが、あるいはこの駅通りにあるJAの店舗、これの統廃合の計画もございまして、その跡地の利活用についてもJA側から町と相談をしたいというふうなありがたいお話もいただいております。すぐ町として取り組めることはないわけですが、そういったありがたいお話に対して、町も積極的にご相談に応じ、またご支援できるところはしっかりご支援申し上げながら地域の方々の利便性の向上のために、一歩ずつ、これも進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 先ほどの話に通じるわけですが、住んでる方は当然あそこの中で自分のエリアというものが有りますから、隣町に行くような、車で買い物できるようなというのは、それは週に1遍だとかそういうあれだったらいいですが、近場にある程度の生活用品が購入できる場所がないとやっぱり困るわけです。そういう面からして、住民の方、特に菅谷地区の方は会議の中でも何の中でもいろいろお会いしますから、いろんなこととお話をします。ですから、最終的にはその町の中がいかに活性化するかということになると、先ほども言ったけれども、民も必要

ですけれども、官も相当な考えを持って、民ができなかつたら官もそこにある程度のもので、やっぱり住民の方が駅前開発に協力してよかったなと思えるようなあれもやっていただかないと、それはよくお考えになってぜひ進めていただきたいというふうに、これは究極的なことですので、ここのところをなおざりにすると、何でここまでいろんなものを協力したのだけれども、できなかったのだろうというふうなことになるように、ぜひいろんな英知を集結してやっていただきたいというふうに、それは住民の方が望んでいることですので、副町長、よくいろんな方とお話をして、または来る方の話も聞いて、今お答えいただいたかなというふうに思います。私が聞いている範囲とほとんど変わりがございませんので、ぜひそのところだけは嵐山町の中心地でございますから進んでいただきたいというふうに思います。1番については以上で再質問は終わりにします。

2番に進ませていただきたいとします。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員、今、伊藤まちづくり整備課長のほうから訂正ですか。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長 先ほどの質問でまだ答弁がなされていなかったところの回答ができるということですので、ここでさせていただきますと思います。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。大変時間をかけて申しわけございませんでした。

物件補償の関係につきましては、平成30年度、31年度に当初予算と、あと補正もしましたけれども、計上させていただきました。予算額でございますけれども、土地につきましては平成30年度1億220万、物件補償につきましては補正後6,958万、平成31年度、令和元年度ですけれども、土地につきましては2,650万、物件補償につきましては8,000万という補正予算を計上させていただきます。これは2年間で補償するというのを考えてございますので、これが全体でございます。総計2億7,828万ということで予算計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 理解いたしました。また、ちょっと控えられなかったことがありますので、後で見せていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、2番をやらせていただきます。

○佐久間孝光議長 はい、どうぞ。

○4番（長島邦夫議員） 安心安全な通学ということで質問させていただきます。

人口減少により、児童の下校の状況が、1人ということはまれでございませうけれども、1人、2人になる状況が増しているように見えます。この危険な状況は、統廃合での通学問題を議論する以前の問題でありまして、既に緊急の課題であるというふうに思います。そして、状況は悪化しているとも思われると自分では思っております。数年前にも一般質問の経緯もあるのですが、公共交通を下校に使うことは順当な手段と考えますがというふうなことで質問しました。このときは北部のバスも学校を通っていきまして、それでこのようなことを質問したわけでございますけれども、町はこのような状況をどのように捉えているかお答えをいただければというふうに思います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

安心安全な通学につきましては、平成29年第2回定例会において長島議員の一般質問で答弁させていただきましたが、児童の安心安全な通学対策については、町、学校、PTA、地域をはじめ、町全体で温かく見守るまちづくりを進めていくことが重要であり、現在も地域の方々の見守りに支えられております。適正規模等検討委員会からの答申にもスクールバス等の活用が述べられておりますが、教育委員会としましては、現段階では町域全体を範囲としたスクールバスの運行は考えておりません。地域公共交通を考えるプロジェクトチームが設置されたことにより、その中で企画、調査及び研究事項の一つとして児童生徒の安心安全な登下校の手段としての地域公共交通を検討していただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） この答弁書に書かれているとおり、地域の方に守られているのですよね、本当に。最近は特に多くの方が協力しているなど、町なかを、菅谷地区の中を通るといつもそんな感じがします。多くの方が登録をなさってやってくれているのだなというふうな感じを持ちます。ですから、そんな1人、2人になること、交通的な面で交通事故等を防ぐためにはやっぱり多くの方がいて全体を守ること

は、今、時局からいって大切なことだというふうに思います。ですけれども、1人、2人になってしまうのをやはり見かけるのです。これはある方に聞いたら「朝行くときは集団登校だから心配はないんだけど、帰りになっちゃうと心配だから、いつもここまで迎えに来てるんだよ」。車で、そのうちのほうということは4キロぐらいありますから、その半分ぐらいのところまで待っているわけです。これが実情なのです。もっと在のほうにも協力していただく方がいて見ててくれればいいのですけれども、結局お母さんが子どもが来るのを遠くのほうから見守っているわけです。ですから、これは一つの方法であって、これがいいのですということになれば私も何も言うことはございませんけれども、だけれども、やはり統廃合のことの中に一つとして、公共交通機関は利用するのは避けられないでしょうというふうなことが書かれているわけです。そういうふうなことになる、やはり住民の方は期待をします。それはいつになるかはわからないけれども、自分の子どもはいなくなってしまうかもしれませんけれども、やはり期待をします。その期待をするものについて、少しずつでもそういう姿がこのプロジェクトチームの中でよく検討するということが、その第1段階かもしれませんが、そのようなものをどのように公表していくのか、住民の方がそういう期待するものにつながっていくのかどうか、そこら辺のところの広報的なものはある程度考えておるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

検討委員会からの答申につきましては、町の広報にも今度載せさせていただきますけれども、あくまでも教育委員会に対する答申でございますので、この後、教育委員会で基本計画、基本方針等を定めまして、町としての考え方というのをきちんとお示しをその段階でしたいと思っておりますし、そういった方針が決定した段階で地域の方々にも説明会等も計画したいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 地域公共交通でございますから、町内の利用する方の全てを対象にしたことだというふうに思います。こういう状況において、私がこの中に意見を言うわけではございませんけれども、こういう状況において、人口が少なくなっている時代において、状況は徐々に徐々に悪化していくわけですよ、利用者がいないわ

けですから。だから、そこを多くの範囲での形を住民全体で捉えて、それで考えは進んでいくのかなというふうに思うのですけれども、やはり今でも車を持っている方または持たない方、いろいろいらっしゃいますけれども、今は今で生活しているわけですが、その方はその方でいいのですけれども、子どもたちの場合は違うわけです。学校を出てから家に帰るまで学校の責任なわけです。そういうことになってくると、何か問題が起きたときには非常に、これから統廃合の話を進めていくときに余計問題が難しくなってくるのかなと。何もなければいいのですけれども、その答申がいつ出てくるかというのもよくわからないわけですから、答申のあれはある程度目鼻はつくのでしょうか、ちょっとそこを聞きます。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

検討委員会の答申が出されてから、これが今年の2月でしたが、その後、教育委員会でも現在方針を決定する検討を進めております。既に2回の教育委員会で協議しておりますけれども、この先も進めていきまして、大事なことです、大きな町の将来にかかわることですので、いつまでにとというふうな具体的な日程までは、期日を定めて方針を決定するというわけではないですが、できれば今年度の早い段階で方針を決定して町民の方々にもご説明したいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 統廃合の適正規模検討委員会のほうの答申が出て、それを受けて教育長にお伺いしますが、8月ごろをめぐりにある程度一定のものを出したいというふうなお話は聞いております。そのときに、当然登下校の運用というか子どもたちの扱い方というのが、答えが幾らか入ってくるのかなというふうに思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

今事務局長からも申し上げましたけれども、2月の段階で答申をいただきまして、教育委員の中で今検討しているところなのですけれども、今年度の初め、つまり8月あたりまでにはその答申を受けまして、教育委員会としての方針というのを出したいと。それに基づきまして今度は総合教育会議に諮りまして、町としての方向性を決め

まして、町民の皆さんにご説明をさせていただきます。

ただ、まだこれからスクールバスということではなくて、スクールバス等という形で書いてありますのは、子どもたちが乗れるだけのバスという考え方ではなくて、もう少し広めて役場、全庁的に公共交通機関として使えるものが考えられないのかということについて検討をしていければいいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 子どもたちだけというのはなかなか難しいかなというふうに思います。そうすると、そのことによって、また先に延びてしまうといけないので、やはり町全体の公共交通として子どもたちが利用できると、登下校におきまして下校のときには利用できるというあればぜひ進めていただいて、安心安全なものは、体力をつけるにはやはり歩くことも必要だというふうなご意見もわかりますけれども、それは家に帰ってから十分やっていただければ、それはまたいいことですし、ぜひそのところは間違いない下校につながるよう、ご検討いただきたいというふうに思います。また、答申が出ましたら、町の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

○佐久間孝光議長 どうもご苦労さまでした。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時5分といたします。

休 憩 午前10時54分

---

再 開 午前11時05分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の子育て支援についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番(畠山美幸議員) それでは、議長のご指名がございましたので、今回は4項目をやらせていただきますけれども、1項目めからお願いいたします。

子育て支援について。(1)、子育ての拠点が役場庁舎敷地内にでき、屋内外の子育て支援拠点にしていくべきではないでしょうか。駐車場も完備され、移動も楽にできます。フィットネス21パークの遊具の状況を見ましたが、大分当初の遊具とは違い、簡素化されていました。昔は立派な複合型の滑り台があり、近隣の親子はもちろん、保育園、幼稚園の児童もバスで遊びに来ていました。現在嵐山町にそのような遊具がない状況と思いますが、伺います。

ア、児童遊園地は町内に幾つありますか。

イ、遊具の状況は。

ウ、観光地に遊具の設置は可能か。

エ、フィットネス21パーク内に複合型の滑り台設置のお考えは。

あと(2)、今年度……いいのですよね。(2)まで行っているのですね。

○佐久間孝光議長 続けてください。

○6番(畠山美幸議員) (2)、今年10月に消費税が増税になることで、保育料の無償化などが実施される予定です。保育料無償化の対象は、いわゆる3歳から5歳児、年少から年長までで、ゼロ歳から2歳児は所得によって対象になるようです。町単独でゼロ歳から2歳児全て無償化をお願いしたいところですが、難しい場合は子育てから解放させてリフレッシュして子どもに向き合っていただく制度として、在宅子育てをしている家庭に、パパ・ママリフレッシュチケット、一時保育チケットを配付するお考えはありますか。

以上です。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(1)、アにつきましてお答えさせていただきます。

嵐山町内には児童遊園地は29カ所ございます。

続きまして、イにつきましてお答えさせていただきます。まず、町の公園は都市公園法に基づく都市公園が23カ所、地区に管理をお願いしている児童遊園地が29カ所あります。そのうち都市公園7カ所及び児童遊園地27カ所には遊具が設置されている状



況でございます。

続きまして、ウにつきましてお答えさせていただきます。設置する場所が農地、山林、河川等である場合は、関係機関の手続が必要になる場合があると考えられ、設置できないこともあるものと考えられます。

続きまして、エにつきましてお答えさせていただきます。フィットネス21パークは、平成6年度から本庁舎とともに整備が行われました。当時は、ウッドステーションといった滑り台やラダーなどを備えた複合型遊具が設置されておりました。しかし、木製ということもあり、劣化に伴い平成23年1月に撤去しております。現在、フィットネス21パークは、スカイロープ、滑り台、トランポリン等の小規模遊具及び平成26年度に設置した健康遊具があり、多くの方に利用されていると考えております。ご質問の複合型の滑り台、いわゆる滑り台等各種遊具を組み合わせた複合型遊具におきましては、近隣市にも設置しており、町民の方からもご要望はいただいております。今後国、県の整備財政支援を含め、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（2）について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 質問項目1、（2）につきましてお答えいたします。

在宅子育て家庭の育児負担軽減を目的に、一時預かり事業などの子育て支援サービスを利用することは、とても有用なことだと認識しております。町でも東昌保育園で一時預かり事業を実施しておりますが、近年は待機児童が生じていることにより、その待機児童が一時預かり事業を利用する傾向にあり、常に利用者が定員いっぱい、利用者の方が希望どおりに利用できない状況にあります。このような状況の中、ご質問にありますパパ・ママリフレッシュチケットを配付しても利用できないという状況が予想されますので、現在は実施の考えはございません。しかしながら、在宅子育て家庭の育児負担軽減ということでは、こうした施策を引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） それでは、順次再質問させていただきます。

一番最初のアにつきましては、29カ所ということで、あわせてイのほうに行きまして、都市公園が23カ所と児童遊園地が29カ所あって、都市公園7カ所と児童遊園地27カ

所に遊具がついているということでした。児童遊園地というのは各自治区に設置されていて、町が管理するのではなくて、自治区が草刈りをしたりとかやるということで、塗装が剥げたとか、ちょっとふぐあいが出たときには、町がふぐあいを直したり、塗装したりということをしていただいているところだと思えますけれども、大分もう老朽化が進んでいて、どんどん撤去している状況だと思うのです。

私も広野2区の公園がございまして、この間も美化清掃がありまして、久々になって年に3回やっているのですけれども、上に行きましたところ、やはり滑り台はもう当初のとおり、メンテが行き届いているのか、割ときれいでしたけれども、あと鉄棒があって、ただ砂場は草が生えてて、もうとても砂場とは言えないような状況ではございましたけれども、そのうちこれもどんどん老朽化して、撤去する方向になってしまうのかなと思って見てはいました。でも、今のお母さん方のニーズというのは、やっぱり子どもが多く集っているところに子どもを連れていく傾向があるのかなと。1人や2人でぽつんと自治区の公園に行って遊ぶという景色は、もう私が子育てしている30年前とは、さま変わりしているかなと思っております。ですから、今駅のところにある嵐丸ひろばとか、あと今回つくっていただいた子育て支援センターなどがこれからの拠点になっていくのではないだろうかと思うところです。

本当に昨今、つい最近も札幌のほうでまたあんなひどいニュースが流れて、2歳の赤ちゃんがあんな殺され方をしてしまったというのがもう本当に胸が痛くて、子育てしているお母さん、あの方はちょっと仕事柄いろいろとあったのかもしれないのだけれども、やはり今本当に仕事をやらないと生活できない状況にもなっていますから、少しでもお仕事行ったりして、子どもを預けていらっしゃる方が本当にふえているけれども、そんな中でも在宅で頑張っているお母さんもいらっしゃる。そういうことで、ちょっと全然、話がずっと後ろに行ってしまったな。

イのところに戻りますけれども、遊具の状況は今どんどん撤去されて老朽化している状況です。ですので、本当に1カ所、2カ所にもう統廃合というか、場所は残しておいていただいているのですよ、児童遊園地は。しかしながら、遊具はもう立派なものを1カ所、2カ所に集中化させて楽しめる場所をつくってあげると、にぎわいが生まれるのかなと思うのです。

皆様のお手元に資料としてお配りしました、さいたまなびというところから調べましたら、ちょっとこれ現在のさいたまなびで引いたのです。そうしましたら、今全然

この遊具がないのに、これが載っているということになっているのですけれども、これはさいたまなびさんのサイトが悪いのか、更新がちょっとされていないので、これどういう状況なのかなと思うのですけれども、まずここは訂正しておいたほうがよろしいのではないかなと思うのですけれども、担当はどちらになるのでしょうか、このサイトの関係は。では、すみませんけれども、それだけです。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

ちょっと私のほうでさいたまなびの検索内容がこういう状況になっているとは知りませんでした。早急に検討して、現在の遊具があるものについて更新して、サイトのホームページのほうに掲載していただくようお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 私、担当課のほうに当初の遊具の写真があったらいただきたいというお願いはしていたのだけれども、当初のはもう申しわけないけれども、ないのでということだったのですが、ここを調べたら出てきました。

それで、裏面を見ていただきますと、裏面の下のところに当初の遊具が掲載してありますけれども、当初こんな形で、もうあそこ、23年前についたときは画期的で、子どもたちが大喜びでここで遊んだという思い出がございますし、本当に近隣の幼稚園、保育園の方がここに遊ばせに来ていたなということで、すごくにぎわっていた記憶があります。たまたまこの間、久方ぶりに野田ぼたん園にちょっと友人と遊びに行ったところ、その人が「東松山、すごい遊具がついたんだよ」ということで、「じゃ、ちょっと一緒に行きたい」と言って行ってきました。そうしましたら、この上にある「PEONY GARDEN」と書いてありますけれども、このような立派な複合型遊具がここにもついていて、山の上にもこれよりちょっとコンパクトな、小さい、ゼロ歳は遊べないけれども、2、3歳の子が遊べるような、もうちょっとコンパクトなものまで山の上にもありました。ですので、その後うちの孫が保育園でここに遊びに行ったという、アンパンマン号に乗ってという話を聞いて、やはりこういうものができる、近隣の保育園、幼稚園のお子さんが、ああ、遊びに行くのだなということをもたまたま再度気づかされたところなのですけれども、ですのでフィットネスパーク、私も

この間、質問する前に見ておかなくてはと思って見に行きましたら、昔ながらのターザンごっこするみたいな、スロープの、あれは生きていましたけれども、あとは高齢者の方が健康のために使われるような健康遊具もついていました。しかしながら、滑り台はプラスチック製の黄色とブルーの滑り台が2口ついているものがぼんと置いてあるだけで、何かすごく寂しいなって思って帰ってきたところだったので、やはり今後こういうすごくお金がかかるのはわかるのです。ですけれども、こういうものをつけていくべきではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃるとおり、いわゆる大型遊具につきましては、町民の方からお母さん方からも設置してほしいというのは前々からご要望がございまして、なかなか金額も張るものですから、設置できていないというような状況でございます。先ほど答弁させていただいたとおり、いろいろ財政支援も研究しながらやっていますけれども、なかなかいい財政支援がございません。引き続き研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) それと、今回増進センターが子育て支援センターになったわけで、1階に何クライミングだっけ、岩を登るような施設がありましたけれども、次のページを見ていただきますと、東京立川のららぽーとの中なのですけれども、こういう木質化された、本当に小さい子から小学校入学前の子が遊べるような、これちょっとワンシーンしか載っていないのですけれども、ホームページ見ると、だだだだっといういろんなものが載っているのです。ここはとにかくお店ですので有料化で、裏の面を見ていただきますと、60分650円とか、そういうものになっているわけなのですけれども、やはり今嵐丸ひろばもいろいろと工夫していただいて、子どもたちが遊べるような場所にはなっていて、大変人気で、滑川町からも電車一本で来れるということでご利用があるようなのですけれども、あそこは当初からお金を取らないということで無料でずっと使われているわけなのですが、例えば今度増進センターの中の2階のところが大変広いお部屋で、そこがレピが今またあそこで開催されているようなのですけれども、何かこういう工夫のある施設にしていきながら、町外の方は有料化する

とか、そういうようなお考えとかで考えていくというのはどうなのかなと思うのですが、けれども、これはどこの課になるのだろうか、そういうお考えは。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

今、畠山議員さんからお話があったように、駅の中の嵐丸ひろばにつきましては、以前社協でやってたおもちゃ図書館ですか、その延長線でいっていますので、いろんなおもちゃがあったり、本があったりというのも含まれて、結構そういった面では楽しめるスペースになっていると思います。今滑川町からも結構利用者がありまして、昨年度から滑川町の担当課のほうに私のほうからお話をさせてもらって、これだけ人数がいるのに何とかならないかという話もさせていただいて、今年度から滑川町さんも月の輪小の学童の中に週3回午前中だけそういった広場を開設するようなことになりましたので、多分その辺では利用者の数も減ってくるのではないかなと思っています。滑川町さんとも連携をしながら、そういったことで嵐丸ひろばの利用状況もお話ししながら、対策のほうはお願いをしているところでございます。

次に、増進センターの中にあります子育て世代包括支援センターにつきましては、今まで子育て広場を北部の交流センター、あと町民ホールと3カ所で常設の場所がなかったものですから開いておりました。それを今年度から子育て世代包括支援センターの2階にそういった広場をつくらさせていただきましたので、その3カ所でやっていた広場を今年度そこに集中をしてやっています。今のところ午前中、広場の延長でやっていますので、そういったいろんな授業をしながら開催をしていると。午後は今使っていない状態ですが、そういったものも今後は検討していくことが必要だと思っています。また、母子保健のほうでも、増進センターの中でいろんな親子教室ですとか、そういった授業をしていますので、そのときにもあの場所を使っているということもありますので、いろんな面でスケジュールも調整しながら、午後も使えるような形で今後は研究してまいりたいと思っています。

1階にクライミングの施設があって、あそこも検診とかで使っていて、ただ昼間の事業としては具体的にはないのですが、あと大きな広場でやっている夏まつりですとかクリスマス会ですとか運動会というのもレピでやっていて、それについては町民ホールが広いので町民ホールも使わせてもらってやっていこうという考えもありますので、現在はその増進センター、子育て世代支援包括センターの2階と

町民ホールとあと嵐丸ひろば、3カ所でいろんな事業展開を考えていきたいと思っています。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひこちらの立川のほうへ行って、ちょっと視察、行って見に来て、いいところは盗んできてもらって、何かそういう、1階はもういろんな検診をやったりとかするところにもなっていますから無理だと思うのですけれども、2階の部分で、ああ、こういうものは何かちょっと使えるなとかというところがありましたらぜひとも、階段とか危ないなと思うかもしれないのだけれども、やっぱりいろいろな訓練というか、そういう面でもあっても大丈夫なのかなと思ったりするので、何か盗んできてほしいかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、遊具の状況はそういうことなのですけれども、今回、ウのほうに行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) 観光地というのは、これは私はラベンダー園を指しているわけなのですけれども、ラベンダー園のところも皆さん観光でいらっしゃるのだけれども、子連れとかでいらっしゃる方もいるのかなと思うのです。そういう中で、遊具があると、やっぱりあそこもすごく広いし、いい香りもするし、とてもいいところだと思うので、ああいう場所にぜひ遊具がつけられるといいなと思いついて入れたわけなのですが、あそこは農地ということで厳しいということはここに書いてあるのですけれども、何か探っていただきたいのですけれども、いかがなのでしょう。どんな方法か、ないか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 ラベンダー園のほうの遊具の設置ということでお答えさせていただければと存じます。

今畠山議員ご指摘のとおり、ラベンダー園につきましては農業振興地域の第1種の農地でございまして、今イベントを開催しているところにつきましては、これ法的な一時転用、農地を一時的に他の用途に使うというふうな許可をいただきましてやっている状況でございまして、その期間が過ぎれば、当然また農地に戻して農業の用として利用するわけですので、その期間の中に何らかのものを置く、例えばふわふわのトランポリンみたいなもの、そういったもので撤去できるものをその期間に設置するという事は可能かもしれませんが、それにつきましては今後の利用状

況等も見ながら、家族連れがあそこで楽しんでいただけるような方策ができれば、それもまた調査していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） あのふわふわの、よく空気で膨らませて中にボールか何かいっぱい入っていて、ずっと中でぼよんぼよんって遊べるようなそういう施設とかありますので、そういうものを、これからの状況を見ながら検討していただきたいと思います。

それで、エのほうに移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） フィットネス21パークの複合型の考えはと、さっきのところ聞いてしまいましたけれども、そういう考えはないわけではないということで答弁いただきましたので、ぜひこのような、人を呼ぶ遊具を設置していただければ、また「嵐山町ってすごいものがついているよ」ということで、口コミで活気が戻ってくると思うので、ぜひご検討いただきたいと思います。

次に、（2）に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） それで、（2）のほうは、本当にきのう吉本議員さんがとてもすばらしい資料をつくっていただきましたけれども、とにかくきのうの人数だとゼロ歳から2歳の部分、保育園や幼稚園に行った子を除くと、150人足らずが在宅なのかなというふうに計算したのです。そうすると、150の方が、東松山でやっているのですよ、パパ・ママリフレッシュチケットというものを。ここは満1歳と満2歳になったときに市のほうから10枚つづりのチケットが送られてきて、それも保育園とか幼稚園とか行っていない在宅の方に限り送付されて、一時預かり保育ですとかそういうものに午前中だったら1枚で、午後も使うのだったら2枚でとか、何かそういう使い方があるみたいなのですけれども、10枚いただけるということが書いてありました。ゼロ歳からさっき言った150人足らずの人数の方を、やはり少しでも育児から解放してあげるという時間があってほしいのだけれども、さっき前田課長の答弁だと、東昌保育園の一時保育が今でも現在でもいっぱいいっぱいですというお話でした。高齢者の関係だと、いろいろと福祉サービスって広域にわたって使えるではないですか。例

えばこういう一時預かりを広域で使えるということができないのでしょうか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えします。

一時預かり事業、第2種福祉事業になっているのですけれども、嵐山町の場合は嵐山町の中のお子さんを対象にやっています。各町村についても多分町内のそういったお子さんについて対象にしていますので、広域化となりますと難しい面があると思います。保育所については広域化でよその町村に行く場合がありますけれども、一時預かり事業、町独自でやっているこういった事業については、おおむねその町村のお子さんが対象となりますので、もしやる場合ですと、町村間のそういった協定ですとか協議を結ぶとかというようなことが必要になると思いますので、やっていないと、全然なくはないのです。何町村かで協定を結んでいろんなものを複合的に使えるようなことをやっている町村もありますので、そこはちょっと研究の余地があるかと思えます。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひちょっと研究していただいて、嵐山町1カ所では賄えないのだよということであれば、それをやってもらいたいことと、あとファミサポを活用するとか、嵐山は嵐山独自のやり方でいいと思うのですけれども、そういう方法をちょっと探っていただきたいかなと思います。

そういうことを探していただいて、リフレッシュの関係で今ちょっとふと思い出したのだけれども、忘れてしまった。そういうことでやっていただきたいと思えますけれども、町長、前田課長がそういうふうになんかちょっと調査をしてみますよというお話ですけれども、本当に2歳までのお子さんを抱えているお母さんたちは、年がら年中、おじいちゃん、おばあちゃんが手伝ってくれる家庭もあるかもしれない。だけれども、やっぱり24時間、いつも赤ちゃんの泣き声と接していると、もう半分ノイローゼみたいになってしまうときというのはあるのです。だから、いつときでもちょっとリフレッシュすると、また子どもに向き合えるという時間がとれるので、何かそういう方法を探っていただくように考えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。



おっしゃるとおりで、大変子育てというのは男どもにはなかなかわからない部分というのものもあるのかもしれませんが。きょうも「行政の女性が」というニュースが流れました。どれぐらいプレッシャーがかかって大変なのかというの、ニュースを聞いたり新聞を読んだりするだけで大変なのだと思うのだけれども、その奥深さというのにはちょっと理解ができないのですけれども、大変なプレッシャーだと思うのです。子どもをどうにかしてしまいたいという、しっかり育てている子どもをそういうふうと思うところまで追い詰められてしまうようなことだと思いますので、おっしゃるように何らかの手だてをしなければいけないなというのは思うのです。

だけれども、逆に今までもそういうことを経験をしてきて、みんな成人までやっている方がほとんどであるわけですので、どこをどうやるということというのは限界がないと思うのです。ここまでやったらこれでいいやというのはないと思いますし、こういうふうにやればなおいよいよ、こうやると、なおいよいよというのはあると思うのですけれども、そこのとこができる行政の範囲、各自治体の範囲という、行政の力というのですか、そういうようなものもあるのかなと。

今の遊具の話もありましたけれども、偶然話す機会がありまして、東松山市の話も聞きました。「新聞に載って、すごいついたね」と話をしましたら、そののぼたん園の人数がこうなってきた、それで大変なのだ。それと、町なかにもぼたん園があるわけですが、そこのとこそのボタンというの全部毎年土を取りかえてやらないと、ですから移植をして土を取って土を違うものに入れてこれ持ってきてというのを毎年これをやるのだそうです。だけれども、人数はこう。それで、そこまでやっていてそういう状況では、どうにかしなければということですのですごいジャングルジムができたわけだという話で、そこのとこ改修だけで億千万円かかっているという話です。ですから、そういうことがこの選択肢の中に、嵐山町の場合どちらをとったら町民の皆様のためになるのかなというようなこともあると思うのです。

今回健康増進センターを改修するに当たっても、さっき言ったそんなようなことも検討もした部分があると思うのですけれども、そういう中で手をかけてというか、相談をする人をふやして、そういう人たちが来て話し合いをするのがいいのか、あるいはそうではなくやったらいいのかというようなことというのは、やはりその町その町の考え方というもの、それと、そこのとこにどれだけつぎ込めるか、うちのほうがこのところ遊園地に人が来るのが少なくなってしまったから、では、これだけかけて

こういうふうにやろうというのと一緒にこのところにぼたん園があるのでという、そういうようなものも総合的に勘案してそういうことになったのだと思うのですけれども、みんな行政の中では難しい部分というのがあると思うのです。それで、確かにそういうような遊具をつくってやって、ブランコと滑り台だけではなくて、ほかにこういうのがあるといつて子どもたちは楽しいよ、全くそうだと思うのです。

しかし、逆に熊谷の市長なんかの場合には、「ぜひうちのほうのラグビーに子どもたちに見に来てください。そして、今動かない子どもが多い。ですから、動き回るような形にしてください」というような話も今回の検討するときにも話をさせてもらったのですけれども、広い公園の中の遊具を全部とってしまって、中のところをきれいにして、周りにボールが飛び出さないようにこういうふうにして、中で投げる力、今小学校に行つて一番だめなのは投力、投げる力がないわけです。それから、テレビや何かでよく言いますが、けんけんができない、とんとんとんって行つてば、ちょんちょんぱなんていうのができないとかというようなこと。というのは、昔はそういうことは少なかったと思うのです。みんなで缶蹴りやるとか何やるとかいうのでやつてたわけですが、だから今はもうやっぱり小学校に行くときやらなければいけない、ボールをすぐ投げさせるということなのだと思うのだけれども、それはもっと前から嵐山町ではやつてもいいのではないかと思いますし、それには滑り台は古くなって、それをとって平らにして、けがしないような形にして、周りにボールが飛び出さないようにして、投げたり、とつたり、熊谷市長のように蹴つたりというようなことをやる町にしても一つの方法なのではないだろうかと思つてます。ですので、いろんな知恵を發揮をしていくのもあれなのかなと。東松山の話をして、「お金があるところはいいですね」と言つたら、「苦し紛れだ」つて。だから、対策の対策というか、潰さないためにはまた何かつくらなければというようなことになると、そういうようなことになるのかなと思つたけれども、苦し紛れだと言つたけれども、そういうようなことも事情の底のほうにはあるのかなと思うのですけれども、これはよその話ですから、うちのほうとすれば、議員さんおっしゃるように、ぜひ子どもたちが元気に遊び回つて、そしてお母さん方のストレスというものが少しでも解消ができる策を、嵐山町では、できる策を早くしっかり捉えていく必要があるかと、その点は全くそのとおりで思つます。

○佐久間孝光議長 嵐山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ボタンがそんなに手がかかるものだと私はつゆ知らず、お客様が減っていたということも、東松山市はピオニーの町というぐらいですから、ボタンが箭弓神社の中にも咲いていますし、あちらこちらで見ることできるから、あそこまで行かなくても駅の近くで終わってしまう人もいるのかなと今思いました。

本当ににぎわいをつくってもらいたい、あとちょっとお母さんのリラックスもしてもらいたいということで今回この質問をしたのですけれども、今リラックスといえば図書館が、知識の森が29年の2月7日から図書館では1時間のみですけれども、小さなお子さんを1時間面倒を見ますから、お母さん、どうぞ、本を読んでくださいという、そういう配慮をさせていただいたというのも広報で見えておりますので、ああ、いいことをしたなということを見てはおりますけれども、それは図書館に拘束されてしまうことなので、ちょっと美容院へ行きたいとか、お友達とたまにはカフェに行きたいとか、そういうことをできる時間を3時間でも与えてくれるといいのかなと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 次に移りますって言ってしまったのですけれども、さっきの児童公園の統廃合とかって私ちょっと言いましたけれども、統廃合というよりも区の方によく区長と話をして、今度こういうふうの一つにまとめていきたいから、どんどん遊具はなくなりますけれども、それでもいいでしょうかというのをよく区長とも確認していただきたいと思いますので、区長は地域支援課かな、ぜひお話を聞いて、言ってあげてください。以上です。

2番に移ります。企業誘致について。現在、工場見学や体験型企業が人気です。最近では、北本市のお菓子の工場や入間市の中華まんの工場ができ、人気です。このような企業を誘致して観光と一体にすることで町が活性化すると思います。お考えを伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

現在、町で取り組んでいる企業誘致事業は、杉山地区、花見台工業団地拡張地区、川島地区がございます。杉山地区については、物流企業の立地が予定されており、花

見台工業団地拡張地区についてもエントリー企業が選定されている状況となっております。川島地区については事業の進め方等、具体的な調査を行っており、企業立地の進め方についてもこれから検討を行う予定となっております。今後事業が進捗し、造成を行った区画に仮に複数の企業から応募があった場合には選定を行うことになるかと考えますが、社会的貢献度として工場見学実施企業を優遇することは可能と考えております。いずれにしましても、工場見学は町の活性化にとって有効と考えますので、研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいのですけれども、私、花見台工業団地がまだエントリーが続いているのかなと思って、きのうホームページを見ました。そうしましたら、もうエントリーは終わっていて、今課長の答弁にありましたとおり、もうエントリーが決まっている状況だという答弁でしたよね。エントリー企業が選定されている状況だとなっているから、企業名は言えないと思いますけれども、どういう関係の企業かということも難しいのでしょうか。ちょっと確認だけ。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今回エントリーのほう、選定のほうが終わっておりまして、その企業と今調整を企業局さんとやっている最中でございます。ですので、まだ、確定といいますか、決定ということではございません。ただ、この3社なのですが、3社でやっていく方向での調整といいますか、最終的な打ち合わせを今企業局と一緒にやっておりますので、その3社のほうで決まってくるかなというふうには思っております。

先ほど企業名、今あったように、ちょっと今名前のほうは公表はできないということになっております。これも、その企業さんによっては、ライバル企業というのがありますので、早目に企業誘致、進出するよとかそういった情報が流れますと、ライバル会社に対して好ましくないということもありまして、企業さん側からも最終的な決定になるまでは、できれば公表はしてほしくないというようなご意見もあるようで、企業局のほうも決定がされるまでは公表はしないという方針でやっておるということですので、すみません、会社名につきましては、まだ公表できないという状況でございます。

また、業種というのでしょうか、そういったことなのですけれども、花見台工業団地の用途地域、そういったものと、あと地区計画ということである程度できるものを制限をかける予定でございます。そういった部分もございまして、基本的には製造業関係が多くなる、そういったところになるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) わかりました。3社が、ではそこに申し込んでいるということで、今関東圏内で人気のバーベキュー場は嵐山町が断トツ1位なのですけれども、では関東圏内でどこの工場見学が人気なのかというのがベストテンが出ておりました、千葉県にあるグリコさんが1位で、2位が三富今昔村というのかな、これどういふものかわからないのですけれども、あと株式会社イワコーが3位、そして4位がロッテ浦和工場、そして5位が明治なるほどファクトリー坂戸工場、そして本庄の赤城乳業が6位に入っていて、7位に北本でできたグリコピア・イースト、それで8位が川崎の味の素、9位がANA、大田区の羽田のところですが、あと崎陽軒横浜工場ということでベストテンが載ってました。埼玉もすごく頑張っているのですよね、だから。3社ぐらい入ってしまっているわけです。なので、こういうところがやっぱり人気があって、私もこの間グリコピア・イーストのほうに見学に行ってきました。ここは受け付けを1日4回、時間ごとに区切っていて、70分のコースだったのですけれども、いろいろとまず工場の中のグリコの歴史を見させていただいて、今度3階に上がって、ポッキーができる状態、あとプリッツのできる状態、そしてまた2階に戻ってきて今度はクイズ、スタジアムホールといって、各椅子が置いてあってそこにモニターがあってクイズに答えるような感じになっていて、70分があつという間の工場見学だったのですけれども、そうすると、またその近所で食事をしたりとか、また近所の行楽地は何があるのかなと見ていくということがあるので、ぜひともこういう企業を誘致していただきたいと思うのですが、今嵐山町の花見台工業団地の中にもたくさん企業の企業さんがいますし、あと鎌形のほうとかにもありますけれども、今実際問題、工場見学をしていただいているような企業さんは何社ぐらい嵐山町にはあるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 すみません、町内全社は確認はできていないのですが、今回

ちょっと質問を受けまして、まず花見台工業団地、ここにある企業につきましては名簿がありますので、全社にちょっと電話で確認をさせていただきました。その中で、やはり企業的には製造業関係が多いものですから、その中で4社の会社が受け入れれます。ただし、こういった製造業務でございますので、ライバル会社の視察というのですか、そういったものはやっぱり好ましくないという考えを全社持っていて、学校の社会科見学だとか、例えば嵐山町職員か何かの研修のためにちょっと行きたいだとか、素性がわかっていての方というのでしょうか、そういった方であれば見学のほうは受け入れていきます。通常の、一般の、先ほどあったグリコみたいな形で申し込んでとかというものは、やはりどういった方が見えてくるかわからないということで、悪い言葉で言えばスパイが入ってくる可能性もあるということで、それはちょっと受け入れがたいというふうに全社言っておりました。花見台工業団地の中では4社が可能だと。実際1社は過去に菅谷中学校さんが来たことがありますという回答もいただいております。

また、町内その他のところなのですけれども、県のほうで出しております彩の国工場マップというのが1年ごとに多分出ているのだと思いますが、その中で嵐山町のほうを見ますと、そのほかに昭和機器工業さん、ここも見学が受け入れ可能というふうになっております。また、私の個人的な周知でございますけれども、そのほかでは太陽インキさんも受け入れているというふうに周知しております。その他の会社につきましてはまだそこまでは確認はしておりませんが、以上でございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 素性のわかる団体さんにはやっていただけるということで、4社プラス2社、6社あるということで、わかりました。

私的には、お菓子をつくっている工場が平澤にあるではないですか、お菓子をつくっている。ああいうところは売店があって、すごく安く買えてとても便利でいいのですけれども、ああいうところもし声かけて、何か見学できるようにできませんかと、そういうのというのはずうずうしいお願いなのですか、どうなのでしょう。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 食品系、要は食べ物関係の工場となりますと、例えば花見台では武蔵野フーズというパンをつくっている工場があります。この辺につきましては、衛生面そういったものの関係から、やはり一切そういった工場見学のほうは実施して

いないという回答でございました。

今回畠山さんのほうで紹介していただきましたグリコですとか中村屋のこういった工場、私も実際には行っていませんけれども、ネット等で調べてみますと、当初から見学も考えたそういったものの施設の計画でつくられているのかなというふうに、いろいろと、写真ですとかネットを見る限りでは感じましたので、今ある武蔵野フーズさん、また川島には明星食品関係のそういった食品を扱っている工場があります。また、今言った平澤、紅葉堂というカステラ関係の工場かなと思うのですが、もともとそういったつくりになっていないと、衛生面でやはりなかなか受け入れられないというところが実情なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。

今度花園にキューピーができる予定だということで流通ニュースを見ました。そうしましたところ、キューピーは3月29日、埼玉県深谷市に野菜の魅力を体験できる複合型施設、深谷テラスFarmを開設するということを発表しましたということで、あそこはいよいよインターの近くにいろんなものがそういうふうに行けるのだなということで拝見しまして、とにかく嵐山町ラベンダー園、もう本当に大盛況だと思っておりますけれども、今後こういう工場の誘致、これから川島にそういう誘致する場所ができるわけですので、ますますこういう企業さんに来ていただいて、嵐山町がもっと盛り上がるように頑張っていっていただきたいと思っておりますので、ぜひ周知のほどをよろしくお願ひしたいと思います。以上で、これは終わりたいと思っております。

それで、3番目に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 障害者タクシー券について。障害者タクシー券は年間36枚で、かかった費用の1割を引いてさらに初乗り分を引いた金額です。一方、高齢者外出支援タクシーは年間48枚で、初乗り分の場合は500円を引いて残り分を支払います。福祉有償タクシーの利用ができない状況になった障害者の方が戸惑っています。町外の病院に通院するのに、障害者タクシーよりも高齢者タクシーにしてほしいと相談がありました。さまざまな足の確保が見直しの時期に来ています。考えを伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

少子高齢化が進む中、地域の交通につきましてはさまざまな課題があり、今後は包括的な施策が必要となっております。まず、ご指摘いただきました高齢者外出支援タクシー事業と福祉タクシー事業につきましては、助成の方法は異なりますが、助成券の年間配付数の統一並びに高齢者外出支援タクシー券と福祉タクシー券が選択ができるように検討いたします。また、本年度設置された地域公共交通を考えるプロジェクトチームにおいて、各課で実施している関連事業を見直し、包括的な公共交通施策の構築に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 答弁にありましたけれども、枚数が今違いがあるということで検討していくという答弁をいただきました。私も全然、よく枚数のことを知らなくて、今回わかばさんがなくなったことで本当に戸惑っている方からのご連絡が入りまして、その方は江南のほうの病院に通うのに片道2,000円ぐらいかかってしまったのかな。これが例えば高齢者福祉タクシーであれば、2,000円かかれば1,000円で行くわけですよね、自分の自己負担が。ところが、この方は障害者タクシーですので、2,000円かかったら、730円の初乗り分は引いてもらいますけれども、1割ですから200円。そうしますと何十円か余分に払ってしまう、高齢者タクシーよりも。それがちょっとおかしいのではないだろうかということで窓口で相談に行ったら、制度上こうなっているということで言われてしまったというご相談だったのです。障害者手帳を見せることによってタクシー会社さんが1割を引いてくれるそうなのですが、何か以前見せたときに、タクシー会社の人にもよるし、人間ですからそのときの感情、やっぱり疲れてたりすると、ああ、何だよという顔してしまったのかわからないのだけれども、ええ、障害者タクシーなのかよみたいな顔をされたって。「それから私出すのがすごく気が引けるのよ」という、そういうふうにお話をされました。なので、そうになってしまうと1,270円かかってしまうわけですよね、見せなければ。なので、タクシー会社の人でも人間ですけれども、やはりそういう配慮はしていただくように町からももう一度言うていただきたいのはもちろんのこと、そういう制度を考えてくれるということですので、最初にお配りするときに障害者タクシーはこういう内容、高齢



者タクシーはこういう内容だけれども、どちらになさいますかと聞いて選ばせてあげるのもありなのかなとか、48枚にしてくれるとかしていただいてもいいのかなと思います。

私、ほかの市町村はどうなっているのかなと思ひましていろいろ調べてみましたら、うちはタクシー券が36枚ということでしたけれども、吉見町だとタクシー券36枚に自動車の燃料費というのを配付しているということと、あと滑川町も36枚で1リッター50円の換算で1カ月30リッター分1,500円の負担をしているとか、燃料があるところは吉見町と滑川町と鳩山町とときがわ町と東松山市でした。タクシー券のみというのが嵐山町と東秩父村と小川町でしたけれども、これは多分昔は燃料もやっていたと思うのですけれども、どの時点でこの燃料がなくなっていったのか、余り需要がなかったのか、ここをちょっと確認したいと思います。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

もともと福祉タクシーの事業というのは県が実施をしていたもので、たしか平成20年ぐらいでしたか、に町のほうに権限委譲されたものでございます。ちょっとその時点のことを把握しておりませんで大変申しわけないのですが、いつから燃料費の補助がなくなったかというのは、今ちょっと手元に資料もございませんで、お答えすることができません。申しわけございません。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 燃料が余り需要がなかったのかなとは思うのですけれども、再度検討しろということは、その方からはそういうことは言われていないのですけれども、今回はタクシー券の枚数のことと内容のことを言われただけで、言われていないのですけれども、ちょっと確認しておいてもらっていいでしょうか。

それで、今いろいろと先ほど来いろんな議員さんが質問されて、地域公共交通プロジェクトチームというものを立ち上げて、いろいろな方法を探っているのだということですから、こういう高齢者の関係も障害者の関係も全部一緒に考えて、今このプロジェクトチームの中で考えているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 プロジェクトチームの関係でご質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

地域公共交通といいますと、昨日もお答えを申し上げましたけれども、不特定多数の方がご利用するのが地域公共交通ということになるわけですが、それ以外にもこういう福祉部門の交通制度、足の確保をする制度があるわけでございます。当然地域公共交通を検討するわけですが、そういった福祉的な有償運送であるとか、タクシーの補助事業であるとか、そういったことも当然研究、調査していくというようなことになろうかと思えます。そういった制度がどうなっているかということも含めて研究していくということになるかと思えます。

プロジェクトチームについては、企画、調査、研究というのがその内容になってまいりますので、その出た検証結果がそのまま事業化されるかといえば、それはイコールではないということです。実際事業をやるのは、制度上のその中身を考えたりして、実行していくのは担当課であり、また、最終決定するのは町ということになりますので、あくまでもこういった方法はどうかということで、金がなければ知恵を出せ、知恵がなければ汗を出せですか、という言葉がありますけれども、汗をかきながら知恵が出せればなということでございます。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時02分

---

再 開 午後 1時27分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

島山美幸議員の再質問からです。どうぞ。

○6番（島山美幸議員） では、3番のところ、先ほど山岸課長のほうからお金がなければ知恵を出して、知恵がなければ汗をかけということで頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先日ちょっと番組を見てましたら、コムスという今ヤクルトさんが乗っているコンパクトな車があるではないですか。電気自動車で、あれ100ボルトの家庭の電気から充電ができて、6時間満タン充電で156円だそうです。それで、あの車は車検も車庫証明も重量税も取得税も不要だということで、どこかの自治体の取り組みなのですが、今免許証を返納した高齢者にこちらの車を貸与するというような取り組みが始まっているのをたまたまテレビで見たのですけれども、これは最高速度が60キロと

ということで、それで、通常30キロで走っていれば102キロメートル走れるということでありましたので、こういうのも検討の中に入れていただければと思います。

それでは、4番目に移りたいと思います。

○佐久間孝光議長 はい、どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 地域活性化について。（1）、フィルムコミッションについてです。町おこしディレクターの神岡氏が頑張っているようです。現在の窓口はどこになっていますか。

（2）、日本赤十字社埼玉県支部旧社屋は歴史的建造物で、現在は幼稚園で一部を使っていますが、ほかの部屋は物置になっているようです。ラベンダー園からも近く、隣には南部交流センターもあるので、週末の利用方法を考えるべきだと思います。お考えを伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目4の（1）につきましてお答えを申し上げます。

フィルムコミッションの窓口につきましては企業支援課となっております。しかし、現状では多くの場合、町おこしディレクターの神岡氏を通じ、撮影場所の提供依頼などがございます。このようなケースにつきましては、地域支援課が窓口となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（2）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目4の（2）につきましてお答えいたします。

歴史的建造物である日本赤十字社埼玉県支部旧社屋の週末の利用方法とのことですが、当該施設は町立幼稚園の敷地内にあり、埼玉県指定文化財となっております。当該施設は町立幼稚園の園舎として利用しており、行事、会議等で日常的に使用しております。また、一部の部屋は教育委員会事務局の文化財関係資料等の保管のための資料保管室としても利用していて、既に多くの部屋を利用しています。また、当該施設は近年非常に傷みが進行していて、今後は当該施設の保存が課題となっている現状であります。以上のことから、週末における当該施設の一般利用などについては現在考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） （1）のほうから再質問させていただきます。

企業支援課が窓口だけれども、神岡氏を通じてのフィルムコミッションというか、撮影のところは地域支援課だということなのですけれども、今までの実績、神岡さんが一生懸命やっているなというのを伺ってはいるのですけれども、今までどのようなフィルムコミッションを、どの場所を借りてやってきたかという、ちょっと例を教えてくださいたいと思います。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 お答えを申し上げます。

平成30年度に行われたものでございますけれども、5月にスバルのCMロケというものがあったようです。こちら、たしか笛吹峠であったかと思えます。あとは、ショートフィルムロケというのがございまして、これは9月と11月です。場所はちょっと不明なのですが、嵐山町民の方が出演をされたということです。それから、やはり同じようにショートフィルムロケというのがありまして、これが1月20日。それから、同じ日にスチール撮影というのがございました。こちらは日赤社屋、雑誌の写真ということでございます。このような例がございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 私がたまたま見た番組で、日本テレビだったかな、「正義のセ」という弁護士さんの役のもので、地産団地の交差点が映ったのです。あれが神岡さんがやったものかどうか分からないのだけれども、そういうところにお話が来たというのは企業支援課がそのときは窓口だったのでしょうか、伺います。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 お答えさせていただきます。

そのときには企業支援課のほうにも話があったということでございます。私は、当時はまちづくり整備課にいたのですが、道路の関係もございまして、まちづくり整備課長時代でも、まちづくり整備課のほうにも実は道路の中での事故のそういった再現の撮影ということもありまして、その辺では協議等をさせていただいた経緯はございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) そうしますと、やはりロケをするに当たっては、さまざまの課をまたがなければいけないのだなというのが今のお話でわかりました。

神岡さん、こちらに来て今年で3年目に入られるわけですが、最終年度を迎えられて、神岡氏を各課の方ももちろんのことなのですが、町民の方は広報紙にも載せていただいて、大分周知はしてきているのかなと思ったのですが、でも最初のころはやはり東京の東久留米市でしたか、のほうから嵐山町に来て、どういうところがあるのかもわからない、そういう青年が町のために何か頑張っていこうと思っているのに、町のバックアップがないと1人で何かやれというのは難しいことだったと思うのです。

やっぱりこれもある番組になるのですけれども、何年か前になるのですが、このまちおこし支援隊というのかな、まちおこし隊というものがやり出したころ、たまたまコンビニの本部の職についていた方が別のところに引っ越しをされて、まちおこしのために取り組みたいというので、何かそこの町の職員と町を歩いて、こういうところがあるのですよ、ああいうところがあるのですよというのを、その町の職員に説明を受けながら、町の人とコンタクトをとっているという風景が思い浮かべられるのですけれども、町はそういう取り組みをしてこられたのでしょうか。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 個々の事例につきましては細かく把握しておりませんので、こういうことがありました、ああいうことがありましたということがお答えできませんけれども、町おこしディレクターとして嵐山町においでいただいているわけです。畠山議員が今おっしゃったとおり、嵐山町について最初はそれほどというか、余り知らなかった方がその中で活動していくというのは本当に大変なことだと思います。

そういった中で、町もできる限りバックアップして、まちおこしをしていきたいという考え方の中でお願いした方だと思いますので、今までもできる限りのことはしていたというふうに思いますし、今後もできる限りのご協力といえますか、まちおこし、まちの活性化、こういったものにつながるように一緒に動いていければというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 「動いていければと思っています」なのですけれども、何か

神岡氏と職員の接点みたいなものをつくる機会みたいなものというのは今まではあったのか、これからあるのか、その辺をお伺いします。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 これは、細かく過去2年間どうだったかというのも私も全てまだ把握しておりませんので、あったかなかったかと言われますと、はっきりとお答えできないのですが、私の知る限りでは広報紙などでご紹介したということがあったかと思えます。

今ご指摘いただきましたとおり、2年間活動していただいて、いろいろなことを、人とのつながりもそうですし、町にある資源についてもそうですし、そういったことを発掘したり、人と連携したりということを神岡さんがこの2年間で蓄積したものがあると思えます。そういったものをぜひ発信していただきたいということで、6月の19日に全職員を対象に神岡さんにこういった資源がありますよ、こういう人がいますよというようなことでプレゼンテーションというか、そういったことをしていただければなということでお話ししたところ、神岡さんもぜひやりたいということでしたので、6月19日にそういった機会を設定いたしました。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひ、本当は逆だったと思うのですがけれども、本当はこういう資源があるよ、だから神岡さん、何とかこれを生かしてもらいますよというのが先に来ての話だったと思うのだけれども、逆に町の人たちがプレゼンしてもらおうというのも何かおもしろいなと思えますけれども、神岡さんの目線から見た嵐山町のいいところというのが、また再確認できるいい機会かと思えますから、もう残り1年切っています。せっかく、こんなやる気のある方が来てくれたのだから、もう余すことなく大結集をこの残りの期間でやってもらいたいと思うのです。

私も、前からフィルムコミッションのまちをやってほしいというのも前から言っていたのですが、このフィルムコミッションで、制作関係者に対するサービス支援、こっちが支援するということです。全てのフィルムコミッションが必ず提供するサービス支援はということで、ロケ地に関する情報、写真や撮影条件や使用料や連絡先地図などの提供が欲しいと。2番目としては、宿泊、食事、機材、レンタカーといったロケ関連の情報の提供が欲しいと。3番目は、撮影許認可に関する情報の提供、こういうものがないと動きがとれないよと。今度は、制作関係者に対するサービス支援の②

なのだけれども、フィルムコミッションによって提供する場合があるサービスの支援で、さっき言った①として、警察署や公的機関などへの撮影許可手続の簡便化や代行。②に、ボランティア、エキストラの手配。3番目に、ロケハンや撮影への同行。そして、4番目にフィルムコミッション専用車両や公用車による送迎や案内。5番目に、ロケハン助成金や制作補助金などのインセンティブ。6番目に、宣伝への協力というのがあります。

そして、フィルムコミッションの特徴の3つとして、地方型フィルムコミッション、首都圏や政令指定都市から離れた地域、まさしく嵐山町の場合のプラス因子としては、1つ目として、地域そのものが画面に映ると、匿名代替地の可能性が低い。②、作品がヒットすれば間接経済効果が大きい。そして③、人口が少ないメリットがある。だから、人口が少ないから道や道路が混雑してないから撮影しやすいだとか、人脈による融通がききやすいだとか、町ぐるみで支援ができるよと。そして4番目に、支援件数が少なく、丁寧な対応が可能。

マイナス因子は、では何かあるのかということ、件数が少なく経済効果が不安定。②は、小規模なフィルムコミッションであることが多いため、ロケ支援以外の事業をフィルムコミッションで行うことが難しい。3として、地域でのこれまでの支援作品の露出が少ない。4番目として、アクセス原因で誘致できないことがあるとあるのだけれども、でもこのアクセスの原因というのは全然嵐山町はないなと、インターからも近いから。だから、こういうすごくプラスなことがいっぱいあるので、もうどんどん、せっかく神岡さん、やる気になっていらっしゃるの、ぜひ町も全部町ぐるみ、協力して、どんどん、今回のラベンダー園もそうですし、次に質問する日赤社屋も何かさっき、スチール版で何か撮るといふ、雑誌の表紙か何になるのかわからないけれども、そういうのに来てくれたといふのもあるので、ぜひそういうふうに頑張っていたきたいと思っておりますけれども、副町長、そういうふうに町は職員が各課が協力しないと進まないと思うのですけれども、そうやって協力して、神岡さん、最後もう1年切りました。何とかこういう活動とかにも協力していただきたいと思っておりますけれども、いかがなのでしょう。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 嵐山町にとっては、大変期待の大きい分野の仕事だと思います。それだけに、非常に神岡氏と接点を持つ課も神岡氏本人も非常に手探り状態で、どんな

ことから嵐山町の発展に寄与しようか、活性化に寄与しようかということで真剣に取り組んでくれたのだというふうに思います。人と人をつなぐ、人や企業と町をつなぐ、町の資源に磨きをかける、さまざまなことが抽象的にあるわけですがけれども、嵐山町の地域おこし協力隊版だというふうに思うのです。全国で地域おこし協力隊も大勢の隊員が活動しておりまして、成功事例もいっぱいあるのですがけれども、ほとんどがこんなはずではなかったと、非常に難しい仕事なのです。そういうふうなことも伺っています。

今課長申し上げましたように、彼にはもう本当に自由に嵐山町で活動してもらって、成果を残してもらおうこの2年間だったというふうに思います。3年目になりまして、ちょっと具体的な、例えば嵐なびにこういうふうな形で勤めをしてほしい、嵐なびを活動拠点にしてほしい、それから今お話しの職員と接点を持ってお互いに連携協力ができる環境をもう一度見直してほしいとかいろいろありますけれども、3年目はこの2年間で培った集大成の年と、こういうふう到我々も位置づけておりまして、彼に対する期待もありますし、彼もそれなりにこの3年目を心を込めて、今までの経験を生かして活動してくれるものだろうというふうに考えております。ぜひ彼の3年目の活動を見守っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひ頑張って町を本当に活性化させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（2）のほうに移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 日本赤十字社のさっきの答弁いただきました。今資料とかが入っていたり、あと幼稚園の敷地内があるということで、あと傷みも進行していて一般利用は難しいというご答弁でしたけれども、こういうチラシがありまして、この中に見学はやっているのかなと、見学の方法と書いてあって、一般開放は平日の9時から16時、土日祝日を除く日に幼稚園のほうへご連絡いただければ一般開放いたしますよというのがここに書いてあるのですがけれども、これ実際今もやっていらっしゃるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。



○村上伸二教育委員会事務局長 お答えいたします。

一般開放といたしますか、見学、そちらについては幼稚園のほうにご連絡いただいた後、幼稚園のほうから教育委員会のほうに許可をとってくださいますという形でお話を伺っています。昨年度の件数で、屋外から、外から建物を見たいというお問い合わせに関してはご自由に見てくださいということで、結局幼稚園の駐車場と裏側は道路になっていますから、敷地内に入らないので、それはご自由に見てくださいと、それは10件ほどあったということです。内部の撮影ですとか、一般的な開放というよりも撮影とCMか何かの問い合わせが5件ほどあったということなのですけれども、そちらに関しては結局撮影はしなかったということで、一般的な中の見学というのは実際にはないという状態でした。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) もったいないですね、中の見学がなかった。

たまたまなのですが、群馬大学の理工学部、桐生にある大学の中にもこのような、明治時代に建てられたような建物があるのですよ、同窓記念会館とって。それで、あと松高にも何か2階建てのこういう建物、明治時代の建物が残っていたりとかしているのですけれども、群馬大学のところにある建物は100年ぐらい、昭和24年に群馬大学が誕生したときに持ってきたのかな。だから、こっちは明治38年ですから、それよりさらに50年まではいかないか、25年ぐらい前の、20、30年ぐらい前か、明治、大正だから、もっとたつのかな、50年ぐらい前になってしまうからこっちのほうの古いのかなと思うのですけれども、群馬大学は中がちゃんと見学できるようになっていて、それで何かいろんな資料も展示してあって、ましてやここは、またさっきのところに戻ってしまうとあれなのですけれども、つい最近でしたら「純情きらり」というNHKの平成18年の4月からやっていた朝の連ドラにも使われていたりとか、「花子とアン」というのにも使われていたりとかして、そういうふうにして何か撮影場所として使われてたりしてたのですけれども、今回の質問はそういう撮影場所にも使ってもらいたいけれども、あるご婦人からちょっと言われたのだけれども、「とにかく中がすごくすてきにできている」と。私たちも幼稚園の入園式とか卒園式で行ったときに、お部屋の中が、間取りがこの間もらってあって、卒園式とかに使うのは舞台のある広い部屋を使っていますけれども、来賓が控室として使っているお部屋が渡り廊下から

来て大きなちょっと会議室みたいなところに入れていただくわけですが、天井が高く、窓枠もすてきで、電気も何かちょっと昔ながらの電気がついていて、とてもすてきにつくられているのではないですか。「あのまま何か、何も使わないで置いておいたらもったいないわよね」と、「今のラベンダー園もあぁやって開園したことから、週末だけでも南部交流センターの調理室で何かお料理したものをあぁいうところで提供できたりできないのかしら」という、「何かそういうものに活用していったほうがいいんじゃない」と、ちょっとそういうご提案があったのですけれども、そういうことというのは可能なのでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

今畠山議員がおっしゃったお部屋というのは、もともと貴賓室、日赤の関係ですので、皇室の方が見えたときに使われていた部屋になります。あの部屋だけ特別に内装が違います。

渋谷議員の質問にもお答えしたのですが、まずあれが県の指定文化財であるということ。文化財の管理という面からいうと、管理者がいないところに一般開放というのはちょっと厳しいかなという面があると思います。まして、あそこで今のところは園の関係ですとか、鎌形地区での会議等にも使うことがあるようですけれども、職員が管理上いないところで、ただ開放するというのはちょっと厳しいかなというのは、文化財の管理の面から言うところにあると思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ああ、そうだったですね。あそこは貴賓室ということで、内装があそこだけあぁいう素敵な感じになっているけれども、あとほかにも間取りを見ると、全部で講堂みたいなところと貴賓室とそれ以外に4つ区切られたお部屋があるのですけれども、その内装というのは、あぁいう感じにはつくられていないのか、もう一回確認します。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 あの部屋、貴賓室以外はあぁいう作りではございません。講堂の一番端っこと同じような感じの部屋のつくりになっています。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ああ、そうだったんですね。ですので、町民の方がちょっといろいろそういうお料理を提供したい、お料理と云ってカフェ程度だと思うのですが、そういうものが、あそこのお部屋を借りられて、隣の南部交流センターでつくって提供できるというだけだとしても、うちちょっとお問い合わせがあったものですから、地域活性化についてというタイトルの中に今回日赤社屋を入れさせていただいたわけですが、では文化財であるという観点からそういうことは難しいということではできないということですね。再度。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 今国のほうでは文化財も保存だけでなく活用ということも、今後日赤社屋だけではなくて、国、国内にある文化財の活用ということも強く言っておりますので、その辺についてはどういったらできるかということは、これから担当としても研究していきたいと考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひ、南部交流センターもちょっと活用状況がほかのところと比べると、何かせつかくすてきな南部交流センターなのだけでも、使っている回数も余り多くないみたいですので、何かそれとあわせて考えて使えるようなことを探っていただくと、昔馬車道で、はかまと矢がすりの何か着物を着てウエイトレスさんがやっていた時代があって、今はもう変わってしまいましたけれども、あそこでそういうふうにしてカフェにすると、ちょっと週末なんかはお客さん来るのではないかなと思いますので、局長のほうでどういったらそういう活用ができるか、ぜひ探っていただきたいと思いますので、大丈夫ですか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

なかなか、営利を目的とするような使い方となると、ちょっと厳しいかと思うのですが、以前日赤社屋では5、6年前ですか、障害者の方々の展示をやったことがたしかあったと思います。そのときは貸し出しの申請いただいて、きちんとそれを主催される方々がずっと管理をしていただいたというのを当時記憶しておりますけれども、そういう活用の仕方であればできるかなと。きちんとした企画があって、管理

もしていただけるというようなことがあれば、そういう貸し出しもできるかと思えますので、その辺についてもお問い合わせがあった時点でもまた考えたいと思えます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

---

#### ◇ 河 井 勝 久 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号8番、河井勝久議員。

初めに、質問事項1の通学児童の安全対策についてからです。どうぞ。

〔8番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○8番（河井勝久議員） 8番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、通告に従いまして一般質問させていただきたいと思えます。私は、大きく分けて3つの質問をしていきたいと思えます。

まず1つ目は、通学児童の安全対策についてであります。これは、おとといの渋谷議員、それからけさの長島議員からも同じような質問が出てきているわけでありまして、通学児童の安全対策で、とりわけ少子化によって子どもの数が各地区で減少し、通学登下校時に通学班編成にも変化が生じております。上級生班長がいずの下級生だけの班もあり、登下校の安全対応に問題が生じています。最近の登下校時の痛ましい子どもの交通事故や事件の発生が報じられるたびに、当町にもいつ起きても不思議ではない状況は、子どもの数の減少、学校問題とあわせ、対策、対応について検討する必要があると思えますけれども、この考え方についてお伺ひいたします。

（1）といたしましては、登校時の班編成と人数、通学距離について、遠距離通学者は学校まで最高何キロになるのか、また途中の見守りなど安全対策を伺ひます。

（2）といたしましては、七郷小学校区内、太郎丸、杉山地区は、志賀小に新規入学希望者は可能でありますけれども、なぜなのかお伺ひいたします。

（3）につきましては、来年度の広野地区の新入学児童数は何人になると予想されますか。一人登下校の対応についてお伺ひいたします。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

通学班につきましては、菅谷小学校、七郷小学校、志賀小学校ともにPTA安全担当の保護者が中心となり、毎年度末に編成しております。編成に当たっては、1班10名以下とすること、高学年の児童が班長を務めること、地区ごとに班を編成することを基本としますが、通学路の状況等により地区を越えて編成する場合もあること等、児童が安全に登校することができるよう配慮しております。各校の状況は、菅谷小学校は63班、班人数は最少3人、最大14人で平均6.3人、通学距離は最短100メートル、最長2.9キロメートル。七郷小学校は12班、班人数は最少3人、最大9人で平均6.3人、通学距離は最短が1.2キロ、最長が4キロメートルとなります。志賀小学校は36班、班人数は最少4人、最大10人で平均6.2人、通学距離は最短450メートル、最長1.9キロメートルです。

登下校時の見守りににつきましては、自宅から集合場所、解散場所まで遠距離である場合には保護者による送迎を依頼しております。また、教職員による登下校指導に加え、スクールガードリーダーをはじめとする学校応援団や地域の皆様に見守り活動のご協力をいただいております。今後も地域の皆様のご協力のもと、家庭との連携を図りながら、教職員による児童への安全指導等を強化し、児童の安全な登下校に努めてまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。各学校の通学区につきましては、嵐山町立学校通学区域に関する規則に定められておりますが、これまで数度にわたり文部科学省より通学区域制度の弾力的運用について地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うよう通知が出されております。太郎丸、杉山地区の児童が七郷小だけでなく、志賀小に就学できることについては、志賀小学校開校に際して通学区域の取り扱いについて審議され、この2区について通学区域制度の弾力的運用として、志賀小にも就学できることを選択できるものとしたことによるものであります。

続きまして、質問項目1の(3)につきまして、お答えします。令和2年度の広野地区の新たな就学予定者は5人の予定であります。七郷小学校区では、古里、越畑、勝田地区の新たな就学予定者はそれぞれ1人の予定であり、質問項目1の(1)でお

答えしたように、集合場所、解散場所まで遠距離である場合には保護者による送迎を依頼するほか、地域の皆様のご協力のもと、家庭との連携を図りながら、教職員による児童への安全指導を強化し、児童の安全な登下校に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) それでは、再質問させていただきます。

登校時の通学編成でありますけれども、本当に児童数が減ってきて、確かに4月入学前にそれぞれ編成がされて、全く違う班に入れられて、それぞれ通学しているわけでありまして、そういう中でも上級生がいなくて本当に3年生ぐらいで班長をやらざるを得ないというようなところも出ています。私ももう10年、平澤のなごみのところの交差点でやってきているわけでありまして、本当に大変な状況になっているのだなというふうに思います。人口も増加している平澤にあって、1年生5人しかいないのですね、今回も。2班が2人いるところがあって、あとは13班あるのですけれども、1班に1人というところが2つです。そういう状況で、保護者の方も見守りに出てくるのですけれども、「1年生の子が6年生になったときにどうなっちゃうんだろうね」というのを聞かれるのです。「それは子どもの数が減っているから、相当再編成が進んでいっても大変な状況になるんじゃないですか」と言うのですけれども、あわせて学校の統廃合の問題も教育委員会等で検討されてきているというお話を聞いて、「多分5年ぐらいの間にはそういう形は、きちっとしたものが出るんじゃないですか」という話はしているのですけれども、そういう中では大変厳しい状況が生まれてくるのかなというのは、それはそれなりに先ほどの答弁の中でわかってきました。

これの安全対策の問題が今後大変な状況になってくるのかなと。というのは、2人、3人で通学班、先ほども最高10人でという形の答弁があったのですけれども、そういう形で10人を組むのはその地区というか、班を組むところに大勢の子どもがいればそうなるのですけれども、実際はそうならないから、いろんなところを集めてきて一定の数をつくっていくという形になってきています。この問題では、安全の問題がこれから出てくるのだらうと思うのですけれども、そういう問題でいきますと、今後どういう形でさらに検討されるのか、そこのところを聞いておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 今後というか、もう既にそういう状態になっているという現状がございます。ですので、遠山地区の小学生の場合は直売所のところまで保護者の方が送ってくると。そこで、恐らく平澤のほうの通学区ですか、と一緒に登校するというような形をとっていたりしております。そういったこともあるということで、教育委員会としましては学校の統廃合についての検討を2年前から始めたところでありますので、もう喫緊の課題として学校をどうするか、そして一昨日からの一般質問の答弁でもお答えさせていただいておりますけれども、学校を統廃合することと同時に、そこに通学、登下校という問題が当然生じますので、それについても可能な限り早く答えを出して実現に向けて進めていくというのが現在の町の教育委員会の考え方であります。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 班編成の問題でちょっと遠山の話も出ました。私も最初のころは、確かに直売のところまでは送ってきていました。ところが、もう本当に数が少なくなっているのだらうと思うのですけれども、もう親御さんが学校まで送ってきてしまっているのです。平澤の野崎医院の周りが一つの通学編成の1カ所の班になっているのですけれども、実は一人もいないのです。そういう状況で来ると遠山の子があとそこに来て誰も連れていってくれる子がなくなってしまっているわけです。パイパス南は子どもはいません。そういう状況が出てくると、今度帰りのときどうしているのだらうかと思っているのですけれども、多分また親御さんが迎えに来ているのか、それか本当に上級生と一緒にまた歩いていっているのか、その辺は明らかにはわからないのですけれども、多分そういう形になってきているのだらうと思うのです。

私も菅谷小学校管内では、まだまだわかるのですけれども、七郷小学校管内でも、例えばこういうところが出てきているのだらうというふうに思っているのです。3キロぐらいは全然子どもがいないというところがあるという話です。こういう形でぼつんと今度そのところに通学で生徒ができてきたといっても、では上級生もいなければ下級生もいないという形になってくれば、1人でやらざるを得ないのかなというふうに思うのですけれども、こういう地域については、今後どういう対応をしていくのか。後でこれ（2）、（3）の関係にも出てくるのですけれども、そういう地域はどの

くらい今あるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 議員の今のお尋ねのとおり、非常に少ない人数で長い距離を歩いてくるという通学班が実際ございます。

各小学校ともスクールガードリーダーの方々に、一番最後の班と一緒に学校まで実際についてきていただいている。それ以外にも、そういった見守りのほかに保護者の方で、私も毎朝通勤する際に、恐らく大蔵、根岸、將軍澤の子どもたちの保護者の方がずっと、大体蛇坂を上がって又エックのところの歩道橋のところまで送ってきたりしていると。あとは、鎌形方面の子たちが駐在さんが立っているコンビニのところまで一緒についているとか、そういったことをしないと、やはり安全が守れない状況が現在あるという状況だと思います。その辺のところは、学校のほうでも通学路も毎年そういった子どもの編成の関係で変わるわけでございますので、どこの地区にどういう感じで子どもたちが各校にいるということ把握して、その上でPTAとも連携をとりながら、通学路、通学班を編成しているところでもありますので、そういった問題点を重々承知しながら、安全な登下校に教育委員会としても地域としても保護者としても、一緒になって考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) この問題では、学校までの距離があるわけでありましてけれども、菅谷小学校は最長は2.9キロです。例えば2.9キロの間で通学班の見守りや何かがどういうふうになっているのか。七郷ですと最長4キロです。4キロの間に子どもの数がどのくらいいて、班がどのくらいあって、例えばどのくらいの見守りの方が出ているのか、それおわかりになりますか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

七小の4キロの場合は、古里の馬内の公民館のところ集合が一番最も遠い班なのですが、そこから古里1区、2区、3区とだんだんと集まってくるわけです。地域の各学校で把握している毎日見守りをしている方の数というのがあるのですが、菅谷小学校ですと鎌形お一人、菅谷お二人、川島お一人、七小では、古里1人、勝田1人、吉田1人、広野お二人、越畑1人、杉山お一人、志賀小では杉山お一



人、志賀お二人とフリーでお一人いらっしゃるということなのですけれども、これはあくまでも学校で毎日そういった見守り活動をしていただいている方というだけでありまして、実際にはそれ以上の先ほども言いました保護者の方が一緒に歩いて登校する等のこともございます。いろいろな場面で教育委員会としてもお願いしているのは、例えば庭の水まきするのも子どもたちがちょうど帰るぐらいの時間に大人の目が光るように、そういう時間にただ外にいてくれるだけでも、一つの見守りになりますので、そういったことを住民の方々にお願いしながら、完全に安全というのはなかなか最近の事件を見ても難しいかと思うのですけれども、できるだけ安全を図るために何ができるかということは、地域と連携して教育委員会としても考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 登下校の場合には、見守りの方がそれぞれボランティアとかいろんな方が協力していると、それはそれなりに私も承知しております。例えば一番距離が遠くのほうから学校までというのは、その通学班になる人数の問題は、ある程度10人とか9人だとかという形での通学班になっていけばいいのですけれども、3人、4人の班、それでどうなのかなと。というのは、今事故はないわけですけれども、登校のときはある程度見守りもいいのですけれども、下校のときはみんな学年によっても割と違ってくるのです。すると、1人でぽつり帰る子どもがいっぱいいるわけなのです。これもたまに私も出たりなんかして見ているのですけれども、声をかけて「お帰り」とかと言っているのですけれども、それはこの間に何かあったらどうなるのかなと。あるいは1、2年生ぐらいの子どもたちがほかのものに興味を持ってしまって、信号なんかこう渡るんだよと言っている、ぱっと振り向いたりなんかして、そういう子が何かあったときに、高齢者の今運転の事故が交差点や何かでも多くなっているのですけれども、そういうのについて学校の先生も見切れないと、それを見守る人たちも全部見切れないという状況が出てくるわけですけれども、その問題については、学校あるいは教育委員会のほうでもどのような形で指導してきているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 河井議員おっしゃるとおり、全てを完璧に子どもたち

の登下校を守るということは難しいことであります。ですので、先ほど来の答弁でも子どもたちの安全な登下校についての指導ということで、今、おっしゃったような横断歩道を渡るのもそうですし、信号を渡るのもそうですし、こういう形で渡りなさいということで通学の指導というのを各校で行っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 例えば小川警察なら小川警察にもそういう形での指導や何かはするということはあるのですか。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 河井議員さんからいろいろご質問いただいていますけれども、登下校における子どもの安全を100%確保するというのはなかなか難しいことでございまして、登下校における子どもの問題で特に注目されるようになりましたのは、ご案内のとおり新潟県で小学校2年生の子が下校の際に命を奪われまして、線路に置かれてひかれてしまったということがあります。

その後に、文部科学省と警察庁で合同で登下校防犯プランというものをつくりました。先ほど事務局長のほうから何度もお話ししておりますけれども、1点目が地域における連携の強化なのです。つまり学校だけでは無理、地域だけでも難しい、学校と地域と連携しているんな方たちのご協力を得ながら進んでいくしかないのであろうということが1点目にあります。

2点目は本町でも行っておりますけれども、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、子ども110番の家等を確認をさせていただいております。そういうことも含めて呼びかけを行っているところです。

それから、3点目は、不審者情報等の共有及び迅速な対応、今メールでも各ご家庭に配信をさせていただいておりますけれども、不審者情報等の共有及び迅速な対応。

4点目は、多様な担い手による見守りの活性化、ボランティアの方たちにご協力をいただいております。

そして、5点目が子ども自身の危険回避に関する対策の促進です。つまり子どもたちにどうということをして、もしされた場合はどうすればいいかというようなことを呼びかけて教育しているところでございます。

今回、川崎市におきまして事件が発生しました。そのときには火曜日ということも

ございましたけれども、昼の段階で全ての小中学校の校長のほうから各ご家庭に学校で児童に指導していること、各ご家庭でお願いしたいことというチラシをつくりまして配布をさせていただきました。これには何かおかしいことがあったら、大きな声を出すとか、近くの家に逃げていきなさいとかということも含めて入れてあるのですけれども、なかなか世の中が難しいといえますか、危険なところがありますので、子どもたち自身の自分を守るという意識と、さらには地域の皆さんのご協力を本当に得ながらいかないと、学校の教員もいろんなところを歩いてはいますけれども、私も県警の方たちとこの川崎の事件の後、話をさせていただきました。そうしましたところ、県警のほうから来ていますのは登校時と下校時のパトロールを強化するよという指示が出ているということで、派出所のおまわりさんたちも朝の段階と夕方下校時については特に多目といえますか、パトロールをするよという形で言われていたということです。

私も町内ずっと見て回ったのですけれども、やはり下校のときもそうなのですが、今回のような事件があると人が多くたまるところ、つまり信号のところが一番多くたまって、そこに後ろから来られた場合には非常に厳しい状況になってしまうのかなというのは感じたところでございます。

今後も地域の皆さんのご協力を得ながら、学校とともに教育委員会も子どもたちの安全安心の確保に努めてまいりたいということで考えているところでございます。

答弁につきましては、以上でございます。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 安全の確認というのは、ドライバーにも相当責任が出てくるだろうと思います。

それから、通学路の問題をどう我々が解決していくかということのも、それぞれの保護者なり、あるいは地域の人たちがどうそれにかかわってくれるのかということも大事なことになるのだろうと思うのです。私も交差点でのあれをやっているのですけれども、子どもが確かに渡るときに本当に怖いよということがあるのです。というのは、ドライバーはもう信号が黄色になっても強引に入ってきて、それで割り込んできます、子どもが渡っているにもかかわらず。時々注意するのですけれども、「子どもをけがさせたらどうするんだ」と言ったら、「お前にそれを注意する権限はないだろう」と、「警察官ではないんだ」と、「交通整理なんかお前らにはできなんだ」と、「ふざける

んじゃない」と逆に開き直ります。そういうドライバーがいるということは、必ず事故が起きるだろうというふうに思っているのですけれども、なごみのところも駅へいわゆる送り迎えの車が郵便局のほうを回って駅の道路に出ていくと、3つ、4つの信号にひっかかるのですけれども、あそこからですと1回です。さいしんのところで1回駅前です。だから、速いのです。だから、そういう形だと、あれはかなり強引なので、そういうドライバーの注意もこれから必要になってくるだろうと思うのですけれども、それはそれとして大変な状況になってくるので、今後ともこの通学班の編成も含めまして、いろいろと検討していかなければならないだろうと。それは学校区とあわせて、全体的に統廃合の問題も含めてやっていかなければならない問題だろうと思うのですけれども、今後よく検討していただきたいと思います。

それでは、(2)に移りたいと思いますけれども、七郷小学校区内で、先ほどちょっと答弁があったのですけれども、太郎丸地区と、それから杉山、これが志賀小に行っているわけですけれども、この問題で私も議員になりたてのところからこの質問をしていきまして、そういう形でそれぞれ希望をとって志賀小に行けるようにしますよという話が出てきていたのです。今はそういう形になっているのですけれども、今七郷小学校に行かずに太郎丸と杉山地区で何人ぐらいの生徒が行っているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えいたします。

現在の方、何人がその地区のかわりに行っているかというのは、ちょっと手元に資料ないのですが、現在、来年の1年生、杉山地区で4名いらっしゃるのですけれども、そのうちお二人は志賀小に希望されているということで、既に就学区域の変更を申し立てられているご家庭がございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そうすると2名は志賀小を希望していると。やっぱり兄さん、姉さんが、1年生になるときにもう七郷小学校なら七郷小学校に行っていれば、そこに一緒に行きたいというのは出てきて、全くそういうのがない場合には、親御さんもなるべくなら志賀小に行かせたいという形があって、これまでずっと続いてきたのだろうと思うのですけれども、いわゆる七郷小学校に行かなくて、太郎丸地区と杉山地区が例えば通学区がこういう問題がとりわけあるのではというのは、市街化区域と市

街化調整区域との関係もあるようなお話を聞いたのですけれども、そういう形での2つ学校があるわけですが、近くに1つ、志賀小があるわけですが、そういう問題もあって、1つはそうなったのでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

特に就学区域の審議会の議事録の中でそういった形のものはありません。また、太郎丸と杉山だけではなくて平澤の区画整理区域内、あちらで志賀の住所なのですけれども、もともと平澤とのつき合いという地域のつき合いをされているところの区域の方については、平澤のそういったおつき合いということなので菅小に希望されるという、そういった区域もございますので、単純にぴしっとここでという線引きではなく、教育長のほうの答弁でも渋谷議員のときにありましたけれども、弾力的運用というのを図って、河井議員がおっしゃったように、ご兄弟でももとの指定校ではないところにお兄さん、お姉さんが行かれていたので、自分もというようなご家庭も何軒も現在もございますし、そういったいろいろな配慮、家庭のご事情ですとか、教育的配慮なり、そういったことで現在でもそういった太郎丸、杉山、また、今の平澤の区画整理地域だけでなく、そういった指定校変更というのは、柔軟に教育委員会では認めているところでございます。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 今の答弁で確かに線路南、これについては、線路の南方にもむさし台の地域があります。確かに南方のほうに志賀の地域の人もあります。これはそれぞれ平澤の通学班に入っている子もいて、菅小に通っている、あるいはむさし台の一部は、当然隣同士がもう平澤とむさし台とで分かれているといっても、その方は菅谷小学校と一緒に通学班として行っているというのは何人かおるのですけれども、たまたま太郎丸と杉山地区は、そういう形では志賀小に行っているというのは、それがそういうふうに行けるような形になったとしても、それはあくまでも市街化区域か市街化調整区域かということがあって、そういうことも一つの調整の関係では出ていたのかどうか、それが明らかにできるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、通学区域に関しては審議会がある

わけでございますけれども、私も今回、河井議員から一般質問いただいたので、過去のそういった審議会での審議の状況、特に志賀小学校開校時の審議会の議事録等も見させていただきましたけれども、そこでは先ほどお答えしたように、市街化調整区域、市街化区域というのが線引きの対象になったというような議事録等は残っておりませんでした。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) それはわかりました。

それで、(3)に移らせていただきたいと思うのですけれども、来年度で七郷小学校の生徒数がこれだけになっていとお聞きしたのですけれども、そういう中にあって、この広野地区はどのくらいの数になるのですか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 広野地区は全部でですか。

〔「1、2年生」と言う人あり〕

○村上伸二教育委員会事務局長 先ほどお答えしましたように、広野1区で3名、広野2区で2名の方が現在ですと七郷小学校に通われる1年生になりますけれども、それに関しましては指定校の変更ということも可能という状況ではあります。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そういう中で、例えば広野地区から通学班というのは幾つになっていますか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 通学班でございますけれども、今年度の状況ですと、広野1区が7名、広野2区が9名という状況でございます。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) それで、来年卒業する方もいると思います。そうなってくると、若干減ってくるのだらうと思うのですけれども、例えば1人、2人で七郷小学校まで通わなければならない。4キロ近くある、3.5キロぐらいはあるのだらうと思うのですけれども、そういう地区も太郎丸との境界あるいは杉山とかぶる地区との境界あたりのところではどうなりますか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 やはり七郷小学校の場合は、どの通学班も距離がござい  
います。今おっしゃったように広野の2班のほうについては、やはり3.5キロという  
のがございまして、3キロ台というのがほとんどでございまして。広野1班が3.2キロ、  
古里1班4キロ、2班3キロ、3班3キロ、勝田も3キロ、杉山も3キロという状況  
になっております。現在一番その中で数が少ないのが古里3班、3キロで現在3名と  
いう班人数になっておりますので、状況によっては1年ごとに毎年同じ数の1年生が  
入って同じ数の6年生が卒業していくわけではないので、1年ごとに通学班というの  
はかなり大きく変わることになると思われまして。その辺で年度末にPTAのほうで、  
ではどういふ班編成にするか。余りにも2人とか3人の通学班というのは幾ら何でも  
やはり問題があると思っておりますので、そうした場合には先ほども答弁させて  
いただきましたけれども、例えば今までは2つの班だったものを1つの班にする、集  
合場所を変える、そこまでは保護者の方に必ず集合場所まで送迎していただくよう  
な形をとる等して、やはりまして低学年の新入学生が1人で家から集合場所まで何キ  
ロも歩くなんていうことは当然できないわけですので、そういった状況を毎年毎年学  
校のほうでも、来年入学されるお子さんがどの地域から通われるか、その場合、では  
どういふ班編成で、ここの集合場所に来るまで誰と誰で集まるかと当然把握して  
おりますので、そういった状況では保護者の方にそういった送迎のお願いをしたり  
ですとか、地域の方々にも、やはり先ほど来言っております見守りですとか、そう  
いったものさらなる連携をお願いしたりとかという形をとりまして、安全な登下校、  
特に登校ですね。その最初の朝の状態でもやはり一定の、最低10人以上ということ  
ですけれども、PTAのほうとしては、でも、やはり5、6人はいないと、なかなか  
安心して登校というのは厳しいかと思っておりますので、その辺でスクールガード  
リーダーの方々もそういうことを把握した上で毎年一緒に通学していただいで  
いると。学校の前で待っておりますと、ガードリーダーの方が最後にいて、この  
班で終わりだよと必ず一番最後についてきていただいでいるのですけれども、  
そういった形で安全な登校というものを今後いろんな角度で見ながら図って  
いきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時34分

---

再 開 午後 2時46分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの河井議員の質問に対して答弁漏れがありましたので、村上教育委員会事務局長よりまずお願いいたします。

○村上伸二教育委員会事務局長 先ほど河井議員のほうから七郷小学校に行かずに志賀小学校に通われている児童数についてお尋ねがあったのですが、現在、本来七小の太郎丸、杉山地区の方で志賀小に通っている児童の数は7人でございます。すみませんでした。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) わかりました。来年の就学予定者が広野地区で5人と、全体では古里、越畑、勝田という形で8人という答弁です。広野地区は、広野2区を合わせてだろうと思うのですが、この問題で県道と、それから広野2区の地区については、それなり子どもたちがいるわけです。ところが、杉山との境のところは来年度誰もいないという形だそうです。関越自動車道をくぐるまでずっと通学路がこっちは決められているから、そこのところで県道のほうを通らないわけですから、その間には誰もいないという話でありますから、新たに例えば集約していく場合に、1人で一定の距離を行かざるを得ない状況が生まれるということを知りました。そうしますと、安全の問題で、例えば一人もその地域に上級生から下級生まで誰もいないということになれば、誰も通らないところに見守りというのはなくなってくるのだらうと思っているのです。そういう問題でいくと、現実には例えば1人で3キロちょっと歩いたりなんかする場合の安全対応というのはどういうふうに考えているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

先ほど来教育長のほうからも答弁がございました。やはり1人で登校というのは、長い距離というのは非常に安全が確保できないという状況であれば、地域の見守りというよりも先ほども答弁させていただきました遠山地区の方々は、もともと直売所まで、実際には学校まで送っているというお子さんもいらっしゃるようですけれども、やはりその辺のところは保護者の方と連携して、集合場所までの送迎ですとか、そう



いう形をとり、集合場所でもまだ人数が少ないのであれば、さらに次の地区との班との合同になる場所までの送迎ですとか、そういった形を個別に考えていく必要があるかと考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 通学で、登校の場合にはそれはその地域まで行くということは、それは可能かもしれないと思いますが、それぞれ親御さんがどういうふうを考えるかが問題なのだろうと思いますけれども、下校のときに例えば低学年の場合でも、そうすると一定の地域からはある程度そこまで1人で帰ってくるという状況が生まれてくるわけです。これは間違いなくそういうふうになるのだろうと思うのですけれども、そのときの安全性の問題というのはやっぱり大変な状況になってくるのだろうと思うのです。こういう問題での事故や何かが起きたときには、責任問題や何かいろいろ出てくるのだろうと思うのですけれども、こういう問題については最後まで見守りができるのかどうかについては、どういうふう。あくまでも、これはもう最終的なとか、一定の地域までは一緒に帰る子どもがいるけれども、そこから先は1人で対応ですよという形になってくると、これは例えば親御さんが迎えに行けないとかなんとかになってきたときには、それなりのあれはせざるを得ないという形も生まれているということなのですか。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

全てのお子さんが最終的には1人になってしまうのが現実なのです。先ほどから申し上げましているとおおり、地域の皆さんの連携を得ながら安全を確保していくというのが唯一の方法になってしまうかもしれません。

あと、いろいろな責任の問題というのがありますけれども、法律上、子どもたちが登下校に際しましては、通学路を通って家を出てから最終的に家に戻るまでは学校管理下でございます。これは法令でもう決まっていますので、学校の先生方は承知していると思うのですけれども、決められた通学路を通って、「行ってきます」と家を出てから授業が終わって、家に「ただいま」と帰るまでが学校管理下ですので、その辺は学校長の責任のもとにいろいろなことが行われているというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） わかりました。

そうすると、通学路を通って何かあった場合にはそれなりの問題は出てくる可能性はあるわけです。そういう対応についても学校が責任を持たざるを得ないという形もあるということです。それは、かなりびしっと答えられないのかなというふうに思っているのですけれども、大変な状況がこれからも出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、子どもの数が減れば減るほどそういう問題というのは出てくるのだらうと思っていますのです。これふえていく可能性というのは、大体その地域でどのくらいの出生があるのかなんていうのを見ていればわかるのですけれども、例えば2年、3年と続く可能性は今あるわけです。これから生まれてくる子どもがそこには一人もいないというふうになってくれば、来年も生まれない、再来年も生まれないということになれば、1人でずっと行かざるを得ないような状況。通学編成がそういう形が変わるか、それはこちらではわからないわけですが、そういう可能性はあるということです。そういうことを考えると、余りかたくなに、通学路の問題ももつと柔軟に対応できるかどうか、それはどうなのでしょう。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 一昨日も渋谷議員さんのご質問にもお答えを申し上げたのですけれども、既に平成9年、まだ文部科学省の前の文部省時代から規制緩和の一環として、通学区域制度の弾力的運用というのがあります。その中には、やはり子どもたちの安心安全を第一に考える、いじめあるいは不登校を中心にこういう話がなされたのですけれども、その後いろいろな安全面もありますので、もしご家庭の中でご希望あるいは子どもの安全面からこういう点でこっちの学校のほうが子どもの安全が確保されるということでありましたら、教育委員会のほうにお申し出いただければというふうに思います。余り通学区域については、かたくなにこれだからこうですよということは今の状況ではありません。やはり安全第一という形で各市町村教育委員会も対応しているところがございますので、嵐山町からほかの他市町村へ行くというのは、なかなかないかなと思うのですね、地理的に。

ただ、ご両親が他町、他市にお勤めで夜遅くまで帰れない状況がありますので、近くに祖父母の家があるから、そこの近くの学校に通わせてほしいというお申し出はあ

りまして、それはその受け入れの市町村が承諾をすれば、こちらのほうからこちらのほうにお願いするという形になっていますので、もしご不明な点、不安な点がありましたら教育委員会のほうにお申し出いただければと思います。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） わかりました。それぞれそういう地域的に問題が出るということはこれからも出てくるだろうというふうに思っているのです。それはある程度教育委員会のほうでもそれぞれの対応をして、子どもたちの安全、安心、そういう登下校ができるような形をとっていただければいいだろうというふうに思ってます。

では、次に移らせていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○8番（河井勝久議員） 千年の苑ラベンダー園、それからバーベキュー広場の利用客のつながりについてであります。バーベキュー広場を訪れる利用客は春から秋までであり、家族利用や若者が多いわけであります。ラベンダー園は6月から7月、これがシーズンになってくるのだろうと思うのですけれども、夏で季節も短い、そこで次のことについてお伺いいたします。

（1）、ラベンダー園について、約10カ月以上のオフシーズンをどう运营管理し、収益を図っていくのか。

（2）といたしましては、客層の違う2つの広場の施設、事業内容をつなげることへの方向性についてお伺いいたします。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えさせていただきます。

ラベンダーの開花期は約1カ月でございます。本年は30日間、ラベンダーまつりを開催し、見学料500円を頂戴いたします。7万人の有料入場者数を見込んでおります。経費を差し引いた残金を園の維持管理に充当いたします。今年のラベンダーまつりの見学料で圃場等の管理とまつりの経費を稼ぎ出すことは厳しいですが、徐々に来場者をふやし、有料入場者数10万人に向けたPRを行っていくことと、千年の苑ラベンダー園に即したビジネスモデルを構築していくこととでございます。

まず、運営母体である千年の苑事業推進協議会にかわる法人格を持った管理法人の立ち上げの準備に着手いたします。千年の苑ラベンダー事業に取り組んだ趣旨である農業を中心とした産業の新たな展開を実践するため、農業を核として、商業、観光など多彩な関係者と連携をした組織を整え、ラベンダーの付加価値を商品とするための加工品の作成にも取り組みながら稼ぐ力をつけてまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。議員ご指摘のとおり、バーベキュー場は若者、ファミリー層、ラベンダー園はシニア層と訪れるお客様の年齢層に幅があると考えられます。しかし、各施設に訪れている人たちにもっと嵐山町の魅力ある自然と歴史に彩られた観光地を知っていただき、四季折々の嵐山町に訪れていただくことが必要かと存じます。町にはスカイツリーまで見渡せる大平山山頂あずまやや嵐山溪谷、春の都幾川桜堤、秋のマンジュシャゲが見事な親水公園など、多くの資源がございます。点ではなく線としてエリアとして捉え、周知、誘客を図ってまいります。各施設のハイシーズンに広くPRし、SNSなどを活用しながら、四季折々の嵐山町に訪れていただけるよう知名度を上げてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) (1)でありますけれども、いわゆるラベンダー園等については、シーズンオフが、これで7月、8月上旬ぐらいまではどうなのかわからないですけれども、ほとんど客が来なくなるのではないかなというのは危惧しているわけです。それは認めているのだろうと思うのですけれども、その間の管理も含めて、やっぱりいろんな対応を考えていかなければならないのだろうというふうに思っています。

この10カ月のオフシーズンでの収益を上げるというのは、今の状況の中では大変なことになっていくのだろうと思うのです。いろんな宣伝をして、なおかつ付加価値をつけてあるものがある程度あって、そしてそこにお客さんが来られるという形での稼ぎができていくのだろうと思うのですけれども、今の形では大変厳しいのかなというふうに私も判断せざるを得ないのですけれども、このところでこれ(1)と(2)番とで同じようになってしまうのですけれども、バーベキュー広場はもう春4月ごろから秋はシーズンで、終わりにするまではほとんど来ています。この来ている客層というのは、先ほどから申しているように、ほとんどファミリーあるいは若者、そういう

人たちが来て、電車で来る人もいれば、マイカーで来てそれなりの楽しみをして、それで帰る。ところが、私もちょっとあそこで見ているのですけれども、ラベンダー園のほうに回ってこようというお客さんはいないです。これはそれぞれ目的が違ってくるのだらうと思うのですけれども、この2つの形がどうつなげられるか、この客層のつながりがある程度とっていけないと厳しいのかなというふうに思っているのですけれども、これはやっぱり1つは、例えばバーベキュー広場に来た人たちに、どうラベンダー園もあるのですよとか、このところについては回って見てくださいますよとかという形の宣伝はこういうふうにしていくのでしょうか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

今現在バーベキュー場の駐車場と千年の苑ラベンダーまつりにつきましては連携をさせていただきます、通常あそこのバーベキュー場の利用料金1,000円ということでございますけれども、回転数もあるということで、今1台500円ということで、あそこも有料駐車場として活用しながら実施をさせていただきます。昨年の例で申し上げさせていただきますと、バーベキュー場は1年間で約8万人の来場者数があると、ラベンダー園につきましては昨年のプレオープンが7万7,000人ということでございます。やはり観光資源、そういったものもよく知っていただく、当然バーベキュー場のほうにもポスター等は掲示をさせていただきますけれども、そういった方々に、いろんなところに来ていた方が、いろんな観光地、嵐山町のよさを知っていただきまして、リピーターとして来ていただくというふうなところでは、やはり千年の苑事業推進協議会につきましても商工会であったり、観光協会であったり、そういったところが組織としてございます。そういった中で、おのおのところがPRをさせていただきますながら連携をとっていくというところで今実施をしているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) バーベキュー広場に来るお客さんが、私も聞いたことがあるのです。それは相当混むときは混むのです。そうすると、あとどこがあるのだろうかというのでいくと、学校橋下でもある程度、自分たちで飲食物を持ち込んでいきますから、それなりのところを探していけるわけです。そういう目的を持って来たお客さん

というのはそういう対応をするのです。ラベンダーに来た人はもうラベンダーしかないわけですから。ラベンダーから、ではバーベキュー広場に行ってくださいと言うわけにはいかないでしょう。バーベキュー広場に来た人は、向こうに回って見てくださいというのは、ある程度あそこの対応している観光協会なりなんなりの人たちが、商工会の人たちがそういう宣伝はできるのだらうと思うのです。

ただ、ちょっとあそこ県道を渡るのに、やっぱり家族連れや何かで渡って縁石や何かも高いですから、ちょっと難しいのかなと、あとトンネルしか今度ないわけですから、そうすると、わざわざあそこまで行かなくてもいいよと、道路の上に立って歩道の上から見ればわかるよという形の、そういう声で終わってしまうのかなという可能性もあるのです。ここをやっぱりシーズンの長い人たちがどうラベンダー園のほうに回れるかというのは、これは全然、片方は10カ月、片方が2カ月で終わってしまうということになると、そのつながりをつけていくというのは大変難しいのかなと思っていますのですけれども、ラベンダー園の前にある程度桜の関係がありますから、バーベキューに来た人は、帰り際に桜土手のほうに回ったりなんかすると、ああ、嵐山というのは桜がきれいなのだなと、一緒に見られたよとかとそういう声も出てくるわけなのですけれども、このラベンダーとのいわゆる相乗効果をどうつけられるかというのは、一つ稼ぐ力の問題になってくるのだらうと思うのですけれども、先ほども課長はそんなことを言っていましたけれども、再度聞きたいと思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 連携というところでお話をさせていただければと存じます。

今年のオープンに際しましては、入口のところに観光協会の観光PRのブースを用意をさせていただきました。やはり嵐山町に、千年の苑に来ていただいた方々、またバーベキュー場に来ていただいた方、さくらまつり、花火大会、そういった方々に、より嵐山町の観光資源、そういったものを知っていただく機会、そういったものを設ける意味で、今年は観光協会のブースの中で非常に好評を得てございます。千年のラベンダー園に来て、この近辺でどこかいいところがありますか、そういったお声が非常に多かったのですね、昨年のプレオープンで。その反省を踏まえまして、今年お願いをさせていただきました。今の時期であれば越畑の金泉寺のアジサイ、そういったところであったり、近隣のお店の紹介、そういったものもさせていただいています。やはり先ほど答弁をさせていただきましたけれども、観光資源を広く知っていただき

まして、リピーターとして何度も来ていただく、そういったことが経済効果が上がる一つの手法ではないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) これからの対応になってくるのだらうと思うのです、これは。

私は、家族連れで来た、いわゆるバーベキュー広場に来た子どもたちなりなんなりが、ああ、あそこでバーベキューをやって本当に楽しかったと、行ったときには桜も咲いていたと、何もあったという形になれば、それはずっと子どもの心に残って、やっぱり大人になっても嵐山町あるいは近隣市町村に住んでいる方は、そういうのではもう一度行ってみようとかなんとかという形にはなってくるのだらうと思うのですけれども、都区内から住んでいる人たちはなかなか難しいのかなと思っているのですけれども、そういう意味では意外と近隣市町村からも来ているわけですね、聞くと。それをやっぱりファミリーの人たちの子どもたちが、後でもう一回嵐山町のバーベキューに行ってみたいなというのは、それなりにあるのだらうと思うのですけれども、今度ラベンダーの問題になってくると、もう一度という形が何回か出てこない、これは難しいのかなと思っています。

2、3日前に、ときがわ町のショウブのあれが出ていました。新聞にあれだけ大きく載っていました。それなりのあれが、ときがわ町にあるのかどうかはわからないのですけれども、新聞に関係する記者なんかいるのかどうか、そういうのを投稿する特別の人たちがいるのかどうかわからないのですけれども、やっぱりテレビや何かだけではなくて、そっちの方面から見ると、訪れてくるという人たちもいるということなのですけれども、そういう形でいくと、今後のPRというのはプレオープン関係でいろいろと前宣伝をして、テレビなども放映されてそれなりに見た人が今訪れているわけでありましてけれども。これは継続してやっていけるものなののでしょうか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 PRの関係でお答えさせていただきます。

県ともご協力をいただきながら、今一つのツアーとして非常に受けているのが飯能市に最近できましたイベント広場のところと嵐山町の千年の苑をコラボして、日高にあります直売所、そういったところ3つを結んだツアーであったりですとか、非常に今そういった動きが見えてございます。当然我々といたしましても昨年プレオープン

の中でファームツアーの実施をさせていただきました。そういったところでご参加をいただいた旅行会社、報道機関、そういったところには今年度も情報提供をさせていただきます、県庁記者クラブ等にも投げ込み、川越の記者クラブ、そういったところもこちらから足を運んで実施をさせていただきました。

また、新たな取り組みといたしまして、6月3日には池袋の中央口改札前で職員等々15名参加させていただきました、またこれは東武鉄道のほうもご協力をいただきながら、チラシのほうを約1,000部ほど持参をいたしまして、PRをさせていただいてございます。今現在も池袋の南口で7月7日までのお祭り期間中につきましては、特設の展示ブースの中で広くPRをさせていただいているというふうな取り組みもさせていただいてございます。いろいろ旅行会社等からも、本日のテレビ放映についても非常にお電話も、問い合わせも多くいただいております。またこれを、やはり我々としては来ていただいたお客様に満足をしていただいて、また再度来ていただく、非常に広大なラベンダー畑でございます。その中で魅力の一つとして摘み取り体験であったり、手芸体験、こういったものは非常にほかにはないところがございますので、そういう優位性をPRをしながら、嵐山町の観光資源を広く知っていただきまして、何度も足を運んでいただけるというところにいければなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） わかりました。

それで、私も先ほどちょっと県道の関係でお話したのですが、バーベキュー広場とラベンダー園とをつなぐのはトンネルしかないのですよね、今度。例えば行ったり来たりのアレだと、歩行者なんかはトンネルまで行かなければならないという。警察との関係、いろいろとあるのだろうと思うのですが、先日、あっちに行く道路の丁字路のところに手押し信号なり、客が渡れるような信号というのは考えていないのでしょうか。あれをわざわざトンネルのほうに回るといのは大変な距離が必要になってくるわけなのですけれども、そこら辺の関係で対応しないと、何とか離れてしまっているのです。それはどう考えてますか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 ルートの関係でございます。こちらのところにつきましては、ラ



ベンダー園から昨年のプレオープンに際しまして、警察との協議も何度かさせていただきました。やはり地元の方も、あそこのところが歩車道境界ブロックが切れているという部分がございます、非常に渡る方が多かったと。警察といたしましては、あそこの部分については直線で非常に川に向かって下っているところでスピードの出やすいところであると。そういったところに関しましては、今現在、地元からも要望が出ているという話は聞いていますけれども、手押し信号等は設置をするというところはほかの優先順位等もございますので、今現在としてはできないというふうなお答えをいただいている状況でございます。

非常に、我々としましても事業課といたしましてはやはり事故、これを最優先として回避をしなくてはならないといったことがございます。また、バーベキュー場の駐車場から県道を渡っていただいているのも非常に危険でございますので、西側には歩道がついてございます。そういった意味合いで、バーベキュー場、また大型バスの駐車場から幸いにしてあそこにトンネルがございましたので、裏の町道を整備をさせていただきまして、道路を横断することなくラベンダー園のほうに来ていただくというふうなルートを考えさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 今年オープンですから、そういう面で行くと2年、3年たつてくると、いろんな客の動きや何かもあるし、2つの客層がどういう形でバーベキューとラベンダーとのつながりをつけられてくるのかというのが大きな問題点になると思うのです。そういう面では、様子を眺めながらいろいろとこれから対応していかねばならぬだろうと思うのですけれども、私もいろいろと見ていながら、町に言いたいこと、こうしたほうがいいのではないかというのはまたやれる機会があったらそういうふうにしていきたいと思っておりますけれども、とりあえず3年間ぐらいは、そういう面での客層の動きというのを見ていただければというふうに思っています。

それでは、3番目に移らせていただきます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○8番(河井勝久議員) 比丘尼山の産廃埋め立て、処理の進捗状況ですけれども、埋め立てが今終了しているのかどうか、そのまま止まっているわけでありましてけれども、既にもう2年以上たっているということです。業者が、昨年も聞いてどういう状況に

なっているのかについてお伺いしてきたわけでありましてけれども、回答は昨年9月までに全て処理をしますという回答があったという話なのです。その後、何度か環境課のほうでも業者との対応をとってきているのだらうと思うのですけれども、業者のほうが一方向的に財政的に厳しくてそういうことはできないのだとか、あるいは逃げているのかどうか。もう既に夏草が生い茂ってしまって、大雨が降って土砂が崩れたとしても沼に落ちていくだけという形ですから、あれが大災害になるとかなんとかというには恐らくならないだろうとは思っているのですけれども、それによってはこれからあの沼の下の田んぼや何かにもそういう可能性は出てくるわけでありまして、この業者との関係がどのようになっているのか、進捗がどういうふうになっているのかについて聞いておきたいと思うのです。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

比丘尼山地内における無許可による土砂埋め立てに関する進捗状況につきましては、平成29年8月18日の措置命令後、計5回にわたり督促を行ってまいりました。その後事業者から提出された事業計画書に基づき、平成30年9月20日から土砂が搬出される見込みとなりましたが、実際には実施はされませんでした。町では提出された事業計画の実施を求めましたが、今後の作業は未定とのことから、土砂条例に基づく罰則規定の適用について小川警察署や町顧問弁護士と相談し、対応しているところでございます。今後、町顧問弁護士に相談しながら対応していきたいと考えております。

なお、事業者に対しては、引き続き条例に基づく措置命令に係る督促をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） この業者については、町はまだ連絡をとれるのですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 この9月20日の土砂の搬出される見込みという後に、予定どおり行っていないということも含めていつなのかということ、それから、そういうもろもろ実際にやる気があるのかも含めての連絡を逐次とっている中で、業者のほうで実施の意思がないような、そんな発言もございました。そういったことを含めて、町とし

ましては罰則規定の適用やむなしといたしますか、それを早急に手続をとっていくという事で、いろんな資料のほうを警察のほうに相談をかけたり、それから顧問弁護士のほうにも経過等を見ていただいて、必要な資料を準備したりというようなことを進めてきているような状況でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、業者には文書通告だけをしている状況なのか、あるいはある程度電話だとか相手のほうに会っていろんな問題点について対応しているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

これまでも事業の計画を何度か出して、業者のほうには提出をしていただいております。そういった中で、計画の内容の確認であったり、いわゆる搬出先が書いてあれば、その搬出先が確実に確保されているかというのをその事業場所に出向いて確認したり、また内容の不明な箇所があれば事業者の都合もございませけれども、町役場のほうに来てもらって確認をさせていただいたりとか、文書だけではなく、場合によっては毎日のように電話をかけて、そういった内容の確認、実施の予定の確認であるとか、そういったことをやりながら来て、あわせて文書による督促も5回ほど行っております。

そういったことをやりながら、実際の措置命令の実施の方向でということで、町としても担当職員が取り組んできたわけでございますが、最終的にはその事業者の言葉の中にできないようなそんな話もあって、それ以上の話の進展がないというような状況の中で罰則規定の適用というようなことで、町としても進めていこうというようなことで今準備をしているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 罰則規定というのも残土条例だとかいろんな問題の中で、それは私もわかっています。ただ、ああいう業者に対して、やれよやれよだけでは絶対動かないだろうと思っているのです。それが向こうの逃げる手です。今までもそういうところというのはいっぱいあったわけです。例えば警察や何かとの協議あるいは顧

問弁護士との協議、これの関係でやっぱりきちっと対応するという形はとっていくという方向にあるのでしょうか。例えば去年の9月でそういうことをやるということになっていたわけですが、いまだにそれは何のあれもないというふうに、私も踏んでいるのですけれども、そうすると、やっぱり町も2年、3年たってくると、どんどんやぶになっていってしまうし、そういう形での例えば洪水や何か、大雨が降ったときなんかの土砂崩れだとかなんとかが出たときには遅いのだろうと思うのですけれども、そこら辺というのはやっぱり、早い時期に対応はとっていかないとならないだろうと思うのですけれども、それらについては今後どういうふうにしていくつもりでいるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 先ほど来、罰則規定適用というお話で、まずは条例に沿った形でやるべきこととしてやるのが罰則規定の適用と。それから、現地につきましては、事業者は今現在期待できないのが実際のところでございます。こちらの担当課としましては、現地のほう、大雨の際に危険性があるというようなこともあって、以前ブルーシートをかけたりとかして、その後、少量の搬出があってブルーシートが破られた、その後もかかっているのもありますので、定期的に現場のほうは確認しておりますが、具体的に実際のところの土砂の搬出がどうという話になってきますと、現在のところ先に進めるというようなことが見えないような状況が現実でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) そうすると、町は言っていることは言っているよという形だけれども、それは様子眺めですっと対応していきたいという言い方はまずいのですけれども、そうせざるを得ないという状況判断はあるのでしょうか。そうでなければ、もっと早く罰則規定を適用してやるべきだろうと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

やはり原因者、事業者が本来やるべきことをきちんとやっていただくというような姿勢で町のほうも当たってきたわけでございます。それが、その結果が今の状況でございますが、なかなか進まなかったのは現実でございます。そういう中で、今やるべ

きことをすぐにやらなくてはいけないことは、もっと早くすればよかったのではないかというような話もございましたが、本当に今弁護士等とも相談するという形で早急にそういう手続として条例に定まっていることについては進めていきたいというようなことで進めているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 既に経過している年数は2年以上たっている。そういう中で、付近の人たちもやれよ、やれよと言っていながらいまだにそれがやっていないと。町に対する批判も出ているのです。町は甘いよなど、もっときちっと対応していったらどうなのだと。そうでなければ、また20年後30年後に同じ形がまた出てくる可能性もあると。業者のほうは土砂で埋めたという形で、それは対応しないでそのままやらなければ逃げ切れるという考え方でいってしまう可能性もあるわけです。だから、そういうところを町の対応が甘いのではないかという声も出るのです。そういう批判を町はきちっと受けとめながら、やっぱりこの問題についてはやっていくという対応をとっていただきたいというふうに思うのですけれども、そこだけお聞きしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

町の対応が甘いというようなお言葉もあろうかと思えます。そういったお言葉もしっかりと受けとめて、同様の事例が少しでも発生することがないように取り組みをしていかななくてはいけないかなということを改めて思っております。ぜひ今のところは条例に沿った形の手続を粛々と進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) この問題については、ぜひ早い時期にきちっと対応して、やっぱりそういう問題については、嵐山町ではこういう土砂については曖昧に埋め立てなんか絶対させないという対応を示していく必要があるのだらうと思うのです。そのためにもぜひ早い時期にこれを解決できるように要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

---

◇ 川 口 浩 史 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の難聴者への支援についてからです。どうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

1つ目の質問として、難聴者への支援についてであります。難聴は、ただ単に耳が遠くなるというだけではなく、認知症にもなりやすいという研究結果があります。難聴者への支援は介護保険の支出を抑える役割とともに、家庭内の不和、社会的活動への参加を促すものになるということでありました。

そこで、伺います。（1）として、難聴者には補聴器を積極的に使用してもらうことが重要だということです。しかし、購入費は大変高いものであります。医師の診察を受け、補聴器が必要という方に補助金を支給する考えを伺います。

（2）として、町が行う事業に積極的に参加を促すため、町内施設に磁気ループの設置の考えを伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えをいたします。

人の聴力は、加齢とともに徐々に低下していきます。高齢になり聞こえにくくなると、家族や友人とのコミュニケーションがうまくとれなくなったり、外出する回数が減ったりしてさまざまな社会生活に支障を来してきます。また、孤立や不安などの心理的影響により社会との交流が少なくなると、認知機能が低下して認知症になる可能性が高くなります。加齢による難聴は、老化による聴覚機能の低下であるため、根本的な治療方法はありませんので、必要に応じて補聴器等を使用することも重要になります。補聴器を使用することで、家族間や地域でのコミュニケーションがうまくとれるようになり、社会との交流もふえることで認知症への進行を抑えることもできます。

補聴器の購入に対する補助については、平成30年第4回定例会において吉本議員か

らも同様のご質問をいただきました。そのときには「補聴器を使用することでいろいろな面で好影響を及ぼすため、補聴器を使用することの大切さ等を広報紙やホームページ、また各種事業等において周知を図っていきたいと考えており、助成につきましては近隣市町村においても実施しているところはありませんので、今のところは考えておりません」という答弁をさせていただきましたが、現在も同じ考えでございます。

なお、本年2月号の広報紙で、専門医への受診と補聴器を使用することの大切さについてお知らせをいたしました。また、補助制度ではありませんが、平成30年1月以降に補聴器を購入した場合には、専門医の受診等の要件はありますが、新たに医療費控除の対象となることになったということです。今後はその制度についても広報紙等でお知らせをしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（2）について、近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 質問項目1の（2）につきましてお答えいたします。

川口議員ご案内のとおり、磁気ループは床に輪のようにはわせたアンテナ内に音声磁場をつくり、磁気コイルつきの補聴器や人工内耳または専用の受信機で音声信号として聞くという仕組みになっています。補聴器では音声聞き取りにくい雑音の多い人の集まる場所等でも、マイクからの音を直接補聴器や受信機に伝えるため、クリアな音で聞くことができるということです。高齢化が進む中、介護予防、健康増進の取り組みとして、難聴の方が外出しやすい環境をつくることは重要なことと考えております。設置につきましては、設置場所や使用方法、国、県の補助制度等、課題がございますので、今後も関係各課と連携し、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この問題を質問しようと思ったのは、今年の3月の中旬ごろ、鳩山町で講演会を行ったのです。そのときの先生が神崎晶先生、慶應大学の耳鼻科の先生ということでありました。これからご質問を一つ一つちょっと聞いていきますが、神崎先生と本というか、講演をした人を本にしたのですけれども、野田寛先生、琉球大学の名誉教授でこの方も慶應大学医学部を出ておられるという方なのです。この両先生のことをあわせて質問していきたいというふうに思います。

それで、加齢性難聴というのは70歳を超えると約半数の方がなるというのですね、

70歳を超えると半数の方がなると。全国では約1,000万人がこの加齢性難聴になっているのではないかというふうに言われているのですけれども、最初にご質問したいと思うのですが、嵐山町では70歳以上の方は現在何人おられるか、ちょっと調べてありますでしょうか。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

令和元年の6月1日現在ということですが、70歳以上の方が嵐山町には4,269人いらっしゃいます。そのうちで男が1,880人、女が2,389人というような状況になってございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 4,269人ですから2,100人くらいが嵐山町でも計算上では加齢性難聴になっているということになるわけです。加齢性難聴になると、もっと若くても難聴にはなりますけれども、まず車や自転車の音が聞きづらくなると、事故に遭いやすいという危険が出てくるわけです。それから、これもおやつと思ったのですけれども、オレオレ詐欺にも遭いやすいのだと。電話をかけてきて、息子の声に似て聞こえてしまうらしいのです。そのために、オレオレ詐欺に遭いやすいと。それから、犯罪被害にも遭いやすいと、後ろから近づいてくるのがわからないからということで、こういう問題があるということでした。それから、難聴者は我々の目に見えにくい。これは先ほど広報の話が、私も広報2月号を思い出して読んだのですけれども、ちょっと書いてあったような感じがするのですけれども、目に見えにくいのだと。どうしてかというと、会話がうまくいかなくなる、相手の声が聞こえないのですから。そのために人と会わなくなる、人から見えなくなる、家族とも会話がなくなると、そういうことで人から目に見えにくい存在になってしまうのだということでした。そういう結果、家族や社会から遊離し、孤立をしていくと、中には虐待も受けるということなのです。こういう問題もあるということなのです。

日本では昨年の平均寿命ですけれども、女性が87歳、男は81歳ということで、平均寿命が延びるといえるのは喜ばしいことなのですけれども、こういう家族や社会から孤立をしている状態では、これは決して喜ばしい状況ではないなというふうに思うのです。この本にあるのですけれども、人は精神的な動物ですから、生きがいを感じなか



ったら、これ生きている価値を見い出せないと、意欲を失ったら生きている価値を見い出せないと、こういうことなのです。そういうことで、難聴になると会話がなくなり、孤立し、生きがいを失う。ＱＯＬ、クオリティー・オブ・ライフ、ご存じだと思うのですが、生活の質というのはクオリティー、高級なという、たしか単語だけだと、そういう意味だと思うのですが、ただの生活ではないですね、クオリティーですから。でも、これ厚労省がこういう訳し方をしているのだと思うのですが、生活の質を落とさない、これが大事だということでこの先生はこう言っていました。

それで、ちょっと伺いますけれども、ＱＯＬを落とさない、クオリティー・オブ・ライフ、生活の質を落とさない、今までの生活を続けることが重要だということはこれに、難聴に限ったことではないのですけれども、そういうことの重要性は感じておられるのかどうか伺いたと思います。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中でも、そういったことは難聴になりますと、いろんな社会生活の中で支障を及ぼしてくるということは担当課としましても十分承知をしているところでございますけれどもというような形で、その中であってもそういうふうなことを、例えば補聴器を使うことは大切なことなのですけれども、そのほかにもいろいろと難聴になっている方も結構やっぱりいらっしゃると思うのですけれども、そういった方が全部、では質が悪いといいたいでしょうか、そういった生活をされているかという、そういうことではないわけでございまして、いろいろな方法で人生を楽しむといいたいでしょうか、そういった方もいっぱいいらっしゃると思います。

ですから、先ほども申し上げましたが、実際のところ、この辺の近隣の市町村、埼玉県内においても今現在補助制度をやっているところというのは朝霞市1つでございます。ほかのところはやってございません。全国を見ましても全自治体の中で21の自治体しか、しかと言っているのかどうかわかりませんが、それだけしかやっていないのです。ですから、今こういった問題について重要なことはうちのほうでも大変理解をしています。ただ、それについてここで補聴器の助成をすることが重要になってくるかという、その辺がなかなか難しい問題でございますので、今では見守っていきたいといいたいでしょうか、ということで考えているところです。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 補聴器の使用の補助についてはこの後質問しますので、QOLを生活の質を落とさないように、今までの生活を続けられるようにしていくことが重要だというふうには町は考えているのかどうかをちょっとここで確認しておきたいのです。いかがですか。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 失礼しました。先ほどちょっと申し上げたかと思うのですが、そういったことは大切だということは十分承知をしているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それで、ではなぜ補聴器を使わないのかという問題が出てくるのです。そういう点で今度の広報、あれはあれでいいですよ、とりあえずは。でも、あれでは使わないですよ、あの内容では。補聴器を使わないか、1つは値段があるのです。平均価格が使用している人の平均使用者の価格が15万円になっているということで、ちょっと国民年金だけで暮らしているような人では簡単に手が出ないという状況があるわけです。それから、その値段に加えて評判がよくないと。補聴器をつけても、ガーガーとうるさいばかりで頭が痛くなると、こういうこと、その2つが重なって日本では13%、今年の赤旗では14.4%まで、でも伸びてきたのです。13%は、ちなみにいつの時点だかわからないのですけれども、なのです。ちなみにアメリカは2014年、ほかは2018年です、去年の。これ日本補聴器工業会が調べた結果なのですけれども、アメリカは30.2%、ドイツは36.9%、フランスは41%、イギリスは47.6%に対して日本は14.4%という状況なのです。そういう普及率なのです。

そういうガーガーうるさいという中で、どう使ってもらおうかというのをきちんと町は啓蒙、啓発していかないと、これ使ってはもらえないわけなのです。野田寛先生は補聴器を上手に使うということで、ちょっと読んでみますと、では、聞こえが悪くなったらどうするのか、やはり補聴器しかないのです。でも、先ほど言ったように補聴器の評判は非常に悪い。補聴器はガーガーうるさいばかりで頭が痛くなって言葉がわからないから要らない。これは補聴器を合わせる制度が日本にはないのです。補聴器を合わせる制度が日本にはないからだというのです。これができていない。業者に

都合のよいようになっているが、難聴者に本当によいようにはなっていないのだと、これが問題なのだ、いろんな日本の悪い風習がそのままここに反映されてしまって、補聴器が適切に難聴者のためになるようになっていないと。しかし、補聴器は実はそう悪いものではないのです。一人一人聞こえ方が異なりますから、聞こえを正確にはかって、それに補聴器を合わせていくと静かに言葉がわかるようにできますということなのです。補聴器をその人に合わせるようにしていかないと、これはだめだと言っているのです。その説明がこれないから、こう聞いて、ああ、これは補聴器というのはこんなものだと。いいものを買ったけれども、こんなものだと。でも、ガーガーうるさいし、やめたということになってしまうわけなのです。ぜひこの辺のところはしっかり伝えていく必要があると思うのです。ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

そういうことで、補聴器を合わせるように、患者も医師の診断のもとに補聴器メーカーのほうにしつこくとかいうか、合うまで通うということが必要だというふうに言っています。その辺をしっかりと書いていっていただきたいと思うのです。やはり医師の診断が大事で、補聴器を持っている人は補聴器と同じ単位で行ってもらおうということで、これは何を言っているかという、病院に行ってもレーザーで耳全体を当ててやってしまうので、それだとイヤホンで聞いたのとやっぱり感覚が違うのだということも言っていました。そういう病院ではしっかりした聴力の検査ができないと、自分に合ったものが買えないのだということを言っていますので、その辺もアドバイスをしておく必要があるというふうに思います。

そういうことでありまして、これが前段です。それで、補助のほうにちょっと入っていきたいと思うのですけれども、長く難聴でいると脳の機能が低下してくるということです。機能が低下してしまうと回復までに時間がかかるということなのです。だからできるだけちょっと自分が難聴になってきたな、聞こえが悪くなったなと思ったら早目に補聴器を使うほうが良いということなのです。そういうために補助が私は必要だというふうに思うのですけれども、いかがですか、今までの話を聞いて。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を4時5分といたします。

休 憩 午後 3時51分

再 開 午後 4時05分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁からです。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど川口議員のほうから広報に載せても、ああいうふうな載せ方では意味がない、どのように使っていくべきかということもお知らせの中にしていくべきだというようなことですが、そういったことにつきましては、なかなか難しい。補聴器につきましては、やっぱり医師の診察を受けて、そういったことの中でどういったものがあるかという、また販売業者さんともいろいろなことで話し合いをしながら決めていくべきものであって、なかなか細かいことまで広報の中でお知らせするのは難しいのかなというふうに考えてございます。

それから、買った合わせる個々の耳の状況に合わせてやる制度がないからなかなか使えないのだというようなことも先ほどお話がちょっとございましたけれども、普通の、例えばこれちょっと一つの例になるのですけれども、うちのおふくろもそういうふうな状態になりまして、これ私のところでは医師の診察を受けずに補聴器のほうを買ったわけですが、そちらを購入したら、最低でも一度その場で自分に合うかどうかということに合わせていただいて、その様子をまた2、3カ月後に使ってみてどうだったかというようなことで来てくださいます。その次も、そこでちょっと調整をして、そこでまた2、3カ月後に来てくださいますと、そういったようなアフターケアというのが普通の業者さんで買えばやっていただけるのかなというふうにも思っております。ですから、一人一人の本当に合うように合わせてくれるのだというふうに思っています。それでもやっぱりその人に対してうまく合っていないというのが、なかなか先ほど言われていましたような雑音問題なんか起きてしまうのかなということで、なかなか使っていただけないのかなということもございます。

それと、県内のちょうどある市から購入の助成制度のアンケート調査がちょうど来ていて、今回答えているところで、まだ全部の市町村の回答をしていないので、ちょっとはっきりとは言えないのですけれども、今6月10日現在で中間なのですけれども、ちょっと状況を教えていただきました。県内63市町村でお聞きしたところ、今返ってきているのが57市町村が回答いただいたそうです。それで、先ほども言いましたけれ

ども、助成制度があるというところが1カ所、ないというところが56カ所でございます。この助成制度について知っていたかということなのですけれども、知っていたという市町村が17、知らなかったというのが39でございます。それで、こちらの知っていたという市町村に対して検討したことがありますかというようなご質問もございました。検討したことがあるというのがそのうちの6、検討したことがないというのが11の市町村でございます。このようにわかっていてもなかなか検討までは至っていないというようなことでございます。検討した市町村の中で、ある市でこういうふうな回答をしているのですけれども、「補聴器は医師の診断のもとで長い時間をかけて自分に合うものを見つけ、またその使い方について高齢者自身が理解する必要があり、購入助成によって購入に対する問題が全て解決するわけではない」というようなことで、その助成には至らなかったというようなことがございます。まさにそのとおりなのかなというふうに思いまして、先ほど言った全国でも21の自治体が助成をしているということで申し上げましたが、その中でも大体2万円か3万円の助成ということになります。その添付資料の必要の中にやっぱり医師の診断書というのか意見書、そういったものは費用もかかってきますので、それを差し引きますと、余り実際に助成になっている額というのは少ない額なのかなと、そういったこともあってなのかなと。

また、鳩山町のほうでも、前の吉本議員さんの質問のときもお答えさせていただきましたが、28年度まではこの制度を鳩山町で実施をしていたのです。それが29年度からはやめてしまった、そういった状況もございます。いろいろなこともございますので、今のところは助成については考えていないというような答弁をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっと補聴器はきちんと調整すれば、かなりの人が聞こえるようになるのだということなのです。ですから、この中にも書いてあるのですけれども、100%は、これはできないのですけれども、どうしても無理な人がいるらしいのです。でも、かなりの人は補聴器の調整で聞こえるようになると、ガーガーいっていたものが、聞こえるようになったなというふうになるらしいのです。ヨーロッパでは補聴器の調整をする専門の医者があるらしいのです。日本は、そういう面でそういう医者は聞いたことないでしょう、いないでしょう。そういう面で、日本が低いとい

うのも私はあるのではないかなというふうに思うのです。

それで、ちょっと角度を変えて聞きたいと思うのですけれども、難聴になると、鬱や認知症になるということで、これは広報にもこう載っています。仮に認知症になった場合には、介護保険、あと本人負担も出てきます。これどのくらいふえてしまうのかわかりますか。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

介護保険の場合は、認知症だから違う病気だからということでなくて、認知症になってその方の介護度というものを認定調査して審査会にかけて介護度が決まりますけれども、その介護度の重さによって保険のほうの費用というのが変わってきます。例えば利用者の負担割合が1割の方が利用した場合1カ月の費用ですけれども、例えば要支援2というふうな判定をされた方なのですけれども、この方は緩和型サービスということで総合事業を使っていた場合、居宅サービスを訪問介護、週3回で1カ月ということになりますと、約3万円の費用がかかります。公費分が約2万7,000円、自己負担分が約3,000円、それから居宅のサービスの通所介護、デイサービス等、こういったものを週2回利用した場合、これが約2万7,000円、公費が2万4,300円で自己負担分が2万7,000円という形になります。この食事代等は、またこれのほかに別途かかります。

それから、もし要介護中程度で要介護2の方がそういった居宅のサービス、訪問介護を利用した場合、約4万8,000円かかります。こちらは公費分が約4万3,200円、自己負担分が4,800円、それから居宅サービスですけれども、これが地域密着型通所介護ということで、これも週2回利用した場合、約7万円かかります。公費分6万3,000円、自己負担分約7,000円、こちらも食事は別途でございます。

それから、例えば施設、要介護2の方が認知症対応型のグループホームを利用した場合でございますけれども、約29万円ほどかかります。公費分が約26万1,000円、自己負担分が約2万9,000円、これにプラスとして、また食費ですとか居住費等がかかってくるということでございます。

それから、また一番介護度が重い要介護5の方が認知症対応型グループホームを利用した場合は約30万5,000円、公費分が約27万4,500円、それから自己負担分約が3万500円、それに食費と居住費が別途必要になると、このぐらいの費用がかかってくる

と。これはあくまでも一般的でございますので、全てが同じということではございませんので、その辺についてはご了承いただければというふうに思います。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっと書き切れなかったのですが、後で細かい数字をお願いしたいと思うのですが、いずれにしても、認知症になるとお金がかかってしまうと、要介護5で30万5,000円ということで大変なお金になってしまうと、ここまでいってしまうと。

それで、社会的負担というか、そういう方はいろんな経験をされて、認知症にならなければ社会に生かしていただける方々です。そういう点でももったいないというふうに思うのです。いかがですか。そういう方を認知症にできるだけさせないように町は努力すべきだと思うのです。QOLを下げない、難聴になったって生活の質は嵐山町では維持できるのだと、そういう町をつくっていくべきだと思うのですが、課長ではちょっとだめなので、町長か副町長、お願いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきますけれども、議員さんおっしゃるとおりでございます。何しろ五感ですから、人間の生きていく一番基本中の基本のところですから、何としてもそれが正常な状況で長く続く、これが一番ですけれども、これなんかもそうですけれども、こういうものをかけなければ正常なところに合わせられないというものについては、そういうことできることはやって、しかもおっしゃるように認知症というのは国の中で一番難しい対策の一つになっているわけですので、できる対策というのはやるべきだというふうに思っております。ただというところが、いろんな形の、耳の場合には助成制度、補助制度というのが進まないというのは難しさというのがあるのだと思うのです。議員さんおっしゃるように、いろんなところの難しさがあるので、なかなか一律にいかないのではないかというふうに思っております。しかし、基本はそういうものにできるだけ手厚くいろんな形でこうできる、これが理想だというふうに思っています。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ぜひそういう方も安心して暮らせるような嵐山町をやっぱりつくっていくべきだというふうに思います。昨年の12月議会で吉本議員が、私がこの

半年これでやったわけですがけれども、これから私にすれば第1回目の質問ですので、補助制度はこの程度で終わらせておきますけれども、ぜひ考えていていただきたいというふうに思います。

磁気ループの問題なのですけれども、答弁でもありましたように、床に輪のようにはわせて、私は普通のコードのように見えたのですが、それで磁気を発生させて聞くということなのです。こういう集団補聴というらしいのですけれども、集団補聴システムには磁気ループ、磁気ループというのは日本だけの呼び方で、ヨーロッパ、アメリカとかはヒアリングループというらしいのです。それはいいのですけれども、磁気ループ、赤外線、FMというそれぞれの方式があるということなのです。赤外線はどうしても短所があるのだと、人が通ると光を通さなくなるので聞こえなくなると。だから、人が全く座ったような場所だけだったら意味があるのですけれども、嵐山町のような施設では後からおくってくるような人がちょっと通っただけでその瞬間だけ聞こえなくなるといことが考えられますので、この赤外線方式は余りよくないのではないかなというふうに思います。

それから、FMはろう学校なんかでよく使っているらしいのです。ですので、ある程度の性能といたしますか、よく聞こえるのだと思うのですが、何か貸し出しができるように調整をして聞かせるわけにはいかないのだということなので、ちょっと私も詳しいのはわからないのですけれども、FMもちょっと限界があるみたいなのです。そのために、磁気ループが今普及をし出しているということなのです。

近隣ではどこが使っているのかなと、我々の仲間にも聞いたのですけれども、川越で使っているのです。川越の人に聞きました。市役所の中の障害者課だか部だか、そこに来た人は障害者ですから、いろんな障害を持った人がいるわけですがけれども、耳の難聴な方はそこに来た場合には、磁気ループもセットされていて常時常設だということなのですけれども、イヤホンをしてそれで会話をするというふうになっているのだと。

それから、施設への対応については貸し出しをしているという、こういうことなのです。私も鳩山のときに実際にやってみましたので、聞いてみました。こっちの耳で磁気ループで聞いて、右の耳はスピーカーからの音が、どうしてもスピーカーからの音が私の場合大きかったので、こっちのほうがよく聞こえてしまったのですが、磁気ループは大変澄んだ音でまざりつけのない、どうしてもスピーカーはノイズが発生し



ますので、難聴者にはノイズも含めて聞き取りにくいのだと、壁にもはね返ってきて聞き取りにくいのだということなのです。ですから、この前にスピーカー、いいスピーカー一つければいいという話を課長がしていたのですが、いいスピーカーをつけてもだめらしいのです。

そういうことで、壁にはね返る、スピーカー自身のノイズが入るということで、難聴者にとってはどうしてもこの集団補聴というものを使わないと、聞き取りにくいということなのです。そういうことで、難聴者も町の行う講演事業、こういうものに積極的に参加をしてもらうということは大変私は大事なことではないかなと思うのです。まずその考え方だけちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、やはり高齢化が進む中、介護予防、健康増進の取り組みとしては、難聴の方が外出しやすい環境をつくることは重要なことと考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） なるほど、そうです、重要なことです。

東京都は、福祉のまちづくり条例というのがあるのですが、そこには客席のある施設の改修や新設の際に集団補聴システムの設置が義務づけられたという、これ条例でつくられたということなのです。ですから、まだ日本も本当に緒についたという段階だと思うのです。川越でせいぜいやっている程度ではないのですか、近隣で。どこかやっているのはご存じですか。ご存じですか、ああそう。ちょっと、ではどこでやっているか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

県内で磁気ループを導入している市町村もしくは県の施設は全部で20カ所になっております。近隣の自治体ですと、先ほど議員さんがおっしゃられました川越市役所、それから川島町役場、それと所沢市、北本市、桶川市、熊谷市等、近隣ではございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。狭山も半年前のときに課長のほうに質問したときは狭山の件で質問したのですけれども、多分狭山も入っているわけなのですが、ちょっと集計の時点がいつの時点だかわからないのですけれども、なるほど、まだ全体としてはそんなに多くはないということです。ですが、難聴者は先ほども嵐山ではおよそ2,000人超という、計算上はそうなりますから、そういう方も生きがいを持って、また町の講演事業を聞いてもらうということをしてもらう、それも大事なことだというふうに思うのです。

川越で値段は幾らぐらいしたのですかということを聞きました。60万円だということでありました。1回60万円を買えば、まず1台買って補聴器何台分か用意をして、それで貸し出しをしていくということが私は大事ではないかなと思うのですが、ちょっと課長返事しないというから、いいですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 具体的にちょっとわからないので、勉強不足で大変申しわけないのですけれども、その60万円のがあってどういうものをどれだけ用意したら何人分できるのかというようなことだとか、あるいはそれが移せるものなのかとか、固定するとそこだけなのかとか、あるいはいろんなところで集会をやるわけですから、そういうところがいろんな会場に持っていけるというのか、どんな形になっているものなのか。あるいは、ループと言いますけれども、コードだけそこに張れば済むものなのか、そのところにほかの何かを持ってこなければいけないものがあるのかとか、ちょっと大変勉強で申しわけないのですが、そういう使い勝手というものがどんな形になっているのかというのもほかのところで行っているところがあれば、また勉強してみたいと思っていますけれども。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私が鳩山に行ったときには、ワイヤレススピーカーを受信できるスピーカーであれば、そのスピーカーの裏側からその人がつかないでぐるっと回して、このくらいの部屋だったかな、人数分だったかな、回して、それでできてしまうのです。その方はそういう知識を持っているからなのでしょうけれども、ワイヤレススピーカーの裏面を使えばできるらしいのです。実際できているのです、それで。常設型と持ち運びできる型、両方あるということで、川越市は貸し出し用は持ち出しが

できるものを持っているということなのです。この部屋の大きさによってコードの長さも当然違ってきますので、それは長くなれば長くなるほど負担はふえますけれども、単なるコードですから、そんなには負担にはならないのではないですかということを書いていました。

イヤホンのほうは、ちょっと私も聞いていないので、鳩山のときには5、6人分持っていたのかな。7、8人分あったのかな。もっと人数いたので、耳の悪い人が優先でしたので、私わざわざ借りに行って聴いて、「ああ、よく聞こえるんですね」で返してしまいましたので、そのぐらいということです。値段が幾らかというのはそっちは私は聞いていません。全体で60万の中に入っているのか入っていないのかわからないのですが、ぜひこれ川越と川島でやっているということですから、ぜひこれ聞きに行ってくださいと思うのです。これは嵐山でも使えるなということ、確かに町長おっしゃるように聞きもしないで設置するというのは、60万円もかけてやるというのはいかなものかと思しますので、それはぜひそういうことでやっていただきたいと思うのです。今の町長の答弁で、これはいいということでしたと思います。

次、移りたいと思います。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 子育て支援について、医療費無料化を18歳までにする考えについて伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは小項目（1）の答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目2、（1）につきましてお答えいたします。

こども医療費の助成の対象を18歳まで拡大する考えにつきましては、窓口払いの廃止により医療費の助成額が増加している状況の中、さらなる財政負担を伴うこととなります。そのため、今のところ拡大の考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですね。埼玉県内で、今入院で18歳までやっている自治体が20自治体、通院では17自治体になっていると、広がってきているということなのです。市レベルでは深谷市、北本市、熊谷市が、深谷市は17年10月から、北本市は昨

年の10月から、熊谷市は昨年1月からということで、もう18歳まで広げてきているということなのです。近隣では、滑川町はもう随分前からですけども、東松山もこの10月から始めるわけです。子育て支援の一環として18歳まで拡大をすると、こういうことです。それは確かにふえますよ、負担は。負担はふえますけれども、今までのアンケートをとってみても子育てにお金がかかり過ぎる、これがいつも1位ではないですか、1番ではないですか。恐らく今とって、そういうアンケートが1番になると思います。これが、お金がかかり過ぎるといのが子どもの増加につながっていかない、一番の桎梏になっているということだと思うのです。ですから、そこは町ができるだけ応援をしていこうと、そういう姿勢が私は大事だと思うのですけれども、今の私ちょっと聞いていて、何ですか、これはという感じで受けたのですけれども、そういう子育てをお金がかかり過ぎるとい、そういう声に答えようというお考えはないのでしょうか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 川口議員さんがおっしゃいますように、今県内の自治体で3割ぐらいの自治体が18歳まで医療費の拡大をしております。比企郡内では、唯一滑川町だけが18歳まで拡大ということで町村ではやっております、ほかの町村については、まだ中学生まででございます。

川口議員さんのおっしゃるとおり、流れとしては18歳にというのが徐々にですけども、なっているというのは承知をしております。嵐山町でも平成27年度から窓口払いの償還払いから現物給付にしたところによりまして、大分医療費のほうは上がっております、その段階で。平成26年度のときがまだ償還払いだったのですけれども、そのときは大体3,700万ぐらいでした、総額が。今30年度のこども医療費の総額が4,700万です。償還払いを廃止をして現物給付にして、おおむね1,000万ぐらい上がっています。

なおかつ、また今度18歳までに拡大をすることになりますと、ちょっと試算をさせていただきますと、近隣で今18歳までやっているのは滑川町と越生町、寄居町、この辺が18歳までの医療費の拡大をしています。嵐山町では、今15歳から18歳までのお子さんの数が平成31年度ですと、452、おおむね450人ぐらいおります。この方は、大体1人当たり1万8,000円ぐらいが近隣でやっている町村の高校生まで延ばすときにかかる1人当たりの医療費なので、それで計算しますと、18歳まで延ばすと800万

ぐらいがさらにかかってくるということでございますので、償還払いを廃止して1,000万がふえ、また、ここで18歳まで拡大して800万ふえるということでございますので、なかなか財政的に、ほかにもいろんな子育ての政策やってございますので、今のところは18歳までの拡大は考えていないという現状でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 岩澤町長に伺いたいのですけれども、岩澤町政では18歳までの医療費無料化は考えていないという、そういうことで町政を進めているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 子育て支援ですから、できるだけいろんな形に町としてできれば拡大をしていきたいところであるわけですが、今、課長から答弁したような医療費に関しては、そういうような形の推移。まだ動いているわけです。

そして、子育て支援、要するに医療費18歳の助成という、ここだけではないわけですね、子育て支援は。そして、いろんな形で給食費が無料になります、小さい子どもたちをいろんな形で遊び場をつくり、相談箇所をつくり、家庭への手を伸ばします、足を伸ばします、いろんな形の子育て支援、子どもたちを応援するやり方というのはあるわけですし、嵐山町でやっているのは、例えば駅の上のところなんかは隣の町からも大勢来ているというのは、隣のそのところはまだ不足しているのだと思うのです。だから、うちのほうに来る。

それから、今度この健康増進のところにできたものについては、相談業務をこのところに1カ所に集めて、それで妊娠、出産、そこの一番最初のところの相談からできていって、子どもたちの遊び場もできて、それでお母さん方が一緒に相談もできる、遊び場もできるというようなこともこのところできる。

それから、学校、学齢期になった者については、スクールパートナーというようなものを嵐山町では設置して、そして学校の先生がなかなか家庭まで届きづらいというようなところを町でお願いをした職員の人に行ってもらって、相談業務に当たっていただいている。そういうような別の形のを嵐山町では、ほかでやっていない部分のものも嵐山町でやっている。ですので、子育て全般を考えていただいて、嵐山町ではどこのところの子育てのこの部分が一番必要なのではないかと、このと

ころを強くしたいとかというのを教育委員会等とも相談をしながら事業展開をしているわけでありまして、そのこのところも、ちょっとほかのところもご理解をいただいて、お話をさせていただけるとありがたいというふうに思っております。これはやらない、あれはやらないとかということではなくて、これもやりたい、あれもやりたいわけなのですけれども、その前にこれをやっている、こっちもやっている、今年これを始めましたというような形で、子育て全般について嵐山町ではこれが必要だろうというようなことをそれぞれの担当が教育委員会と連絡をしながら進めている、こういうことでございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。安倍総理が2017年、平成29年の総選挙のときに少子化が国難だと、こういうことを言って解散したわけです。これ今も変わっていないわけです。ですから、日本全国が子育て支援を一番強めなければならないわけなのですけれども、まだ20自治体、埼玉県内で。もう少し多かった、ちょっと今、それは後で聞きますけれども、まだそんなに多くないですね、埼玉県内では、そういう状況で、嵐山町もそのおくられているほうの中に入ってしまったということですから、これはやっぱりまずいなというふうに思います。

私と渋谷議員がよく提出して、私も賛同して、今回も出しますけれども、補正予算の修正動議、今回も出しますけれども、そこでも大体820万ということで出しています、我々も計算をして。きょうも稼ぐ力だと、町長もこの前のラベンダーまつりのイベントのときにお話ししていましたが、嵐山町は稼いで町民に還元しないのか、私はそれ一番思いました。稼いだらどういう形で還元するのかというのを稼ぎっ放しではまずいのではないですか。町民に還元してこそ意味ある稼ぐ力になっていく、そうだと思うのですけれども、町長はやりたいということではまだ理解できる答弁だったのですけれども、稼ぐ力が本格軌道に乗ったら、ぜひこれやるようにしていただけないですか、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどもお話をしましたけれども、いろんな形の助成制度というのを拡大をどんどんしたい、そして子育てをさらにやりやすい状況にしたい、そして相談業務、先ほども話ありましたお母さんの子育ては大変なのだ、相談もというようなことで全般にそういうようなことをしたいわけなのですけれども、それには今おっしゃる稼

ぐ力、町にそういうような形のものがないことには、お金を出すことができなくなってくるわけですので、今回ラベンダーについては、そういう形で取り組みをして、稼ぐ力ということで、町が仕掛けをする、そしてそのところでいろんな形で関係、かわっていただいて、それぞれ稼いでいただく、稼ぐ力を強くしていただく、そういうようなことです。

それから、町で直接といいますか、その協議会のほうからお金は出るわけですが、ラベンダーは1カ月つきり花は咲かないわけですから、そのときにお客さんに来ていただいて、入園料、見学料という名目でいただくお金、それをラベンダーの花園維持管理、手入れをするのにも、もう冬の12、1、2くらいですか。やらないだけで、草はほかのとき生えますから、そうすると、もう10カ月近くやらなければいけないということを逆に考えますと、その1カ月間で上げた収入というものを10カ月間かけて雇用の場がそれだけできるというふうに考えていただくと、また違った展開になるのかなと思うのです。

10カ月間は、あそこのところは草ぼうぼうであったところなわけですが、そのところを手入れをする、それでそのところにかかわっていただく人は冬の3カ月間を抜いて、ほかのときにはあそこのところを働く場として提供ができ、そのところで活躍できる、そういうような状況もできる、これがまさに稼ぐ力を少しずつこういうふうに広げていくわけでありまして、町で仕掛けたものをそういう形で活用していただく、そして町もそういうものを応援をしていただく、そして稼いだものをそれぞれの皆様の形に変えて使っていただく、これが町が元気になる一つの方法ということで、進めてきておりますので、それらを含めて子育て支援、あるいは高齢者対策、そういうようなことからこういう事業を展開している、そういうことでございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。ちょっと岩澤町政では18歳までの無料化というのは先が長いなというふうに思わざるを得ません。議員が積極的にこれ今回も修正動議出しますので、ぜひご賛同いただきたいと。そうでないと実現しない、そういう感じを受けましたので、ちょっとこの場でよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 中部資源循環組合についてです。

(1)、新年度予算の総務費が昨年より507万円ふえています。理由を伺います。

(2)、技術支援業務委託料1,190万円、事業者選定支援業務委託料、今年が1,420万円、昨年は3,000万円でした。用地取得支援業務委託料1,089万円とはそれぞれ何でしょうか。また業者名について伺います。さらに、委託に頼るのではなく、スペシャリストの職員を育てる計画はないのか伺います。

(3)、建設費、運営費を合わせた額が457億円です。こんな高額なのはなぜなのか伺います。

(4)、附帯施設はどんな施設か、また各行政区の負担割合はどのくらいになるのか、伺いたいと思います。

そして、最後の(5)、できるだけ燃やさないようにしようという議論はしているのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

新年度予算の総務費増加理由としましては、人事異動に伴う人件費関係で給料、職員手当等、共済費の増加、それから、使用料及び賃借料の増額が主な理由でございます。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。技術支援業務委託料につきましては、新ごみ処理施設建設及び周辺整備に係る助言等を行う業務に係る委託料でございます。一般財団法人日本環境衛生センターと契約をしております。

事業者選定支援業務委託料につきましては、(仮称)埼玉中部資源循環センターの整備・運営に係る事業者選定において、民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律の規定に準じて実施するDBO方式による事業者選定手続及び契約に係る支援を実施すること及び周辺関連施設の整備内容検討に係る支援を実施する業務に係る委託料でございます。株式会社日建技術コンサルタントと契約をしております。

用地取得支援業務委託料につきましては、(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業のために必要な用地取得のあっせんについて必要となる事務に係る委託料でございます。埼玉県土地開発公社と協定書を締結しております。



また、埼玉中部資源循環組合では、各構成市町村に対して配属後の業務内容に精通する職員の派遣を依頼し、派遣された職員は業務に当たっております。専門性の高い特殊な業務につきましては、外部委託により効率的な業務遂行を心がけているとのことでございます。

続きまして、(3)についてお答えをさせていただきます。基本設計(案)に記載されている概算事業費につきましては、メーカーヒアリング及び環境省の手引をもとに算出されているものとの説明を受けております。

続きまして、(4)についてお答えをさせていただきます。附帯施設に関しましては、各構成団体の負担割合も含め、副市町村長会議で現在検討しているところでございます。

続いて、(5)についてお答えをさせていただきます。可燃ごみの減量化は、構成団体が個々に取り組むべきものと考えております。嵐山町といたしましては、今後も環境負荷の低減や処理費削減に直接つながる可燃ごみの減量化に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) (1)の答弁が、人事異動に伴う人件費関係で、給料、職員、共済費の増加、使用料及び賃借料、507万円ですよ、こんなに上がるのですか。これ人数は同じなのでしょう、4人なのでしょう、職員は。昨年4人と書いてあって、今年書いてないのですけれども、人数は同じなのでしょう。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

人数は変わっておりませんが、半数が交代していると、各構成市町村からの派遣で職員が構成されております。交代している職員の給料、人件費でいうと増額分が241万5,000円の増。特に事務局長が再任用職員から現役の職員にかわったというところもございませう等々で、給料と職員手当、共済費合わせて全体で人件費が241万5,000円の増という内訳でございます。

それから、使用料及び賃借料につきましては、こちらが全体で223万2,000円の増ということで、一番大きいのは電算機器等のリース料、事務所で使いますパソコンの当初買い取りだったものが、60月のリースをするという予算でございまして、パソコン

8台、それからサーバーですとか関連する機器のリース料として、こちらのほうが173万円、これだけで増でございます。

それから、複合機のリース料、これも使用料及び賃借料の中でも大きな増の中身でございまして、こちらがコピーの枚数に応じた額ということで、説明会の資料等、カラーで見やすく印刷するという場合を想定して、実際に枚数が多くなればそれなりに複合機のリース料もふえてくるということでの増額の予算というような説明を受けております。

以上でございます。

---

#### ◎会議時間の延長

○佐久間孝光議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

---

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですね、随分上がったものだなというふうに思います。ちょっともう少し調査したいと思いますので、これはとりあえず一旦置いておきたいと思います。

技術支援業務委託料は、今年のスケジュールをこう見てみると、平成31年度、用地交渉取得というのが黒くなっている、これ実施しますよと。それから、ごみ処理施設本体、事業者選定手続、これは事業者選定委員会がつくってやっている、そういうところですよ。それから、附帯施設事業規模負担割合、これがそういう黒くなっている。それから、附帯施設基本計画事業方式というのがあるのですけれども、この技術支援業務委託はの中でどこに入るのですか。入らなくてもいいのではないですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

技術支援業務委託でございまして、こちらは現在、埼玉中部資源循環組合が計画をしております一般廃棄物処理熱回収施設等の整備事業、これの技術的な助言等を行うというのが、ざっと言うところ、そういうことで、そういった事業を円滑に行うための支援を行うという中身でございまして、スケジュール管理であるとかをはじめ、資料の作成も含めて専門的な部分、そういった技術的な支援を行う、そういう技術的な

情報提供や助言を行うということで、こちらを経験の豊かなというか、そういった経験の実績のあるところに発注して、専門性の高い技術的な助言をいただきながら事業を進めるという内容の委託でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これ基本計画をつくるとかそういう段階だったらわかるのです。だけれども、平成31年度はないではないですか、そういうのが。ないのです。それなのに1,000万円です。このふっかけられようです。皆さんも真剣にやってくださいよ、本当にこれが必要なのかということ。きょうはこの程度にしておきますから。

次に、事業者選定支援業務委託料、これについて、これ昨年3,000万円だったのですが、補正予算を見たら100万円近く使ってはありましたが、2,900万円くらい返っていました。100万円何に使ったのだらうなって、会議が開かれていないのに。そして、今年が1,420万円だと。昨年のごみ処理施設だよりを見ますと、事業者選定業務は、その事業費は合計で4,500万円を予定していますということなので、今年の1,400万円というのは、ほんの一部なのだろうなと思うのですけれども、そういうことでよろしいのですか。では、一問一答だから、ちょっと先に。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

先ほど議員さんのほうから補正で減というお話がございました。30年度の2号補正で2,921万円の減額補正を行っております。あわせまして、その2号補正の際に債務負担行為の変更、補正も行っておりまして、期間が平成30年度から32年度までの期間で、限度額2,640万円という債務負担行為の補正を行っているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ですから、会議をやっていないのです。事業者選定委員を、今年やったのでしょ、やったの、やったのですか、渋谷議員の質問で。今年やったのだったら、この負担が出てくるのはわかるのですよ、100万円近く使っているのだから、これ何に使ったのかということなのですが、わかりますか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 細かいところをこうだというふうな答え方ができないかもしれま

せんが、今年度4月と5月だったでしょうか、会議を開いているということで、当然会議を開くための準備は着手しているということで、実績に応じた支払いを30年度中に行っているということではないかというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そういう答弁が来るなと思っていましたけれども、そういうことでいいのですね。では、後できちんと確認しておいてください。

それで、4,500万円だということで、今年1,420万円というのはまだ後で4,500万円だから、3,000万円超のお金の負担がまだ発生するという、そういう理解でよろしいのですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 先ほどもお答えさせていただきましたが、債務負担行為の限度額が2,640万円ということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今2,000何万って言ったよね、去年が1,500万円だから2,000何万で、そんなに合わなくもないのかな。課長も今年ついたばかりだから、ちょっときつい質問になってしまって悪いのですけれども、ただ問題が多いところなので、課長だったらきちんと見られるから、そういう期待もあって私はちょっときつく聞いているので、いいです。では、ちょっと後で調べておいてください。

用地取得支援業務委託料1,089万円、これには用地取得には専門的な説明が必要となるため、その知識を持つ業者に説明の補助を委託する必要があるということで、昨年のごみ処理だよりで答弁も同じような答弁だったのかな、そういうことでいいのですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 そのとおりでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それで、ちょっとまちづくり整備課長に伺いたいのですけれども、駅西の買収を今やっていますよね。これどこか業者委託しているのでしょうか、

誰がやっているのですか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅西の整備事業におきましては、調査につきましては業者委託をしております、  
用地交渉につきましては職員のほうでやっているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) その調査、今費用を聞いてもわかるかな、わからないかな。

およそでいいですけども、もしわかれば。ああ、時間食ってしまうか、いい、ちょっと時間ないから、いいや。

○佐久間孝光議長 よろしいですか。

○9番(川口浩史議員) いいです、後で。

○佐久間孝光議長 では、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それで、専門的な知識が必要なのだということを言っているのですけれども、これ買収までやるわけです。嵐山では職員がやっているのです。職員ができるわけです。わざわざ業者に1,000万円以上のお金をかけてやらなくても、調査だけは必要でしょうね、どのくらいの鑑定になるのか、それは。そこだけでいいのではないですか。ああ、課長に怒ってもしようがないね。そうでしょう。これこんな無駄なことをやってはだめですよ、いかがですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 埼玉県土地開発公社と協定を結んでこの用地買収について支援をしてもらおうと、こういう予定だということでございます。埼玉県土地開発公社は用地買収に当たってのさまざまな知識、これまでの経験、そういったものが有効だと、この事業の用地買収は当然組合が実施するわけですけども、それにとって有効だということで専門的な知見がある公社に委託をする、そういう協定を結んだということでございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ですから、嵐山町の職員が特別優秀だというわけではないでしょう。吉見の職員だってあそこに優秀な職員を派遣しているのだって書いてあったのではないですか。説明したでは、答弁したではないですか、優秀な職員を。優秀な職

員がいて、それで1,000万円もかけるようなことをやっています。鑑定ぐらいに抑えておいて、買収は職員にやってもらうようにすべきです。嵐山町ができていますから、吉見のあそこの中部の組合の職員ができないわけがないのです、そうでしょう。それちょっとこれから言ってください。いかがですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 今申し上げたとおりでございまして、そういう予定で進んでおるわけでございます。必要な予算を、この中部の議会の議決をいただき、そして事業を執行していると、こういうこととございまして、議員さんが疑念を抱かれていますような、どうして職員ができないのかと、これは次の副市町村長会議のときにそれは聞いてみたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を5時15分といたします。

休 憩 午後 5時05分

---

再 開 午後 5時15分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の再質問からです。どうぞ。

○9番(川口浩史議員) やはり職員の質を高めていくということが、これからの焼却場の関係でも、何でも委託すればいいというものではないと。職員が設計できるように、そういうふうで育てていくということが私は必要だと思うのです。そういう考えがこの中部資源にはないのでしょうか、ないわけですよね。何でも専門性の高い特殊な、何でも専門性の高い特殊だ、業務だと、外部委託だと、これでは育たないです。いろいろ研修にも行かせて苦勞もしてもらおうと、そこでノウハウをつけてもらう、スキルアップしてもらう、それが必要だと思うのですけれども、そういう職員を育てていくのではないかとというようなことをぜひ話し合っていたらいいと思うのですが、いかがですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 議員さんのおっしゃるとおりでございまして、今嵐山町からも職員が2年目になりますけれども、派遣をしております。いろいろ経験していることもお話を伺いをする機会がございまして、非常に町の一つの課だけでは経験できない

ろんなことを経験させてもらっているなというふうに感じました。そういう意味では、本人にとっても非常に将来にとってはいい財産になるのではないかなというふうに思いました。

ただ、限られた時間に大きな施設をつくっていく中で、当然専門分野については、外の知見のあるシンクタンク等に委託を出していくというのは、これは当然のことでございまして、自分たちでできるものは自分たちが実施をする、専門性の高い、外に外注を出した方がよりよい効果を得られるもの、成果が得られるものについては外に出していくと、そういった考え方で事業を実施しているのだらうというふうに思います。職員の研修といいたいまいしょうか、派遣している職員のことについては、議員さんおっしゃられるとおりでというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ぜひ専門性の高いスペシャリストの職員を育てていって、余りふっかけられないようにしていただきたいと思います。

457億円の問題なのですが、メーカーヒアリングと環境省の手引でこうなってしまったという、こういうことです。もちろんこれは契約金額ではないですから、契約の段階では下がるのでしょうかけれども、しかしその下がるにしたって、もとが高いと大した下がりはないだろうかと、そういう予想がついてしまいます。これ渋谷議員が議会報告で出しているものを大野議員と佐久間議員と、あと町長も行ったのですか、船橋北部清掃工場の、この金額の差をまとめて出していますけれども、船橋北部清掃工場では焼却炉が3炉だと、1日381トン。こちらは焼却炉2炉で228トン、金額はというと船橋が149億円で中部資源のほうが202億円だということなのです。

運営費、船橋は15年ですけれども90億円、中部は20年で131億円だと。何でこんなに高くなってしまふのかということ、船橋まで下がるのですかと、競争が働いて。こんな高かったら、457億円だなんていう金額でやっていたら、下がらないのではないのですか、船橋並みに。船橋が1年だか2年前にできたということなので、それから見ても若干上がっているでしょうけれども、その上がり方以上に高い金額で中部は契約することになってしまうのではないのですか。私は大変危惧します。これ9市町村民の大事な血税を使ってやるわけですから、補助金も入りますけれども、そこをしっかりと見ていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 熱回収施設、当初の数字は137億円でした。それが平成30年3月の施設整備基本計画になりましたらば、議員さんがおっしゃられる数字になっていると。この計画案が示されたときに議員さんと同じような、私も随分ふえたなというふうに感じましたので、質問をいたしました。そうしたところ、メーカーアンケート、当時のトン当たりの単価と今整備されているトン当たりの単価とこれだけ上がっているのだと、そういうふうなご説明でございました。

それについては、これからさらに内容を吟味をして、そして競争入札によって発注をしていくということでございますから、我々としてはできるだけ金額が安くしてしっかりしたよい施設ができるというふうな、そういうところを期待をしております。金額については、同じような感じで私もその数字を見ておりました。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 反対している議員が願いますというのは変なのだよ。地域住民が納得しないでしょうね、こういう高い金額から今これだけ上がっているのですよというようなこと言っても、そういう金額になってしまったらもっと怒り出すというふうに思います。そこをきちんと見られるのかどうか、余り当てにはしませんけれども、きちんと見るようにしていただきたいというふうには思います。

附帯施設について伺いたいと思います。副市町村長会議で検討しているところでございますという、たったこれだけの答弁なのですが、何ができるかというのは何にもまだ決まっていないということではないのでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 附帯施設については、本当に長い間、関係をする副市町村長で議論をしまりました。いろいろ意見の違いがございまして、まだこの結論に至っていないと、こういう段階でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 負担の割合について、そうすると全然話し合いもしていないということなのですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 一番構成市町村で意見が違うところは、その部分が非常に隔たりが



ございます。それはどういうふうな考え方に基づいてかということ、やはりそれぞれの市町村にそれぞれの議会があり、それぞれの市町村民がいるわけでございまして、果たして理解が得られるのかどうなのか、そういったところがポイントになっておりまして、要望、要求、地元から要請をされている施設と。ああ、これだったら十分地域に、町に帰って説明ができるものだと、そういうところでございまして、そのところに隔たりがあると、こういうことでございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) とはいえ、負担割合の嵐山町のスタンスというものを持っていかないとだめだと思うのです。嵐山町民が吉見町に施設をつくった場合にどのくらいの利用があるのか。やはり距離に比例して利用状況は反比例するというふうに思うのです。例えば私のちょっとどこかに置いてしまったのですけれども、5キロ以内はどのくらいの負担割合だと、そこから10キロまでは幾らだと、10キロ超えたところというのはまた負担率が下がっていくという、そういうのが公平性が保てると思うのですけれども、いかがでしょうか、この考えは。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 まさにそのとおりでございまして、内容、嵐山町の考えはお話がしてございます。それは、まだ結論が出ていない段階で、その議論した中身が隔たりがあるものは隔たりがあるように正副管理者会議に上げて、またご指示をいただこうというふうなことになっておりまして、町の考え方については述べておりますけれども、それについてはここで発表するといいいましょか、ご回答するのはちょっと遠慮させていただきたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。ぜひそういう考え方で公平性を持った、負担割合の少ないものにしていくべきだというふうに、それを強く主張していただきたいと思います。

吉見町の小宮議員というのが吉見町の全員協議会の中で……

○佐久間孝光議長 発言の途中ですが、川口浩史議員に申し上げます。

一般質問の持ち時間、5分を切りました。どうぞ。

○9番(川口浩史議員) はい。負担をしたくない市町村は抜けてもらいたいと、こう言ったというのです。小宮議員というのは中部資源循環組合議会の議長もした方です。

もう大物ですよ、だから。そういう方は、何も負担をしたくないというのは、これは公平に負担をなんて小宮議員が言っているわけではないのです。吉見町はできるだけ出したくないと、ほかの市町村で出してくれと、そういう意味を込めて、これ言っているのです。いかがですか、こんなことを言われて腹立ちませんか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 誤解があるといけませんので申し上げておきますけれども、施設を吉見町さんで受け入れてくれると、そのことによって地域が望むもの、こういったものが欲しいのだというものについては、その建設を負担することについては、これはどこの市町村もそれはそうだろうと、そういうことなのです。ですけれども、施設を運営する運営費、運営費は誰が使うのだと。そうすると、受益者負担の原則に立てば当然負担の割合というのは定まってくるだろうと、そういうことでございまして、運営費について、それぞれの構成市町村の意見が一致をしないと、建設費については一致をしておるわけでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 建設費も運営費も同じですよ。小宮議員が言ったこの一言を、吉見町はできるだけ出さないで、他の市町村で応分の負担をして附帯施設をつくりましょうという、これが嫌だったら抜けてもらいたいと言っているのです。だったら抜きましょうよ。こんなことまで言われて、ついていく必要はないですよ、そうでしょう。町長、いかがですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

委員会のほうでは、肅々と建設に向けて議論を進めているということでございます。その中で、先ほどただいま副町長が申しましたように、意見の相違部分はあると、こういうことでございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) こういうことを言われて、そこについていくというのいかなものかというふうに思います。向こうから抜けてもらっているのだから、大物議員が。ふざけるのではないという気持ちを少しは持ってもらいたいと、そう思います。

できるだけ燃やさないようにということで、これが米の輸入米を最低限度に抑えるという、その表現としてミニマムアクセスという言葉を使っています。最低限の、そういうものが、この中部資源の焼却場のあり方としても私は必要だと思います。それ以上のものは各市町村でやっていくべきですけれども、こんな最低のものも決めないわけでしょう。そんな焼却場をつくろうというのですから。1軒が、うちのほうは燃やし放題なのだと言ったら、そこから引っ越してきた住民は、なんだ、こんなに分別するのかと、厄介でしょうがないではないか。壊れますよ、嵐山町のこの分別体制が。そういう最低限のものはつくっていいこうではないか、話し合っていこうではないかというのをちょっと答弁を伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 当然でございますけれども、町にもごみ処理の基本計画がございます、どこの市町村にもあるわけですが、今叫ばれているスリーアール、ごみの減量化、再資源化、再利用、これについては、そういう方向で進んでいくと、こういうことでございます。

○佐久間孝光議長 よろしいですか。ご苦労さまでした。

---

#### ◎散会の宣告

○佐久間孝光議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時32分)

## 令和元年第2回嵐山町議会定例会

### 議事日程（第4号）

6月14日（金）午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 平成30年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第 2 報告第 2号 平成30年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告について
- 日程第 3 報告第 3号 平成30年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第 4 報告第 4号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町青少年問題協議会条例等の一部改正）
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 8 同意第10号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第30号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議案第31号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議案第32号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議案第33号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第13 議案第34号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第14 議案第35号 工事請負契約の締結について（防災行政無線設備（移動系）デジタル化工事）

日程第 1 5 議員派遣の件について

日程第 1 6 閉会中の継続調査の申し出について

追加

日程第 1 7 発議第 1 1 号 嵐山町立幼稚園 3 年保育実施の決議

日程第 1 8 発議第 1 2 号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議

日程第 1 9 発議第 1 3 号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について

日程第 2 0 発議第 1 4 号 性犯罪におけるさらなる刑法改正を求める意見書の提出について

日程第 2 1 発議第 1 5 号 減プラスチック社会への構造転換を求める意見書の提出について

日程第 2 2 発議第 1 6 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について

日程第 2 3 発議第 1 7 号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出について

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	佐久間孝光	議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

---

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
柳下和之技監	
木村公正	総務課庶務・人事担当副課長
清水延昭	総務課財政契約担当副課長
山岸堅護	地域支援課長
村田朗	税務課長
高橋喜代美	町民課長
前田宗利	子育て支援課長
近藤久代	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
内田恒雄	環境課長
杉田哲男	農政課長
藤永政昭	企業支援課長

伊	藤	恵	一	郎	まちづくり整備課長
山	下	隆	志		上下水道課長
金	井	敏	明		会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸		教 育 長
村	上	伸	二		教育委員会事務局長
杉	田	哲	男		農業委員会事務局長 農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 おはようございます。

第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第2回嵐山町議会定例会第5日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

---

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日渋谷登美子議員外1名より、議案第33号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定について、修正の動議が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第11号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議、発議第12号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議、発議第13号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について、発議第14号 性犯罪におけるさらなる刑法改正を求める意見書の提出について、発議第15号 減プラスチック社会への構造転換を求める意見書の提出について、発議第16号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について、発議第17号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出について、以上7件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案7件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

最後に、青木参事兼総務課長は体調不良により、本日の会議を欠席しております。青木参事兼総務課長の代理として、総務課、木村副課長と清水副課長が出席しておりますので、ご了承願います。



以上で、議長より諸般の報告を終わります。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

- 佐久間孝光議長 日程第1、報告第1号 平成30年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

- 岩澤 勝町長 報告第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成30年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。平成30年度に繰越明許費を設定した企業誘致事業ほか5事業、総額2億7,885万9,000円を令和元年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

- 佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水総務課副課長。

[清水延昭総務課財政契約担当副課長登壇]

- 清水延昭総務課財政契約担当副課長 報告第1号の細部につきましてご説明申し上げます。

平成30年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書の表をごらんください。去る3月定例議会におきまして議決をいただき、設定いたしました繰越明許費6事業につきまして、繰越額の確定に伴い報告するものでございます。繰り越し事業等につきましては、第7款商工費、第8款土木費及び第10款教育費にそれぞれ計上している記載の6事業でございます。

繰越額の金額につきましては、合計で予算計上額が2億8,128万9,000円、翌年度繰越額が確定額でございまして2億7,885万9,000円でございます。また、その財源といたしましては既に収入されました財源が100万円、国県支出金が9,861万3,000円、地方債が1億4,950万円、一般財源が2,974万6,000円でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 この際、何かお聞きしたいことがございますか。

〔なし〕という人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長 日程第2、報告第2号 平成30年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、平成30年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件でございます。平成30年度嵐山町一般会計予算の幹線道路整備事業のうち、町道1—25号整備事業に係る公有財産購入費並びに補償、補填及び補償金の一部について、繰り越し予算の費用の支出が年度内に終了しなかったため令和元年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水総務課副課長。

〔清水延昭総務課財政契約担当副課長登壇〕

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 報告第2号の細部につきまして説明させていただきます。

平成30年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算書の表をごらんください。今回事故繰越を行いましたのは、第8款土木費に計上してございます幹線道路整備事業の町道1—25号整備事業であり、避けがたい事情によりまして年度内にその支出を終えることができませんでしたので、翌年度に事業費の一部を繰り越したものでございます。

その具体的な理由といたしましては、説明欄に記載をしておりますように、土地所有者との調整に不測の日数を要したものでございます。繰越額の金額につきましては、

支出負担行為を行った額189万5,966円のうち15万4,112円を繰り越したものであり、その財源は全額一般財源でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この1-25というのは、どこの道路に……1-25号はどこに当たるのか。

それと、土地所有者との調整に不測の日数を要したというのは、もう少し具体的に説明できないでしょうか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

1-25号線につきましては、国道254の嵐山溪谷のバイパスを入れてすぐ左に曲がっていく幹線道路でございまして、場所的……ファミリーマートの反対側に入っていく、大妻女子高に入っていく道の道路のことでございます。

これにつきましては、12月補正で予算をいただいて事業を行ってまいりました。12月補正後、地権者との交渉を行った結果、道路幅員の関係でいろいろ調整がつかずに、契約後もその関係で話し合いがつかずに、当初では年度内に契約等を行って、土地購入を行う予定でございましたけれども、3月の議会においても終わる予定でございましたけれども、終わらずに繰り越させていただいたということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 幅員の関係でということ、町は幅員を広くとりたいということなのですか。ただ、土地所有者はそんなにとられては困るよと、そういうことなのことなのですか。もう少し中身がお話しできれば伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

当初幅員につきましては1メートルということをお願いをさせていただきました。ただ、地権者の方が50センチにしてほしいという要望がございまして、その中で交渉がなかなかつかない関係で事故繰越させていただいたということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これからは、地権者の方の了解は得られそうだという見通しはあるのでしょうか。あるいはもうできているのか、ちょっと伺いたい。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

それにつきましては既に契約を行っておりまして、了承を得ております。契約後の中においても、調整がつかずに事故繰越させていただきました。内容につきましては、4月18日に登記を終了させていただいて、土地の購入を終了しているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

---

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長 日程第3、報告第3号 平成30年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、平成30年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。平成30年度に設定をした建設改良費に係る工事の工期を延長する必要が生じたため、必要な額を令和元年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、報告第3号 平成30年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての細部説明をさせていただきます。

平成30年度嵐山町水道事業会計予算繰越計算書をごらんくださいませ。平成30年度に設定をした工事及び委託の契約工期を延長する必要が生じたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告をするものでございます。

工事が3件及び業務委託1件でございます。1件目は、資本的支出、建設改良費、事業名が第1浄水場ナンバー2、ナンバー3送水電動弁等更新工事でございます。予算計上額は5,201万8,200円で、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。必要となる管材の準備と溶接接合作業に期間を要したことにより繰り越しをさせていただいたものでございます。

2件目は資本的支出、建設改良費、事業名が新浄水場・配水場整備基本設計業務委託でございます。予算計上額は1,757万9,160円で、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。新配水場の配水池構造、配水池計画、浄水方法の検討に期間を要したことにより繰り越しをさせていただいたものでございます。

3件目は資本的支出、建設改良費、事業名が町道1-14号配水管布設替え工事でございます。予算計上額は1,781万1,360円で、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。当該路線につきましては、大妻嵐山中・高等学校に隣接しており、生徒の送迎バス運行時間と工事時間帯が競合いたしまして、施工時間を短縮、調整したことにより繰り越しをさせていただいたものでございます。

4件目につきましては、資本的支出、建設改良費、事業名が第3配水場県水流量計更新工事でございます。予算計上額は486万円で、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。当該流量計が特殊製品であったため、製作、納品までに期間を要したことにより繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○佐久間孝光議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 佐久間孝光議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営企業法第26条第3項の規定により報告事項でありますので、これにて終わります。

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑

- 佐久間孝光議長 日程第4、報告第4号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

- 岩澤 勝町長 報告第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第4号は、平成30年度嵐山町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。平成30年度に繰越明許費を設定した川島地区可能性調査業務委託、総額63万円を令和元年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

- 佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

[山下隆志上下水道課長登壇]

- 山下隆志上下水道課長 それでは、報告第4号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算報告についての細部説明をさせていただきます。

平成30年度嵐山町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。平成30年度に設定をいたしました1款公共下水道費、1項公共下水道総務費の川島地区可能性調査業務委託につきまして、委託の契約期間を延長する必要があるため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。予算額が100万円、繰越額が63万円でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

- 佐久間孝光議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

第9番、川口浩史議員。

- 9番(川口浩史議員) 町長が初日の挨拶の中で追加議案があるというのは、このこ

とを言ったのですか。違うのですか。これがおくれて出てきたわけですよね。その理由を伺いたいのと、6月10日提出となっているわけですけれども、我々の手に来たのは翌日だと思うのです。議運はこれで了解をしたということなのですか。よくわからないのですけれども、日程が違うのではないかと、提出日の。その点、2点を伺いたいと思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、大変申しわけございませんでした。当議案につきましても本来でしたら当初からお願いをするべきでございましたけれども、水道のほうで先行いたしまして繰越明許費の議案を出ささせていただきました。下水道会計につきまして、同時に出したかったところがございますけれども、マンホールポンプ等の修繕等が発生いたしまして、若干おかれてしまいました。大変申しわけございませんでした。この場をおかりいたしまして、おわび申し上げます。

〔11日でしょう。だから、日程違いますよね〕  
と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 日程につきましては、菅原事務局長のほうから答えさせていただきます。

○菅原浩行事務局長 それでは、私のほうからこちらの議案の整理につきましてお話をさせていただきますと思います。

こちらにつきましては、先ほど上下水道課長からお話がありましたとおり、10日の日、既に議会が始まるぎりぎりのところで提出がございましたので、議運のほうにはかけられません。1週間前の議会運営委員会のほうにはかけられませんでしたので、10日の日に議会運営委員会を改めて開きまして、そちらのほうで取り扱いを決めて、その結果をもちまして翌日議案書につきましては配付をさせていただいて、議事日程につきましては14日の議事日程のほうに組み込むということで議運のほうでお話をさせていただきますまして、協議をしていただきまして、そのように対応させていただいたものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、提出日が、我々がもらった日が、議会が始まる

と、議会前だったらいいのですけれども、始まったら、我々がもらった日が提出日というふうになるのではないですか。議運にかけた日になるのですか。その辺、きちんとされているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 菅原議会事務局長。

○菅原浩行事務局長 こちらの報告事項につきましては、10日の日に議長に到達をいたしましたので、10日提出ということで処理をさせていただいております。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町青少年問題協議会条例等の一部改正）の件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町青少年問題協議会条例等の一部改正）の件でございます。教育委員会事務局の組織改編に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町青少年問題協議会条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるところでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

木村総務課副課長。

〔木村公正総務課庶務・人事担当副課長登壇〕

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 承認1号の細部につきまして説明をさせてい



たきます。

承認1号は、教育委員会事務局の組織改編に伴いまして、嵐山町青少年問題協議会条例等の一部改正につき専決処分したので、議会の承認を求めるものでございます。

次ページにつきましては、専決処分書でございます。平成31年3月29日に専決処分を行ったものでございます。

一部改正条例の新旧対照表でございますが、こちらは3条で構成をされており、それぞれ該当する条例中の庶務規定につきまして改正をしております。第1条は、嵐山町青少年問題協議会条例の一部改正、第2条は嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部改正、第3条は嵐山町博物誌編さん委員会条例の一部改正であり、教育委員会事務局において庶務を処理するよう改正を求めるものでございます。

なお、附則につきましては施行日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町青少年問題協議会条例等の一部改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）の件でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田税務課長。

〔村田 朗税務課長登壇〕

○村田 朗税務課長 それでは、承認第2号につきまして細部説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、法律の改正が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため、議会の承認を求めるものでございます。

なお、今回の改正は第1条から第5条により改正するものです。参考資料の元号につきましては、平成31年3月29日条例第14号に基づき表記及び説明を行っております。

初めに、第1条の主な改正部分につきましてご説明申し上げます。1点目は、ふるさと納税制度の見直しによる改正でございます。寄附金募集の適正化、返礼品の基準に適合する地方団体を指定することによる寄附金税額控除として、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金と改め、平成31年6月1日以降の寄附から適用するもの等、所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。該当条文は、第34条の7でございます。

2点目は、住宅ローン控除の拡充について、消費税率引き上げによる税負担の増加を緩和するため、住宅の取得をして指定期間に住宅の用に供した場合についての住宅借入金等特別控除の特例を3年間延長、その適用を平成45年度分まで延長するもの、及び個人住民税における申告手続の要件を廃止するものでございます。該当条文は、附則第7条の3の2でございます。

3点目は、地域決定型地方税制特例措置による固定資産税の課税標準の特例措置に

関し、所要の改正を行うものでございます。該当条文は、附則第10条の2でござい  
ます。

4点目です。新築住宅等に係る固定資産税額の減額措置の適用を受けようとする者  
がすべき申告について、建て替え家屋に係る規定の新設にあわせて条文の整備を行う  
とともに、その他所要の改正及び項ずれによる改正を行うものでございます。該当条  
文は、第10条の3でございます。

5点目です。軽自動車税の税率（種別割）の特例及び賦課徴収の特例について、第  
1条、第2条及び第3条において3段階で重課、軽課及び賦課徴収の規定を整備する  
ものでございます。本条では、税率の特例について重課を平成31年度に限ったものと  
し、平成29年度分の軽課を削除するものでございます。該当条文は、附則第16条及び  
附則第16条の2でございます。

6点目ですが、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者が  
すべき申告等について、条文の整備を行うものでございます。該当条文は、附則第18条  
の7でございます。

裏面をごらんください。次に、第2条の主な改正部分につきましては、1点目は、  
給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族申告書記載事項への単身児童扶養者項目追  
加等の条文の整備を行うものでございます。該当条文は第36条の2から第36条の4で、  
施行日は平成32年1月1日でございます。

2点目は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減として平成31年10月1日から平成  
32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について税率を1%軽減するものでご  
ざいます。該当条文は、附則第15条の6でございます。

3点目は、軽自動車税の種別割税率の特例及び賦課徴収の特例について、本条では  
重課の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の軽課の新設を行うものでござ  
います。また、附則第16条の改正に伴いまして、附則第16条の2を新設するものでご  
ざいます。該当条文は附則第16条、第16条の2で、施行日は平成31年10月1日でござ  
います。

次に、第3条の改正につきましては、1点目は子どもの貧困に対応するための町民  
税の非課税措置について単身児童扶養者の規定を追加し、要件に該当するひとり親に  
対し、町民税を非課税とするものでございます。該当条文は第24条で、施行日は平成  
33年1月1日でございます。

2点目は、軽自動車税の税率（種別割）の特例及び賦課徴収の特例について、本条では平成34年度分、平成35年度分の軽課の対象を電気軽自動車等に限るものとして新設し、この改正に伴い、附則第16条の2についても条文の整備を行うものでございます。該当条文は附則第16条、第16条の2で、施行日は平成33年4月1日でございます。

次に、第4条及び第5条の改正につきましては嵐山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、地方税法等の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

最後に、附則につきましては第1条で施行期日を定めております。第2条から第4条は町民税に関する経過措置、第5条は固定資産税に関する経過措置、第6条から第8条は軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第9番、川口浩史議員、賛成ですか。

○9番（川口浩史議員） 反対。

○佐久間孝光議長 はい。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。代表して、2点について反対理由を述べて、反対理由としたいと思います。

今回の改正について、全部が賛成しかねるというものではありません。賛成できるものもあります。そのことを前もってお話ししておきたいと思います。

まず、反対の第1の理由ですが、ふるさと納税です。これまで全ての自治体が無条件にふるさと納税制度の対象でしたが、過度な返礼品競争が問題であるとして、今年度から総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で、基準として、①に寄附金の募集を適正に実施する地方団体であること、②の1として返礼品を送付する場合に返礼割合を3割以下とする。2番目として、返礼品を地場産品とすることに適合する地方団体をふるさと納税の対象として指定する仕組みが創設されたわけであります。

総務省は、一昨年以降通知によって過度の返礼品の送付自粛を指導、助言してきた

ものの強制力がなく、改善が進まなかったために法律事項として規制を導入したわけです。しかし、ふるさと納税制度はそもそも寄附控除という形式を利用して、事実上税の移転を行うものであり、自治体間競争を生む制度として設計されています。さらに、制度利用者の急激な拡大は2015年の法改正で控除上限を2倍へ引き上げたことやワンストップ特例制度、これは寄附先が5つの自治体以内である給与所得者の確定申告を不要とすることなどを導入によるところも大きく、返礼品競争が激化する呼び水を政府みずからがつくり出したという矛盾があります。制度運用に係る自治体の対応だけを非難し、一方的に規制をかけるのみでは、制度の抱える矛盾を解決することにはつながりません。災害対応や福祉政策、文化財修復など、人への共感による寄附制度として運用している自治体もありますが、各自治体の動向や意見を踏まえつつ、制度のあり方を検討することが求められているということで、ふるさと納税制度には反対であります。改正には反対です。

続いて、住宅ローン控除の拡充に伴う措置についての見解です。所得税における住宅ローン減税の控除期間が延長になったことに伴い、所得税額から控除し切れない額を個人住民税額から控除する措置についても3年延長するものです。個人の住宅に係る負担軽減措置は、持ち家比率が高い現状から直ちに否定するものではありませんが、賃貸住宅に居住する者については消費税による負担増の対策はなく、居住に係る費用について負担の差が生じ、国民の間に不公平感を持ち込むものであります。消費税増税に係る駆け込み需要、反動減対策であることも指摘して、今回の税制改正に反対をするものであります。

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は承認されました。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐

山町国民健康保険税条例の一部改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保険税条例の一部改正)する件でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田税務課長。

〔村田 朗税務課長登壇〕

○村田 朗税務課長 それでは、承認第3号につきまして細部説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、所要の改正をするものでございます。

主な改正内容をご説明申し上げます。初めに、1、課税限度額の引き上げ。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を3万円引き上げ、下記の表の額とするものでございます。項目、基礎課税額、現行58万円を改正後61万円とするもので、3万円の引き上げ額となります。後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に関しましては変更ございません。合計で現行93万円が改正後96万円、引き上げ額は3万円となります。

続きまして、2の軽減措置の判定に用いる基準額の引き上げ。国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の判定に用いる基準額の算定方法の変更で、1人当たりの加算額を増額するものでございます。5割軽減基準額につきましては次のとおり、1人当たりの加算額を27万5,000円から5,000円増額し、

28万円とするものでございます。2割軽減基準額につきましては、1人当たりの加算額を50万円から1万円増額し、51万円とするものでございます。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日、第2条で適用区分を定めたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 基礎課税額が3万円引き上がったということで、この61万円に今度なるような人数、何人ぐらい対象になるのかを伺いたしたいと思います。

それから、61万円というところのどのくらいの所得の方がなるのか計算できていますか。4人家族で子どもは学生ということで計算できますか。

それから、片方をふやして軽減が拡大するというので、こちらが大変結構なことなのですけれども、こういう抱き合わせのものが最近多くて、私も大変悩むのですけれども、軽減措置のほうの5割軽減、この対象者というのはどのくらいいるのか。2割軽減もそうですけれども、人数がどのくらいいるのかを伺いたしたいと思います。

○佐久間孝光議長 村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

最初に、課税限度額61万円に引き上げられた関係の世帯数でございますが、現行32世帯でございましたが、改正後は32世帯、同世帯でございます。

続きまして、限度額に達する所得の関係で、4人世帯、子どもが学生ということでの試算でございますけれども、夫婦ともに40歳以上、そして子ども2人で、妻は収入がなしということで試算をいたしますと、96万円に達するのが、上限に達するのが夫の所得が778万円、給与収入で申し上げますと約998万円という試算になります。

続きまして、5割軽減、2割軽減の対象者数でございますが、5割軽減の対象者、現行が691人、改正されますと704人、13人の増でございます。2割軽減につきましては、現行が676人、改正後が698人、増減が22人の増ということになります。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部改正）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は承認されました。

---

◎同意第10号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第8、同意第10号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第10号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第10号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町固定資産評価審査委員会委員、小澤博氏の任期が令和元年6月28日に満了することにつき、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

小澤氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。



よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第10号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第10号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第9、議案第30号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第30号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件でございます。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び人事院規則の一部改正に伴いまして所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

木村総務課副課長。

〔木村公正総務課庶務・人事担当副課長登壇〕

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 議案第30号の細部につきまして、説明をさせていただきます。

長時間労働是正のための措置といたしまして、民間労働法制におきましては働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律が施行されたところでございます。また、国家公務員におきましても超過勤務命令を行う上限の設定につきまして、

人事院規則が一部改正されました。本町におきましても国の制度に準拠することとし、時間外命令の上限設定について本条例の一部を改正するものでございます。

正規の勤務時間以外の時間における勤務について規定している第8条につきまして、第3項を追加するものでございます。第3項は、正規の勤務時間以外の時間における勤務、時間外勤務について必要な事項を規則で定めることを規定するものでございます。

参考資料をごらんください。参考資料につきましてご説明をさせていただきます。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。こちらの規則につきましては、第5条の14を第5条の16に改め、新たに第5条の14及び第5条の15を加えるものでございます。主な改正内容につきましては3つございます。1つ目は、時間外命令を行うことができる上限時間の設定でございます。2つ目は、他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員についての上限時間の設定でございます。3つ目は、上限時間の特例のこちらの3つを主な改正内容として規則で改正をしてございます。

附則につきましては、施行期日及び経過措置について記載をさせております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これで長時間労働が是正されるのかなと思うような内容なのですが、現状が一番長いのでどのくらいになっているのか伺いたいと思います。

それから、上限設定ということですが、1カ月45時間と書いてあるのですが、720時間も年ですよ。これも生きるわけですよ。これが他律的業務という、そこに当てはまるということなのですか。それはどんな業務になるのか伺いたいと思います。とりあえずそれでいいです。

○佐久間孝光議長 木村総務課副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答え申し上げます。

まず、職員の中で一番長時間労働していた者の時間数ということでお答えをさせていただきます。30年度につきまして、職員の時間外につきまして集計をとったものがございます。その中で月ごとに計算をさせていただいておりますので、ある職員につきましては一月において最大で111時間、こちらの職員が去年の30年度の中では一番

多かった時間でございます。

2つ目のご質問ですけれども、他律的業務とはどういったものかということでございますが、人事院のほうで定めております例がございます。そちらの中につきましては国の、あくまでも人事院の例で申し上げます。復興事業、議会関係、法制執務、予算編成等ということで、業務の量や時期が部局の枠を超えて他律的に高まる比重が高い業務ということで人事院のほうでは定めておりますが、町のほうでは特にこれといった業務をまだ決めてはいないのですけれども、想定される業務といたしましては例えば選挙関係とか、そういったものが当たるのかなというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 111時間、この方は他律的業務に当たった人なのですか。平成30年度ですから、災害も幸いにしてなかったというふうに思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 木村総務課副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

こちらは年度の末に局地的に、特に期間を限定して仕事が急に多くなってしまったということで、3月の一部の期間だけ、一部の1カ月だけ多くなってしまったということで、特に今現在ではその業務が他律的であったというふうには考えておりません。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、今度の条例改正ではこの方のような方は45時間以内におさまるという理解でよろしいのですか。

○佐久間孝光議長 木村総務課副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 今現在45時間を超えている職員ってそう多くはないのですが、こちらの3月に一時的に100時間を超えてしまった職員につきましてはもちろん他の職員の配置等を考えて、45時間を超えないように人員の配置等を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 ならないように努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 1点は、正規と非正規との関係があるのだらうと思うのですけれども、正規の関係について条例変更が出てくるわけですけれども、非正規の関係についてはどういうふうになっているのでしょうか。

それから、先ほど川口議員の質問の中で111時間、相当のこれはオーバーになっているのだらうと思うのですけれども、例えば月にそれだけの労働時間をオーバーしているということになってきて、これを平均化するためにはオーバーしている人の時間外については翌月に回して平均化してしまうということはあるのでしょうか。あるいは、そういうことが今まであったのかどうか聞いておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 木村総務課副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答え申し上げます。

まず、正規職員、非正規職員についてということなのですが、非正規職員につきましては時間ごとに時給、日給等で計算をして賃金等を支給しております。現在のところは時間外等発生しているというような、多くの時間外が発生しているというようなことは聞いておりませんので、45時間を超えるということはないかというふうに思っております。

あと、平均化ということですが、こちらは1人の職員がずっとたくさん時間外をやっているということはございませんで、平均化をすればそんなに長い時間外をやっているということはございませんので、本当に一時的に年度末に業務がふえてしまってということになりますので、平均化をすればそんなに多くはない時間外をやっているというような形になっているかというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時05分

---

再 開 午前11時16分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第10、議案第31号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第31号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第31号は、嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

[前田宗利子育て支援課長登壇]

○前田宗利子育て支援課長 それでは、議案第31号の細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんください。今回の条例の一部改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令において、放課後児童支援員認定資格研修を都道府県知事に加え、指定都市、いわゆる政令指定都市の長も行えることとしたため、本条例の第10条第3項中の下線部分、埼玉県知事を都道府県知事または地方自治法第252の19第1項の指定都市の長と改めるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） この条例改正ですと、埼玉県だけではなくて、東京都や、例えば九州とか北海道で研修を修了した者も嵐山町の放課後指導員になれるということになってきますけれども、この違いというのははすごく緩やかな基準にしたということになってくると思うのですが、それについて県知事が行うものと、この全国で行われているものとの違いというのはどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

認定研修につきましては、都道府県等で差はなくて、この省令で決められている基準がございます。それに基づいた認定研修を行うということでございますので、どこの都道府県等で行っても同じ基準の資質を持った認定講習が来るということでございますので、埼玉県に限らず各都道府県で受けた者についても同様の認定をしますので、採用の基準にするということになってございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは国家資格というか、研修なので、例えば保母とかの国家資格とは違いますけれども、これはどういうふうなものになるのですか。任意の資格という形になるのですか。都道府県と、それから市町村の行う研修を修了した者という形になってくるとまた状況も違いますし、どの程度の研修を行ったら認定されるものなのですか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 これは国家資格というのではなくて、国が決めてございま

す基準がございます。放課後児童の支援員ですとか、子育て支援員ですとか、もろもろのこういった子育てに関係する支援員の方たちの研修、カリキュラムが決まっております。それを受けていただければそういった資格を認定するというふうになってございますので、ただ最低の基準でございますから、都道府県によってはこれ以上の研修をしているところもあると思いますけれども、そういった面では基本的な決められた基準についてクリアしていれば、嵐山町の場合には各都道府県で認定を受けた者でも厚生労働省等で決められたカリキュラムを認定してくれば資格基準になるということで考えておりますので、今回の条例の改正につきましては、そういった意味で基本的な国で決められた講習を修了した者ということで考えております。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 放課後児童支援員は一つ、保育資格と教師資格、社会福祉士資格などがあつたと思うのですけれども、これは別にそういったものではなくて、そして単純にこれは、この研修を受ければ放課後児童支援員という形で仕事につくことができるというものですか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えします。

実は、放課後支援員の資格がそういった保育士とか教員の免許を持っていて、なおかつこの国が定めたカリキュラム、研修を受けて初めて支援員になるのです。ですから、保育士持っています、教員の資格持っていますだけでは、放課後児童支援員になれないのです。この国で決められた基準の講習を受けて、初めて放課後児童の支援員になるということでございますので、保育士、教員の免許を持っているだけではなれない。この研修を受けて初めてなるということでございます。実は27年にこの制度が変わりまして、それ以前についてはそういった保育士とか教員とかの資格があれば支援員でしたけれども、新制度になって、それにプラス国で行うそういった講習を受けなければいけないということで、今制度が始まったときには全員が受けたのです、この研修。ただ、一遍を受けていますので、需要が非常に多いということもありません。埼玉県だけではなくて、各都道府県全部受けていますし、都道府県知事ではなくて今回政令市でも資格の認定の講習ができる。要するに新しく支援員になる方については、この研修を受けないと保育士とか教員とかの免許を持っていてもだめなわけです。なので、非常に受ける需要が多いので、こういったことで政令市の長も研修を開

くことができるということになりました。そういった意味で、今回こういった制度の改正があったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 学童の指導員、支援員の不足というのが、保育士も含めて言われているわけですが、その対策の一環としてこの政令指定都市の長でもできるようにしたと、そういう理解でいいのでしょうか。いかがですか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 先ほどもお答えしましたけれども、放課後児童の支援員につきましては保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、学校教育法のその他資格を有する者等々ございます。それに加えて、この都道府県等、国で決めた研修を受けた者ということになりますので、それが今までは都道府県知事、都道府県でその研修はすることができるということだったのでございますけれども、それだけではなくて需要が多いものですから、政令市についてもその研修が開くことができるというふうに省令で改正になりました。それを受けての改正でございます。基本的には今までは都道府県がやっていたのですが、そういった需要が多い、その支援員はこの研修を受けなければなれませんので、そういった意味で政令市にもそういった研修を開く権限を与えて、そして今回の条例の改正になったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 指導員というのはしっかりと研修というか、見識積んで、それでなるものですよね。それから見ると、支援員というのは緩いものですよね。より一層緩くしたと。これは支援員不足、指導員不足につながっていくわけですがけれども、その一環としてなっているのかなと思うのですけれども、大体支援員なんていうのが、つくったこと自体が非常にまずいと思うのですけれども、それをより緩くしたというふうに思えるのです。その一環ではないかなと理解しているのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 先ほどお答えしましたように、支援員さんとしては保育士



の資格を持っていたり、今言った社会福祉士、それから学校教育法で言う教員免許を持っていても支援員にはなれないのです。この国で決めた支援員の資格研修の講習を受けて、初めて支援員として認定します。ですから、逆に言ったらば保育士とか教員の免許を持っていても支援員として扱われなかった、今までは。それが27年の制度改正のときに放課後児童健全育成の法律がちゃんとできまして、その中でそういった資格を持っていても、ちゃんと支援員としての資格研修を受けましょうということになって、それができるのが都道府県知事だけだったのです。ですので、27年から定期的にいろんな学童保育の支援員さんたちがその資格を受けに行っているわけです。今までは保育士、教員だけでもよかったのですけれども、それだけではだめなので、この都道府県知事がやる研修を受けています。嵐山町でも当然支援員さんが、今いる支援員さんたちについては受けています。それで、今回は都道府県だけでは講習の機会が足りませんので、そういった意味でさらに政令都市の長にもそういった研修を開けるというふうに追加したわけでございます。なので、資格が緩くなったのではなくて、逆に厳しくなったと私は認識をしているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 本来なら指導員でおさめるべきです。学童のきちんと遊びを知っている人が教員の資格を持っていて、研修1週間かそこらでしょう。2週間でしたかね。そんな程度で支援員というのは取れてしまうわけですよ。それと違って、指導員というのはしっかりと大学から学んでこないと取れない資格ですから。そういう面から見て、厳しくなったという言い方ですが、埼玉県知事ができるようになったものを今度は政令指定都市。もうそのうちに各市町村長もできるような、そんな程度に落としてきてしまうと思います、今のままでは。どんどん質を落としていくというそういう嫌いがあるというふうに私は危惧します。

今の指導員不足、支援員不足というものがこうした緩さをつくっているのではないかというふうに思うのですけれども、1、2週間の研修だけで支援員というのは取れてしまうわけですから、そういう問題点について、きちんと見ていってほしいと思うのです。これで支援員は確保できるのかどうかもちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 すみません。私の答弁の仕方がまずかったのだと思うので

すけれども、この支援員の資格認定を受けただけでは支援員にはなれませんので。その前に、先ほども言いましたけれども、保育士の資格を持っていますですか、教員の資格を持っていますですか、既に2年以上をそういった事業に従事していますとか、そういう条件があって、なおかつこの認定講習を受けて初めて支援員になるということでございます。

なので、今まではそういった資格を持っていれば、保育士ですか、教員ですか、2年以上というのがあれば支援員としてなったのですけれども、それプラス27年の法律の改正のときにそういった資格プラス都道府県でやる認定講習会のカリキュラムを修了しなければ放課後児童支援員にはなれないということでございますので、制度が緩くなったというふうな認識は私のほうではしていないのですが、そういった制度、保育士ですか、教員ですか、そういった条件プラス都道府県知事が新たに国で定めた認定講習をやってということで、逆にそういった意味では十分な研修をした方が指導員になっていくと、特別な放課後児童支援員としてのスキルを身につけた方がなってくるのではないかと私は思っております。

今嵐山町の状況なのですけれども、実際学童クラブが4学童ございますけれども、認定講習を終わっている方が7名おります。今年度認定の講習を予定が5名おります。一遍に需要が多いものですから、割り当てが来るのです。各学童1名とか2名とか。なので、毎年受けていかないと全員が受けるということになりませんので、そういった面で今までは7名が取っていますので、今年度も資格をまた取りに行く方がいらっしゃるといことで、トータルでは7名と5名、12名が講習を受けた認定の支援員になるということだと思っておりますので、随時これからも新たに指導員をとる場合には、そういった資格、保育士とか教員の資格プラス認定講習を受けるということが条件になりますので、そういった意味では十分なスキルを持った支援員が確保できるのではないかなと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 27年のときに改正1回あって、この指導員と支援員の関係、そこに講習受けないために、支援員であってやめていった人も何人かいるわけです。今度そういう形でいきますと、指導員と支援員で賃金なんかの格差というのは改めて

出てくるのでしょうか、はっきりと。これは、例えば指導員になっていて、今度は支援員から指導員になろうというときの関係で、何人というふうに今割り当てで決められてきてしまうということになってくると、指導員になりたくても割り当てにはまっていけないと、支援員であってもなれないということになってくると、その間の1年なり2年の差がついてくるわけです。そういう問題について、例えば勤務時間だとか、賃金だとか、この辺の関係については変化が出てくるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 前日子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 嵐山町についても指定管理者でやっておりますので、その指定管理者のほうで決められた賃金体系になってございます。この支援員の資格の割り当てがあるというお話をさせてもらいましたけれども、実は27年のときには誰も持っていなかったわけです、この認定資格を。それが一気に来ますと、埼玉県だけでも何百人という方が一遍に受けるということで、各市町村に人数の割り当てがあったのです。そういった意味で、5年を期にそれまでに取りましようというように国のほうで言っていますので、それも含めて今回もそういったことで割り当てが、政令指定都市は当然人口が多いですから、そういう面ではニーズが多いので、都道府県知事だけではなくて、政令市の場合には長もできるというふうに変わったと。

河井議員さんのおっしゃるとおり、割り当てが来てしまう、そういったなりたくても受けなければいけないということもありますので、そういった面で政令都市の長もできるようにして、そういったニーズをもっと酌み上げようというような改正の意味も込められているものと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 例えば指導員が早くしてそういう形になっていったと。早く指導員になったと。支援員については、かなり長く学童保育室に勤めていたという方もおられると思うのです。だけれども、なかなか指導員になれずに、だから指導員以上に経験があるという方もこれまでであったわけなのでありますけれども、そういう面でいきますと講習を受けなければ指導員にまでいけないということになってくると、それらの問題も含めるとなかなか指導員不足の問題も出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺で嵐山の場合にはシダックスが指定管理者になっていますからですけれども、そういう面でいくとこれらの問題で勤務時間だとか、賃

金格差だとか、そういうものも企業によって生まれてくるのかなというふうに思っているのですけれども、それらについては嵐山町なら嵐山町はどのようなふうに判断して指導しているのかお聞きしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 基本的には常勤の指導員、支援員さんについては、この認定講習会を受けるようなことをお願いをしています。実際今常勤の支援員が9名、全体の学童で今現在いるのですけれども、そのうち既に認定講習を終わっている指導員が4名おまして、今年度受けるのは先ほどお話ししましたが、5名の常勤の支援員の方が受けますので、常勤の支援員の方については今年度中に全て認定講習をとるというふうに考えておりますので、基本的にはそういう常勤の指導員については認定を受けていただいて、放課後児童の認定支援員になっていただくように町のほうとしては考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第11、議案第32号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第32号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第32号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第32号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての細部についてご説明いたします。

まず、今回の一部改正の概要ですが、本年10月に予定されている消費税率10%への引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されます。これを実施するため、介護保険法施行令等の一部が改正され、本年3月29日に公布、4月1日に施行されました。そこで、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、平成27年度から軽減措置を実施してきた第1段階の保険料額をさらに引き下げるとともに、軽減措置の対象を第2段階及び第3段階にまで広げ、減額した保険料額を定めるものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表をごらんください。第2条、保険料率の改正を行うもので、第1項では改元に伴い、平成32年度となっているものを令和2年度と改めるものでございます。

第2項の改正と新たに第3項、第4項を追加する改正につきましては、お配りしてあります参考資料をごらんください。この表につきましては、第1号被保険者の保険料に関して記載しているものでございます。今回改正をするのは、太線で囲まれた所得段階が第1段階から第3段階までで、第4段階以降の改正はございません。

表の3列以降にある介護保険条例第2条、平成30年度及び令和元年度、2年度の欄を見ていただきたいと思います。2段書きで記載してございますが、上段が改正前の

本来の保険料で、下段が軽減措置を行った後の保険料を記載しているものでございます。

まず、第1段階ですが、条例第2条第1項第1号の規定により、本来は2万7,000円となっておりますが、第2項の規定により30年度は2万4,300円に減額しており、それを今回の改正で令和元年度、2年度はさらに軽減し、2万250円とすると改正するものでございます。これが第2項の改正の内容となります。

次に、第2段階は条例第2条第1項第2号の規定により、本来は4万500円となっておりますが、今回の改正で新たに第3項の規定を追加し、令和元年度、2年度は3万3,750円とすると規定するものでございます。これが第3項の内容となります。

次に、第3段階は条例第2条第1項第3号の規定により、本来は4万500円となっておりますが、今回の改正で新たに第4項の規定を追加し、令和元年度、2年度は3万9,150円とすると規定するものでございます。これが第4項の内容となります。

それでは、もう一度新旧対照表をごらんください。最後に附則でございますが、1項で施行期日を、2項で経過措置を規定するものでございます。なお、今回の保険料の軽減強化につきましては、本年10月以降の消費税率の引き上げによる財源の手当てであることを反映し、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定をしているというものでございます。したがって、令和2年度の保険料につきましては、今年度中に改めて条例改正をさせていただくことになると思いますので、ご承知おきをお願いいたします。

以上、議案第32号の細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 何点か質問させていただきます。

この問題につきましては、10月の消費税の引き上げが伴うと。それによって、この引き下げがあるのかどうかの問題が出てくると。これは消費税の問題ですから、これまでも福利厚生なんかいろいろと使いますという形を国は言っておきながら、現実には、ではどうだったのかというと、なかなかそっちのほうに回らずに違うほうに回っていったしまったというのが多いわけです。今回もそうなるだろうということは、防衛費の問題や何かかなり引き上げられるということで、借金もしてアメリカから飛行機を買わなければならないとか何とかいう、いわゆる契約まで結んでしまっ

いるわけです。そういう中で、今の景気回復の問題が、またオリンピックも含めてこれから下がっていくだろうという形になってくれば、当然消費税の問題については、こっこの福利厚生あるいは福祉関係なんかには回っていかないだろうというふうに言われているわけです。

その中で、令和2年からこういう形になるということですが、それはこれからの消費税が国会の中で通るか通らないかの問題等もかかわってくるわけなのですが、そこら辺で、こうした関係で完全に実施されるのかどうかについては、どういふふうに考えているのでしょうか、その点だけお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

河井議員の質問のとおり、こちらのほうの軽減強化につきましては、消費税の引き上げに伴うものの財源としているということでございまして、10%に今後引き上げられるかどうかというふうなこともございますけれども、一応これは国のほうの国策ということで、こういった強化をするということでございまして、今の段階におきましては、ほぼといえますか、全ての市町村がこういった条例等の改正をして、こういった軽減強化をしていくのだというふうに思います。

令和2年度以降の完全実施につきましては、その後の状況ということでまだ国から調整率等も示されてございませんので、この改正と一緒にすることはできないわけですが、そういったことはその辺の情勢によって、完全実施になるのか、それとも見送られるのかというような判断になってくるとは思いますけれども、町のほうではちょっとその辺につきましてはお答えができないということでございます。

○佐久間孝光議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 国が消費税引き上げを言っているわけでありまして、現実にはそれが通るか、通らないかについては国会の問題です。これまでも消費税というのは何回も何回も引き上げをやっていくという形で来たのですが、現実にはそのとき、そのときの選挙や何かの結果によっては先延ばしをしてきたりなんかしていると。そういう形になってくると、これを条例で決めてしまっただけで、果たしてそれで、では消費税が確実に10%に引き上げができなかった、あるいはそれが引き延ばされてきたということになってくると、その問題で条例で決めてしまったからやらなければならないのだということになっていくのかどうか。そこら辺は相当な判断力を必要

とするのだらうと思いますけれども、ここはどうなのでしょう。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

河井議員のおっしゃるとおり、10%になるかどうかということなのでございますけれども、この令和元年度につきましては、国のほうからそういったことでも示されて、先ほども申し上げましたが、全市町村でこういった条例の改正等をしていくことになると思っていますので、それでも上がらないというようなことがあったとしても、こちらの令和元年度につきましては、そういった措置はされるのではないかというふうに、そうしないと各自治体等で困ってしまいますので、担当のほうとしては、そういうふうに思っているというところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 初めに、これ専決にしなかった理由を伺いたいと思います。

それから、それぞれの人数はわかりますでしょうか。人数の変更はないのか、人数の変更はないのですね。金額の変更が出てくるのかな。すみません、ちょっと今頭が混乱してしまっているな。

それと、課長が今説明で、今年は半分だというような説明でした。この半分という意味はちょっとよく理解できないのですが、来年はさらにこれに上乘せして、もっと下がるということをおっしゃりたかったのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

初めに、1点目の専決処分で行わなかったのはなぜかというようなご質問でございましたけれども、当然専決処分というのは議会にかけている時間がないといいましようか、そういったことでございますので、この6月議会にこういった条例を提出しまして、可決をいただいて、それからでも間に合うということで、このような形です。近隣では、たしか滑川町が専決処分で行われたのかなというふうに思いますが、専決処分で行うよりはこの議会の議決をいただいてやったことのほうが正しいやり方ではないのかなということで、そのようにさせていただいたということでございます。

それから、この関係で対象になってくる人数、金額につきましてでございますが、



まず第1段階ですけれども、これは4月1日ということになりますけれども、ほぼほぼ当初賦課については4月1日ですべて決まってしまうものから、人数についてはほぼ確定しているというような状況でございます。第1段階につきましては756人で軽減額の合計が510万3,000円、第2段階ですが、373人、金額が251万7,750円、第3段階ですけれども、324人、43万7,400円、合計いたしまして1,453人で805万8,150円となるものでございます。

それから、この軽減のあれが半分というのがちょっとよくわからないということのご質問でございますけれども、先ほども申しましたが、最終的な軽減割合というのが示されてございまして、例えば第1段階ですと本来は0.5で、第1段階につきましては、今は30年度も0.45になっているのですけれども、それを最終的には0.3まで持っていくということなのですね。それで、今年度につきましては10月からの財源を宛てがうということで、1年の半分ということでその半分になっているということでございます。

それから、第2段階につきましては、本来は0.75の調整率でございますが、それを最終的には0.5まで引き下げると。

それと、第3段階につきましても0.75なのですけれども、それを0.7にするというのが、最終的な調整ということでの軽減の強化ということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 1点確認させてください。

この対象となる第1、第2、第3段階、これがこの0.3ぐらいに、1年フルに動いたときになるわけでしょうけれども、ここの移動、要するに第4、第5段階のほうに該当するというか、対象になるというようなことは今の現段階ではあり得ないというような捉え方でよろしいですか。

今、きょう対象になる方というのは第1から第3段階までですよ。それで、今後0.375というものが0.3ということで幅が広がります。そういったときに、その対象になる人たちというのは第4段階とか、第5段階のほうにも及ぶのかどうかというようなことは現時点ではどうなのでしょう。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今回の軽減強化につきましては、所得の低い段階の方でございまして、第3段階までの軽減強化策ということでございまして、第4段階以降につきましては、そういった今の段階では軽減をしていくというようなことは示されてございません。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。嵐山町介護保険条例の一部改正をすることに反対をいたします。

今回の改正内容ですけれども、低所得者の保険料が安くなるのは大変結構なことと考えております。しかし、その原資、財源が問題です。消費税の増税とあっては認めることができません。消費税増税は、保険料が下がる人にもかかる上、景気のさらなる後退を招くものであります。

そこで、財源については、使い道に困っている大企業の内部留保、毎回調査するたびに積み上がっているこの内部留保にこそ手をつけて、低所得者の保険料軽減にしていくべきだというふうに考えております。

したがって、今回の改正案には反対をいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時56分

---

再 開 午後 1時28分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第12、議案第33号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第33号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第33号は、令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,980万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を64億1,980万1,000円とするものであります。このほか債務負担行為の追加が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水総務課副課長。

〔清水延昭総務課財政契約担当副課長登壇〕

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 議案第33号の細部につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございます。農業振興地域整備計画策定業務委託について債務負担行為を新たに設定するものでございます。現在の計画は平成21年度に策定したものであり、その全体見直しを行うための業務でございます。限度額につきましては、額が確定していないため、文言で記載をさせていただいております。

10ページ、11ページをお願いいたします。今補正の総額は4,980万1,000円でございます。その財源の内訳につきましては、国庫支出金が3,353万2,000円、その他が126万9,000円、一般財源が1,500万円でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。歳入でございます。2款地方譲与税、4項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、こちらは温室効果ガス排出削減規定の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、新たに森林環境税及び森林環境譲与税を創設するものでございます。森林環境税に先立ちまして、本年度より森林環境譲与税が譲与されるものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、プレミアム付商品券事務費補助金及び事業費補助金でございます。こちらは消費税、地方消費税の10%への引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与えます影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的とするものでございます。

同じく3目衛生費国庫補助金、疾病予防対策事業費等補助金でございます。こちらは、風しんの感染拡大防止のための対策事業でございます。抗体保有率が低い39歳から56歳の男性への抗体検査及び予防接種を促進する事業でございます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。子ども・子育て支援事業補助金でございます。こちらは、幼児教育の無償化に伴い、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、10月1日より実施されるものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。財政調整基金を繰り入れるものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出でございます。今回歳出におきましては、各課にわたりまして4月の人事異動に伴う職員配置等によりまして人件費の増減がございます。補正後の人件費の総額につきましては21万5,000円の減額となるものでございます。また、臨時職員の賃金につきましては、7月以降の経費をそれぞれの科目に計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18住民・税情報システム運用管理事業でございます。こちらは、幼児教育・保育無償化に伴うシステムの改修費用を計上しております。

16ページ、17ページをお願いいたします。同じく4目財産管理費、ふるさとづくり基金管理事業でございます。こちらは、ふるさとづくり基金の自然保護・緑化推進事業分に森林環境譲与税分を積み立てるものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、5健康づくり事業及び2目予防費、4母子予防接種事業でございます。こちらは、緊急風しん抗体検査等事業に要する経費を計上したものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、2農業者支援事業。こちらは農業振興地域整備計画策定業務委託料を計上したものでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、6プレミアム付商品券事業、こちらはプレミアム付商品券事業に要する経費を計上したものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。13款予備費、第1項予備費、1目予備費、歳入歳出総額の調整を図るため、予備費を減額するものでございます。

34ページ以降につきましては、給与費明細書等を掲載しておりますので、後ほど高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 17ページの一番上のふるさとづくり基金積立金ですけれども、これ森林環境譲与税をそのまま積み立てているということですが、どういう目的というか、使い道をどう考えているのか、あれば伺いたいと思います。積み立て後、幾らになっているのか伺いたいと思います。

それから、21ページの家でも学校でもない関係なのですが、嘱託員の報酬から臨時職員に変わっているわけです。ちょっとこの理由を伺いたいと思います。嘱託員で採用できなかったということで臨時にしたのか、ちょっとその理由なのですが。

それから、人数がまだ不足していたということだったですよ、4月の段階で。その後どうだったのか伺いたいと思います。

23ページの風しんの関係なのですが、39歳から56歳といったかな、最初に。人数がどのぐらいになるのでしょうか。

それから、これはどういう関係なのですか。健康づくりへの補助金と母子予防接種

事業での補助金ということで別々に来ているわけです。でも、対象は男性の39から56歳ということで、これ2つを合わせたものが人数としてなるのか。負担もその分軽くなるということで理解していいのか、負担は幾らになるのか伺いたいと思います。

25ページの農業振興地域整備計画策定業務委託料なのですが、全面見直しということですが、ざっとどんな見直しをするのかを伺いたいと思います。

それから、一番下のプレミアム商品券なのですが、今度はどのくらいの金額になるのか伺いたいのと、どんな取り組み方を、公平性がどれだけ担保された取り組みにするのか。前は先に並んだ順でしたよね。この庁舎何重にもって二重ぐらいかな、回ったというぐらい並んでしまったということなのですが、そうすると2回目なのですがけれども、やっぱり障害持っている人などは並べないと思うのです。そういう人たちも不公平なような取り組みが私は必要だなと思うのですけれども、どういう取り組み方をするのかを伺いたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 清水総務課副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

まず初めに、森林環境譲与税の用途についてでございます。譲与税の基準等の中には、森林環境譲与税の用途については、1つ目として間伐や路網といった森林整備、2つ目としてそれに係る人材育成、担い手の確保、3つ目に木材利用の促進や普及啓発ということに充てなければならないこととされておりまして。また、ふるさとづくり基金の総額でございますけれども、31年度末として2,918万7,000円でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから、21ページの第三の居場所の件と23ページの風しんの件についてお答えをさせていただきます。

まず、21ページの家でも学校でもない第三の居場所の嘱託員の補正の件でございますが、こちらにつきましては、当初嘱託職員の採用を考えてございまして、予算を計上していただいておりますが、現在3人、嘱託職員が採用してございます。その他、事務処理等の事務が発生をしておりますので、そのところを嘱託職員ではなくて一般の事務作業をするということで臨時職員で対応させていただきたいということで、今回補正をさせていただきました。実際には、まだ嘱託職員の人員等も若干不足して

いるところでございまして、引き続き募集のほうは考えております。

続きまして、23ページの風しん関係のご質問でございますが、健康いきいき課ですか、と母子保健と両方に予算があるということでございますけれども、健康づくり事業の電算委託料、これにつきましてはシステムの改修費になります。風しんの対象者をシステムで抽出をしますので、そのためにシステム改修をします。このシステム改修の予算につきましては、健康いきいき課の健康づくり事業のほうのシステムになりますので、その計上をさせていただいております。

母子保健のほうの予防接種事業につきましては、こちらが抗体検査の費用ですとか、そういったものの予算を計上させてもらっております。人数でございますけれども、前回、ご質問等でお話をしたことがありますけれども、トータルでは昭和37年の4月2日から昭和54年の4月1日までの間の方ということが対象になりますが、今回につきましては1回目ということで、昭和47年の4月2日から昭和54年の4月1日までの方を対象に、今回は、今年度については抗体検査等をさせていただくということで、おおむね今回の予算で1,200人の見積もりで予算のほうを計上させていただいております。基本的には1,200人の対象者がいるのですけれども、実際そのうちに抗体検査を受けるであろうというのが国のほうの大体の試算がございまして、抗体検査については大体50%、半数の方が受けるような形で予算の見積もりをしてございます。また、予防接種の費用、接種料につきましては、このうちの2割程度が受けるような見込みで、これは国のほうの試算の率を採用させていただいております。

ですので、1,200人で対象者の方に発送させていただくのですけれども、実際抗体検査を受けるのは600人程度であろうということで抗体検査については600人の予算を、また予防接種については、そのうちのまた2割の方が予防接種を受けるだろうということで、150人の方を対象に今回は補正をさせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうからは、農業振興地域整備計画の委託料の関係をご説明させていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、農業振興地域の整備計画につきましては、先ほど細部説明の中でお話ございましたけれども、嵐山町におきましては、平成21年度に全体見直しをしてございます。この計画につきましては、将来5年ないし10年を見据えた形での

整備計画というものを策定をさせていただいてございます。通常よく言う青地であったり、白地であったり、そういうふうな区分であったり、そういったものをこれから10年先の農業を見据えた形での計画ということで、業務内容的にはこの10年間で白地になったもの、そういったものを1筆確認ごとにさせていただくということで、それに付随しまして農家へのアンケート調査、そういったものもさせていただきながら、ヒアリング等も実施して計画を策定していくというふうな形になろうかと思えます。

また、当然、総合振興計画であったり、他の計画との整合性、そういったものも見据えての変更と、全体の見直しということで、2カ年で実施をしたいというふうに考えてございます。

また、先ほど森林環境譲与税の用途ということでお話ございました。こちらにつきましては、昨年にそういう森林、里山に関する団体等と森林環境譲与税が交付された場合につきましてはの利用方法等につきましても、また各団体の活動内容、そういったものもヒアリングをさせていただいてございます。

そういった中で、先ほど細部説明の中でもお話ございましたけれども、人材育成であったり、また町の森林の整備計画に基づいた整備事業、この環境譲与税につきましては用途が限られてございますので、そういったものにこれから町としてどういうふうな形で進んでいくのか、そういったものも方向性をさせていただければなというふうに考えてございます。今年度につきましては、ふるさとづくりの里地里山の基金のほうに積み立てをさせていただくということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、プレミアム商品券に關しましての質問にお答えさせていただきます。

まず、金額面でございますが、これは販売金額が2万円で、使える商品券の金額というのが2万5,000円を予定といいますか、それで実施されます。

続きまして、取り組み方というご質問だったと思います。先ほど細部説明で清水副課長のほうがお話をしましたけれども、プレミアム付商品券事業、これにつきましては今回消費税、地方消費税率の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯（ゼロから2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的とした事業になってございます。こういった関係から、購入対象者というのが



決められております。まず1人目としまして、これ課税基準日が今年の1月1日現在ということになるのですが、2019年度住民税非課税者、もう一方が3歳未満の子が属する世帯の世帯主、こちらは6月1日が基準日となります。この2通りに該当する方が購入できるという条件になっていますので、誰もが買えるという趣旨ではございません。そういった意味では、前回町のほうで27年度ですか、実施しました早い者勝ちみたいな形のやり方とは、まず趣旨が違います。今回このやり方ということになりますと、例えば非課税者分、こちらにつきましては、購入の希望があるかどうかの申請、そういったものをこちらから対象者に送って、それでまた希望のある方がまたこちらに送り返してきて、そうしたら商品券を買える、そういったもののやりとりをします。

また、3歳未満の方につきましては、購入希望申請書というのを送付しますので、これも全員、購入希望がなければ、それは買わないという、買わない人は買わない、これを利用する人は利用するという形にはなるのかなとは思いますが、やり方としてはそういった形でやる予定でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。家でも学校でもないというのは、あと1人不足という理解でよろしいのですか、ちょっとそこを確認したいと思います。

プレミアム商品券なのですが、そうしますと、前回のような並んで買うという状況ではないと。アンケートをまずとって、希望者をとって、その人が買いたいと言ったら、どこか並ぶわけではなくて、またその人に通知を出すとか、そういうやり方をするわけなのでしょうか、ちょっとそこのところだけ伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 予算的には1人分がまだ残っておりまして、その中で常勤を1人雇うか、もしくは嘱託職員をパートでこの時間、シフトで雇うかということでございますので、基本的には今3人おりますので、最低でも4人は採用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 そうしましたら、プレミアム商品券を購入する方の手続というのでしょうか、そういったご質問でよろしいでしょうか。

そうしましたら、まず非課税者と3歳未満の子がいる世帯、これはちょっとやり方が1つ違いまして、先ほどもちょっと言いましたように、非課税者の方につきましては、希望があるかどうかのそういった申請をまずこちらから送るとというのが1つあります。これは3歳未満の子どもには送しません。その後に希望があった場合には、購入の申請のものをこちらから送ります。こちらは、3歳未満の世帯にはその申請の書類を送ります。商品券を買うという希望がある方は、そちらを持って、今予定しているのは、ゆうちょのほうでその商品券のほうは販売をしていただく今交渉をしている最中でございますけれども、ゆうちょのほうでその商品券を買っていただく。その買っていただいた、これから町内でも加盟していただける店舗の募集というのは商工会のほうでやっていただけるわけなのですが、前回のときは170店舗の加盟のお店があったわけなのですが、今回は何店舗になるかちょっとわかりませんが、同じぐらいの店舗のほうにまたご協力いただけるのかなと思っていますが、そこで商品買うなりしてやっていただくと、2万円の負担で2万5,000円分の商品が買えるという状況になると思います。

店舗のほうは、その商品券のほうを今度は現金に換金するわけなのですが、こちらのほうは、さいしんのほうであと最後換金をしていただけるということで、さいしん側のほうは引き受けますという返事をいただいておりますので、こちらはさいしんのほうでやっていただくと、そういった流れに予定としてはあります。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか、わかりました。

もう一つ伺いたいのですけれども、これいつから始める予定なのでしょうかね。それから、非課税者、3歳未満、人数わかりますでしょうか。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、今ちょっと予定をしているのは、購入引きかえ券の送付というのを9月中には、その該当する世帯には送付をしたいという予定をしております。

また、購入希望の申請期間というのを、その前に事前にやる、先ほど説明した事前のものなのですが、これを7月から11月ぐらいの間まで一応受け付けはして、その都度9月中には引きかえ券の送付を、もう9月のときに申請があったものについては、9月中には送りたいというふうに思っています。実際商品券を使っての購入と

というのは、今現在は10月から翌年の1月を予定しております。ですから、4カ月間使えるというような感じで今予定しております。商品券の……すみません、購入期間が1月までです。ゆうちょで買う購入は1月まで販売すると、商品券自体の使用は2月まで、5カ月間使えるような形を今予定しております。残りの3月は、最後、商店のほうがいしんさんのほうで換金をする、そういう手続きがちょっとかかりますので、3月までの事業でございますので、一応そんな形でいけたらなという予定をしております。

以上でございます。

〔「人数」と言う人あり〕

○藤永政昭企業支援課長 人数、すみませんでした。すみません、大変失礼いたしました。

まず、非課税対象者のほうの関係なのですが、今私のほうで聞いているのが約3,000件、また3歳未満の子ども世帯、こちらのほうが400世帯というふう聞いております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） お聞きをします。

1点というか、1項目だけなのですが、森林の環境譲与税についての関係でございますけれども、市町村の森林面積に応じて支給をされるということ、案分されて交付されるということでございますけれども、どのくらいの面積に相当するのでしょうか。

それと、町の中で森林の荒廃というのは全国的に非常に問題になっているところでございますけれども、嵐山町には先ほどいろいろの団体の話が出ましたですけれども、どういうことをやったら嵐山町の森林に効果があるというふうにお考えかお聞きをしたいと思いますが。

○佐久間孝光議長 総務課、清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 お答え申し上げます。

私のほうからは、森林の面積等の譲与税の案分についてお答えさせていただきたいと思っております。こちらは、市町村の保有する市有林及び人工林面積の割合が10分の5でございます。こちら嵐山町におきましては158ヘクタールでございます。譲与税額とし

ましては17万9,000円でございます。

それと、林業従業者数について、こちらが10分の2の割合で譲与されます、交付されます。嵐山町におきましては、林業就業者数は4名でございます。金額にしますと20万1,000円でございます。

もう一つが、国調の人口でございます。こちらが10分の3の割合で交付されます。27年度の国調人口が1万8,341人でございます。交付金額は69万2,000円でございます。以上でございます。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうからは、使途と、あとは効果的なものということでお答えさせていただければと存じます。

使途につきましては、先ほどの細部説明の中でも説明させていただきましたけれども、間伐といたり、路網の林道といたり、そういったものの森林の整備または人材育成、担い手の確保、また3番目といたしましては、木材利用の促進、普及啓発というものが、これ環境譲与税の中で使途として定められている項目でございます。先ほどこういったものが交付されるという見込みの中で、そういう団体等々にも人材育成の部分の中で、やはりそういった里山を拠点として活動されている方々、そういった方々にどういった支援ができるかと、またどういったものが望まれるかということで4団体とあわせましてご意見を聞いたところでございます。この人材育成の中で、チェーンソーの講習、技術習得であったり、刈り払い機の技術の習得であったり、そういったものもやはり活動の中には必要ではないかということもご意見として伺ってございます。

また、別な案件の中では、県の助成をいただきながら、里山の整備事業のほうも今年度も実施をしてございます。そういった中でもやはり多くの方々が親しんでいただける、目につくような場所、そういったものを手を加えていく部分というのも必要ではないかなというふうに担当としては考えてございます。

また、先ほども川口議員の中で答弁させていただきましたけれども、今年度につきましては、基金の中に積み立てをさせていただきまして、貴重な財源でございますので、有効に活用できるように、中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 利用のあれにちょっとお聞きしたいのですけれども、森林を持っている方というのは結局自分の山の状況というのはわかりますから、そのまま放っておくのか、少しでも整備をしたいのか、林業に携わる方が4名ということでございますけれども、そのほかにもたくさん山を持っている方はいらっしゃるわけです。それで、その人たちのことを自分なりに考えるには、間伐をしてもどうにもならないというか、そこに置いておくか、またはチップ材として自分で搬入をするか、誰かに持って行っていただくか、そのぐらいの方法しかないのです。材木として販売できるというような状況ではないのです。よっぽど管理をして、いい材木でもあればいいですけれども、嵐山町の山林ではそのようなものはほぼ無理でしょう。ということになると、やっぱりどこに使われるのがいいかって、支給したらいいのか、補助したらいいのかということになると、材木の切った後のあれなのです。山の管理というのは、その後については自分の山林であれば自分でやるしか方法ないですけれども、切ったものもどこにも持っていくことができない。その場に置いておけば、結局自分の山の整備にはならないですから、その場でチップする。その場でチップするなんていうことになったら、相当の金額かかるわけです。誰も引き取ってくれないとなれば、さっきのチップで自分で持っていったりなんかしなくてはならないのです。トンで2,500円です。ですから、それも寄居まで持っていくわけですが、そういうことを考えると、やはりそのところに少し補助を出していただいたりなんかすれば、山の管理にはつながるかなというふうに思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 嵐山町といたしますと、当然使途の中の3番目の中で、公共施設等の木質化というふうなことでの利用の促進につきましても当然考えていく部分ではあるのかなと。

また、先ほどの林家につきましては4軒。ただ、山を持っている方というのは、嵐山町、非常に3分の1が山でございまして、それ相応の所有者の方いらっしゃいます。それらにつきまして、全てがこういった財源の中で何かができるかなというものにつきましては、非常にボリュームから見て厳しいものがあるのかなというふうには考えてございます。限られた財源でございまして、極力有効に活用できるように検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 私もちよっと1点だけお尋ねしたいのですが、25ページの農業振興地域整備計画策定業務委託料なのですが、地目が畑とか水田であっても、現況が山林になってしまっているところが嵐山町の中にもたくさんあるのです。今回のこの見直しについては、どのような基準で見直しをされるのか、そのようなところはどうか、そこのところだけちよっと1点お尋ねしたいと思うのですが。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 見直しのほうの内容でございます。基本的に農地、農業振興地域の中の農用地域につきましては、当然土地改良実施をしたところであったりですか、また連続性というものも加味しながら当然判断をさせていただく部分ではあるかと思えます。今現在、また所有者等々の意向も当然これは地目が変わることにつきましては税関係もございませう。また、今非常に農用地、連続性のあるものにつきましては、谷津田の部分についても今耕作放棄地等々の状態になっているところも見られます。

ただ、農地に復元が可能などところにつきましては、基本的には農用地区域になっていくのかなという部分と、あとは農地法につきましては、非常に転用等が厳しく制限をされる部分というのもございませう。当然非農用地判定というものも今現在もあるわけでございますけれども、そういったものにつきまして、することによって、逆に転用が簡単になってしまう。前にも太陽光発電等々のお話もございました。そういったものについて山林というふうなものになってしまいますと、また転用も、そういった部分もございませうので、所有者の方々の考え方、また農業の従事者の土地の利用形態、そういったものを踏まえまして判断はされるというふうにご覧でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 基本的にはわかりました。

昔、例えばおじいちゃん、おばあちゃんたちが農業をやっていたころは、徒歩で歩いて行ったわけです。軽トラも行ったわけでもないし、耕運機も行ったわけでもないし、くわを担いで行った。そんなところがあって、そこはもうとても人が入れないと、

機械も入れないというようなところも、今農地になっているところがたくさんあるわけです。そこらに関しては、ある程度やっぱり農業機械が入れないようなところを農地として復元しろといっても、それはなかなか難しいことだなと思いますので、その辺の判断はしっかりとされて、見直しをしていただければというふうに思います。

以上です。結構です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 28ページ、29ページにかけまして、教育費の事務局費の中で英会話指導事業というものが540万の減額となっております。ここには確定に伴うというような形で説明、補正ありますけれども、当初これは1,276万6,000円ほど予定していた事業でございまして、この540万の減額で予定していた事業が行われるということの理解でよろしいのか、それとも、さらにはそこに担当課としての何らかの努力のようなものがあって、この540万の減額につながったというようなことがあるようでしたらお尋ねしたい。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

こちらの外国語指導講師の業務委託に関しましては、指名競争入札を行いました。3カ年の債務負担行為で新しく学習指導要領が改定されるに、小学校のほうは32年度、中学校が33年度に全面改定されるのですが、嵐山町においては、それ以前に先行で実施するという形で、今回債務負担行為で3カ年の実施期間で入札を行ったわけですが、当初の設計に対しまして、入札額が今回補正で落としております540万円、これだけの額がその分入札額が低かったということで、3カ年の債務負担の予算額が3,646万800円ということで、仕様のほう、設計を行ったわけですが、入札のほうの落札額が税込みで2,307万9,600円という形になりました。年度ごとの支払い額を、これを平成31年度、令和元年度につきましては今年度721万2,376円ということになりまして、今年度の当初の予算で組んでおりました1,276万6,000円との差額を、これを契約に基づいて減額したという状態でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、債務負担行為の契約ができたという中で540万

が減額になったと。指名入札ですから、やられる事業内容は変わらず実施できてくるということによろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 青柳議員おっしゃるとおり、内容につきましては変更なく、当初の予定どおりの契約内容で実施できるということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 25ページでございますけれども、先ほどから川口議員、大野議員のほうからも質問が出ていますが、農業振興の関係なのですけれども、これは策定業務委託料ということですが、この中には現在田畑、林業も入りますけれども、町内の所有者以外の方が意外と持っていて、その辺のところ非常に荒れているというようなこと、これもかなり多いと思うのですけれども、そのところについての関係はどんなふうに、調査ですから見直しという形になるとなれば、そこもきちとなさるわけでしょうか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 先ほどのご質問の中で、アンケート調査を実施をするということでお答えをさせていただきました。今予定といたしまして、200人程度の抽出でアンケート調査を実施をするということで、その中には当然、町内町外ランダムでございますので、町外の方も当然抽出をされて、意向が反映をされるのかなというふうに考えてございます。

基本的には、今現在農振農用地、青地と白地、そういったもののところをどういうふうにこれから、今までの転用であったり、そういったものを踏まえながら青地にしていくのか、そのまましていくのか、白地に変えるのか、また新たに白地の部分を青地に変えるのか、そういったものの土地の連続性等も踏まえながら土地利用を考えていくというふうなことでございます。

また、当然農業従事者、これから10年先を見据えた中でのこういった農業形態になっていくのか、それらも踏まえながら計画を練っていくというふうな形になってございますので、当然町内、町外、その辺の区分なく、この計画の中には盛り込まれていくというふうに考えてございます。



以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 13ページになるのですが、健康増進センター使用料が8万1,000円と出ています。当初では、子育て支援課の使用料というのは子どもの一時預かりで科目設定がされてあったのですけれども、それとはまた違うもので、この使用料はどんな使用料になるのですか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

こちら、健康増進センターを今年度子育て世代包括支援センターに改修をしまして、改修前に当初貸し館として使っている部分がありました。今回改修に当たって、その貸し館の部分をどうしようかという議論がございましたけれども、2階の調理実習室と1階の機能訓練室については、そのまま貸し出しをするということになりまして、今回その予算の見直しをさせていただいたところ、大体2団体が使うような予定がございまして、その部分の使用料が発生をするということで、今回の補正を計上させていただきます。

以上です。

○佐久間孝光議長 13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、健康増進センターの調理室等は子育て支援課が管理するということよろしいのですか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 今年度から子育て支援課のほうで、子育て世代包括支援センターと増進センターと兼ねて管理をするということになってございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

---

◎議案第33号の修正案の提出

○佐久間孝光議長 議案第33号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定に

ついでに、お手元に配付したとおり、洪谷登美子議員外1名から修正動議が提出されております。

よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

洪谷登美子議員。

〔13番 洪谷登美子議員登壇〕

○13番（洪谷登美子議員） それでは、修正案の説明をいたしますが、1枚目に修正案が出ているわけですが、この歳出合計には変化はありません。

そして、どのような状況になっていきますかと、どのような修正になるかという、7枚目になります。7枚目に、修正案の参考資料として出ていますけれども、まず民生費に高校生等医療費給付事業を新たに設置します。それについては、その次に嵐山町高校生等医療費支給要綱というのをつくっておりますので、それを参考にさせていただいて、これで計算しますと、嵐山町の年齢別人口は5月1日で450人で、滑川町、越生町、寄居町の3町の実績から、高校生等の医療費は1人当たり1万8,244円となりますので、それを嵐山町分で計算しますと820万9,800円になります。10月1日より交付するとして、410万5,000円が交付になりますので、民生費にはこれ加わります。

そして、衛生費なのですが、4款衛生費に関しますと、新規事業として廃棄物減量等推進審議会運営事業を行います。これは、費用弁償と旅費を15人分を4回で36万円の増となります。

その次に、埼玉中部資源循環組合嵐山町負担金を減額します。これは、嵐山町の負担金分は2,621万円ですが、埼玉中部資源循環組合は解散します。解散するまでの議会費が566万3,000円と総務費分4,838万1,000円を嵐山町負担割合の比率で計算しますと、356万6,000円を今現在負担金として入れることとなります。そうすると、2,264万4,000円が減額になります。

その次に、教育費なのですが、教育費は新規事業として地域の学習支援検討委員会事業というのをつくります。これは地域の学習支援検討委員会については、10枚目に嵐山町地域の学習支援検討委員会設置要綱というのをつくりました。これでは、嵐山町の地域の学習支援、嵐山町は教育のまち日本一を目指していますので、どのような学習支援を地域で行っていくのかを検討していきます。そのために、地域人材を生かして持続可能なまちづくりをするということのためにこの検討委員会をつくります。検討委員会では、どんなことを願う、答申していただくわけですが、諮

問内容は嵐山町の各小中学校区で学習支援事業のあり方や仕組みづくりについて研究していただくこと。2番目として、子どもたちへの学習支援を行う組織づくりをどのようにしていくか考えること。そのほか、検討委員会が必要と認めることとして、それを諮問します。全部で4回ほどお願いしているわけですが、委員さんには、各小中学校長さん、それから各小中学校のPTA会員の中から1人、嵐山町の教員OB、そしてその他町長が必要とされる者として、例えば第三の居場所事業の職員の方とか、そういうふうな形の方に入っていただければいいかなと思います。委員の任期としては、令和2年3月31日とするという形で、あと普通の審議会委員の大体の会長、副会長の互選、それから、その委員会に関しては原則公開とするというふうな形につくっております。この事務局は教育委員会がするということしております。その金額が、校長先生たちは除いて各種検討委員会に報償費5,000円と旅費1,000円で、4回で24万円を設置しました。

その次に、2番目として、新規事業、小中学校学習支援事業です。公立小中学校学習支援費として1,688万5,000円を検討しています。小学生が1万1,000円、中学生が2万2,000円で、これはちょっと足りないような感じなのですが、それでもこれでやっています。

そして、その次に新規事業として、学校給食費第3子補助事業で、第3子の補助事業というのは18歳以下のお子さんで3番目のお子さんがいらっしゃる方のことなのですが、小学生が4,000円で66人で7カ月、中学生が4,700円で11人で7カ月で221万円を補助金として計上します。

その次に、各小中学校の教育振興事業として、新規なのですが、これも修学旅行費の一部の補助金を交付します。これも補助交付要綱をつくっておりますが、小学生1人あたりに5,000円としますと56万5,000円、中学生1人あたりに2万円としますと274万円、計330万5,000円を新たな事業としてここに増額するという形のものです。

それでは、一番最初の説明書からご説明いたします。そうすると、まず最初に、これは2ページ、2枚目の裏側、1というところになりますけれども、1ページの総括のところですが、総括は民生費の補正前の額が19億3,476万2,000円に補正額を561万2,000円加えまして19億4,037万4,000円とします。

衛生費ですけれども、衛生費は5億4,614万7,000円のところを1,734万5,000円減額にしまして5億2,880万2,000円となります。

教育費につきましては、補正前の額が5億6,491万円ですが、1,402万8,000円を増額して5億7,893万8,000円となります。

予備費ですけれども、予備費が1,776万3,000円のところを653万2,000円を減額して1,147万6,000円とするものです。

この細かい各款につきましてはの説明に関しては、やってもいいのですけれども、時間的にどうなのかわからないのですけれども、先ほど参考説明でやりましたので、それで省いてよろしいのであれば、そういったしすし、詳しく説明してくださいと後ほど言われましたら説明するという形にします。

以上です。

○佐久間孝光議長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子議員外1名から提出された修正案に対する質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この修正動議、何回か出ていまして、なかなか私は賛成しかねるのですけれども、今回、これと並行して、この後意見書が出ていましたよね。幼稚園か、3年の。その内容を見ると、令和元年の7月から対応するようなことが意見書の内容の中にうたってあるわけですけれども、そういったことについては、修正の今ここで出されるこの中には一切そういったものは見受けられませんけれども、その辺は渋谷議員はどのように認識していらっしゃるのですか。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 幼児教育の無償化に関しましては、令和元年7月に関しては、今現在さくら組というのをやっております、それは月に2回か、月に1回かなのですけれども、その分に関しては、もともと職員のお金が、給与が出ています。給与が出ていますので、給与というか報酬というのですか、賃金なりなんなりが出ていますので、そこに関しては加えません。そういうふうな状況になっています。

そして、7月からというのは、どのような形でやっていくか、対応していくかということに関しては、それぞれのまず対応するのにどのようなことが必要かということがあって、その準備期間としてそれを加えておりますので、そういうことでございます。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、そこには何ら、今のものが行われているから、

予算的なものは必要がないというような渋谷議員は判断されているのですか。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 7月からですから、7月に関しては必要ないですし、10月からに関しては、9月からどのような状況になっていくか、補正予算が必要であれば補正予算が必要になると思いますけれども、ですけれども、その段階において、それについてまでの、今さくら教室という形でやっておりますので、その拡充というか、週に1回にするとか、そういう形で令和元年というのですか、その部分はやっていけばよいと思いますので、今現在のところでこの6月議会でこの修正案に加える必要はないと思っています。

さらに言いますと、非常勤の職員などに関して言いますと、それは既に予算措置されてありますので、それに修正をさらに加えていくということは全然問題がないものですから、新規事業ではありませんし。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件の採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第33号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子議員外1名から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第13、議案第34号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第34号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第34号は、令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を6億5,144万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

[山下隆志上下水道課長登壇]

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第34号につきましてご説明申し上げます。

44ページをお開きください。浄化槽費の給与費等を補正するものでございます。一般会計繰入金34万4,000円を増額補正し、第2款浄化槽費、第1項浄化槽総務費を34万4,000円増額し、歳入歳出合計6億5,144万4,000円とするものでございます。

続きまして、50、51ページをお開きください。第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、町管理型浄化槽設置事業分として、給与費等相当分34万4,000円を繰り入れ、

総額を2億2,034万4,000円とするものです。

次に、52、53ページをお開きください。2款浄化槽費、1項1目一般管理費の給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金でございしますが、扶養者の増加等によりまして人件費を補正するものでございます。

次項、給与費明細書につきましては、ご高覧をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時34分

---

再 開 午後 2時45分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第14、議案第35号 工事請負契約の締結について（防災行政無線設備（移動系）デジタル化工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第35号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、工事請負契約の締結について（防災行政無線設備（移動系）デジタル化工事）の件でございます。

防災行政無線設備（移動系）デジタル化工事の施工に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸地域支援課長。

〔山岸堅護地域支援課長登壇〕

○山岸堅護地域支援課長 それでは、議案第35号の細部説明を申し上げます。議案書をごらんください。

議案第35号は、防災行政無線設備（移動系）デジタル化工事につきまして、請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

議案書の中ほどをごらんください。初めに、1、契約の目的は、防災行政無線設備（移動系）デジタル化工事でございます。

続きまして、2、契約の方法は一般競争入札（事後審査型）でございます。

3の契約の金額は、6,039万円でございます。うち、消費税は549万円でございます。

4、契約の相手方は、埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番地6大宮センタービル9階、株式会社関電工埼玉支店、常務執行役員支店長、瀬戸口節義でございます。

次に、本工事を行う経緯につきまして申し上げます。

平成9年、世界無線通信会議において、必要周波数帯の外側に発射される不要な電波の許容値が改正されました。これに伴い、平成17年12月に無線設備規則が改正され、令和4年11月末までに許容値に対応できないアナログ機器の使用ができなくなる事となったため、実施するものでございます。

続きまして、議案第35号、参考資料1ページをごらんください。



1、工事名、防災行政無線設備（移動系）デジタル化工事。  
2、工事の概要は、統制局設備、移動局設備、設置工事、撤去処分それぞれ1式で  
ございます。

3、請負業者等審査選定委員会、平成31年4月4日に開催でございます。

4、公告期間、平成31年4月16日から令和元年5月14日まで。

5、入札参加申し込み締め切り日、令和元年5月7日。

6、仕様書閲覧期間、平成31年4月16日から令和元年5月14日。

7、質疑応答書提出日、平成31年4月22日まで。

8、質疑応答書回答日、平成31年4月25日。なお、質疑はございませんでした。

9、開札年月日、令和元年5月15日。

10、落札候補者入札参加資格審査及び認定日、令和元年5月20日。

11、入札参加業者、株式会社関電工埼玉支店、三峰無線株式会社北関東支店、以上  
2社でございます。

12、工期、令和2年3月23日。

13、契約保証金、請負代金の100分の10以上の額。

14、契約金の支払い方法、前払金2,410万円以内、部分払いはなしでございます。  
続きまして、参考資料の3ページをごらんください。建設工事請負仮契約書でござ  
います。工事名、工事場所、工期、請負代金などを定めております。

仮契約日は、令和元年5月20日でございます。

続きまして、参考資料の4ページをごらんください。仕様機器の一覧表でございま  
す。主な機器につきましてご説明申し上げます。

初めに、1、基地局設備でございます。

ナンバー1の基地局無線装置は、設備の本体部分となります。

ナンバー2の統制台は、ナンバー1の基地局無線装置を操作するものです。

飛びまして、ナンバー5、無停電電源装置は、停電発生時にナンバー2の統制台等  
を動作させるものでございます。

続いて、ナンバー6、直流電源装置は、停電発生時にナンバー1の基地局無線装置  
を動作させるためのものでございます。

続いて、ナンバー7、空中線は、電波を送受信するアンテナでございます。

ここで、資料の5ページをごらんください。先ほどの基地局設備の基地局無線装置、

統制台等の配置図でございます。こちらの地域支援課に隣接している部屋に、こういった形で配置される予定でございます。

恐れ入ります。参考資料の4ページにお戻りください。

次に、2、移動局設備でございます。

ナンバー1、半固定型無線装置は、北部交流センター、ふれあい交流センター及びB&G海洋センターに設置する無線機でございます。数量は3台でございます。

ナンバー2の空中線は、ただいま申し上げましたナンバー1の半固定型無線装置により通信を行うためのアンテナでございます。

続きまして、ナンバー4の車載型無線装置は、地域支援課の2台の車両に設置する無線機でございます。

続いて、ナンバー5、空中線は、ナンバー4の車載型無線装置により通信を行うためのアンテナでございます。

ナンバー6の携帯型無線装置は、トランシーバーをイメージしていただくとわかりやすいかと思いますが、そのような形のものの携帯型の無線機でございます。数量は18台でございます。

最後に、資料の6ページをごらんください。先ほど申し上げました、半固定型無線装置を北部交流センター、ふれあい交流センター、B&G海洋センターに設置いたしますので、それに半固定型無線装置のためのアンテナの設置についての図面でございます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明を終えましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この参考資料の2ページの金額というか、初めに沖電気が辞退した理由は何か聞いておりますでしょうか。

それから、金額なのですが、ちょっと計算していないので、落札率はどのぐらいになるのでしょうか。

それから、この5ページの図なのですが、地域支援課の隣の部屋の。前回もらった図もこれがついていまして、①というところに前回、③の通信統制台というのがあるのですけれども、この統制台というのが何かまた新しくなるわけなのですか。まだ、半年ですよ。半年で新しくなってしまうわけなのですか。何かちょっとよくわから

ないなと思うので、その点と。

あと北部とふれあいとB&Gにつけるといことで、そして地域支援課の車の2台につけるとい。移動しながら話ができると、そういう理解でよろしいですね。

この3つのアンテナでトランシーバーか何か、そのくらい距離が離れていても対応できるという、そういう理解でよろしいわけなのですか。金額と、ちょっと部屋の、前回のものをまた変えるのかというのと、あとそういう利用というか、それで対応できるのかという、3つのアンテナだけで。

以上です。

○佐久間孝光議長 総務課、清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、お答え申し上げます。

私のほうからは、辞退理由と落札率についてお答え申し上げます。辞退理由につきましては、本工事公告期間の開始日、平成31年4月16日から公告を開始しております。それと、この入札に参加を申し込む締め切り日としまして、令和元年の5月7日までに参加受付をしております。5月7日までに参加を申し込んだ業者がこちらにございます3社でございました。その後、開札年月日であります令和元年5月15日までの間に、入札を行っていただくわけでございますけれども、この1社につきましては入札に申し込みはしたのですが、実際に入札は行わなかったということで辞退という形になっております。また、辞退理由につきましては、電子入札であるため、理由は求めてございません。

続きまして、落札率でございますけれども、落札率は98.9%でございました。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 統制台の関係でございますが、先ほど川口議員がおっしゃっていた半年前のというのは、同じデジタル化工事ですが、同報系のものでしょうか。今回は、防災行政無線の移動系のデジタル化工事でございます、全ての機器が平成4年に設置されたものでございますので、それを更新するというものでございます。同じデジタル化でも、移動系の工事の関係というのは今回初めてお出ししたのではないかなと思うのですが、デジタル化移動系ですと平成4年に設置したものであるというものです。

それから、電波の距離なのですけれども、計算上でいきますと300キロまで届くと

ということです。ただ、地球は湾曲していますので、直線であれば300キロ届くのだと思うのですが、湾曲している関係で、5ワットの強さで60キロまでカバーできるということです。ただ、それはフラットな場合ですので、山があつたりとかそういう障害物がありますと、若干それがやっぱり短くなるということで、その検証は行っております。検証した結果ですと、本当に深谷市と接するある一部分が少し一定基準よりも下回る部分があるのですが、ほとんどカバーしているということで問題はないと考えております。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 落札率が98.9%、いや、高いですね。ほとんどもう競争が働いていないということで、沖電気が参加してくれたら、きっともう少し競争ができたのではないかなと思うのですけれども、残念です。

それはいいとして、半年前だったかな、ちょっと待ってください……11月16日に入札したというもののなのです、去年の。何をしたかというのが、その①の机にこうあるのです、通信統制台と。1,040ワット、ワットではないな、Wだから長さ、幅ですね。950だから、Dというのは何。縦になるのかな、高さが950と、同じです。そういうものを統制台だから台を置いたということか。わかる、わかるよね。いや、前まちづくり……まちづくりではない。これ台を置いただけ。そうではないですよ。わかっている、わかっているの。ただ、同じものを置いたのかなと思って聞いたのですが、そうではないわけ。ああ、そう。では、ちょっとそれ確認でいいです。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今川口議員がお持ちになるのは、恐らく防災行政無線設備であつても同報系と書いてあるかと思うのです。今回は移動系のデジタル化です。同報系というのは、防災行政無線で流しますと、電柱の上にスピーカーがついていて、それから音を出してというものが同報系です。

今回議案としてお出しさせていただいているのは移動系ということで、それとは別なものになります。全く別のものになります。

〔何事か言う人あり〕

○山岸堅護地域支援課長 違います。同じもので使えないものなので、今回は全く、移動系ということで、車であつたりとか、ハンディータイプのものであつたりとか、別のものと、別の工事ということになりますので、統制台とか設備の本体のほうも別の

ものを設置するというございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。

ただ、同じ場所に、さっき言った大きさですので、1,040ですから1メートルになると思うのです。950ですから、これも1メートル近く。今度のは大きさ書いていないのか。大丈夫なのですか、それは大丈夫だということなのですか。ちょっと確認ですので、今は同報系の上に置くとか、まだ脇に置けるのだとかという、ちょっとその点を伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 統制台につきましては、イメージとするとデスクトップパソコンをイメージしていただくといいと思います。そういう形になります。本体のほうはちょっと縦長の細長い本体になります。そこがその設備の本体になりまして、統制台というのはデスクトップのパソコンのようなもので、基地局を操作するというものでございまして、またこの部屋についても当然現地を確認していただいて配置を決めていただいておりますので、置くことには問題ないということでございまして。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 1点、2点ですか、4ページなのですが、無停電電源装置、これについて聞きたいと思うのですが、停電補償時間は15分以上となっているのですが、15分以上でどのくらいの時間なのかおわかりでしたら。これ直流電源装置というのは、DCプラス13.8V、200アンペアだと思うのですが、これは要するにバッテリーという捉え方でいいのでしょうか。確認なのですが、お伺いいたします。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 停電補償時間が15分以上ということでございまして、こちらの無停電電源装置につきましては、停電発生時に非常用発電機が動作するまでの間、その間の電源ということになります。そういったことから、補償時間が15分以上ということでございまして。あくまで非常用発電機が動作するまでの間をカバーするというものでございまして。

直流電源装置の200Ahというのですか、これについては蓄電量をあらわしております、安藤議員おっしゃったようなバッテリーというようなことで捉えていただければ

ば結構かと思えます。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） そうしますと、庁舎の停電のときのこともあるわけですが、非常用の発電機については今もあるのだと思うのですが、それに接続するという捉え方ですか。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 非常用発電機が作動すれば、恐らく照明なんかも若干暗いのですが、少しついたりということで配置、配線がされていると思えますし、こちらについても非常用電源で停電時については操作をしていくということになるかと思えます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより、議案第35号 工事請負契約の締結について（防災行政無線設備（移動系）デジタル化工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件について

○佐久間孝光議長 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

---

◎閉会中の継続調査の申し出について

- 佐久間孝光議長 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

---

◎日程の追加

- 佐久間孝光議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第11号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議の件、発議第12号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議の件、発議第13号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出についての件、発議第14号 性犯罪におけるさらなる刑法改正を求める意見書の提出についての件、発議第15号 減プラスチック社会への構造転換を求める意見書の提出についての件、発議第16号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についての件及び発議第17号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出についての件につきましては、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 佐久間孝光議長 日程第17、発議第11号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議の件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議をいたします。

提案理由ですけれども、子ども子育て支援指針より2017年度からの保育所保育指針・幼稚園教育要領・認定こども園教育・保育要領の3つの法令が同時に改訂されました。0歳～2歳の子どもの育ち、3歳～5歳の子どもの育ちのあり方について明確にされています。それを受けて、2019年度から保育園・幼稚園・こども園等の無償化が始まります。無償化については、財源をどのようにするかこれからも議論はされることです。

しかし、3歳児から5歳児の教育は、全国の保育園・幼稚園・認定こども園のどこにおいても、同じ質の教育がもとめられています。

嵐山町立幼稚園についても3歳児保育を実施することが求められているといえ、3歳児保育の実施の決議を行います。

嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議ですけれども、読み上げます。

子ども子育て支援指針より2017年度からの保育所保育指針・幼稚園教育要領・認定こども園教育・保育要領の3つの法令が同時に改訂されました。0歳～2歳の子どもの育ち、3歳～5歳の子どもの育ちのあり方について明確にされています。3歳児から5歳児の教育は、全国の保育園・幼稚園・認定こども園のどこにおいても、同じ質の教育がもとめられています。

したがって、嵐山町立幼稚園についても3歳児保育を実施することが求められているといえます。

以上、令和元年7月からは、3年保育実施の準備期間として希望する子どもへの対応をおこなうこと、令和2年4月から嵐山町立幼稚園3年保育を実施することを決議する。

令和元年6月14日、嵐山町議会です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 渋谷議員に確認の質問をしたいと思います。



この決議に3歳児から5歳児の教育は、全国の保育園・幼稚園・認定こども園のどこにおいても、同じ質の教育が求められているということで3年教育ということなのでしょうけれども、これも何回かもう出されておりまして、当初は3年にすると幼稚園は比較的安くて、3年からも入れられるということになると、幼稚園のほうに結構入園のほう希望が多くなるということは、保育園の2歳から3歳になる園児が奪われていくというようなことで、民営の圧迫ということもありまして、私は反対をしておいたわけなのです。これが無償化になるということが現実化してきているわけですが、無償化になると幼稚園、保育園も皆同じように無償化で入園できるということになると、今まで民営を圧迫していたという理由の一つはなくなってくるというふうに私は思います。

そういうことで、1つ理由があるわけなのですが、この制度によって、無償化によって待機児童がふえてくるのではないかという心配も実際に執行側にもある、私もそう思っています。そういった待機児童の解消につながらない、ふえてくるという心配のあるということで、これが幼稚園が3年になると、こういったことも解決してくるのではないかというふうに思っております。

そして、またお母さん方が3歳児で幼稚園に入れると、そういう希望の方も多くいらっしゃるでしょうし、そういうことでこの制度の利益も得ることができるということで、私も3年保育がいいのではないかという者の一人なのですが、ここに決議書に書いてあるところを見ますと、そういった部分について触れられてはいないのです。ただ、最初のほうの提案の理由のところを見ますと、これが無償化についてということで無償化が入ってきていると、無償化のことについても触れられているので、こういったことも包括して決議書が出てきているのかなと思うのですけれども、その辺について確認をさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 無償化というのはもちろんあるのですが、3歳児保育はとにかくもう30年以上前からお母さんたちが希望していることがまず一番最初で、それをずっと嵐山町は断っていたというのですか、それが一番最初であって、そして3歳児保育が無償化になると、今度は嵐山町立幼稚園の2年保育、それでも低額なので、2年保育を待っていた人たちは町外の私立幼稚園に恐らく行く人がふえてくるであろうということがあることと、それから今まで町立幼稚園の3歳児保育がなか

ったので、2歳児からとか3歳児から保育園を希望していて、それで待機児童がすぐあったわけなのですけれども、ゼロ歳児とか1歳児という形ではなくて、3歳児保育を受けるがために、3歳児は保育園に非常に入りにくいので、それで2歳、1歳からそのところを希望している方というのがあったわけなのですけれども、その部分は解消されるのかなと思うのですが、ごめんなさい、うまく言えませんけれども、町立幼稚園の無償化ということは、3歳児からの子どもの全員の無償化というのがこれはとても大きな影響があると考えています。それでいいですか。

○佐久間孝光議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ちょっと説明わかりづらかったのですけれども、渋谷議員のこの決議書の内容からすると、今説明されたようなところで3年保育にしたいのだということがあるので、幼稚園は3年教育というのはまだ少数なのです。4割とかという話をこの前お聞きしたと思うのですけれども、そういった中で3年保育を嵐山町も進めていくのだということは、私は先ほど説明したようなことがあって、かつ嵐山町は教育のまちを目指していると、かつ嵐山町にこういった教育行政で若いお母さん方を嵐山に呼び込んで、転入していただいて、定住していただいて、活性化していこうというところの狙いもあると思うのですけれども、そういったものはこの無償化という言葉の中に包括しているかどうかということなのです。要するにこれだけということで、書いてあることだけで幼稚園の3年化を目指しておられるのか、そういったいろんな利益を含んだものをここには含まれているのですよということを私は渋谷議員からお言葉があるのかなと思ったのですけれども、それはいいのですか、あるのですか。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 3歳児保育をするというのは、30年前から親御さんたちが、四半世紀前ですか、具体的に請願運動をしていて、そしてそれが実現しなかったことがあって、それをずっと嵐山町では引きずっているのですけれども、まずそれが一番ですけれども、そのほかに3歳児保育をすると、どんないいことがあるかということにいきますと、それはいろんなプラス面があります。

第1、幼稚園に3年保育で行っていたら、普通お母さん方というのはアパートにいらっしゃる方は、小学校の入学のときにも幼稚園のお子さんが一緒にいるところに転居したい、そういう思いはとても強くあります。それはなぜかということ、普通という

か、一般的に幼稚園の子どもと同じお友達のいるところに行って小学校も入学させたいという思いがありますので、そういったところに、少なくとも町立幼稚園が3年保育になっていくと、3年保育を求めて町外に行って、そしてそこに転居するというお母さんは少なくなってくるかな、少なくなっていくことは確かで、例えばいろいろ言われているのは、3年保育がないから滑川のほうに転居しますという方は結構いますし、月の輪に転居しますという方、特に月の輪、滑川町の場合は町立幼稚園で3年保育ですから、もともと給食費も無料ですから、そういった形で滑川に転居される方は知っている範囲ではとても多いです。そういったものは、ある程度嵐山町でもいいかなというふうに思われる方も多いと思います。

お母さんたちというのは、最初に幼稚園時代のお友達関係というのはとても大切なのです。それをそのまま小学校とかのお母さん関係が継続して行って、お友達関係をつくっていくという、お友達関係のあり方があって、特に嵐山の場合は地元にいる若いお母さんというのはすごく少ないです。本当に探しても何人もいないのです。すみません、私の個人的なことですが、子どものお友達のお母さんというのは本当に2人とか3人ぐらい。そんな感じで、ほとんどが外部から入ってくるお母さんたちで、結婚して外から来るお母さんたちで、嵐山で育っている女性たちは外に出ていく、そういう実態があるわけですから、外から入ってくるお母さんたちにいかに子育てで魅力を持たせるかというのは、そのところで町立幼稚園の3年保育があれば全然違ってくると思うので、そういった居住関係というのですか、将来もここに住んでいこうという一つの目安、一つの決定の要因にはなると思います。だから、それが人口流入につながるとは直接は言えないのですが、幼稚園のお子さんを持って、家庭で子どもを育てていきたいというお母さんとか家族にとっては、人口流出をするところは少ないかなというふうな形があります。

ごめんなさい、それでもう一つ、嵐山町の女性は外に出て行って、そして外からの女性が嵐山町に入ってくるというのは、嵐山町の今の商工会の婚活のやり方でとてもよくわかると思うのですが、商工会の婚活のやり方というのは、男性は嵐山町の人、女性は嵐山町の人ではなくていいのです。そういうふうな感じで、とにかく男の人に女の人が一応くっついてくるという、今のまだ結婚形態がありますので、そういったことを考えますと、町立幼稚園を3年保育にして、少なくとも保育園はそのまま仕事をしていらっしゃる方がずっと、ゼロ歳から1歳から入ってくるかもしれない

けれども、家庭で子育てをしなくてはいけない人というのが結構まだいっぱいいて、それは3歳のときに下に子どもができたなら保育園に行って、働くということはできないとかいろんな状況がありますので、そういった状況の中で3歳児保育があればとてもいいと、そういうふうな意味での意義はあります。

ごめんなさい、長くなりました。

○佐久間孝光議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 大体わかりました。

町にも財政が潤沢にあれば、それは給食とか、いろんな問題、関係にもできることもあるのかもしれませんが、いろいろそういった財政との絡みで難しい面がありますけれども、今回の今私が質問しているのは、要するに3年教育の無償化の関係のことで渋谷議員にお尋ねしたのですけれども、ざっぱくに言いますと、私の言っているような趣旨があるということで、それでよろしいですか。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 3年保育をやるということで、いろいろな要因はふえてくると思います。税金も若い人たちが入ってきたら、そのところでふえてくる部分もありますし、子どももふえていきますということでもあります。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この決議書と申しますと、今回一般質問でもかなり町の執行の側にもいろいろな質問が出ました。それで、確かにこの5月にそういった方針が出されてきているという中で、この決議という扱いというのは、やっぱり議会制民主主義という合議制の自治体の議会であるわけです。そういう中において、町の説明もかなり聞きました。町の状況も聞きました。そういう中において、渋谷議員は以前、30年前からこれが一つの目標だったというような説明が今ありましたけれども、捉え方としてはそういうような捉え方でよろしいのですか。30年前からそれこそ3年保育をもう町はやるべきだったのだというようなことを、一番やっぱり根底にあるものはそういうことなのですか。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 公立幼稚園では3年保育が40%ということはあるのですが、民間の幼稚園では、もう3年保育というのは当たり前になっています。そし

て今準備保育として2歳児からの幼稚園教育というのがあるのです。プレ幼稚園というのものもあるし、だから30年前からといって、私は3年保育の幼稚園を受けているので、普通の考え方として3年保育というのがあるって、それを普通のお母さんたちはそれを望んでいるというのが一般的ではないですか。そして、それは私は議会の代表、一人の住民の代表としてそれを決議していくというふうな形で決議案として出していて、それが別に多くの男性たちの中の議会の中で、それを私が女性の1人の議員としてそれを決議として提案していくことには何の問題もないし、女性の議員はすごく少ないので、そういったことで皆さんと話し合っていないと言われながらもずっとやってきている問題で、文教厚生委員会の委員ではありませんので、それを閉会中の特定事件にするということもできませんので、これについては何も問題がないと思いますが、決議することに関して。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 大体渋谷議員のお考えになっている根底に流れるようなものは今の話でわかりましたけれども、そもそも幼稚園教育というのは義務教育ではないということです。先ほども吉本議員もおっしゃったけれども、大体6・4ぐらいの割合で公立幼稚園の場合は2年だったりというところが多数なのです。そういう現状の中であって、やはり以前からそういった思いを持っていらっしゃったから、町の状況というものもしっかりと町民に知らせる必要もあるわけですよ、我々議会の議員というのはこうだ、こうだけではなくて。そこが大切なところでありまして、そういうふうなところについては、町のほうのああいっただけの説明については全く理解されないというような捉え方でもよろしいですか。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、今の町長と私の財政の考え方が全く違うので、町長の考え方は理解できません。こういった考え方については、私はほかの財政のところから持ってくればよいので、今の町長の考え方は理解できないし、町長は3年保育ではなくて、町立幼稚園を最初の段階で、30年前の段階で、教員委員のときに民間を優先するために町立幼稚園はなくなってもいいという方向をとられたということを私はほかの方たちから聞いていますので、ですからそういうふうな意味での町立幼稚園、民間を存続させるため、新自由主義と言うのですけれども、新自由主義の町長の考え方で今の嵐山町政は行われているのですが、稼ぐということが中心になってやっ

ているのですから、それについては悪いのですけれども、どんなにこの町の財政がというふうに言われても、その町の財政は分析する、どういうふうな形でやっていけばいいかということは私は別の考え方がございますので、申しわけないのですけれども、町長の考え方には賛同できません。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 町長のそこまでは結構ですけれども、要はそうすると、そういった国内の情勢が公立幼稚園が4割だと、私立の幼稚園が6割だということの、3年のことをやっているという状況です。そういったことは、もう全く無理解のような、いわゆる嵐山町がそういう状況にあるということすらも理解をされないというような捉え方をしているのかな。簡単でいいですよ。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 文科省なのですけれども、公立の幼稚園も3年保育にしていくようにという通告が出ているはずですよ。そして、多分公立の幼稚園は保育園化して認定こども園になっていくか、公立の幼稚園は保育園になっていくか、そういうふうな形の今選択を迫られていますけれども、3年保育の形の流れには乗らざるを得ないでしょう。そういうふうな形で動いています。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今渋谷さんのお話を聞きまして、30年前からの渋谷さんの3年保育のご希望があったというのはすごく聞いていてわかるのですけれども、30年前といいますと、民間の菅谷幼稚園がありました。さっき吉本さんがおっしゃるのは、民間を圧迫してはいけないと思って、今まで3年保育は断念していたのだというお話で、30年前、菅谷幼稚園があって、町長はそこを守って、公営はなくすつもりだったなんていうご答弁ございましたけれども、やはり民間に配慮して、その当時は25人だったか30人だったか、ちょっと人数は、55人だったかな。とにかく年長だけだったかな、年中と年長が……年長しかなかったと思うのです。55人か何かの……しかなかったと思うのですけれども、やっぱりそのころは私も文化村に引っ越してきたときで、周りを見ると、お母さんたちは働いているお母さんがいませんでした、余り。大体9対1ぐらいでおうちにいるお母さんが多かった。そうすると、やはり幼稚園でいいわということで、3年保育というよりも2年保育という考え方であったかと思えます。

しかし、だんだん時代が、バブルがはじけて疲弊してくる時代が平成3年ごろに来まして、そのころになると、少しずつパートに出ようということで、私も3年保育があるといいなと思っているときだったかなとは思うのですけれども、その時代と今の時代は、もう今はもう専業主婦がほとんどいなくて、働いている親がほとんどになって、保育園のほうの需要が今伸びている状況かなという感じに受けとめております。

私も、3年保育はずっとあるべきだ、あるべきだと思ってきました。菅谷幼稚園がなくなって、そのころ3年保育つくればいいのになと思ってきたわけですが、3年保育にならずに2年保育には途中で変えていただいて現在に至っているわけなのですが、しかし今回の無償化になるに当たって、無償化になると自治体でほとんど賄わなければいけないという、そういう状況を聞いた中で、まずこの3年保育の3歳児は何人の何クラスにしたいおつもりでしょうか。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません、私はそのところまで考えていません。

それで、3年保育というのは、どういうふうな形でやっていけばというのは、今の段階で3歳児の子どもは110人ですか。3歳児の子どもさんが110人で、そして保育園に行っていらっしゃるお子さんが60人ぐらいですか。そうすると、そのところで引いてみて、特殊な幼稚園を望まれる方もいらっしゃるのです。だから、そういう方も嵐山ではなくてほかのところにわざわざ選んでいらっしゃる方もいるので、そのところは幼稚園の教育方針を選ぶ方もいらっしゃるのです。全ての幼稚園、子どもさんが保育園に行かないで町立幼稚園に行くというふうなことはわからないし、それから障害のある方は、また別の支援のための療育園のような幼稚園に入っておられる方もあると思うのですが、それから、もう一つ訂正しておきます。訂正というよりも、30年のときにはお母さんたちは多くの方、ほとんどの方は3年保育を望まれました。3年保育を望まれましたけれども、今の段階でというので2年保育でもいいのではないかという形で2年保育の請願をされました。私の、今33歳になる子どもがいるのですが、その子どもは1年だけの町立幼稚園の最後の子供でした。その最後の子供は学年10人でした。10人でやっていました。だけれども、そういうふうな形でやっていて、とても子どもたちは仲がよかったです。それが、3年保育にしてほしいという形で、ずっと皆さん運動していて、運動のトップにいた方なんかほとんど自分の子どもにはそれは当てはまらなかったけれども、次に渡すことができたからとてもよかったと

いうふうにおっしゃっていて、そして今でも女性で働く方はたくさんいますけれども、働けない方もたくさんいるのです。

そして、嵐山町の保育園の特徴があるのですけれども、嵐山町の保育園の特徴というのは、割と教育的なところが多いのです。それを望まない方という方もあって、町立幼稚園というのは、ごくごく普通の教育をする幼稚園なのです。特殊な……

- 佐久間孝光議長 渋谷議員に申し上げますけれども、答弁はなるべく簡潔にお願いします。
- 13番（渋谷登美子議員） そうですね。なので、申しわけないけれども、畠山さんのおっしゃっている問題とちょっとずれているかなと思います。
- 佐久間孝光議長 第6番、畠山美幸議員。
- 6番（畠山美幸議員） 3年保育の人数は何人でお考えですかと聞いただけですけれども。
- 佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。
- 13番（渋谷登美子議員） すみません、長いあれがあったので、では3年保育の人数は何とも言えないです。

〔何事か言う人あり〕

- 佐久間孝光議長 何とも言えないということです。  
第6番、畠山美幸議員。
- 6番（畠山美幸議員） では、何とも言えなくて、でも3年保育にはしたいということで、でも10人ぐらいのクラスには考えていないと思うのです。やはり今25人、2クラスずつあるから、20人とか25人でお考えなのかなと思う中で、今年長が2クラス、年中が2クラス、年少さんでまた2クラスを考えているのか、1クラスを考えているのかわからないということですが、例えば25人、1クラスにしたときに、125人の運営が嵐山町でできるのでしょうか。
- 佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。
- 13番（渋谷登美子議員） それは、私が答えることではなくて、教育長が考えて答えることであって、そんなことまで私は答える必要はないと思います。それは、執行側が考えてやることです。
- 佐久間孝光議長 ほかに。  
第12番、安藤欣男議員。



○12番（安藤欣男議員） 渋谷議員のこの議場での発言ですから、そうだったのかなという訂正の必要があるというふうに私は思っているのです。というのは、30年前と渋谷さんおっしゃいましたね。私の記憶では、嵐山幼稚園は1年だったです。年長というか、1年保育、最初は。それで菅谷幼稚園があった。その後、2年保育の要望がかなり出てきたと、2年保育。議会でもそのことが議論されて、それで結論に至るまでには何年かかかったわけですけども、そのときには確かに今度は民間では3年保育のところももう出てきて、それで町は2年保育に踏み切りましょうという結論に至ったのだと思うのですが、それは要望がどうのこうのとおっしゃっていますが、それは渋谷さん個人が言っていることなのだと思うのですが、何か証明するものはあるのですか。それを1点聞いておきます。

それから、町長が町立幼稚園は要らないということを行ったという発言をしていますが、それがどういうところで事実があるのかわかりません。そういうことをどこで言っているのか、それはその発言の根拠というのを教えてください。

〔何事か言う人あり〕

○12番（安藤欣男議員） いや、渋谷さんが言ったのだから。

それから、もう一点は、嵐山は奥田幼稚園園長のときから、やっぱりさくら教室を開設をしながら……

〔何事か言う人あり〕

○12番（安藤欣男議員） 3年保育ではありません、さくら教室ですよ。それはやっぱり2年保育の中で教育というのは奥が深いのです。だから、やればよいということではありません。ニーズはいっぱいある中で、さくら教室に通っているお子さん、保護者、それは自分の子育ての中でそれを選んでいくわけです。わかりますか。教育というのは幅広いのだ。渋谷さんがおっしゃる頭の中のことだけで解決できない、私はそう思っているのですが、さくら教室の意義というものについてはどう捉えているのですか。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 最初の段階の話ですけども、3年保育なのですが、お母さん方は最初ずっと3年保育を1回目出しました。ですけども、請願が否決されました。請願が否決されたので、次の段階で2年保育で請願を出しました。そのときは、私がまだ議員ではないのです。議員ではなくて、だから私、今28年目ですから、29年

目に2年保育の請願を出しました。3年保育の請願はその前です。そのときに出しました。そのときに嵐山町議会は否決しました。それは、教育委員だった岩澤さんもそうでした。そして当時は、長島宗作さんって、長島さんのお父さん……

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） 言わないでね。そういうふうな方もいて、そしてそれは民間とそれをあれしなくてはいけないという形で、民間が潰れるから町立幼稚園があつてはというふうな形の議論になっていました。

それで、次の2回目のときはどうしてもやっぱり今のままだったら町立幼稚園は子どもの数も減ってしまうし、1年保育だったら子どもの数も減ってしまうし、町立幼稚園がなくなってしまうのは困ってしまうので、だから2年保育にしようという形でお母さんたちが話し合いました。そして、2年保育の請願にしました。そのところで2年保育の請願があつて、それは趣旨採択されました。趣旨採択されて、それですつと話をさかのぼりますと、そうした形の中で文科省が幼稚園は3年保育にするよという勧告みたいなを出したのです。3年保育にするよという勧告が出たので、そしてそれを受けて飯嶋教育長が、今の段階で彼が教育長の間は3年保育はできないけれども、2年保育ならできると言つて2年保育にしました。そういう状況がありますので、そして2年保育になっています。ですから、安藤さんが記憶されているのと全く違う動きがこの中にあります。3年保育は、昔からそうなのです。だから、町立幼稚園になった時点で、当時の文部省が幼稚園は3年保育を実施するよという勧告を出したわけです。そういうふうな流れがあります。

岩澤さんのことですが、町長のことですけれども、これに関しては教育委員というのが議事録というか、残っています。それは広報というのですか、嵐山町の議会報とかそういったふうなところに出ているはずですよ。私、それは覚えていますので、ですから、どういうわけだかわからないけれども、そこにこだわっていらっしゃるのが今の岩澤さんであるなというふうに思っていますので、なぜここにこだわるのかかわからない。それは、菅谷幼稚園との関係で、幼稚園の園長先生とその当時の議員たちとの関係、それから教育委員との関係の中で、そういうふうな話し合いができたというふうな考えられ、そのところをどういうふうにしていくかというのがすごく議会の中でも難しかったのですけれども、それで趣旨採択にして、そのままいつてすぐにはならなくてというふうな経過があります。

さくら教室ですけれども、さくら教室は私が個人的に奥田先生と話をしますと、文部科学省なりなんなりは既にもう3年保育を実施するよというふうな形になっていて、そして深谷の公立の幼稚園もこの辺だったら公立の幼稚園というのは鳩山町と、それから滑川町と、それから深谷に公立の幼稚園があって、それは3年保育にしています。鳩山町の場合は、非常に子どもが嵐山よりもうんと少ないのです。そのところをどうするかというのを私は聞いていないのですけれども、2年保育になっているのか、3年保育になっているのかわからないのですけれども、鳩山町というのはまた特徴的な教育をしているところがあります。だから、全然今安藤さんがおっしゃるような幼稚園の流れではないです。そして、大きな教育の流れの中にいていますと、私も児童相談室というところで仕事をしていたことがありますので、それで特に未就学児の子ども、言葉の話せない子どもとか自閉症の子どもたちのことをやっていたことがありますので、教育がいかにか内容が深いかということはわかっています。そんなことまでそういうふうな形で話をされるような立場といいますか、私なりの考え方がありますので、それは安藤さんとの考え方の中で違っているわけで、そのところまでお話しされる必要はないと考えますが。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 2年保育が出る前に3年保育が出たということですが、それは私が捉えていなかったという部分にはなっておりますが、ただ嵐山町は最初は東昌寺が幼稚園をやっていた、東昌寺が。今の保育園です。幼稚園については、町で、では開設してくださいと。東昌寺は今度は保育園のほうに、保育事業をやるということになったのです。だから、そういう流れがある中で今幼稚園がありますから、それは渋谷さんが菅谷幼稚園との関係だけではありません。菅谷幼稚園は菅谷幼稚園で開く、町だけでは、行政だけでは幼児教育できないから民間でというすみ分けがされたのだというふうに思っております。

〔「違います」と言う人あり〕

○12番（安藤欣男議員） その辺については、違うというのはどう違うのですか。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 最初に、嵐山町には幼稚園がないので幼稚園をつくってくださいというふうな運動がありました。そして、そのところでたしか東昌の保育園ができました。そして、その前に銀の鶴幼稚園というのが志賀2区にありました。志

賀2区に銀の鶴幼稚園があったのですけれども、その志賀2区の銀の鶴幼稚園は、今の志賀2区の集会所のところですよ。それが倒産したんです。倒産して、そしてそこがプールになりました。そして、それで皆さん困って、幼稚園をつくってくださいというふうな動きになりました。そして、最初に今の町立幼稚園の1年保育ができました。だけれども、それでは困りますということで、皆さんがお願いして菅谷幼稚園ができました。菅谷幼稚園と同時に東昌保育園もできました。東昌保育園の次に分割していくという形になっています。

そして、その中で町立幼稚園は、2年保育、3年保育にしてほしいという希望がとても多かったのですけれども、ずっと町立幼稚園は1年でした。町立幼稚園は1年であったわけですが、嵐山町の人たちは菅谷幼稚園だけではなくて、ほかの幼稚園にも行くようになりました。東松山にある東松幼稚園というのですか、それとか大芦幼稚園とか、いろんなところに幼稚園があるのですけれども、菅谷幼稚園はそこに行くということではなくて、教育環境の問題として、お母さんたちが自分の幼稚園を選んでいくという形があって、町立幼稚園にも2年保育もありましたけれども、町立幼稚園は3年保育はしていなかったんで、やっぱり皆さんほかのところの幼稚園に行ったので、そして町立幼稚園も2年保育で、菅谷幼稚園は3年保育だったのですけれども、菅谷幼稚園の3年保育を選ばないでほかの私立の幼稚園にも3年保育を選んで行くようになったという経過があります。その中で、菅谷幼稚園は人数が減っていききました。そして、菅谷幼稚園の皆さん自体が……言えと言うのだから言っているのですよ、歴史的なことを。それでやっているわけですから、そういうふうなことで、安藤さんの考えている町立幼稚園の歴史と、私が把握しているこの前議会報の50年史つくりましたよね。そのときに把握している町立幼稚園の歴史とはちょっとずれがあるのです。そういうふうな形にあります。

そういうふうなことで、ですから安藤さんは私に対して何を答弁しろというのですか。それでいいのですか。

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） 不毛なことを言っているのですよ、だから安藤さん自身が。

○佐久間孝光議長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより、発議第11号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を4時10分といたします。

休 憩 午後 3時58分

---

再 開 午後 4時09分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、皆さんにちょっと協力を仰ぎたいのですが、白熱する議論も当然のこととありますけれども、あくまでも、これは議場でありますので、その言葉使い、表現に関しましては少し注意をしていただきながら、相手のことをしっかりと尊重する中での議論のやりとりをしていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

---

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 それでは、日程第18、発議第12号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議の件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、埼玉中部資源循環組合を脱退する決議、提案理由を読み上げます。

我が国では大型焼却施設による焼却中心政策でゴミ処理が進んでいます。しかし、

この政策は日本にとってコストが高く、しかもゴミを常に必要とし、健康面・環境面でのマイナスが大きく、生命の安全が損なわれています。そのような政治からゴミを燃やさない政策への転換が必要です。特に小川地区衛生組合管内の自治体は、埼玉中部資源循環組合でのゴミ焼却は、財政を脅かすこととなります。又、収集運搬が実際に可能であるかどうか、不明です。

嵐山町が埼玉中部資源循環組合から脱退し、改めてゴミ処理のあり方を考える必要があります。

これからの嵐山町の財政を健全にするために埼玉中部資源循環組合の脱退を決議します。

では、裏面を読み上げます。

#### 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議

嵐山町は、平成26年より、埼玉中部資源循環組合構成自治体として、焼却処理施設を造る計画で、平成36年稼働予定であるが、吉見町大串は、嵐山町から距離がありすぎる。

現在では、5万人規模の人口で循環型社会形成のための事業に国補助金が交付される。

近距離の民間焼却施設もある。生ごみのバイオマスエネルギーへの転換、小川地区衛生組合管内の建設資材の端材、里山の産物等のエネルギー利用を考慮し、廃棄物処理計画を策定する必要がある。吉見町大串の焼却施設建設並びに付帯施設の建設・運営を行うには、将来的な負担が大きすぎる。CO<sub>2</sub>の排出の大きいガソリン車を、日常的に運行するのは、地球環境への影響も大きすぎる。収集運搬に関しては、民間業者に委託しているが、毎日のことであり、吉見町大串までの取集運搬が可能であるか不明である。

嵐山町が本組合を脱退することで、比企地域のごみ処理計画は、広域処理から、地域での処理を検討することができる。また、嵐山町においては、環境面においても人口減少による今後の財政改革も踏まえたまちづくりを進めることが可能になる。

以上、埼玉中部資源循環組合から脱退することを決議する。

令和元年6月14日、嵐山町議会です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第12号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第19、発議第13号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について、提案理由を述べます。

日本の女性の男女格差度は、2018年12月に発表されました。149カ国中110位でした。東京医大の女子受験生の差別は、男女差別の典型例です。女性が家事・育児・介護を担うことが、当然のこととされ、職業上の制限を予測し、大学が女性差別を行っていた。日本では女性差別があらゆる場面であり、その解決が必要であり、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるものであり、本意見書を提出します。

意見書の内容を読み上げます。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約締約国の個人または集団が条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査・審査を行い、通報のあった当事者・政府に「意見」、「勧告」を送付するという内容である。同条約の実効性を高めるために、1999年の国連総会で採択され、2018年8

月には、締約国189カ国中109カ国が批准している。しかし、日本は批准していない。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割である。女性差別撤廃委員会は日本に対し、同条約選択議定書の批准を再三勧告している。

第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としている。

よって、政府はすみやかに女性差別撤廃条約選択議定書を批准することを求める。

以上、地方自治法99条の定めにより意見書を提出する。

令和元年6月14日です。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第13号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第20、発議第14号 性犯罪におけるさらなる刑法改正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。



渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 性犯罪におけるさらなる刑法改正を求める意見書の提出について、提案理由をお話しします。

2017年に110年ぶりに刑法が改正され、強姦罪が強制性交罪にし、法定刑を3年から5年に引き上げました。監護者からの行為には暴行・脅迫要件を除外し、監護者性交等罪を新設しました。が、被害者は、性交を求められたとき、激しく抵抗等をしなれば、同意があったものとされます。本年1月、中学2年生から性虐待を受けていた女性の加害者である父親は、同意があったものとされ、無罪となりました。被害者の立場に立つと、激しい抵抗・拒否は難しく、現刑法では、男性裁判官と一般市民との間にギャップがあります。被害者の不同意で、性犯罪が成立するように刑法の改正を求めるため本意見書を提出します。

性犯罪におけるさらなる刑法改正を求める意見書

2017年、110年ぶりに刑法が改正され、強姦罪・準強姦罪は「強制性交等罪」、「準強制性交等罪」に名称を変更し男性も対象とした。そして、法定刑の下限を「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」に引き上げ、親告罪の規定を削除した。

しかし、中学2年生の時から性虐待を受けていた19歳の女性の加害者である父親は2019年3月、無罪判決となった。刑法改正後においても、性犯罪加害者が無罪判決であることが続いている。性犯罪被害者の明確な抵抗等がない場合、同意があったとする判断がなされることによる。110年ぶりの改正の3年後の2020年には刑法改正の見直しがおこなわれる。以下の改正を求める。

記

1. 強制性交等罪（レイプ）における暴行・脅迫・心身喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、相手からの「不同意」のみを要件として性犯罪が成立するように改正すること。
2. 監護者等性交等罪の適用範囲を18歳以上に拡大し、処罰を重くすること。
3. 親族、指導的立場にある者（教師・施設職員等）や上司など地位や関係性を利用した性行為に対する処罰類型を設けること。
4. 低すぎる性交同意年齢を引き上げ、抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法99条により意見書を提出する。

令和元年6月14日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、法務大臣です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第14号 性犯罪におけるさらなる刑法改正を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第21、発議第15号 減プラスチック社会への構造転換を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 減プラスチック社会への構造転換を求める意見書について、提案理由を述べます。

2018年10月に、日本人を含むボランティア被験者8人全員の糞便からマイクロプラスチック粒子が検出されたという調査結果が、オーストラリアで開催された胃腸病学会議で、胃腸病学者であるフィリップ・シュワブル氏より発表されました。人間の体に合成樹脂が入っているのです。病原菌と異なって、直ちに生命の影響はありません。

プラスチックは、環境ホルモンを排出します。環境ホルモンによって、精子の数の減少、胎児の発育異常が、環境省によって知らされています。

私たちは、プラスチックによる大量生産・大量消費・大量廃棄の便利な生活にとっぷりつかっています。しかし、地球規模で環境破壊が進み、人間の身体への影響も大

きくなりすぎています。マイクロプラスチックから検出された環境ホルモンの濃度は、海水中の汚染濃度の10万～100万倍といわれます。汚染物質を吸着したマイクロプラスチックが魚介類や海鳥の消化器官から検出されています。その汚染物質は生物の脂肪に移行し生物濃縮となって蓄積されています。便利なプラスチックの影響を考えない生活は、限界がきています。身体、環境へのプラスチックの影響を少なくするために本意見書を提出します。

裏面ですけれども、減プラスチック社会への構造転換を求める意見書

世界で年間800万tのプラスチックが海に流入し、海洋に存在しているプラスチックは1億5,000万tに達していると推定されている。わが国では、環境への負の影響を抑えるためのコストがプラスチックの価格に転嫁されず、安いプラスチック製品の多くが使い捨てとして過剰に流通している。廃プラスチックの処理は国外に依存していた。しかし、中国、マレーシア、タイがプラスチックの輸入禁止措置をとった。そのため、国は自治体に対し、産廃プラスチックの焼却を要請している。プラスチック焼却は、ダイオキシンを含む環境ホルモンを放出し、地球環境、人体への影響は大きい。又、プラスチック焼却による温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>を発生させる。

プラスチックの地球規模での危機状況を回避するため以下を求める。

#### 記

1. 使い捨てプラスチックの生産・輸入・消費量の大幅削減をするために、国外に輸出していた廃プラスチック量に相当する年間150万tの廃プラスチック排出抑制を2025年までに実現すること。同様に、2017年の容器包装等・コンテナ類での排出量実績415万tの75%に相当する年間310万t以上のプラスチック排出抑制を2030年までに実現すること。
  2. 焼却処理（サーマルリサイクルを含む）及び埋立処理の段階的削減を求める。熱回収により、国内処理される廃プラスチック量を2017年の年間実績を基準として2025年までに30%以上削減し、2030年までに60%以上削減する目標設置し、実現すること。
  3. 大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムからの転換をはかるために、プラスチック価格に環境コストを組み込んだシステムを構築すること。そのために、拡大生産者責任を徹底した容器包装リサイクル法の見直しを含む法整備をおこなうこと。
- 以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先ですけれども、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、産業経済大臣です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） これも減プラスチック、それで大体書かれていることはニュースなどでも私も耳にして、ちょっとやっぱり大変なことだなと、日本の国から外れているところのことも考えます。

ただ、構造転換を求めるということです。それで、1番に書いてある「2025年までに実現すること」、150万トン、さらにはコンテナ類での排出量実績を415万トンの75%に相当するというようなことを、どういう代替する形でできる可能性があるのですか。今意見書を出されたとして、ここまで行き着くためのどういうふうな状況で、日本の中において今の産業をどんな形ならばできるの。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ほとんどのプラスチックが90%近くが使い捨てのプラスチックなのです。レジ袋、それから例えばこれにふたをするもの、こういうふた、それからストロー、そういったものなのですけれども、それをやめていくことということで、かなり削減されると思います。

プラスチックフリーというのを実際に京都の何町といったかな、宣言しているのです。そういった形のことを少しずつ実現していますし、今レジ袋の禁止の法律ができました。無償化はいけないという法律ができて、それいつから実施になるかわからないのですけれども、ちょっとメモしていないのですけれども、そういった状況になっていて、日本だけでなくドイツやイギリス、そういったところでは実際にこれと同じような形の取り組みをしておりますので、これは生活構造は法律を制定して、そういうふうな仕組みをつくりさえすればできることです。

○佐久間孝光議長 よろしいですか。

ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先日NHKを見ていましたら、プラスチック製品を家から出したらどうい生活ができるのだろうという番組をやっていて、ありとあらゆるものが今プラスチック製品に覆われていて、まず渋谷さん、歯ブラシとかは使いますか。

歯ブラシ、あとクレジットカード、あと電子レンジもプラスチックがくっついている。とにかく家庭にある、お風呂場にある洗面器や椅子や、あととにかくそういうさまざまなものがプラスチック製品でできていて、生活が成り立たないなという、何か実験をやっていました。

本当に、今はもう自分の身の回りがプラスチック製品に覆われているわけですがけれども、代替商品、今いろいろと編み出してつくっているところなのですからけれども、やっぱり自分の足元から分類をしっかりとなくしていく。レジ袋も使わないように必ずマイバッグを持って買いに行くとか、そういう自治体での取り組みをまずやった上で、こういう大きなことというのはやるべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） もちろん嵐山町でそういうふうな宣言をしていただいたら、プラスチックフリーのまちづくりをするという宣言をしていただいたらいいのですけれども、これは国全体で構造転換をするという意見書ですので、例えば今あるものをレジ袋の無料化の禁止条例とか、それからスターバックスなんかはストローを使わないというふうになっていきますけれども、そういったことを国がやっていくということです。そして、その目標値を設定して、目標値の設定に合わせて嵐山町もプラスチックフリーのまちづくりをしていくというやり方もあると思いますし、私自身は申しわけないですがけれども、歯ブラシは仕方がないとしても、ほとんど洗面器類は全部木製です、残念なことに。それから、残念なことにはいろんなことは生活クラブ生協というのをやっていますので、瓶もリサイクルユースですし、それから持っているプラスチックの袋なんか全部リサイクルするシステムの中で生活しています。それでもやっぱり一つの家庭でこのくらいのごみは出てくるのですか、1週間に。私の使っているものではなくて、やっぱりスーパーなんかで買ってくるお菓子とか、そういったものはどうしてもプラスチックというか、小袋に入っていますので、そういったものを利用すると、こんな形ぐらいのごみは出てきますけれども、それもなくしていても構わないかなと思うのですけれども、でもとにかくそういった袋なんかはバイオ、別の製品にかえていく、今いろんな形で生分解性のプラスチックをつくるという研究が出ていますし、そういったふうな型に構造転換するためには、減プラスチック社会の構造転換を求めるといって国が決議していけば、ドイツやイギリスのような形で

きると思います。どこでしたか、私メモしておいたのですけれども、完全にプラスチックフリーをするというのを宣言したのはイタリアだったかな、ともかくいろんなところでやっけていまして、日本とアメリカだけがそれをやっけていないという形ですけれども、でも実際にはアメリカではそういったことを進めていっていますので、こういうふうな形で国が動けば、今は国は中央集権ですから、日本自体は。そういった形で自治体からももちろんやっけていく必要はあると思いますけれども、中央集権で法体制ができることがとても大切だと思いますが。

○佐久間孝光議長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第15号 減プラスチック社会への構造転換を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第22、発議第16号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてであります。その提案理由をまず述べておきたいと思っております。

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす原因になります。加えて、車両の接近に気づかなかつたり、犯罪に遭いやすくなることが懸念されております。そのため、補聴器の使用が必要であります。価格が平均で15万円と高額であり、全額自費となるため、日本の使用率は13%（欧米は40%である）という低い状況であります。

以上のことから、本意見書を提出するわけであります。

それでは、本意見書の朗読を行います。

#### 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少によって、脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられている。加えて、背後からの車両の接近に気付けなくなるなど、事故や犯罪被害にも遭いやすくなることが懸念される。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円～20万円であり、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定される身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中程度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

聴覚障害による身体障害手帳6級の基準は、両耳の聴覚レベル70デシベル以上とされており、例えば、40cm以上の距離で発音された会話を理解し得ないものとなっている。また、一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上となっているが、こうした規定があっても、加齢による難聴が自然現象であるとの理由から手帳申請を断られる事例も発生している。

また、聴力検査は医療行為であり、加齢性難聴の基準を定め、医療機関発行の聴力検査結果を必須とすれば、適切な公的補助の実現が期待される。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ご

すことができ、認知症の予防や交通事故防止、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、佐久間孝光。

提出先ですが、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣であります。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 川口議員、今回も一般質問でこの質問されていました。このかわいではまだ補助は少ないというようなことも聞いていましたけれども、補聴器の使用率を上げるという公的補助のような形が本当は一番私はふさわしいのではないかと思っていますところなのですが、その辺についてどういうふうを考えられますか。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そういう目的で今回の意見書をつくっているのですけれども、そういうふうには読み取れないということなのですか。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 十分、ではその意図をお持ちになっておつくりしていると。

それと、ちょっと後段のところになるのですけれども、「聴力検査は医療行為であり、加齢性難聴の基準を定め、医療機関発行の聴力検査の結果を必須とすれば、適切な公的補助の実現が期待される」ということなのですから、この辺のところも聴力検査の結果がある程度決まるといってきければ、その辺が適切な公的補助というような理解もされているということでもいいのかな。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そのとおりで、きょう資料を持ってこなかったのですけれども、ちょっとヨーロッパと基準が、日本は緩いのです。90デシベルとか、ヨーロッパはたしか40ぐらいで難聴の部類に入ってくるのだというのですが、日本は70だということなので、この辺もちょっと変えていく必要があるかなとは思っているのですけれども、それはちょっと今回の意見書には入っていませんので、いかにして使用率を上げて、生活の質を落とさないように、難聴になってもそういう目的でこの意見書を上げてい



るわけでございます。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） それで、相当のこれから100年時代ということがもう見据えられているわけです。加齢性難聴は、いつ誰に訪れるかわからない、一人一人に来るわけですが、まだまだ自治体がなかなか出せる状況ではないと。そういう中で、国のこちらに上げていくということは、これからの先を見据えても大事なかなと思っていますけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 全くそのとおりだと思います。日本が13%、きのう私の表では14.4%まで上がったということなのですが、それでもイギリスはもう50%近いですから、まだまだ日本では低いと。国の姿勢がどうしてもまだ難聴者に対する理解が進んでいないというあらわれだと思うのです。ちょっと違うような国になっていますが、でもやっぱりそういう弱い面が日本ではまだあるということで、それはイギリスだっどこか弱いところがあるわけで、日本が進んでいて。難聴の関係ではイギリスのほうが進んで、日本はおくれているということは言えると思いますので、この点を強めていっていただきたいという、そういう意見書でございますので。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第16号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

---

◎発議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第23、発議第17号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出について説明したいと思います。

まず、提案理由を述べさせていただきます。

沖縄県民の「辺野古新基地ノー」の意思是、衆参両院選挙、補欠選挙、知事選挙及び県民投票により、明確に示されている。しかし、安倍政権は沖縄県民の民意を踏みにじり、工事を強行している。そのため、これ以上の民意を踏みにじる行為は許されず、建設工事を直ちに中止することと、真摯な話し合いを行うよう、本意見書を提出するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書

沖縄県名護市の米軍基地建設をめぐる政府と沖縄県が対立している事態は、一地方の出来事として看過することはできない地方自治の根本にかかわる問題である。

沖縄県民の「辺野古新基地建設ノー」という意志は、衆参の国政選挙、補欠選挙はじめ、知事選挙や県民投票で明確に示されている。18年9月には翁長雄志知事の遺志を受け継いだ玉城デニー知事が過去最多の得票数で当選し、辺野古埋立ての賛否を問う19年2月の沖縄県民投票では反対票が投票総数の7割を超えた。

しかし、日本政府はこうした沖縄の民意に向き合おうとはせず、17年4月からは抗議する市民を暴力的に排除しながら護岸工事に着手した。沖縄県が18年8月に辺野古沿岸部の埋立承認を撤回すると、不服審査請求などの対抗措置をとって工事を再開、同12月には土砂投入まで強行した。加えて、軟弱地盤の存在で工期も工事費も見通せないばかりか、サンゴ移植など環境保全対策は全く不十分である。辺野古基地の既成事実化を図ろうとし、なりふりかまわず工事を強行しようとする安倍政権の恫喝的な対応は、県民の民意と沖縄の自治を何重にも踏みにじる暴挙であり、断じて許されない。普天間飛行場は一刻も早く閉鎖、撤去を行ない、県内への移設を断念すべきである。

地方自治体は、国家とは別の人格を持ち、中央政府とは対等の立場にあるにもかかわらず、日本政府には地方自治を尊重し対話しようとする姿勢が見られない。全国知事会は18年7月、米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、日米地位協定の抜本的見直しや基地の整理、縮小、返還などを求めている。

よって、国会及び政府に対し、沖縄県民が平和に生きる権利を具体化するため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

#### 記

一、辺野古新基地建設工事を直ちに中止すること。

二、沖縄県民の民意を踏まえ真摯な話し合いを行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣であります。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第17号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

---

#### ◎町長挨拶

○佐久間孝光議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、令和元年第2回定例会の閉会に

当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月10日に開会をされ、6月14日の本日まで5日間にわたり、極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました令和元年度一般会計補正予算をはじめ、諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜り、まことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処をする所存でございます。

さて、おかげをもちまして千年の苑ラベンダー園は6月8日のオープン以来、連日多くのお客様でにぎわいをしております。これまで池袋駅構内における広告活動をはじめ、テレビ、新聞等、各種報道で取り上げていただいているほか、東武鉄道ではヘッドマークをつけた特別列車、らんざんラベンダー号が運行をされました。また、文化財分野におきましても続日本100名城スタンプラリーが開始されて以来、途切れることなく全国各地から多くの方が杉山城址、菅谷館跡を訪れてくださっております。こうした新たな人の流れを追い風にして、嵐山町の魅力をさらに発信をし、令和の時代が極めて順調に力強く滑り出した今、笑顔あふれる未来をつかむべく全力で取り組んでまいり決意でございます。

気象庁によりますと、関東地方も7日に梅雨入りをしたということでございます。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、さらなるご活躍をご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。

まことにありがとうございました。(拍手)

---

#### ◎議長挨拶

○佐久間孝光議長 次に、本職から挨拶を申し上げます。

本定例会は短期間でありましたが、今後の社会状況の変化を捉えた重要な指摘が多くあり、密度の濃い意義ある議論がなされたものと認識をいたしております。

しかし、議論が白熱する余り、議場での言葉の使い方、表現の仕方に関しては検討する余地もあると感じました。そういった中においても執行部におかれましては、それぞれの質問、質疑に対し、真摯に答弁をいただき、まことにありがとうございました。

また、各議員には議会運営に対し、さまざまな形でご協力をいただきましたことを重ねて感謝申し上げます。

結びに体調を崩しやすい時期であります。健康管理には十分留意をなされ、皆様方のますますのご活躍を心よりご祈念申し上げ、本職からの御礼の言葉といたします。ありがとうございました。(拍手)

---

◎閉会の宣告

○佐久間孝光議長 これをもちまして、令和元年第2回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員